

カウヤガネ (高野金) 江戸期に眞言宗の本山なる高野山から、末寺及び檀徒へ低利無期限で貸付け、利子を送り元金に達すると證書を返す定めとなつてゐた。抵當は寺跡を出すことになつてゐた。そして高野金、エタ金、座頭金の三つは特殊の金融機關であつて、座頭金は大名へは一口百兩以上を、百姓町人には一口十兩以上を大金と稱してゐた(越後風俗志第七輯)。因に高野金に就ては「和歌山縣誌」其他の著書雜誌にも載せてあるが、茲には態と省略した。

ガウヤド (郷宿) 世間小話に、城下町及び陣屋役所などの所在地に、郷宿と云ふものがある。附近若干の村の人を宿とする定めである。其家が不幸にも傾く様な場合は、村々が費用を出し合ひ、無利子年賦金を貸付ける。或は火災の折などには村柄に應じ、出金して家作を與へる。草高五百石位の村方では、七八村も郷宿とするので、家は常に出入があつて賑やかなものである(越後風俗志第三輯)。

カウヤノセイキン (高野の制禁) 紀州高野山では弘法大師が山上を結界の地と定めてから女人、酒肉を禁じ爾來、管絃、鳴物、鉦鼓、揚弓、蹴鞠、碁將棋、牛猫

鶏等の鳥獸を畜ふ事、果樹を植える事、竹箒を用ゐる事猿白鷺を飼ふ事等を禁じた(紀伊續風土記卷五二)。同様に禽獸を禁じたのは、若い學僧の修行の妨げになるからだと傳へてゐる。

カウヤヒジリ (高野聖) 紀州高野山に學侶、行人、聖(ヒジリ)の三派があつて、各自その勢力を張つて來たが、高野聖とは其一派の稱である。

高野聖の起原 應保二年に明遍上人の下僕が上人に從つて登山し、始めて念佛の業を勧めた。其後一遍上人知眞登山して念佛を唱へた。然るに山内の聖ノ輩が此宗風に染み、遂に鉦鼓を叩き諸國を遍歴し高野聖と稱した。其徒年と共に加はり寺院も次第に多くなつた。

元和元年徳川家康の命令で、聖ノ徒が念佛を唱ふるは本意で無いと、舊の眞言宗に歸入させた。然るに聖ノ徒は諸國を徘徊して檀縁を結んでゐたので、既に將軍家康が三河に居た頃から檀縁がありしたため、聖僧大徳院を將軍家の宿坊と定め佛殿料二百石を寄せられ、聖僧頭とした。當時聖派に屬した寺は六十二院あつた。

高野聖の三派 高野聖には三派あつた。(一)蓮華谷派と稱し、明遍上人の下僕及び藤原信西の郎等など八名

が通世し、之を八葉の聖と稱した。其末分れて三十六道場となり、蓮華三昧院を主君寺と仰ぐ、之が即ち負ひ聖である。(二)萱堂の法燈國師の弟子覺心に始まるもので、之を萱堂派と號し、空口を負ひ諸國に頭陀した。(三)時宗派であつて一遍上人より起つたものであるが、元和元年に臺命により蓮華谷派に歸入した(以上。紀伊續風土記卷五五、高野山部)。

高野聖の功罪 聖ノ徒は始め定まれる資縁が無かつたので、笈を負うて諸國を廻り、托鉢して朝夕に備へ、又無縁の死骨を拾つて空口に入れ、高野山の奥院に納めて回向念佛した。七十一番職人歌合に高野聖の載せてある所より推すも、かなり古くから諸國を修行したものと見える(祠曹雜識卷四五)。

江戸期天和の頃までは、東西の道中筋を高野聖が徘徊し、弘法大師の嚴修したと云ふ護摩ノ灰を押賣りしたり、或は小賊を働き又は農村に入込み婦女に關係して風紀を紊すので、遂に道中稼ぎの鼠賊をゴマノハヒと稱するやうになり、更に農村でも「高野聖に宿かすな、娘取られて耻かくな」の俚諺を産み、後には全く相手にせぬやうになつた(温故の葉一六篇其他)。

高野聖の受難 天正六年に荒木村重が逆心を起したので、織田信長之を亡した所が、其殘黨高野山に隠れ高野聖になつた。信長使者を遣し其引渡しを求めしに、却て其使者を殺してしまつた。信長大に怒り天下の高野聖を悉く誅戮すべしとて、同九年八月先づ伊勢に居りし高野聖數百名を捕へ、一志郡松ヶ嶋で成敗した。其折に美容なる十五六歳の小聖あり、織田信雄之を愛して助けた。信雄の弟信孝戯れて近臣白子奎右衛門に對し「尻故にこそ命たすかれ」と口吟みしに、白子「蜘蛛の糸あはれにも又引出され」と附けた。此小聖信雄と衆道の契りあり、後に北野天道とて出頭人となつた(勢陽雜記卷四)。因に紀伊續風土記(卷五五)に由れば、此際に捕はれた高野聖の總數は一千三百八十三人に達し、安土城外京都の七條河原等で悉く死罪に行はれたとある。

【参考文献】

- 高野聖の由緒 (幕府留書) 祠曹雜識卷四五
- 聖と云ふ部落 (柳田 國男) 郷土研究二ノ六
- カウリチザウ (行李地藏) 岩代河沼郡金上村大字海老細妙福寺境内に地藏堂あり、本尊の地藏は三尺三寸五

分（運慶作）の像が安置してある。嘉元の頃若松市大町實成寺の開山日尊が、出羽國に趣かんと耶麻郡熊倉村に至りし時、一人の小僧來り日尊に吾村の老若皆疫癘に病む、師の法力にて苦を救ひくれと頼む。日尊同村まで來り一草庵前に休むと、肩の行李が忽ち其行處を知らず、怪みて地藏堂に入り見れば、行李は地藏の肩にあつた。堂前に日尊刻みし題目の石碑がある（河沼郡案内）。

カウリンスキ

〔降臨杉〕 阿波勝浦郡生比奈村大字生名の鶴林寺の境内に降臨杉がある。弘法大師開山の際に雌雄の鶴が高木の上を飛び、恰も何ものかを守護する様であつた。來て見ると杉の頂上に、一寸八分の黄金の地藏佛が輝きあつたので、本尊とし、茲に鶴林寺を開いて、其杉を降臨杉と云ふた（徳嶋縣老樹名木誌）。

カウリンセキ

〔降臨石〕 影向石とも腰掛石とも稱して各地に存してゐる。各條を参照せよ。

山城葛野郡松尾村大字下山田最福寺の址に、松尾明神の降臨石がある。明神此石上來現して、延朗上人の説法を聴いた所である（名所都鳥卷四）。京都賀茂神の降臨せられたと傳ふる石が、御阿禮野に

在るので、之を降臨石と稱した（賀茂注進略記）。大隅肝屬郡佐多村の御崎山の海岸に、火尾權現社の南方二町を隔て、降臨石がある。一名をアフゴの瀬とも呼び海中の石磯である。權現誕生の處と傳へて居る。（三國名勝圖會卷四六）。

カウリンボク

〔降臨木〕 美作英田郡河會村大字瀧宮に天石門別神社（瀧宮と號す）がある。拜殿の前に一枯木があつて、クサ槇の木と云ふ。石門別神降臨の木と云つてゐる。昔年此木を伐らうとした處、忽ち血が流れ出たと云ひ傳へられてゐる（東作誌）。

カ、シ

〔案山子〕 神代記にある久延毘古は、今に山田の曾富騰と云ふとあるより推せば、之が案山子である事は疑ひない。然らば何故に此案山子が「此神は足は行かねども、天下の事を盡く知る」靈能を備へてゐるか。白鳥庫吉の考證に従へば、之は水占の術に長じてゐた意味だと云ふことである。併し之に就ては他の條に詳記すべき機會もあると思ふので、茲には姑らく案山子の語原と種類だけにとゞめるとする。

川口孫次郎の研究に、案山子の語原に就いては、諸種の説が行はれてゐる。（一）温故日録には案山子、驚鹿

とある。即ちオドロカシの轉訛と見た説である。（二）三池雜藻には案山子禪語に出づ、愚此文字を鹿驚に當る事、或禪師に問ひしに云々とある。案山子即ち鹿驚の轉訛と見ん説である。（三）松屋筆記に曰く、山田のかゞしも猪鹿の嫌ふ物をくゆらして、令驕おどろかしむるゆゑにさはいへり云々とある。此（三）の説は、臭氣で撃退せしむる意から發したと云ふ説明である。飛彈には最近まで此説と一致する風習が民間にあつた。飛彈益田郡等にては、從來焼畑に穀類の熟した節、鹿猪兎等の侵害を防ぐ爲には、焼畑の周圍に繩を張り、長さ二尺五寸乃至三尺位に切断した竹の割りたる（割竹は自己を支へる太さに割る）上下を尖らし、下部の尖りは地に指す爲めに、上部の尖りは、之に方二寸五分乃至三寸、厚さ二分乃至三分の板の眞中に、孔を穿つたのを指す爲にする。板の下部に髪毛を纏ひつけ、猪の脂肪を塗り付け、之を畑の周圍の繩張の三間乃至五間毎に並べ建てる。之をヤキダテと云ふ。三日又は五日目位に、松明の火もて髪毛を焼けば、髪毛の焼けると脂肪の融解する臭氣とにて、鹿猪兎等が寄り附かぬと云はれた。又上部の板は雨露を防ぐ爲に設けたも

のである。カ、シて其臭氣の爲に避易せしむるのである。發音通りのカ、シである。因に案山子は僧都、添水彈、鳥劫、がんおどしとも云ふ（三卷ノ一）。「斐太後風土記」卷八小鳥郷の山畑の夜守の條に、挿圖さへ添へて「村中の男女おのがじし、山畑の小屋に一人宛別れ行て、夜々守り、案山子（方言に猪の曾米と云）を立て、夜もすがら鳴子（方言土宇豆久）と云をひき」とある。飛彈の今日では、鳥劫しを總じてソメと呼んでゐる。其風は美濃の一部にもある様である。然し全く飛彈及美濃の一部に限つた、所謂方言かと云ふに、必ずしも然うでなかつたらしく、其證據として「想山著聞奇集」卷四に、文化八年辛未の冬の事として、雁に財布を取られたと云ふ話の中に現はれてゐる（飛彈史壇三ノ一二）。

武藏野の大泉、保谷の村々では、觀音の縁日から迎へて來た紙繪馬を、鳥嚇しとして畑の畔の其方此方に、竹に挿さんで立てる。矢張り他地方の案山子の一種なのである（郷土研究七ノ三）。

沖繩にては、案山子の事を「なーしぬまぶい」と云ふ。「なーしぬ」は苗代の義、「まぶい」は守りの義

である。沖繩の「まぶい」の第一義は守り、第二義は靈魂の意である(伊波普猷談)。

【参考文献】

案山子の事から (早川 孝太郎) 郷土研究七ノ三
カカシアゲ (案山子上げ) 信濃下高井郡邊では、十一月十五日に案山子上げとて、麵類を供へて案山子を祭る(同郡誌)。

カカシマツリ (案山子祭) 信濃北佐久郡邊では、十月十日に餅を搗き、案山子や作神等に供へる(同郡誌)。
カガヒ (嬭會) 歌垣とも云ひ、妻覓きの機關であつた事は、改めて云ふまでも無いほど知られてゐる。詳しい事は、拙著「日本婚姻史」に記載した。

カガミ (鏡) 我國には古代から鏡崇拜の信仰が在つただけに、鏡に關する資料は夥しき迄に存してゐる。そして民俗學的に云へば、鏡山は概して墓地であり、鏡池は鏡を池ノ神に獻じた所である。

鏡信仰 日本武尊は、父帝より東國の異賊を平げよとて、叢雲劍と燧とを授けられた。燧とは天照太神御鏡を作らせ給ふ時初の鑄損の鏡は紀州日前宮にあり、二度目の鏡を見る時に取落し、三つに破りたるを燧にな

し給ふた。今の世までに人腰刀に錦の赤皮を下げて燧袋と云ふ事は此故である(源平盛衰記卷四四)。

鏡と神體 神社に鏡を懸けて齋ふは、神體の故には非らず。後世ともすれば鏡を神體とするは、齋鏡に伊勢大神を御をもひ寄せたるものである(寶鏡秘考)。

鬼鏡を怖る 常陸久慈郡河内里の東山に石ノ鏡がある。昔嬭魅が集り鏡を翫んでゐたが、忽ちにして自から去つてしまつた。俗に鬼も鏡に面すると自滅すると云ふ(常陸國風土記)。按に、靈櫃に鏡を入れて埋め、又は墓地に鏡を懸けたのは此信仰に由來するもので、墓地が鏡山と云はれた理由である。

田舎人など夜道を行くには、鏡を領にかけて、鬼を恐れしむる料とするは古き信仰である(寶鏡秘考)。

鏡山 肥前松浦郡鏡村の鏡神社は、昔藤原廣嗣が不軌を謀り誅せられ、其怨靈が僧支防を蹴殺したので明神に祀つた所である(今昔物語卷一六)。

近江蒲生郡鏡村の鏡山は、高さ一町半ばかりである。山頂に龍王の社があり、西の方から之を見ると宛も鏡に對する様なので、鏡山の名が起つた(近江輿地志略卷六一)。

あるとて、鏡ヶ池とも稱する。(新編武藏風土記稿卷一七)。

鏡谷 紀州伊都郡嵯峨谷村鏡ヶ谷と云ふは、楠公遠見して鏡を埋めたので、鏡の宿とも、楠遠見の壇とも云ふ。此處に土中に穴の形ありて石にて覆ひたり、土人此處にて雲祭をなすに此石を取除けば雨降ると云ふ。雨ふたとも云ひて、山伏の行所である(紀伊續風土記卷四四)。

鏡塚 常陸多賀郡佐波々地祇神社。今は小津田村鹽原山にある。又一座が絶頂にあり鏡塚と云ふ。祭神は猿田彦命である(常陸國二十八社考)。

鏡渡 肥前松浦郡鏡村の鏡ノ渡は、昔大伴狹手彦の情人であつた佐保姫が、狹手彦から形身として贈られた鏡を抱いて、川に投身したので斯く名付たのである。(同村史)。

鏡岩 土佐香美郡片地村物部川の水涯に鏡岩がある。其面は玲瓏として往來の人影を照す、野を鏡野といひ郡を鏡郡といひ川を鏡川と云ふ。皆之より起ると。今は砂礫に埋没して見る事が出来ない(土佐古跡巡遊録)。
鏡石 武藏多摩郡大久野村の西徳寺の境内に鏡石があ

奈良市の鏡明神は、藤原廣繼を祭つたものである。廣繼が九州に亡びてから、其亡靈が京に上つて災異が多いので神に祭つた。肥前國松浦郡にも鏡明神がある。源氏物語に太夫監が玉がつらの君に言ひ寄つたのを、乳の人が許さなかつたから歌に「君にもし心たかかは松浦なる、鏡の神を懸て誓はむ」とある(南部名所集六卷)。

日向の見湯郡太古笠狭の御崎に、大山祇神が住んで居られた。二人の息女があり、姉を磐長姫妹を木花咲耶姫と云ふ。瓊々杵尊が姉姫の容貌醜きに退け、妹姫を娶りになつた。姉姫は恥ぢて父大神がお譲りになつた鏡を乾に投げた。其鏡が米良山中龍房山の太木に留つたので鏡山と云ふ(日向の傳説)。

鏡池 野守鏡池は奈良にある。奥儀抄に昔雄略帝が御狩の折、御鷹がそれ木に宿り、池に姿を映したので野守が見て、奏聞したので此名があると(南都名所集一卷)。

武州葛飾郡木賣村西光院に池があり、昔親鸞上人の像を、掘り出した蹟であるといふ。土地では御無垢の池と云ふ。又病者が此水に影を映して、祈願すれば験が

る。萬治三年の火災にかゝつて石面が崩れた(武藏風土記稿卷一一〇)。

駿河富士郡原田村の古老の傳説に、原田の淺間社は、昔は比奈の地であつたが、今は淺間社の東の道路を以て、原田と比奈との界とするけれど、古くは永明寺から瀧川に到る處に水神があつて、鏡石といふ石のある處を村界とした(吉居雜話)。

伊勢鈴鹿山の麓の式内方山神社の近くに、鏡石と云ふ巨岩がある。毎年二月八日に土地では、注連を牽いて不潔を避ける。愛宕權現出現の處といふのは謬傳である(勢陽五鈴遺響)。

越前丹生郡笈松村は昔笈原と稱したが、元祿十四年以後今の名に改めた。同村より南の高山を阿彌陀ヶ平といひ、鏡石とて人影の映る大岩がある。(越前國名蹟考三卷)。

長門厚狹郡際波村平原八幡宮縁起に、神功皇后征韓に際し感應山に於て、天神地祇を祭り給ふたが、此處に厚二尺、廣二間程の丸い鏡の象の靈石があつて、之を鏡石と云ひ今に尊敬する。是は神后が櫛の枝に鏡を取り掛けて祭り給ふた處、其鏡が化して石となつたと云

ふ(長門國風土記卷一五)。

出雲の玉作湯神社。今は王造村湯船明神と云ふ。側に神石がある。晴天には此石に萬物の影を寫すので鏡石といふ(出雲國式社考上卷)。

筑前上座郡菱野村の内鳥越といふ所に鏡石がある。高さ八尺ばかりで角のある石である。石の面が削なした如くである。同席田郡金隈にも鏡石があり。京都金閣寺の北の奥にも鏡石がある。紀伊名草郡大野庄幡川村にもある。唐土にもある。牡子美に石鏡の詩がある。(筑前國續風土記卷一一)。按に、鏡石は餘りに其數が多いので、茲には其一班を擧げるとせめた。

【參考文獻】

鏡 山 考 (中山 太郎) 民俗學五ノ六

カガミトギ (鏡研) 越中氷見地方で江戸時代の鏡研があつて、和蘭商人が硝子の鏡を輸入する迄は、日本全國の鏡は青銅製であつて、何年目かに必ず一度づゝ研かねば、鏡が曇つて用をなさぬやうになるので、鏡を研ぐに特殊の技倆を有する、旅職工が必要となつた。之を氷見地方の百姓が、一手に引受けてやつて居たのである。鏡研ぎには繩張りがあつて、關東行き、關西

行き、中國行と、大體の勢力範圍がきまつてゐて、決して他人の繩張りを、無斷で犯す事を許さないのである。後には此繩張の賣買が行はれるやうになつた(郷土研究三ノ一一)。

カキ (柿) 紀州西牟婁郡の俚諺に『日柿雨栗』と云ふは、早り續けば柿實が太り、之に反して雨が多いと栗實は大きくと云ふ意である(郷土研究一ノ一二)。

カギカケ (鍵懸) 陸奥の西平内村の板橋から、土屋への往還道へ越える峠を榎木峠一名を鍵懸峠と云つた。天正慶長あたりは一ノ木戸を据ゑた場所、非常に険しい峠である。鍵懸と云ふのは、津輕の山中では屢々見受ける俗習であつて、即ち木の双股になつたものを高い木の枝に投げ掛けるのである。主として男女懸想する占ひである。うまく投げかければ念願成就、幾度やつても出来ない時は失望するさうであつて、錦木の風俗を更に碎いた行事である。鍵懸は神掛けかと疑ふ人もあつたが、此のかんがけは今全くやらないと云ふ話である(津輕舊事談)。

羽後仙北郡荒河邑の鍵懸に就き、菅江眞澄の記述に『杣山麓等が此山の神に手酬するとして、もぎ木の枝を玉

宮の鳥居また松の高枝、杉のこうれともいはずひしひしとうち掛たり。こは山の神の神門にしかうち掛け手向うべけれど、此神の鳥居いと低ければ、こと神の鳥居にも木の枝にも柴枝を投げかくるなり。こは鍵掛あるは神願などもと云ひて、出羽陸奥の山々は神座でも山の丹嶂、小岑峠、小坂の木に柴投して手祭る習ひなり。そが中に男女懸想してねぎ事するに、一度投て掛りぬれば思ふ念願をうけひき給ひしと喜びて通るとぞ。遠投ヶ石占、かむかけなどは人見ざる間に手向るが多しと云々(月出羽道一)。

京都では正月初寅鞍馬の土民、福等木を以て鑰を作つて賣る。これを福搔きといふ。(今は櫻の木で作つて居る。マツチの軸木を折曲げた様なものである)。福徳を搔き取るの謂である。又生蜈蚣を賣る。之はお福蜈蚣といひ、福ありとする。蜈蚣は毘沙門天のお使である。又帳を賣る事もある。これ毘沙門天大原良人忍上人に融通念佛結案の名簿を授けた縁であると云ふが、商業繁昌の大福帳であるから賣るのであらう。又大判小判の形を模して賣る。これを鞍馬小判といふ(日本歳事史)。福搔は元は鍵懸から出て、工夫されたもの

ではあるまいか。東京の酉ノ市で賣る縁喜物の熊手は更に此福攝の俗化したものである。

大和山邊郡東里村地方の正月七日の早朝に、カギヒキと云ふがある。其前夜家族中の男の數だけオツギ(卵ツ木か)の木を伐つて、自然の枝を利用し「し」の字形のカギを作り、其柄の端に蜜柑を一つ突差し、下に紙の御幣を付けて置く。七日の午前零時から主人は此カギ持ち山の神に參る。早過ぎて六日内では不可ぬ。無燈無言でやる。人に見付けられては、其一年中不吉と信せらる。山の神に着て古木の枝にカギ掛け置き、小聲で「西のターニのエートワダ、東のターニのゼーニ金ウーチのターラヘドツサリニ」と唱へる。かうして歸宅しお祝ひ祝餅をして、又夜の明る迄寢た上で氏神に參拜する。カギヒキの最も早かつた者は、其年一等の福を得る(大和習俗百話)。

カギトリ〔鑑取〕 神社に職業的の祠官が固定せぬ以前にあつては、町村の草分とか宮座の頭人とか云ふ、其神社に特殊の關係を有する者のうちから、有徳の者が撰まれて奉仕し、併せて祭典の儀式まで司つてゐたのである。従つて神扉を開閉する鑑を保管してゐた爲め

に、之を鑑取とも鑑預りとも稱した。稀には神職と鑑取と並存してゐる神社もある。

岩代伊達郡小手村大字糠田村の赤坂明神、祭神は經津主命であつて、同郡掛田村の來嶋氏は宮殿の鑑取である(信達一統志卷四)。

相州足柄上郡野岩村矢倉明神社。古は足柄峠に鎮座し足柄明神と號した。神主白井丹後。先祖を先明司と號した。其後神職中絶して鑑取となし、元文中豊後が時舊に復した(新編相模國風土記稿卷二〇)。

飛彈吉城郡神岡村大字袖川字堀の内に白山神社あり、祭神冊尊。應永十八年御倉屋助十郎此地に移住し尊崇す。御倉の子孫其後大倉と改姓し當社鑑取として今に繁榮する。(袖川村誌)。

伊勢一志郡倭村大字上村、式内射山神社の祭神は猿田彦命である。射榮の略と云ふ。同所に近き榊原村に、鍵取神社と云ふがある。(勢陽五鈴遺響)。

大和大峰山の五月八日山開きから既に二萬からの人が登つた。梅雨明けば山中各行場は白衣の道者で盛り返す様に賑ふ。表口(吉野)裏口(洞川)から登つた各地の講社、登山數六萬七千人に達し講社八百八講と稱

の業態も推知されるのである。

〔參考文獻〕

暖簾と民俗 (中山 太郎) 日本民俗學風俗篇

カクシネンブツ (隠し念佛) 陸中遠野町を中心とした

附近の町村に行はれてゐる。信仰の立前が昔江戸に行はれたと云ふ秘専門徒(御藏門徒とも云ふ)に、共通した點があるやうに思ふが判然せぬ。最近二三の研究が發表されたが、其全貌を知るは今後に俟つものがあるやに考へる。

カクチ 津輕方言考には屋敷の事とあるが、陸奥では一

般に背戸即ち家の後園の意味にのみ用ゐてゐる。羽後でもカクチ又カコチは家の後だと云ふが、平鹿郡には又ウラカクツと云ふ語もあるので、元は垣内であり屋敷の全部を云つた事が察せられる。越中高岡市の附近にはカクチと云ふ十數戸の部落があり、元は之を皮屋とも云つてゐた。青森市では同じ種類の職業の者を寺のカクチとも呼んでゐた。昔は斯う云ふ入達をも、包容し得る大きな垣内もあつたのである。(農村語彙)。

カクベジシ (角兵衛獅子) 越後西蒲原郡月瀉村、及び

同郡太田村大字小高附近から、角兵衛獅子が出た。元

さる。五月八日の山開きに、頂上神祠の開扉が行はる

開扉の鍵を預る講社こそ、山中に於て權威を擅にしてゐる大講中で、表扉鍵は大阪の岩組、光明組が隔年交替である。秘密の扉鍵は堺市の鳥毛井筒五龍兩郷の四講が持ち、下向の人を吐出す扉の鍵は大阪の京橋講が持つ事となつてゐる(大阪毎日新聞、大正四、七、八)。

伊豫温泉郡久米村の日尾八幡宮は、南久米の山上にある。孝謙朝の天平神護二年に創祀すると云ふ。其相立輪田大神久米鷹及び高市古鷹以て祭主となし、其血族現今に至り鑑取である(同郡誌)。

カキノハヌシ〔柿葉鉈〕 大和宇智郡から吉野郡の白銀地方にかけては、祭りの時に必ず甘酒を作り、又握り鉈に鹽鯖の肉を置いたのを、二枚づゝの柿の葉で包む神に供へ、人も食べる(大和習俗百話)。

カキノレン〔柿暖簾〕 安永年間より戊の春へかけて童謡があつた。「躰の下谷に出茶屋がござる。柿の暖簾に豆屋と書いて、松茸賣りならば入らしやんせいのう」と(半日閑話卷一四)。按に、柿暖簾は決して名譽の標章では無かつた。何れかと云へは特殊の賤業にのみ許されたものである。従つて此暖簾を用ゐた出茶屋

和の頃京都に出て舞つたところ、都人の稱賛を受け、殊に比丘尼御所曼華院宮の賞辭を得た。由來月瀉邊は中の口川に瀕し、年々田畑水損多く、生活の道立ち難きより、應永年中、同村の角兵衛なるものが之を始めた。又輕技は小高の小鷹重之助が妙を極め、享保中江戸に出て喝采を博した。今に越後かるわざと云ふ(温故の葉第五篇)。

カクラ 日向の椎葉山ではカクラは野猪の潜伏する區域だと云つてゐる(後狩祠記)。古語のカリクラも同じで集合狩獵場と云ふ意味であつたかと思ふ。カクラの共同團體はカクラ組と云つてゐるが、肥後玉名郡や豊後北海部郡では、共に村内の小部落をカクラと云ふ所がある(山村語彙)。

カクラ 「神樂」 古代の葬儀に於ける音楽である。それが死人の魂を和め、遺族の愁を慰めるに起つた事は言ふ迄もない。後には葬儀が佛家の手に渡り、神社にのみ、神樂が用ゐられるやうになつて現状に達した。更に今存する神樂歌は石清水八幡系のものだと云ふ説もある。

カクライシ 「神樂石」 石見邑智郡都賀村に石體天神か

ある。昔今村對馬といふ人が、京都北野天神に詣で、境内で小石を一個拾つて歸り、神體として社を建て、祀つたが、此石は段々大きくなり寛政の頃は地上に露出する事五尺一寸五分、文化六年には五尺四寸七分五厘となつた。此神は折々自ら神樂を奏し舞ふと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

カクラヲコノムカミ 「神樂を好む神」 日向大淀町の増右衛門の談に、或年々貢米を船に積んで江戸に赴く途中、風の爲土佐の小嶋に船かゝりしたが、數日滞在の退屈さに、船頭集つて無名嶋の神社の拜殿にあつた、二つの太鼓を叩いて神樂を奏した。然るに太鼓の音が陸地に聞えたのか所の庄屋とも見るべき村役人が來て此神は荒神で常には漁船さへ寄せないのに、太鼓を叩くとは法外だと云つて立腹した。然るに其翌日又其役人が來て昨夜神の示現あつたとて、神樂を望まれ之に随つたと云ふ(西遊記卷三)

カクレザト 「隠れ里」 社會の落伍者が山に隠れて里を成した傳説は各地にある。殊に有名なのは平家の落人に關するものである。稀には隠れ里を隱座頭と語り歪めて、怪奇の説を爲す者もあるが採るに足らぬ。猶「平

家村」の條を参照せよ。

會津若松市諏訪神社境内の、西廻廊の外に隠れ石がある。高八尺餘巾四尺餘、昔は今の府城本丸の地にあつた。如何なる譯か人々は此石を尊崇したので、蒲生氏の築城の時茲に移したといふ(新編會津風土記一一)。陸中上閉伊郡小友村字土室の隠れ里。遠野南部氏が轉封後葛西の浪士が隠伏の巢窟であつたので名づける。浪士等が行旅を却掠し、良民が苦しんだので、寛政五年に南部家士が命をおびて諭し、歸順して農民たらしめたが土室が村里をなしたのは此際である。(岩手縣下之町村)。

伊豆の箕掛嶼(大瀬)一名を三峰嶼、又は元根嶼とも云ふ。高さ數十丈の尖石が、劍を植えた如くに列んで居る。箕掛の名は役小角が箕を掛けたともいひ、又昔暴風のあつた時、箕を持ち去つて岩上の松に掛けたからとも云ふ。水際に洞窟がある。里人は隠れと云ひしも今は其ノ口が塞がつて居る(南豆傳説集)。

元文中、田中久五郎が秩父領の御代官の時、大雨の後で山中から古い椀の類が多く流れ出たので、此奥に人家があるかと尋ねて行つたら一大村があつた(譚海

卷二)。

安藝山縣郡細見村に大泊りといふ處があり、深山幽谷で景勝の地である。傳に昔朝家貴人の隠栖した地である。大泊は玉留の轉である。山麓に御屋敷跡と呼ぶ所がある(藝藩通志卷六一)。

カゲ 「影」 我國では、古く靈魂を美加介(御影)と稱してゐた(和名抄)。即ち影象魂の思想であつて、影の有無を以て靈魂の有無を判じたものである。祝詞にある天御影日御影の信仰も、又此源流から出てるのであるまいか。今に影が薄くなつたとは死期の近いことを意味する俚諺、鳥影の映るのを吉事(沖繩では凶事とす)とする俗信なども、所詮は影を靈魂の現はれと信じたからの發生である。陸中遠野町邊の農村で、老人の子には影が無いと云ふのも(土淵村郷土誌)、名古屋邊でエタには影が無いと云つたのも(郷土研究)、共に此思想に胚胎してゐるのである。猶影の信仰の詳細に就ては参考文献に就て知られたい。

【参考文献】

影の神秘 (櫻井 秀) 郷土研究一ノ一〇
影を賣つた男 (中山 太郎) 日本民俗志

カゲキヨテンセツ 「景清傳説」 景清に關する傳説は殆ど全國に分布してゐる。上總生れの侍大將にしか過ぎぬ景清が、何故に斯くまで人氣があつたか、之には種々な理由が雜然と織込まれてゐる。(一)三尾谷との綴引と云ふが如き武者物語(二)源頼朝を敵として狙ひ兩眼を抉り抜いたと云ふ忠勇物語(三)遊君阿古屋との悲戀物語、(四)日向の生目八幡に關係あるやに傳へられた物語、まだ此外にも數へれば相當ある。殊に注意せねばならぬのは、伊勢の加藤景清、出雲の藤原景清等の傳説を攝取した事と、傾城の字音が景清に通ずる所から、阿古屋を仲介者として幾多の傾城傳説が附會されてゐる點である。茲には多數のうちから主なるものを擧げるにとゞめる。

米澤市葉山北の柚に、阿姑耶ヶ谷とてある。悪七兵衛景清の妾阿姑耶の前が、景清の此地に隠れ居ると聞き尋ね來て倒れ死せるを、憫て埋めたる墓木と云ふ(米澤地名選)。

常陸石岡町富田町に、富田觀音と云ふがある。古老の言に景清の守本尊なりと云ふ(石岡誌)。

上總夷隅郡長志村に、大慈山千光寺と云ふ、天台宗の

貧乏寺がある。俚俗に悪七景清は同郡布施村の産と云ふも、實は千光寺谷の産れである。幼名を千光丸と云ひしと。同寺に景清の乗りし鞍一口ありしが、文化乙亥年中に焼失した(房總志料續篇卷三)。

上總君津郡井尻村は、俚俗悪七兵衛景清此地に住み、龜の井の水を飲料とせしより景清の井と稱し、其井の尻なるより村名とした(上總町村志卷一)。

相州鎌倉梅谷と山王堂ヶ谷と間の山の出外れに、景清籠と云ふがある。化粧坂へ行くには籠の下を通る。景清鎌倉にて籠に入りし事、何の本に有るやらん見當らず、景清と云ふ舞は都にて籠を破りしとあり、景清の娘を鎌倉龜谷の長に預けしとなり。斯かる縁に付き斯く云へるにや(鎌倉物語卷一)。

近江蒲生郡八幡は悪七兵衛景清が、京都尾張の往還に藥師佛を持參し、堂を建て清景山旅館寺と號す。本尊今に在ると云ふ(淡海温故録卷二)。

越後西蒲原郡峰岡村大字大澤に、大悲山景清寺と云ふ精舎がある。本尊千手觀音は悪七兵衛景清の、守本尊なりと傳ふ。紫金の立像で丈八分臺座二分五厘、背に景清と刻してある(越後鐵道案内)。

伊勢員辨郡志知村は、桑名町屋川の上流二里許りにある。庄屋左平次の屋敷は、平家の侍悪七兵衛景清の住みし屋敷なりと云ふ。又如何なる故か夏蚊がゐぬ。同村に平部大明神と云ふ社がある(勢陽雜記卷一)。

攝津嶋下郡吹田村に泪池がある。俗傳に此所に悪七兵衛景清の伯父大日坊が蟄居した。壽永三年八嶋の戦に敗れた景清ここに來り潜む。或日饅頭の手と云ふを聞誤て、伯父の變心と思ひ之を殺す。此地にて血刀を洗ふ後訛て泪池と云ふ(攝陽雜記卷四)。

奈良市勝願院の辻子に、景清が母の持佛がある。此地藏の錫杖は、景清所持の弓杖である。是は景清が形を地藏に作りて、母の朝夕此像に向ひて後世を願ひしと云ふ。故に地藏を盲目に作る。母の自作と傳ふ。此辻子を景清の辻子とも云ふ(南都名所集卷六)。

美作吉田郡芳野村大字古川に、景清山寶性寺と云ふがある。境内に悪七兵衛景清と阿古耶の墓あり、實は藤原筑後守景清の墓なりと云ふ(美作風土略)。

周防室積町字丸山に景清穴がある。岩穴の内部は人工以てせる普通の石垣で、天井板の如く一面の石造である。部落民單に景清穴と稱へ、該部落中の舊家原田永

之進氏邸に祖先傳來の秘藏にて、悪七兵衛景清の帶劍あり、名刀なるも一度鞘拂へば其人立所に發狂すると傳へてゐる(防長新聞大正四、八、六)。

筑前糟屋郡下府村の日の下に大塚あり、村民之を悪七兵衛景清の女人丸の墓と云ふ。景清日向に流され、其女人丸尋ね下りし事謡曲に作れり。然れども正しき文には見えぬ(筑前續風土記卷一九)。

日向に景清の塚がある。然るに如何なる故か、同人の母は人吉の城下より五六里程東の切幡村にあり、此處には景清の女の墓もある。切幡の神社とて一村の神に祭る。此村は甚だ盲人を忌み、座頭なる者は他所よりも入り來らず、若し之ら犯せば忽ち大なる祟ありて難義に及ぶと云ふ。悪七兵衛景清の盲人になりし故である(西遊記卷五)。

日向諸縣郡山之口村に、龜鶴三石城と號せし城趾がある。初め平家の土悪七兵衛景清の築り所なりと云ふ。景清の女人丸の像を祀れる藥師堂が、城趾に近き福王寺境内にある(三國名勝圖繪卷五七)。

大隅嶺岫郡中之内村柴井谷の山中に、景清の墓と云ふがある。悪七兵衛景清日向の宮崎より來り此所に潜居

し、遂に歿すと傳ふ。農民龜江郎は其裔で位牌系圖太刀甲冑等を藏せしと云ふ(地理纂考卷一八)。吉野郡西栗倉庄影石村に景清屋敷と云ふあり悪七兵衛景清後此の村に山々生れたと云ふ其屋敷今は荒神の森となり今大竹を(一尺三寸周)生す更に伐る人なし屋敷内に景清の腰掛石と云ふあり俗人に腰を掛けさせずと云ふ(東作誌)。

伊勢鈴鹿郡邊法寺村に景清の宅趾あり其門蹤に推き處に楠の大木ありと云ふ(三國地誌卷二七)。景清が指染たるあざ丸の太刀は千秋紀伊守求めて眼潰れ其後蔭山掃部頭もとめて流矢のために眼つぶれたり其後丹羽五郎左衛門長秀もとめて眼病み久しかりしに來人の新を開傳へて、彼太刀を熱男神田へ納めて眼病平癒せしと云ふ(新燕石十種第三卯花園漫録卷二)。悪七兵衛景清の刀疋丸は、千秋紀伊守求めて佩とし眼が潰れた。其後蔭山掃部頭之を求めて差したが、不思議の流矢に中りて眼を潰した。又其後に丹羽五郎左衛門長秀が手に歸したが眼病久し。時に件の話を聞いて、彼太刀を熱田明神へ納めしに眼病忽ち平癒せりと云ふ。(落葉編)。

【参考文献】

- 景清 塚 (中山 太郎) 郷土研究二、八
- 目一つ五郎考 (柳田 國男) 民族三、一
- 景清の太刀 卯花園漫録二
- 景清の持佛 白河風土記二
- 景清の宅趾 三國地誌二七
- 景清の生地 英田郡誌

カゲキリ (蔭伐) 伊勢津藩で寛政六年に蔭切とて(一)田畑の日蔭をなす樹木、(二)村々の物干場の障害をなす樹木、(三)以上の代りに支障なき限り、有用木を栽えさせたが、役人共が遂に民家附近、社寺の樹木まで亂伐したので、之が百姓一揆を起す一原因とまでなつた(經濟論叢二九の三)。按に、足利市外の農村に於ける、コサ(木蔭)伐りと同じものである。

カケジシ (懸空) 土佐香美郡美良布村の美良布神社では、古へ祭典には猪鹿の肉を供へ、狂言を行つたと云ふ。即ち下の如き口碑がある。川上大明神の祭往古は猪鹿の肉を奉る、是をカケジシと云ふ由。何の比にか猪鹿取れず、五百藏村にて牛の子を殺し、猪鹿の代りに用ひたりし由。神慮に不叶哉祟りあり、其時より猪

鹿を奉る事止りたいと云ふ(土佐史壇第一五號)。播磨明石郡檀谷村大字長谷の諏訪大明神では、例年二月九日の神事には、鹿を狩て松の木に掛け神へ奉つた由であるが、今は絶えてしまつた(播磨鑑)。

石見那賀郡石見村大字黒川にある、三宮神社諏訪神の例祭十二月廿六日には、前日村民が出て山野を狩り祭日には神前に棹を打渡し、その獲物の鳥獸を懸け列ねて供物とする、此式を贅狩りと云ふ(石見外記)。

安房の國風として、秋の神社祭には、往々魚類海藻をとり來つて、之を神籬に掛け、或は盤に盛り神前に供へる(房總雜記)。

カゲゼン (蔭膳) 筑前糟屋郡多々村大字土井では、旅行者のある時は必ず蔭膳を据える。其時茶碗の蓋のうちに、飯の蒸氣が付いてゐないと、異事があると云つて心配する(九州民俗學一ノ八)。

カケソメ (懸初) 阿波新野町では、正月十一日懸ヶ初とて、竹三本の枝に四手を付けて田に持行き、之を立て、餅と柿とを祭つた後、歸つて焚き一同祝ふ(新野町史)。

カゲトリノイケ (影取池) 古代人は影を魂の現はれと

信じてゐたので、影を吞まれるか取られるかすると死ぬと考へてゐた。影取池や益影井の傳説は、之が基調となつて發生したのである。

羽後平鹿郡の大神宮は、古は千刈田村今云ふ百目木、(中山曰。黒川村の字か)と云ふ地に鎮座してゐる。此社を奉齋したのは藤原秀衡の時代と傳ふ。此社に近く影取沼とて大沼があり、朝に東を通れば人の影西に落ち、やがて其人こゝで溺死する。又夕日照る頃に西を過ぎれば、人も馬も其影を東に落し、人馬ともに死ぬと云ふてゐる(雪出羽道)。

信州小縣郡と更級郡との境なる半過の中腹に、昔影取池(今は平地となる)と云ふがあり、此池に大鱈が棲んでゐて、通行人の影を取つたので斯く名付たと云ふ。(郷土研究三ノ一)。

丹後世屋の成相寺の山には、昔から大蛇が多く棲んでゐる。村民山に入り大蛇に逢ひ、若し影を吞まると死ぬとて、蛇を見るときは『あじか』と稱する竹籠に、身を隠して免がれるのを常とする(人類學雜誌一九ノ一二)。

昔河内姫が大和の初瀬寺に參る途中、櫻本町の在原寺

に水を飲みに寄り、水を汲んで呉れた業平と戀に落ちた。其後業平が姫に逢に行き其家を覗くと食事中で、姫が疊の上に落ちた飯粒を口に入れたのに愛想をつかし逃げて歸つた。それと知つた姫は男の後を追ひ、在原寺の柿の木の上に身を隠して業平の姿が、下の井戸に映つたのを姫は男が身投げしたと思ひ、其身も井戸に躍り込で死んだ。今櫻の本町の在原神社にある業平の井は其蹟だといふ(大和の傳説)。

昔大和生駒郡筒井村に一軒の茶屋があつて、駒野と云ふ十八になる娘があつた。毎日通る美男子の飛脚に思ひを寄せてゐて、或日遅く通つた飛脚を無理に宿し、夜更に飛脚の室に忍び込んだ。彼は親の病を直すに三年間女の關係を絶つてゐたので逃げ出した。後から娘が追つて來るので一本の松の木に登つた。木の横に大きな淵があつて男の姿を映した。娘はさてはと水中に飛込で大蛇と化した。そして女さへ見れば取殺すのである。淵の前の橋を嫁取り橋と云ひ、嫁の通らない所になつてゐる(同上)。

因幡の長尾ノ鼻の深海の底には、鰐が栖んでゐて人間を食ふと土地の者は怖れてゐる。又此鼻の岩の上に立

つて、水に映る我影を此鰐に吞まると死ぬと云ひ傳へてゐる。鰐とは鮫の事らしい(郷土研究二ノ一一)。越中婦負郡長澤村の山中に、走影(シラカゲ)ノ池と云ふがある。昔六治古なる者母に仕へて至孝なるを龍女が感じ、來つて夫婦となり一子を儲けた。母死するの日に妻は龍女となつて昇天した。六治古父子が池に來て見ると、母の形影が水面に走るので此名がある(越中名勝案内)。按に、前掲大和の二傳説及び此話は、影取池傳説の語り歪められたものであらう。

カゲノナイキ 「影の無い木」 播磨赤穂郡周世郷年禮村普門院(密教)の在る山は、八峯十二谷の名山である。此山の峯の枝木には影がない(播磨鑑)。

カケラチモノ 「墮落者」 信濃上伊那郡地方では、墮落者のあるときは、百姓は其旨役所に届け出た。役所では其者の家族、親族、五人組等を呼出し嚴重に調べた(同郡史)。

カケラドリ 「掛踊」 七月十四日より晦日に至る迄、夜に入り大人小人行列して踊りを催し、或は又各同列を催して、相知る所に家に到り大に踊躍を爲す。是を懸踊と謂つてゐる。其掛けらるゝ所の家、再び踊をなし

て之に酬いる。是を返すと稱しゐる(日大紀事)。

【参考文獻】

掛 け 踊 (柳田 國男) 郷土研究四ノ六

カサカケノモリ 「笠掛森」 肥後鹿本郡米田村大字南嶋に、在原業平の墓と云ふがある。俗説に業平が筑紫に赴き、此地にて頓死したので此地に葬つた。其頃諸所にて愛した女が、業平の後を慕ひ、此地に集ること百人に及んだ。此塚を見て悲しみ、側の池に身を投じたによつて、百妻ヶ池と云ふ。彼女らが側なる森に笠を掛けた所を笠掛の森、同じく脱捨てた所に石を建て笠佛と云ひ、業平の太刀を埋めた所を劍屋敷と云ふ(肥後國志卷一一)。按に、瘡守神の傳説化である。

カサガミ 「笠上」 上總君津郡長浦村大字久保田の、笠上正福寺の本尊觀世音は、縁起に僧行基此地に來り休みしとき、笠の上に法界定印の如來が現はれた。故に笠上と云ふ。然るに此里の遠藤左近の一子、疱瘡の時祈つて効驗あり、之より笠上を瘡神と云ふ。堂中に笠と髪をかけ、又腕の蓋と髪をかける。皆願者の仕業である(房總志料續篇卷八)。

カサガミ 「瘡神」 三河田原町の町外れに瘡神の祠がある

る。祈願の者は炮烙を納めるが、それが小さい庫に一抔積である。神體は玄根で花色木綿の布に包まれてゐる(郷土趣味三ノ六)。

若狭大飯郡和田村大字下車持の香山神社は、西神とも瘡神とも云ふ。式内の社にして正五位である(若狭國官社私考卷上)。

紀伊橋本町大字高浦谷にある加佐塞神社は、土人瘡神と稱し、瘡病には此神に祈れば、速かに應驗ありと云ふ。塞の神の號の上に瘡と云ふ事を添えて云ふにや。(紀伊續風土記卷四五)。

カサツクリ 「笠作」 信州諏訪には、普通人と違ふと認められた階級の者が二種類あつた。其の一は諏訪神社附屬の舊神官族であつて、普通人は縁組をしなかつた他の一は諏訪神の陵守であつて、古くから笠作りを内職としてゐた。勿論エタでは無いけれども、普通人とは違つてゐた(郷土研究四ノ六)。

カサトガメノカミ 「笠咎の神」 伊豆田方郡松ヶ瀬の宇神田の輕野神社。祭神は三島明神と同じく八重事代主命である。こゝは古から神威あらたかな社で、社前の小路を里人が通る時には笠をはづして通つた。笠を被

つたまゝ通ると投げ飛されるといふ。社前に松があつて、いつも笠が懸つてゐた(伊豆傳説集)。

カサトリ 岩代二本松町では、正月十四日夜、若者がカサトリと稱し、手に箆を持ち、カカカカと云ひつゝ各戸の戸を叩き、餅菓子團子を買ひて歩く。時には頭から冷水を掛られる。餅は野火に焼いて食べる(民俗藝術二ノ一)。

カサヌギクワンホン [笠脱観音] 近江滋賀郡園城寺内にある。尾藏寺の本尊は十一面観音である。都鄙遠近の道俗が渴仰する所である。時あつて参詣者群をなす往還絹素の戴く笠相軋て或は破れ或は脱る。時の俗因て佛に寫して波津禮笠の観音と云ひ、又呼んで笠脱の観音とも云ふ(近江輿地志略卷一三)。

カサノモチ [笠の餅] 大和平野全體、南山城地方に行はる笠の餅と云ふがある。死人の七七日の逮夜の當日一升の餅を搗いて其大部分で一個の大型の椀の形に作り、他の一部分を五十個の小餅に作る。小餅全部盆などに盛り、大餅俯伏せにして、其上に蓋ひ佛前に供へる。小餅五十個の内一個は、佛様の召上り料とし特に數に加へず、總計四十九個と呼ぶ。翌日佛前からさげ

近隣七軒の他人に分配す。縁者は加へず、配らる家之辭するを得ず、近來嫌ふ家あり。受けた餅は食へば運勢強くなり、勝負事に勝と信せらる(大和習俗百話)。

カサノモノ [笠の者] 信州下伊那郡嶋田村大字笠に、「笠の者」と稱する十軒餘の賤民がある。此者正月より二三月迄、春田打と云ふ事を歌ひ舞つて、郡中を廻り米錢を乞ふ(信濃奇勝録卷四)。

カサボサツ [笠菩薩] 美作吉田郡一宮村大字東田邊に黒澤山万福寺と云ふがある。本尊は虚空藏菩薩。昔一名の狩人が山中で虚空藏尊を挿し、感悔して笠を脱ぎ像の上に載せて歸つた。今に至るまで村民は笠を拾ひ又は笠を夢むのを吉祥としてゐる(校正作陽誌)。按に山城の笠置の傳説を逆にした傳説である。

カサボトケ [瘡佛] 越後南魚沼郡石打村大字上一日市の天神社の境内に、高さ四尺餘巾一尺餘の石がある。四面に一尺餘の圓相を彫り、中に梵字がある。土俗之を瘡佛と稱する。病人之に祈誓し平癒の後圓石を供へる。元は四所明神とも稱したと云ふ(新編會津風土記卷一一二)。

カザマツリ [風祭] 我國では古く風其ものを神として

崇拜した。そして之の人格化されたのが龍田比古龍田比賣二神である。天恵に俟つ事の多い農業を國立の基調とした我國にあつては、風害は實に恐るべきものであつた爲めに、之を祭り和める事に深甚の注意を拂つた。更に信州の諏訪神が關東を中心として風神の信仰を受けるに至つたのは、此地の地形が風強きに因ると云ふ理由の外に、伊勢津彦が風を起して信農に移つたとある「伊勢風土記」逸文の影響を考へねばならぬ。諏訪神には狩獵神、農業神、武勇神の三信仰がある。能登太夫資基、諏訪の社に風ノ祝ありて、春の始めより百日の間尊重すれば、風靜にて農業障り無しと云ふ事を、俊賴朝臣に語りて歌に詠まんと思ふ由を云ひしに、無下の俗説なり詠むべからずと云ひて、後に己は「信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風の祝にすきまあらすな」と詠まれければ、尤も腹黒きことであると沙汰した(袋草子)。

諏訪神は一に風の宮とも云ふ。社に風の祝を置き春の始に深く、物に籠り居るを祝して、百日間尊重するなり。又此神を祭るに鎌を神幣とする。七年毎に越後界なる安曇郡中谷村の鎮守諏訪社に遣す鎌がある。其長

さ一尺五寸許り、それに下社の祝の姓を彫付く、之はいと古き事にて彼地の神體と成る。是を稱して薙鎌と云ふ。上野甲斐邊にて、大風の時を鎌を竿の先に結び付け、家の傍に押立て風を送るは、此神を祭る土地なれば鎌を神幣に進上する意なるべし。之を薙鎌と云ふが薙は和なり風の和鎌であらう(諏訪舊跡誌)。按に、薙鎌は諏訪神を龍神と信仰せる時代(甲賀三郎傳説參照)に神體を龍とし、それを鎌の形に造りしに始まるものと考へる。古く諏訪の神使が之を携へて内縣外縣等の各地に往き、大木に打込んで歸つたのは、神の占めた地域を境する齋串の思想と同じである。

長野市邊では二十日をトウセンバウと云ふが、其義は未詳である。其以前に町々を始め近き邊りの村々よりも、人數多く名主を先たて、高張照し鐘打鳴らしつゝ善光寺の金堂に参りて暫く念佛を唱ふ。之を風祭と云ふ。此風祭も初めは年越堂なる建御方富命のならんを、遂に金堂の念佛唱ふる事になつたのであらう(芋井三寶記卷中)。

出羽庄内の清川村に毎春風祀りと云ふ祈年祭を修し、太柱を捧げ奉り、上より御代参ありて風穀の雨座を造

拜し、祠官に命じ祝詞を唱發せしめ、村長並に男女を集め、封内の民心をして之に歸せしめた(莊内三郡雜記卷上)。

東京市外井荻町の嵐除け祈禱は、五月の中旬に之を行ふ。部内の當番が一同集つて豊作を祈願するのである(井荻町誌)。

越後魚沼郡浦佐村にては、六月十五日に風神に手向するとて、漆木の葉を焼餅に貼て供へる(新編會津風土記卷一一五)。

伯耆西伯郡宇田川林大字福岡では、毎年二十日から二十日の頃に暴風が来ないやうにと、村内老若男女が集り、共食して祝宴を張り風祭をする(郷土風景昭和七年五月號)。

カサモリクワンオン [笠森觀音] 上總長生郡水上村大字笠森にある十一面觀音は、傳教の作と傳へてゐる。後冷泉帝の皇子五條宮太守として本州に下り、藏人清光の妹を妾とされた。宮京に歸り妹王女を生んだ。王女は父に逢はんことを此觀音に祈つた。會々後一條帝女御を喪ひ、美女を天下に求められた所、王女が撰ばれて更衣となり、桐壺の女御を産んだ。更衣堂塔を造

營し、號を法東大悲山笠森寺と賜つたと云ふ(上總國誌稿)。按に、よくある瘡守の傳説化である。

カサモリサマ [笠守様] 四國遍路の者、都合よく善根宿に泊めて貰はうと思ふ時は、其朝出發の時に「今日も旅明日も旅また行末も旅の空、雨が降る日が暮れる一夜の宿を頼む笠守様」と三度唱へて置くと、必ず宿に有付くと云ふ(郷土研究四ノ一〇)。

カサモリジンジャ [笠森神社] 攝津三嶋郡清水村の笠森神社は、笠森が瘡守に通ずる所から、近畿地方でも有名なる下ノ病を守る神として信仰されてゐる。そして毎年七月十七日から四日間行はれる祭禮に、子供の無い婦人は夜々尻をまくつて、河原の石の上に坐つてゐると子供を授かると今に其志願者がある(田中俊次談)。按に、此笠森神は我國に於る瘡守神の宗社と云ふべく、江戸期に俗信を集めた東京谷中の瘡守稻荷も此分靈を祀つたのだと聞いてゐる。

カサヤクシ [瘡薬師] 但馬多紀郡大岡山、白山權現の本尊は薬師佛である。白河院瘡を病ひ、一七日間參籠せしも功驗無く、還御の道にて「南無薬師諸病悉除の願立て、身より佛の名こそ惜しけれ」との歌に對し

薬師の返歌に「村雨は唯一時の物ぞかし、己かみのかさそこにぬぎ置け」とあつた。此佛語を聞き平癒した今に此道に瘡の痲痺と云ふ所がある(但馬考)。

カシヅマ [貸妻] 旅客に貸妻する習俗は、古く各地に在つたやうであるが、現今では僻村に漸く其痕跡を残すだけで減つてしまつた。上代の「一夜妻」は必ずしも後世の娼婦の意ではなく、信仰に出發せる貸妻の義がある。足跡を海内に印した豊家橋浦泰雄の談に由ると、肥後の天草嶋では、他國からの旅行者を餘り悦ばぬ。之は昔から旅人に言はれると女房でも貸さなければならぬ習慣があつた爲めである。又越後岩船郡三田村でも、昔は他國からの旅人には貸妻の風があつたと云ふ(以上)。沖繩の與那國では、昔は一旦内地から來てゐる役人の妾になると、其役人の親族友人が來て貸妻の俗があつたと云ふ(南嶋探險)。

カシハシ [櫛箸] 播州加東郡では、正月元旦に雜煮を食ふには、昔は多く櫛の木の箸を新調したるものである(同郡誌)。

カシマノオホミヤマツリ [鹿嶋大宮祭] 鹿嶋神宮にては、二月十五日に大宮祭が行はれる。同日日暮れて神

宮寺大堂に於て、常樂會頭がある。佛事の祭事である常樂會頭は右方の大頭、左方の大頭と云ふ。願主僧二人相立つ。これ御圖を以て神の御内證を得て之を定め(鹿嶋宮年中行事)。按に、現時同宮に行はるゝ御頭祭の先をなしたるものか。猶詳しく知りたいものである

カシマノカミネムリ [鹿嶋の神眠] 鹿嶋神宮に青馬祭と云ふがある。正月七日に神馬七疋曳て、御假殿の四面を走り廻らせる。俗諺に元日より今宵まで、大神が御眠りおはす由にて、御鎮めと稱し鳴物を停止する。さて此夜御目覺なりと云ひ習はす(鹿嶋志卷中)。按に關東地方の鹿嶋神を産土神する村落では、今に七草まで謹慎するが、或は古い御忌祭の遺風ではあるまいか。

カシマノコトフレ [鹿嶋の事觸] 鹿嶋の神民の内、他國に出で明神の稜札を人家に配り、且つ路頭に立て年中の豊凶災異病氣の事を觸れ歩く者ありしが、寛文十年中大宮司則敦其事のしいたるを惡み、寺社奉行に訴へ事觸を禁じた。又世に事觸をなせるは皆鹿嶋の者ではなく、他國浮浪の徒も交つてゐて、鹿嶋神宮の者が見れば拘留した(新編常陸國誌卷一二)。按に、江戸期に於る乞食神道者の一類である。伊勢の鍼神を參

照せよ。

カジユ (嫁樹) 上總長生郡二宮本郷村眞名では、若い果樹の實らぬ時には、他の實れる木の枝を此若木に結びつける。之を『嫁もらふ』と云ふ。かくすれば明年より實ると信じてゐる(南總の俚俗)。

カスガノワカミヤ (春日若宮) 長保五年三月三日巳時第四殿板敷より心太様の物三升許り落ちた。暫くして件の物より中に五寸許りなるもの出で、乾柱下より登つて同殿内に入り畢つた。隨て彼心太様の物は失せてしまつた。蓋し是が若宮創始にかゝる實説であらう。(大和志料卷上)。

カスミヨケノシンジ (霞除の神事) 城前坂井郡雄島村にある式内大湊神社では、漁師の乞ひによつて霞除の神事を行ふ。此咒符を持つて居れば海上安全で、濃霧に苦しむ事がないと云ふ(飯森文晴談)。

カスンドリ 信濃伊那郡千代村にては、婚姻したる家の初年の上元に、附近の青年が人形若しくは篋筒、長持杯の模型、其他滑稽に類した物を造り、夜間其家に持ち行き窃に屋外に置き戸叩きして來意を示す。當家にては其物を收め餅杯を置く。當家にては來るは何人な

るを知らず、來た者は餅杯收め還る之をカスンドリと稱して祝儀の一節とす。近來此事全く止みたり(千代村誌)。按に、他地方の樽返しと同じものである。

カゼウラ (風占) 羽後由利郡上濱村大字關の諏訪神社では、毎年七月廿七日の祭禮の時、社頭に砂を盛り、其中に幣を立てて、其年の秋風の強弱を占ふ(出羽國風土略記卷八)。

カゼチザウ (風邪地藏) 岡山市の地藏川の邊りに願懸地藏又は風邪地藏と稱する地藏様が祀られてある。明治三十二年頃非常に感冒が流行した時、地方民は『風邪を治して呉れに、ば川から上げます』と川に地藏様を蹴込んで祈ると奇妙に風邪が治つたので斯く云ふやうになつた(岡山秘帖)。

カセツエ (鹿杖) 杖の頭に鹿の角を附けたものを斯く云ふ説と、杖の先きが二岐に分れてゐるのを斯く云ふ説と二説あり。更にかせは梓(糸を紡ぐ具でカセギと云ふ)であつて鹿でない云ふ異説もある。首に鹿角を附けたのはワザツノで、先の分れたのがカセツエだと云ふ説もある。詳細は参考文獻に就て知られたい。岩代河沼郡冬木澤村の八葉寺は、空也上人の開基と稱

す。什寶に鹿杖一對ある。空也曾て曠野に棄てられし時、野鹿の助けありし故供養の爲めに其角を杖の頭に

つけ、聲をかけ念佛を稱へ修行すと云ふ。一は六字の名號を彫り一は何もない(新編會津風土記卷八六)。

京都市四條坊門の極樂院は、空也上人の開基である。

上人夜々修行して念佛を唱へ洛中を巡り、暫らく貴船に住んでゐた。其時に毎夜鹿が來て鳴くのを上人其聲を愛して閑居の友とした。然るに一夜其鹿來鳴かぬの

で怪んで翌朝之を尋ねしに、平定盛來つて前夜此邊で鹿を殺したと語つた。上人大に驚き且つ悲み、其皮角を乞ひ、皮を以て裘となし、角を杖頭に挿んで遺愛の

物とした。定盛も之を愧ぢて出家した(雍州府志卷四)源平盛衰記に『かせ杖』の二跨なる先に、くろがね入

たるをつきてとあるかせは『かせぎ』の略語であり、かせぎとは鹿の事である。鹿狩に勢子のつく杖なる故

かせ杖と云ふ(海録卷一)。

【参考文獻】

鹿とかせぎ (伴 信友) 比古婆衣卷七

鉢叩と其杖 (柳田 國男) 郷土研究二ノ七

カセトリ 正月の子供の遊戯として、今では僅に其面影



を残してゐるだけであるが、其原義は遠く古く且つ淨く尊いものであつた。即ちカセトリ、ナマハギ、カエツリ、ホトホト、チャセンコ、トノヘイなど、其名は其地を別にしてゐるやうに異つてゐるが、内容は全く同じのものであつて、元の相は神が民家を訪れて春の

始めに祝福した信仰なのである。

山形市地方の農村では、正月十四日より十六日に至る間に、農家の若者が薬を束ねて長尖形の帽子、腹巻、前廻しやうの物を編み、全身隙間なく纏ひつけて手拭にて顔を隠し、長き竿に笹を結んだのを携へて喝ッ、喝ッと呼びながら毎戸を巡りて、錢又は米を乞ひ策の中に入れて貰ふ。之をカセトリと云ふ。十六日夜になると村人が集つて此者に水を浴せることがある。

(風俗畫報二二四。新年の祝號)。

磐城舟岡町では、正月七日の夕方からカセドリと稱して、異様の扮装を爲したる者、老若男女五六人又は十二三人づゝ一隊をなし、種々の身振所作して戸毎に餅

を貰ひ酒を飲み歩くが、是等は大抵貧家の者のすることである。(同上)。

若松市にては正月二十日夜カセトリと云ふ者が来る。義笠を着け面を覆ひ、賈貨農具類を置き、人家に持行き、門戸を叩けば、内より米錢を手持て與へ、水を灌ぐ(農家にてはカセトリに灌水すれば其年の養水乏しからずと云ふ)。又カセトリに出る者は、其年疾病なしと。葦名龜王丸二歳のとき、府下にカセトリを出せし事ありと云傳ふ(新編會津風土記卷一五)。

豊後直入郡地方では、舊正月十四日の夜にカセトリと稱し、若者が悪戯をして歩いたが、其後は狂言をして各戸を廻り、祝儀を買つた。今では子供が福俵を投込んだり、賈船を作つて家に持込んだりして祝儀を買ふ(民俗學一ノ五)。

天草島久玉村では、正月十四日にカセドと呼んで、魚類其他物品を他家に持つて行き、陰にかくれ手を拍くと、家人が知つて品物を取り、器物に報酬の品を入れ相圖して引込む。其時家人の隙を見、器物を取つて逃げる。若し見付かると頭から水を浴せ掛けられる(天草島民俗誌)。

カゼノカミオクリ

〔風邪神送〕

京阪地方で行はれる風の神送りとは、薬人形又は竹細工物を海川に投げ捨て、或は廣場で焼き捨てる事である。平安朝時代頃からあつた疫神送り、疫鬼追ひなどもさうである。耳袋に安永元年六七月頃、京攝に風はやり、大阪にて或町に風神送りに非人雇ひて風神とし、若き者三味太鼓にてはやし是を送りけるが、興に乗じ川中に彼非人を突落す。非人恨みて仕方こそあれと、夜に入り若者共の町に來り、戸毎に先刻の風神又立歸りしと觸れ歩いた(奇態流行史)。

大阪では、昔は風邪が流行すると、風邪の神送りとして竹籠で鬼或は種々の人形を丈餘に作り、其人形に薬袋又は薬土瓶などを持たせ、大勢の人々が、風邪の神送つたと高聲に囃して廣場に往き、人形を焼き棄てたものである(浪華百事談卷六)。

信州下伊那郡千代村では、竹の笹へ、髪の毛と爪と米を少し入れて紙で包んで結び付け、又紙に馬の字を書いて一緒に村境へ送る。此事を風邪の神送りと云つてゐる(民俗學三ノ四)。

下總海上郡にては、風邪の神を送るに、青竹に茶の葉

と錢とを包みたる白紙と、薬にて作りたる馬とを結びつけ、室内を破ひ之を路傍に立て、後を見ずに歸へるのである(同郡誌)。

土佐長岡郡田井村邊では、風邪神送りとして毎年節分の夜に、手足の爪、其時に着てゐた衣服の襟先、鬢ノ毛(女)、居爐裡の四隅の灰などを紙に包み、各自神社へ持寄り、神職祈禱の上、薬で船形を造り、それへ全部を積み川へ流す。又庚申待には風邪を引くと云ふ俚諺がある(民俗學二ノ六、紙上問答欄)。

カゼフキフドウ 〔風吹不動〕 大阪市天王寺くちなは坂の、太平寺の境内に北山不動がある。諸病に靈驗ありとて信者が多い。此不動の後背の火炎が風に吹かれたやうなので俗に風吹不動と云ふ(神佛靈驗記圖繪)。

カタアシノカミ 〔片足神〕 國學院大學生の三上永人から、同人生國の石見では、歳徳神は片足であると云ひ稀に人が片足だけ足袋を穿いてゐると、歳徳神のやうだと笑ふと云ふ話を聞いた事がある。然るに我國には石見の歳徳神以外にも、幾柱かの片足神(一本タ、ラと云ふ)がある。

紀州伊都郡では、ユキンボ(雪ン坊)は雪の降り積た夜

に出る化物で、小兒のやうな形をして一本足で飛び歩くと云ふ。雪の朝樹下などに圓形の窪みが處々にあるのは、其足跡だと云ふてゐる(郷土研究四ノ一)。

伊豫吉田町附近では、正月十六日には、直徑約一尺五寸の大足中草履を、片足だけ作つて、之を村外れ又は古くから妖怪の出ると云ふ所に置く。村老の談に由れば、此村には斯くの如き、大きな草履を穿く者があるから、妖怪や病魔などが來ても、駄目だと云ふ事を示すものだ(同上四ノ一〇)。

土佐安藝郡室戸村字船戸には片足神が鎮座してゐる。そして祈願者は半金剛の片足だけを寄進するのが、古くからの風習である(南路志)。

カタクミマツリ 〔肩組祭〕 信州飯原宿、毎年七月廿一日鎮守の祭がある。此時は問屋の娘も馬士の伴も、思ふどち手を握り肩を組み、隊をなし群をなし市中を踊り廻る。之を肩組祭と稱す。従つて思はぬ縁の出來る事も多い『木曾の習ひか飯原宿は、婿も取らずに孫を抱く』の俚諺がある(紀行八種、雲の行方)。

カタゲマツリ 〔擔げ祭〕 豊後直入郡都野村郷社宮處野神社の祭禮は、十月十五日であるが、此祭の日には性

の解放があつて、腰に手拭をさげた女は誰が引張つても宜ろしい習慣であつた事を、其地で三十年前に巡査をして居たと云ふ人から聞いた。今は此風俗の廢止せられ、之を都野のかたげ祭と云ふ(民俗學一ノ五)。按に、各地に在つた性解放の一形式である。其條を参照せよ。

カタナガヒ〔方違〕昔は公方堂上の人の他行するには其日に依て方角の善惡を嚴重にした。往く先きの方角が悪いと善き方へ出て用所へ赴いた。之を方違と稱した(卯花園漫録卷二)。按に、今も都會人などで方除けと云ひ、轉居旅行するに斯くする者がある。「三代實錄」貞觀七年八月の條に、清和帝の方違された事が載せてあり。宮廷に此例は少くない。元陰陽道家の思想であつて、天一神の信仰である。

堺市の東方に方違神社がある。古くは攝河泉三國の境が接してゐた所から三國岳と稱した。社記に神功皇后が征韓から御凱旋の折に此地を過ぎられ、葦ノ葉に土を包んで方違されたので、斯く社名を稱し祭神は神后となつてゐる。今でも新築又は轉宅等の際は、神符と葦ノ葉に土を包んだ粽を受て、此粽を入口の屋根瓦の

下に敷き、方除けとする事が一般の風習となつてゐる(郷土趣味三ノ二)。

播州佐用郡徳久村大字東徳久の天一玉神社。俗に曆に出す天一上天神を祭つたもので、古歌に一夜巡りの神と詠んでゐる。物語類には方違神とある。毎年正月元日より七日迄の間に參詣すれば、疫病に罹らぬとて群集する。此社の神躰は靈石である(播磨國內式神社考)

カタツキミ〔片月見〕上州綿打地方では八月十五日夜の月見に、茹饅頭十五個と柿栗と、他に五種か七種の野菜及び薄を五本月に供へて神燈を上げて月を拜む。月に供へた食物は若い人が喰べると馬鹿になるとて老人が食べる。他家で供へた物を子供が食べると丈夫になると云ふ。又夫婦の一方が他所へ行つて、二人別々に月を見ると、片見月と云つて禍が來ると信じてゐる(民俗學二ノ一〇)。按に、東京では八月十五夜と九月十三夜との月を、別な場所で見ると片月見と稱して忌んでゐる。

カタチヤクシ〔片手薬師〕伊豫温泉郡南吉井村大字田窪に香積寺がある。仁壽年中邑人某が柳樹を掘り、薬師の像を得た。某發病し危篤に陥り、左手を擧げて薬

師を拜んで、平癒せる故に片手薬師と云ひ、此寺の本尊とした(伊豫温故録)。

カタナガリ〔刀狩〕武家が農民に兵器を持たして置く事が、やがては自己の安全を脅すものであるとして、之を沒收したことを俗に刀狩と稱してゐる。此事が何時頃から行はれ始めたか知らぬが、天正三年九月に柴田勝家が北ノ庄(福井市)に入部するや刀狩を遣つて、其獲たる物を鑄潰し神通川の船橋の鎖としたと傳へてゐる(越前國名蹟考)。更に豊臣秀吉は天正十六年七月に同じく刀狩を行ひ、京都の大佛を鑄造したとある。そして此時の刀狩は全國の津々浦々にまで勵行され、僅に加賀江沼郡だけでも刀千七十三腰、脇差千五百餘腰、鎗百六筋、筭五百本、小刀七百本を沒收したとある(歴史地理六一ノ六)。全國からの沒收数は蓋し驚くべき多數に達した事と思ふ。斯くて士農工商の分界が定まり、武士以外には原則としては藏刀する事は許されぬやうになつた。更に此事は内地ばかりでなく南嶋の喜界島でも島民の武器を所持するを堅く禁止せられ郷士格にても一々帯刀無用の旨書き添へて島の治安を確保した。然るに元來端島であり他國の船が漂着する

爲め、漂流者中暴力を振ひ敵對する者があるので、享保三年六月槍一本槍穂一本山からし四拾二本下げ渡し、代官所へ取揃へ置く様になつた。代替りの節等は特に引繼を入念にし、附役は時々検査した。不時入用の際は代官の取計らひを以て渡した。後島の防備の爲め早町の港口に夫々石火矢一座づゝ備へ置かれたが年代は詳でない(趣味の喜界島史)。

カタナノメクギ〔刀の目釘〕美濃石津郡梶居村の八幡宮は、山州石清水を移すと云ふ。石清水に刀劍の目釘に用ふる名竹あり、此處の八幡にも名物の寒竹ありて他に移し植えれば崇りありと云ふ(新撰美濃志卷六)。
カタハノアシ〔片葉芦〕諸國に涉り夥しきまで存してゐる。種々奇怪な傳説が伴つてゐるも、要するに地形の關係で生ずるものに過ぎぬ。七不思議を参照せよ。陸中岩井郡米内村本誓寺の片葉の蘆は、寺の北方を流れる櫻川の岸に叢生してゐる。其葉一方に伸びるが爲め此名がある。昔此地に草賊横行して、白晝も尙行人が稀であつたが、一夕觀世音を負つた行脚僧があつて此地に泊つたが、賊は其睡眠を窺つて之を斫らうとした。僧は驚いて目覺めて觀世音を見ると、佛體路傍に

横はつて、手腕所を異にして其手は河岸に漂つて觸れる所の蘆が、悉く片葉となつたのであると傳ふ(岩手縣下の町村)。

足利市宇明石の法樂寺門前の阿彌ヶ池に生える蘆は皆片葉であると云ふ。此地は武人として又歌人として有名な足利義氏の閑居の地で、法樂寺は即ち廟所である(郷土研究三ノ七)。

越後中頸城郡春日村に鏡ヶ池がある。昔旅僧が此地に來り里人が水に不自由なるを見て、讀經によつて造つた池で、後に旅僧は此池に我姿を映して佛像を刻んだが、或時魔女が對岸の蘆の葉を草笥にして旅僧を誘惑した。併し旅僧は魔女に克つて佛像を完成して此地を去つた。此僧は弘法大師であつた。其後池の蘆の葉は片方にのみ生え片葉の蘆と名づけられてゐる(傳説の越後と佐渡)。

【參考文獻】

- 片葉 芦考 (柳田 國男) 郷土研究二ノ四
- 陸前栗原郡澤邊村姉齒 (片葉 芦) 同 郡誌
- 下總印旛郡神崎村 (同 上) 利根川圖志五
- 上總木更津町多々見地 (同 上) 上總國志四

池の水を汲み歸る眼病者がある(津輕口碑集)。

下總匝差郡野田村大字野手の松山神社は、瀆下りの折に弓を射て愛宕權現を負傷させて片眼とした。權現様は諸方を歩く時、鎗を立てて騒いで行くけれども、松山神社の前を通る時と、九月十三日のお瀆下りの時は至て靜肅であると云ふ(千葉盛衰記)。

備前邑久郡玉津村大土井正八幡宮の門客神は、昔弓矢で眼を射られて片目である。それ故眼を病む人が祈願して癒ると、小さい弓と矢を奉納する(中國民俗研究一ノ一)。

片目の牛 岩代安達郡和木澤村大字糠澤の笹田池の葦は穂を出すことがない。若し穂を見る事があれば異變があると云ふ。神代の頃高松山の神が乗つた牛を、此池の邊に置いたところ、葦の穂で牛が眼を突て遂に片眼になつた。神饌んで葦の穂を留めたと云ふ。其牛を祭つたのを牛峰大權現と稱へて今もある(安達郡誌)。

片目の蛇 岩代北會津郡一箕村大字瀧淨字金堀の鎮守である、山の神の使令として片目の蛇が、附近の山に居る。往昔鎮守神が土藏の屋根より墜落し、下にありし胡麻殻にて片眼を傷け一眼を失つた。それ故に使令の

- 東京市千住町關屋 (同 上) 武藏風土記稿
- 上野群馬郡中川村八木 (同 上) 同 郡誌
- 信州東筑摩郡薄町 (同 上) 信府統記一九
- 駿河志太郡吉永村 (同 上) 同 郡誌
- 尾張鳴海町枯木 (同 上) 愛知郡誌
- 攝津三嶋郡三嶋江 (同 上) 明治神社志料
- 伊勢二見浦字瀆荻 (同 上) 二見名勝誌

カタメヂザウ (片目地蔵) 武州埼玉郡野嶋村の淨山寺の本尊地蔵佛は、僧慈覺の作と傳へてゐる。衆生濟度のため化身して茶園で佛眼を損じた、門前の池で目を洗つたので、爾來此池の鱗甲は皆一眼であり、本尊を片目地蔵と云ふ(遊歴雜記二編上)。

カタメデンセツ (片目傳説) 問題が複雑してゐるだけに、解説も單純には濟まされぬので、茲には資料だけを列挙する。

片目の神 陸奥南津輕郡猿賀村にある猿賀様は、昔ところの蔓に脚を引かれて倒れ、獨活から眼をついて片眼となつた爲に、此神を信ずる眼病者は、ところと獨活を食べない。此神社の池の雜魚は、病人の眼と取り替へる爲に皆片眼である。瓢や瓶を持つて行つて此

蛇も片眼になつたと云ふ。それより此地胡麻を作らぬ(北會津郡郷土誌)。

信州小縣郡武石村地に昔大蛇がゐて、毎年大蛇に娘を一人遣らなければ、其年に凶事があつて村民を苦しめる。それは白矢できめる習慣である。所が庄家に白矢が立つたが、武藝修業者の爲に大蛇は退治され、其代りに祟りを恐れて村人は大宮を建てた。宮は現在ある村人は今でも其下に大蛇の子孫である片目の蛇が居ると云つてゐる。山に行く折お宮に詣ると、其蛇に途中で逢ふ事はないと云ふ(民俗學三ノ一〇)。

片目の守宮 信州下伊那郡上郷村の彩雲寺で、鎌倉權五郎景政が左眼を患ひ、毎日同所の八幡宮へ參詣し、神木の杉ノ樹の根から湧く清水で眼を洗つて全治した。それ故に此處に棲む守宮は皆左の目が潰れてゐる(傳説の下伊那)。

片目の鴨 美作勝南郡勝田郷岡村の鹽瀧は、俚俗に魔所と云ふてゐる。此處には何故か片目の鴨が多くゐる(東作誌)。

片目の蛙 米澤市に近い下長井宮村に一ノ宮大明神がある。祭禮七月と九月とも十九日。神事の目に村民贊

を供へる。又此日片眼の鮭の魚を獲る事が舊例である宮村の民は鳥を喰はぬ之も禁忌である(米澤里人談)。
片目の鮫 越後南蒲原郡森町村鎌倉澤にすむ鮫は皆左の眼が眇である。之は昔源義家が金澤の柵に戦つた時家臣の鎌倉権五郎景政が鳥海三郎の矢に左眼を射られて片目となり、後世を捨て、南蒲原郡下田郷五十嵐川の上流、大江の村奥に身を隠したので、景政の住んだ溪流三里の澤を鎌倉澤と稱し、其處に棲む鮫は片目であるといふ(傳説の越後と佐渡)。

片目の鱈 大和生駒郡平端村大字額田部にある業平山は、昔業平が河内へ通ふ道であつて、或時此處で冠を取つて休んで居たのに、柏木の池から出て来た一匹の鱈が、冠の方へ近寄るのを、業平は杖で片眼を潰した之より同池に棲む他の魚類は満足であつても、鱈だけは片眼で、他から兩眼のあるのを入れても、間もなく片眼になるといふ。猶冠を置いた跡は草は生えても木は生えないと傳ふ(水木直箭報告)。

片目の鮒 伊豫三津濱町大字住吉町附近の古町には、水が紫に見える井戸があつて、片眼の鮒が澤山住んでゐる。井戸水が紫に見えるのは、光線の關係ださうで

ある(日本少年一八ノ五)。
片目の蛙 讃岐多度郡仲村に、権五郎の祠がある。それが爲めに此祠邊に栖む蛙は片目である(全讀史卷六)。
片目の河鹿 羽後仙北郡金澤村の八幡宮の境内に、鎌倉権五郎の塚がある。近くを流れる厨川で権五郎が眼を洗つたので、今に片目の河鹿が棲んでゐる(秋田三十三観音巡禮記卷二)。

片目の魚 越後中頸城郡青柳村青海神社境内に池あり古へ奈太と云ふ城主が、月次の市にて池の主の美女となれるに懸想して池に入る。奈太片目なりしが故に、池の魚今も片目に曇りがあると云ふ(越後國式内神社案内)。

美作國英田郡影石谷の溪流に沿つて、戦跡として聞えてゐる、方敷丈の岩石の峽間に清水の溜がある。こゝが因州鳥取城下の勇者景清が、或年の戦に右眼を射抜かれて滴る血汐を洗つたと云ふ古池である。中に住む魚類は全部右の眼が無く、それが眞實であるだけに不思議である(汎岡山郷土傳説特輯號)。

片目の鵜 日向宮崎町に景清の碑がある。其碑石を削て飲むと眼疾を治すとて、大石碑も過半削り去られた

此處の鵜は悉く片眼である(一話一言卷一二)。

日向兒湯郡の都萬神社の東を流れる櫻川(小さな溝の様な川)には片目の魚が居て、昔から神魚とされ捕る事を忌んで居る。俚傳に昔祭神木花開耶姫が、此川の邊りに遊び、挿してゐた簪が水に落ち、魚の目を潰したに起ると云ふてゐる(郷土風景第一卷四月號)。中山曰資料は此外にも多く集めてあるが、参考文献として載せんにも餘りに多いので、今は省略する事とした。

カタメノオホイムラ [片眼の多い村] 丹波船井郡高原村字富田は、丘陵の上に住居が集つてゐて、氏神様は田圃の眞中に鎮座して居るより、神様を見下して居ると云ふ譯で罰が當り、其部落には片目の者が多いと言ひ傳へられてゐる(口丹波口碑集)。

カタメノクワオン [片目の觀音] 丹波南桑田郡藤田野村字鹿谷の山頂に、觀音岩と呼ばれる岩がある。昔此岩にゐた白い鳩を弓で射つた人があつて、それが鳩の眼にあたり、其血の後を追ふと獨鈷拋寺の本堂の中まで續いてゐた。之れは觀音様が白鳩に化して飛び歩かれたのである。此爲めに此寺の觀音様は片目で、眼疾に効驗あるとて參詣する人が多い(口丹波口碑集)。

カタワグルマノカミ [片輪車神] 信濃某村にある、片輪車といふ神の御出の日は、村中門戸を閉ぢ往來を止めて、見る事を堅く禁じてゐたので、昔からどんな事とも物語する者もない。或年の御出日に其村の一人の女がゆかしい事と思つて、祕かに戸に穴をあけて窺ひ見た。遠くから車の軋る音が聞え、漸く門前を過ぎる程の時、此女穴から窺ひ見れば、車の輪は一つで挽く人も無く廻り過ぎ、車の上には美しい女房が一人乗つてゐた様であつた。車の過ぎるまで見て、此女が聞へかへつたらば、先迄ゐた幼女が見えず、這ひ隠れたのかとも思つて方々探しても見えない。さては神罰かと大いに歎き、一二日過ぎてても行方が知れないので、此女社に詣で過ちを悔ひ歎いで詫び「罪科は我にこそあれ小車の、やるかたもなき子をな隠くしそ」と一首の歌をよみて、泣々歸らうとした時に、子供の聲がしたので振り返つて見ると、社頭に幼女が其時のまゝで泣いて居たので喜んで抱き歸つて来たると云ふ(譚海卷七)

カチ [鍛冶] 鍛冶の誤讀と云ふが、一般に鍛冶と稱へてゐるので、今は之に従ふとする。我國の採鑛冶金の術は、北方民族のそれを輸入したものと考ふべき資料

が多い。渡邊渡の研究に由れば、我國の鐵冶金に關係あるタ、ラ、ササ、カラヅク、ケラ、カツチャ等の術語の大半は、北方民族語と信じて差支ない。(一)タ、ラはタ、ールの轉訛で、アルタイ地方を中心として東西に侵入したるタ、ール種族は、黄金其他の冶金の業を起し、後朝鮮にも入り來つて此業を營んでゐた。此種族は古く多々兒と記され、唐代には韃靼の字を用ゐた。我國の鑄は其形も其語も、タ、ールの製鐵爐と同じもので、蒙古朝鮮を経て、輸入されたものである。(二)ササは多々兒の記事に見える人種である。我國のササノオノミコトも、或は之に關係あるかも知れぬ。(三)ヅクは、鐵冶タ、ールが朝鮮任那の大伽藍に居た頃に關係した人種であつて、之が印度の製煉法を弘めたのであると説明してゐる(出典は參考文獻の條に載せた)。そして我國の鐵冶の祖神は天目一箇神となつてゐるが、此目一箇の解釋に就ては凡そ三説が行はれてゐる。(一)小川美啓の説に由れば、加奴知の借字は眼一(ガンチ)にて、世俗に一目盲せる者をガンチと云ふ語の本である。又メツカチの借字は眼一箇(メツカチ)であつて、間子(メツコ)と云ふも同義である。播

州多可郡中村大字銀治屋に近き間子村に鎮座する間子(メツコ)大明神は、即ち式内の天目一箇神社である。斯く銀冶の祖神が片眼であると傳へられる原因は、刀劍を鑄へる折に其狂曲を直す爲め、必ず一方の眼を閉づるからである(銀冶原始考)。(二)加藤玄智の言ふ所は、天目一箇神は一に天津麻羅神とも云ふ。麻羅は即ち陽根であつて、陽根の尿口を眼に比定して目一箇と人格化したのであらうと云ふのである(民族三ノ一)。(三)柳田國男の説に従へば、古代に銀冶職を營む者は眼一箇を神に捧げると云ふ信仰が、存してゐたのでは無いかと云ふのである(同上。目一つ五郎考)。參考として論旨だけを掲げるとする。猶『金屋子神』を参照せよ。

銀冶は聖職 我國の原始神道は、北方民族の有するシャーマン教と共通點が多く、殊に鏡や鈴などの金屬類を崇拜する所が酷似してゐる。従つて是等の金屬類を製作する銀冶は、聖職として、尊敬されてゐたのである。宇佐八幡神も銀冶を營む老翁となつて示現した。八幡愚童訓(卷上)に『豐前蓮臺寺の山の麓、菱沼の池の邊に、銀冶する翁にてぞ坐しける(中略)。大神の比

義、五穀を絶て三年の間給仕して、欽明天皇十二年正月に、御幣を立て祈請して言さく、若し神ならば我前に現じ玉ふべしと懇念を致す時、翁忽ち失せて三歳許りの小兒となりて、竹ノ葉に立給て言はく、我者日本人王十六代譽田天皇也、護國靈驗威力神通大自在王菩薩と告げ給ふ』とある。朝鮮には天子の父が同じく銀冶職であつたと云ふから(三國遺事)、之を聖職としたのは、シャーマン文化圏に共通した信仰と見える。伊豆三宅嶋では今に正月十四日に氏神の祭禮を行ふが醫師に銀冶が上座を占める習慣があるとは(東京日日新聞昭和五、九、二六)、蓋し古俗を傳へたものと信じた。

銀冶と稻荷 劍匠が稻荷神を信仰するのは、昔三條の小銀治宗近が稻荷山の埴土を以て、名劍を銀冶せる事に由來する。謡曲「小銀治」に稻荷神が狐と現はれ、相槌を打つたとあるのは、此故事に由つて作つたものである(成形圖説卷二)。按に、今でも銀冶職は十一月に吹革祭と稱し、稻荷神を祭つてゐる。

天狗銀冶 紀州新宮町の銀冶町には、其職の者が三十軒ほどある。天狗銀冶と云ふもの慶安の頃まで、權現

境内に其家があつた。今銀冶町の同職皆天狗吉久と銘するを出す。其名が最も高い。又古くから鐵を製し方々へ贈つた文書を傳へてゐる。相傳ふ文祿の末矢ノ根銀冶三人あり、兄を權太と云ひ神倉山に入り、近藤兵衛と云ふ天狗から矢ノ根の製法を受け、豊臣秀吉に獻じた事がある。天狗銀冶吉久は此者である。(紀伊續風土記卷八一)。

銀冶を忌む 足利市外の梁田村大字梁田の産土神は、古くは虚空藏菩薩、今は星宮神社。然るに此神が忌み嫌ふとて、此地に昔から銀冶屋と紺屋が無い。誰が開業しても永續せぬ(郷土研究三ノ一一)。播州赤磐郡周匠村茶臼山の城主佐々部勸齋が落城の時、乳母が若君仙千代丸を抱き逃げ出したのを、周匠村の銀冶屋某と對岸なる飯岡村の紺屋某とが謀り、敵に密告したので非業の死を遂げた。それ故に兩村とも此二業が繁昌せぬ(同郡誌)。按に、古く聖職であつた銀冶屋が、後には賤職として輕視されるやうになつた。之に就ての説明は茲に省略するが、それにしても下野と播磨とは百五十里を隔てゝゐながら、同じやうに此二職を忌むとは、單なる暗合だとはかりは云へぬやうである。

鍛冶を職む 越後西蒲原郡巻町にては、鍛冶職を営む者があつても、鍛と鎌(之を作る者を俗に野鍛冶と云ふ)とを作らぬ。這は同地に鎮座する草薙神を敬ふためである(越後風俗志第一輯)。石黒忠篤(農林次官)の話に、越後の片貝村では池津に行く村外れの處に鍛冶屋住し、些しく常民より輕視せられてゐる。又山林局の宮崎技師の話に、土佐でも鍛冶屋は村外れの路傍に出張つて營業するのが普通である。同國菲生の山村には鍛冶屋の一部落があり、山方の遺ふ荒口を造つてゐる。(郷土研究四ノ一〇)。紀州牟婁郡三輪崎村に鍛冶屋十八軒ある。古くは二十五軒あつたと云ふが、其始めは明白に知れぬ。文祿慶長の頃迄は専ら此職をなし、一軒に就て五十日つゝ職役として國守の用を勤め、又他國へ雇はれて往つた事もある。何時の頃より次第に此職を罷めて今は普通の農民となつたが、猶職役の代りとして米十石三斗五升づゝ十八軒から年々上納する(紀伊續風土記卷八一)。

女鍛冶屋 上野吉井町で造る火打鎌は、長谷川と云ふ鍛冶屋に限られてゐるが、何故か此家は代々女主で、鎌の銘に女主の名が記してある(嶋田筑波談)。

【參考文獻】

鐵冶金の語原 (渡邊 渡) 地質學雜誌三一〇號
 古代の鑛山技術 (西尾銈次郎) 日本鑛業會誌四三四
 日本鑛山沿革考 (伊藤彌次郎) 同上 第一號
 シヤマンの服飾 (有賀喜左衛門) 民族 一ノ四
 麻羅と伊豆志 (山本 信哉) 同上 三ノ三
 カチトリチザウ (掛取地藏) 土州室戸町大字寶津にある、津照寺の本尊を掛取地藏と云ふ。領主一豐公寶津沖にて俄に風雨烈しくなり、心願せしに靈僧現はれ、船の楫を取り無難に入津した。靈僧は地藏の化身なりと知れて此名を付けたと云ふ(南路志卷九)。

カチハラセカキ (梶原施餓鬼) 鎌倉の建長寺では、毎年七月十五日に梶原施餓鬼と云ふのを行ふ。傳に、昔開山在世の時武者一騎來て、法會の終つたのを見て後悔の色あり、時に開山之を見て呼び返させ、再び施餓鬼會をなした。彼武者我は梶原景時の靈なりと云ひ残して去つた。之より例として行ふと云ふ(新編鎌倉志卷三)。

カチヤノババ (鍛冶屋の婆々) 昔土佐安藝郡奈半利町の女が、野根山へ往く道半で急に産氣づき苦んでゐる

所へ、飛脚が通りかゝり介抱し杉ノ大木の枝の安全なる上に置いたが、間もなく狼が夥しく集り來て産婦を喰うとするので、飛脚は刀を揮つて狼を大半斬伏せると、残りの狼が人語して「崎濱の鍛冶屋の婆々を呼んで來い」と云つたが、暫くすると白毛の大狼が頭に鍋を被つたのが來て、飛脚を目かけて飛びついた。飛脚は勇を鼓し大狼の面を傷けたので逃げ去つた。翌曉飛脚は山を下り崎濱の鍛冶屋を訪ねると、老婆が前夜頭を傷け寢てゐるとの事に化生の者なりと其老婆を斬殺すと、忽ち大狼の正體と變じた。家内を見ると今迄取殺した人骨が床の下に堆くあつた。現に野根山に産ノ杉と云ふ古株が残つてゐる。崎濱の子孫は絶えたが其血筋の男女は、一體に毛が逆に生えると云ふが、半狼半人の老婆の遺傳と稱してゐる(土佐郷土民俗譚)。按に、純粹なる人狼傳説であつて、越後に傳はる彌三郎が婆々の話は、やゝ之の語り崩されたものである。

【參考文獻】

人狼傳説の痕跡 (高木 敏雄) 日本神話傳説の研究
 鍛冶屋の婆々 (柳田 國男) 郷土研究五ノ五
 カツタイツカ (片居塚) 陸中紫波郡飯岡村字藤嶋の入

口、道路に一つの石塚があつて、ドス(癩病患者)を葬つた塚であると云はれる。村民から聞くと、昔ドスが死んだ時は、畜生が死んだと云つて、早桶に馬の香と馬の鳴り輪とをつるして、野原に葬つたさうだ。斯うすれば再びドスが出る事がないと云ふのである。又四國の金毘羅さんはドスにかゝつて、嶋流しになつた神様で四國に流されたと云つてゐる(民俗學二ノ五)。

カツノモリ (楮の森) 紀伊伊都郡天野村大字新城の丹生明神社の祭神は、土人に楮を製する事を教へたので楮(カツ)の森と稱すと傳へられる(紀伊續風土記卷四九)。按に、楮を製するとは紙を作る意であらう。古く製紙は神社や佛閣で行はれてゐて、殊に高野は紙の名産地であつた。

カツバ (河童) 天狗と河童は、民間に人氣のある不思議の存在であるが、所詮は靈魂動物であつて正體を突留める事は至難である。柳田國男の考證に由れば、河童は猿だとの事である。河童が好んで駒牽する所は猿の駒牽を想はせる。そして人氣があつただけに其資料は取捨に苦む程夥しくある。茲には十の一二を擧げるととゞめた。

河童 天文三年藤州吉田釜ヶ淵に化生の者があつて毛利元就の家臣荒源三郎元重が之を退治した。淵であつた。頭の頂きの窪に水があると記してある(志士清談)。

遠州榛原郡に河童と云ふ獸があり、此猿は河の邊に出る。そして馬が之に會ふと忽ち倒れ死ぬ。どの川筋にも此河童が出ると、馬が悉く死んでしまふ所を見ると是は馬の疫神であらう(三河雀卷三)。

河童明神 陸前加美郡色麻村大字一關の川童明神社は傳へ云ふ田村鷹が東征の時、勸請したものであるが何神を祀つたものかは不明である(封内風土記卷一〇)。

河童の宮 攝津西成郡三津屋村の後から、豊嶋郡嶋村に渡す所を河虎の濟と云ふ。昔河太郎が住んでゐたのを捕へて殺したのが、後に怨をなすので川岸に祀り、其祠を名付けて河虎宮と云ふ(攝津群談卷七)。

河童祭 越後寺泊町圓城寺灣に、河童祭と云ふがある五百余町の瀦沼あつて盛夏でも濁れず、中央に水深き所ありて魚龜繁殖し、往々毒蛇怪物を産し慶安承應の交に至り、村民水死するか或は山で返らざる者相踵ぎ謂らく河童の人命を奮ふなりと、明曆三年に領主松平

直矩が檢地し、辨才天を江上の島に見て崇祀し、六月十五日以て祭日となし一反五畝餘を割し靈域と爲し田五畝廿六歩捐し祠堂修理の資に充て、住民に命じて河童祭をさせた(寺泊郷土史)。

元祿年中の事であるといふ、土佐五臺山の東の下田村の百姓が、馬を川端に繋いで置た處が、河童が之を引込まうとして却つて馬に取られ、既に打殺されやうとしたのを、漸く同村の男女牛馬鶏犬の總てに害を加へないといふ條件で許した。爾來毎年六月十五日に村中で河童祭を営む。該村に河童の害がない(土州淵岳志六卷)。

河童城廓 九州では河童が人に憑くと、信じて居る處が諸方にある。就中、五嶋と對州とに多い。五嶋の富江村には、河童の築いた城壁が残つてゐる。又鹿兒嶋では河童の泣聲を聴くと云ひ、毎年五月十六日は、河童の御前迎(即ち婚禮)と稱して、此日に水中に入ると難があると云ふ。肥後天草では此災を除くには、熊野十二社に三社を加へたものを、信仰すればよいと云ふ。肥後葦北郡では、河童は夏川中に住み、冬山に移り棲み、山にある方を山ワラフ、(山童の意か)と云ふ。其

形は見えないが足跡と泣聲で分り、足跡は爪數が三つあるのみ。泣聲は鋸を引くに似ると(日本週遊奇談)。

河童劍法 關八州古戦録(卷十四)に、鹿伏刑部少輔が先師は、天真正とて海中に住する河童であるが、流義に於ては其家名を顯さない。香取大明神の應身があつて傳授したと詢へ來たと云ふ。三浦淨心の北條五代記(卷二)の福嶋伊賀守の事も、又河童に關係がある(南方來書卷五)。

河童の詫狀 長州厚狹郡萬倉村に猿猴石がある。昔川邊に馬を繋ぎ置くと、猿猴が出て來て馬の綱を身體へ巻付け、水中に引込まうとしたので、馬は驚いて既に馳せ歸つた。そして馬の飼桶中に、猿猴が居たのを主人が捕へたが、此石のある限りは、一類當村内に惡業をしないといふ詫證文を書いて、助命を乞ふたので放したと云ひ傳へる(長門國風土記卷三)。

河童騙息 伊豫喜多郡下須戒村の庄屋か、川端に馬を繋いで置た處が、河童が出て馬を引込まうとして、逆に馬に引かれて庭に歸つた。人々之を打叩いて後免しやつた。翌年元旦に魚を門の簀掛の簾に掛けてあつた。斯くて毎年續けられたが、或年其簾に鹿の角を掛

けて置たが、その爲に止んでしまつた。鹿角は河童の嫌ふものである(伊豫温故録)。

河童の鏡 天明五年の頃、江戸麹町館屋十兵衛なる者常に心の正直な者であつたが、一夕童子が來て戯れ遊ぶを憐んで、餞を與へると、それからは夕方毎に來るので、怪んで跡を尾けると御堀の内に入つたので、扱は河童であらうと恐れ思つてゐると、或日來て一の錢を與へ其後再び來なかつた。其錢は今番町の能勢又十郎殿家に藏めてある(一話一言三卷)。

河童憑依 對州には河太郎がある。浪除の石塘に集つて、群をなしてゐる。丁度龜が石上に出て、甲羅をさらすと同一である。其長さ二尺餘で人に似てゐる。老も若きもあり白髪或は髪を被るもの、又逆に天を衝くもの等色々だといふ。人を見れば皆海に没する。そして常に人につく事は丁度狐が人につくと同一であつて國人の思をなしてゐると云ふ(甲子夜話卷三三)。

河童再生 岩代白川郡關和久村に瀬知坊淵と云ふがある。昔此所の農夫が馬を繋いで置た處が、淵に棲む河童が引入れやうとして、却つて馬に曳かれ農夫に捕はれ、寶とした玉と交換に一命を許された。農夫は後に

一子を設けたが、それは河童の生れ代り、玉を取返さう爲であつた(白河風土記卷七)。

駒ヶ河童 昔駿河の吉原へ大名が泊り、乗馬の足を川水に冷すと、河童が出て馬の尾をからみ、水底へ引込まうとする。馬は恐れて往來まで逃れ河童は引出された。所の者が、之を捕へ、馬屋の柱に一夜縛りつけ翌日放した。河童に頬を引裂かれた娘があつた。(田子の古道)。

牛車河童 安藝高田郡吉田村に釜ヶ淵がある。毛利家人荒源三郎元茂が、河童を獲た所といふ。其事は「武家高名記」に見えてゐる。同郡志路村に黄牛ヶ淵といふがある。昔村民が水虎の爲に、黄牛を奪はれたので淵の名となした(藝藩通志卷六七)。

河童薬法 武田信玄の典樂相磯主水が或時馬に乗つて川を渡らうとすると、河中に黄色い長い片腕が馬の足を握つて馬を進めない。豪膽な主水は太刀を抜いて之を切り對岸に着いて見れば、それは河童の片腕であつた。其夜主水の寢所へ河童が忍び込み晝の悪戯を謝罪し、河童の疝薬の秘法を傳授して切られた腕を返して貰つて歸つた。其後主水は疝薬を調製して試み効験を

知つて河童薬と命じて賣り出した。子孫は伊豆狩野村にある(伊豆傳説集)。

河童相撲 九州は他國と違つて河童が多いが、人の妨げをする。それは賤しい漁夫などの妻と密通し、其他色々わるさをする。寛永年中、有馬直純の家臣八左衛門が、有馬の蓮池にて一疋の晝寝をしてゐた河童を抜打にした。寛永十七年九月十四日の未の刻に、彼の河童が來り勝負を挑んだ。河童の姿は他人に見えず、八左衛門のみに見えるだけであり、數度も相撲をやつたが中々勝負がつかず、此事が主人の耳に入り見やうとしたが、日は河童が來ず、後に河童から中止して歸つた(半日閑話卷六)。

河童の好色 肥前平戸寶龜村で八歳の女子が遊んでゐると、何者か來て交り、妊娠して卵を生んだ。里人は狐に交つたのだといふが、之は河童の所爲であらう河童と婦女と交つて子を生む事は、小値加(肥前)にあり、他邦にも筑前日向豊後等にあると云ふ。其産するものは皆卵である。總て河童との子を生む者は、始め發熱甚しく三四日後生む。そして後は廢忘の人となると云ふ(甲子夜話卷一八)。

河童の嫌物 越後では川々の渡しを守る家は、夕顔と胡麻とを作らないのが古い習慣である。之は川に潜む河童なるものが、夕顔の若いものと胡麻の若葉とを痛く嫌ふとの申傳への爲に、之を作らずして船乗る人の安全を祈るのである(越后風俗志第七輯)。

河童除け 天草島龜川村では、子供はトミシヤゴとカタバミを石で搗き合せ、それを持つて指の爪を紅く染め、又此花と外の花や葉を集めて、絲繩等でくまり、各自の頭に巻つけて夕方海に入る。斯うすれば河童も尻をとらぬ(天草島民俗誌)。

河童除の歌 豊後の土俗に「ひやうすへは川たちせしを忘れなよ、川たち男我も菅原」の歌を三遍誦すと、河童の害がないといふ(中陵漫録卷六)。

【参考文献】

河童 (柳田 國男) 山鳥民譚集

カツラ (桂) 紀伊那賀郡麻生津村大字西脇桂谷に、桂樹二株がある。大木であつて雄桂雌桂と云ふ。幹は花梨等に似て、葉は錢葵の如く少し圓く黄葉する。之古への桂樹で、山城の賀茂にある桂樹と同じ物である。里人の云ふ所によれば、此木を持ち歸る者は、己が家

火災あるやうに見えるると、人恐れて枯枝落葉も取るものがないと。故に天年を保つて此如く大きくなつたと云ふ(紀伊續風土記卷三八)。

近江栗太郡大石村字富川には、桂の木があつて、昔より村民春日神社の例祭には、必ず此の木の一枝を採つて、神前に供へる古例がある。明治十八年より官幣大社建部神社の祭典にも、之を獻するを例としてゐる。(近江名木誌)。

飛彈吉城郡袖川村大字大笠の氏子は、白山宮の神體が桂を以て作りある故に、村中家に桂の木を用ひないと云ふ(飛彈遺乗合府)。

カツラメ (桂女) 京都市外伏見町の御香宮(祭神は神功皇后)に附屬してゐた桂女(古くは桂姫と稱した)は古き巫娼としての存在を想はせるものがある。桂女の名の由來に就ては、彼女の一團が洛西桂川の邊りなる桂ノ里(現今の紀伊郡上鳥羽村の一部落)に住んでゐる



たので、地名を負ふて桂女と稱したと云ふ説と、之に反して彼女達は、好んで桂巻と稱する獨特の髪飾をしてゐたので、斯かる名を得たとの兩説がある。そして彼女達の所傳に由ると、桂女の祖先は岩田姫と云ひ神后が懐胎の御身を以て、征韓のため御渡海なされた折に従軍し、日夜とも側近して御介抱申上げ、皇后御凱旋の後に今の桂ノ里に土着したが、其證として皇后が陣中で召された綿帽子を拜領して傳家の寶としてゐる。斯かる縁故があるために神后を祀つた御香宮に奉仕し、更に男山に八幡宮が祭られるやうになつてからは、御香宮と御母子の關係があると云ふので男山へも出仕するやうになり、同社の大祭である安居頭には、桂女の血筋を承けた女子が孫夜叉と稱し、桂節を献上する例となつてゐた。桂女は巫女と同じく女子相續であつて、夫は下男の如く有るに甲斐無き有様であつた。併し是等の所傳のうち、何處迄が史實であるかは問題である。察するに斯うした事を言ひ立て、一面に於ては妊婦の介抱と分娩の始末をなし、一面に於ては婚禮の折の世話などして渡世したが、古き巫娼の血は彼等を狩立て、賣笑までさせた。且つ時勢は日に彼

女達に非にして「七十一番職人歌合」には、漸く鮎腸（ウルカ）賣りとして載せらるゝ落伍者となつた。信仰に生活した者の末路とは云ひ氣ノ毒でもあつた（以上。賣笑三千年史其他）。

桂女は、毎年始と八朔に京都所司代へ、御禮として三四人づゝ来て、年始に始八朔に菓（柿梨類）を上つた。桂の里に住し、人別に鳥目一貫文づゝ下された。目見得なく途中にては被衣をし、例席にては、かいどりをし、頭に古い布を頂いた。桂女の名は、婦くり、地ぞう、ふくら杯で、右の名を紙に書付けて来た。但し徒目附扱ひである。美葵は云ふ。桂女は、神功皇后の時より故あるものにて、東照宮の時、右の由緒を以て召された事があり、當時も關東より召て下つたことあり、之は岩田帯を仕つたものゝ由である。又頭に頂く古い布は、古代賤者の面を覆つたもので、當時能狂言にびなんかづらと云ふ。女の頭を包んだものが之である。但し桂女は頭に頂くのみであつた。古昔には僧女並に面をあらはに見せぬが法であつた（一話一言卷一二）。京都の桂姫は毎年正月關東へ下向し、御守札を献上し御目見得した。桂姫は藝者をも業とした（譚海一四）。

大隅始良郡敷根村大字上の段に桂姫城がある。古へ神功皇后の三韓征伐の時、桂姫従軍して武功があつたので、桂姫を賞して名を勝浦姫と賜つた。之より武家に勝浦姫の後を愛慕して、當國にも前代勝浦姫の妹一人召され、敷根村へ宅地を賜ひ、居住せしめられたと云ふ。此處が其舊跡である（三國名勝圖繪卷三五）。

【參考文獻】

- 桂姫 由緒書 (幕府 留書) 詞曹雜識卷二六
- 桂女 由來記 (柳田 國男) 女性 七ノ五
- カツラクヤウ (鯉供養) 大隅尾久嶋では、鯉魚を一年に一萬尾釣つた時は、萬の供養と云ふのをする (三國名勝圖繪卷五〇)。

カド (家徒) 信州上伊那郡地方では、他國(主として越後者)の移住者が、身一つで入込で来て土地の家に奉公し、其結果家から名を貰ひ、家を建て、貰ひ、其土地の女を嫁に世話して貰つて、主家の田畑を小作し土著の民となつた者の家筋をカドと云ふ。此家筋の者は村の事柄には、何人でも口を出す事は出来ない。總て自分の家についた事柄は、おしゆうさま(世話になつた家の主人)の判断を仰いだ。村人はカドの筋と通

婚を嫌ひ、若し通婚する者があれば、物笑ひの種となる。現今相當な暮しをしてゐる家があり、それを狙ふ村民もある(民俗學四ノ三〇)。

カトウウチ (家頭打) 羽後平鹿郡八柏村は彌柏に茂りたる林の古へありしより云ひ始し名ならむか。津輕の平内にて、除夜の鶏初聲を鳴けば起き出て、此年屋根葺の責務らむと思ふ野に我先きと争ひ行きて、雪の上におのが標を立て歸る。之を家頭打とも又八柏打つとも云ふ(雪出羽路)。

カドマツ (門松) 門松の起原が平安朝にあるとか、且つ此事が民間にのみ存して、禁裏や公家に無かつたとか云ふ詮索は、文獻學者に委ねて置いて差支ない問題である。民俗學的に云へば門松(それは松に限つたものではなく、榮ノ樹であれば何でもよい)は元は一本で神の憑り代として建てたものである。

門松の無い町 大阪市の昔は門松が無かつた。町家始め注連繩を戸口に張るだけである。因て七草迄の間を松の内と云はでシメの内と云ふた。又小松を飾るも小枝を戸口の柱に釘にて打つけ置けばかりである(甲子夜話卷五)。

門松建てぬ村 羽後河邊郡では、正月の門松は四五の町村を除く外は一般に建てぬ。四つ小屋の如く軒下に松樫等を形式的に吊すものもある(同郡誌)。
 武州大里郡幡羅村大字柴崎字北中郷、村社諏訪神社氏子は、一般に正月門松を立てぬ習俗があるも、其由来は未詳である(大里郡神社誌)。

江州甲賀郡大河原地方の山間には、惟喬親王に關する傳説が多い。山女原では今日でも正月には門松を立てないが、それは惟喬親王が繼母に虐められるのを逃れて此里に來られた時は、恰度正月であつたが、村人は親王をお助け申すのに多忙であつたので、門松を立てる暇がなかつた。其爲めに今日に至る迄門松は立てない(民俗學四ノ五)。

阿波海部郡木頭村では、先祖なる人此村に入りし時、恰も大晦日なりし故何の用意をもなく越年し、之れが例となつて今に門松注連繩を用ひぬ。(人類學雜誌一九〇號)。

薩摩出水郡智識村の産土神は天滿宮である。菅公十二月廿九日に同村へ着船したが、近邊の土俗其正月は門松も建てず餅をも春かずとて、今日でも社司より其

親族に至るまで、其故事に従つてゐる(三國名勝圖繪卷一六)。

門松建てぬ家 安房夷隅郡嶋村は、吉野氏の草創と云傳へられて居る。此家正月の飾りは細きマキを三本たて、其上に薬の組飾を置き吉例とす。今は竹を建てる家もあるも、松を建てないとの事である(房總誌料續編卷一)。

甲州大月驛に近き廣里村字旭の農民は、大抵菊地和山の姓を名乗る。正月門松を建てずして、櫛の枝を門口に挿むのを例として居る(甲州案内)。

門松と階級 丹後中郡にては、門松は給人以上でなければ、建てる事を許さなかつた。建方は通例他の草他木を用ひる事は無く、右の外中小姓以下御家人並に町在と門松を建てる事は無い。但し寺院は門前に松竹を建てた(丹後中郡風俗問狀)。

日向南那珂郡福嶋町では、門松には薬にて八字形に造つた、下端を房の如く垂したる賑と稱するものを、青竹の中央に結び付け、更に竹串に橙を中央とし其兩側に糯米と木炭とを別々に紙に包みしものと、毛の生へたる儘の芋を貫きたるものを付け、兩門松の中央に掲

げた。舊藩時代には門松は士族に限り百姓町人には許されざりし故、一般は椎の木を立てた。其故に今も稀に椎の木を用ふる者あれど松が多くなつた(日向郷土志資料第六輯)。

門松を盗む家 東京市豊嶋區高田町南藏院脇の砂利場の名主は、大野六兵衛と云ふ。これ大野主馬の末なり此家にては正月松飾を立つるに、人の家の松を盗みて立つる例である。今は先方に價を送はし置て相對にて盗み立つると云ふ。牛込赤城下改代町に住める近江屋の主の物語である(一話一言十卷)。

門松に神酒 陸前黒川郡で門松を建てるには、其前日山野に赴き大なる松の木二本と、小なるもの數十本とを選伐し來り、之を木小屋に安置し、少量の酒を各一本に注ぎ、別に竹を伐りて除夜に門の左右に共に立て其竹を交又せる中央に薬にて寶珠を組み干柿と炭とを紙にて包みて結び付け、更に松竹の南側に薬の皿を拵へ門松一切の備終りたる後、年の男は袴を着し、銚子に酒を盛り門松に向て之を飲み、高聲に高砂の小謠一番を誦すと(人類學雜誌二二三號)。

門松に供膳 上野高崎地方では、元朝に製した食品を

松竹に供へるとて、門松にさしはさむ者がある。三日に至るまで毎朝斯くするのである(閩里歲時記卷上)。

甲斐山梨郡では門松へ毎夕作男が切り火を打ちかけ、箸にて飯を挟み松の枝へ乗せ、門松へ供すとの事である(人類學雜誌二〇六號)。

信濃南安曇郡地方にては、舊臘二十七八日頃松迎ひを行ひ、兒童等は近傍の林中に入りて伐つて來る。又ヤスとして薬にて腕を作り門松に結びつけ置き、三ヶ日の間年男は朝夕之に洗米を供へ、然る後に食膳に着くと云ふ(風俗畫報二四五號)。

三州南設樂郡千里村大字杉山にては、十二月三十一日門松を掛け、其際「つぼき」とて、御供を入るものを薬にて作り、門松につけ置くのである(今泉忠義報告)。
門松と淨穢 武州松山町にては、正月松の内に葬式あれば、棺の通る町では、門松に蓆を被せるとの事である(人類學雜誌第二四號)。

遊き門松 西宮市では、昔は正月十日夜を市民は忌籠りをなし、惠比須神の廣田社への臨幸を送つた。其折には門戸を閉ぢ庭簾などを垂れ、門松を逆に立てた。

(一説に、神馬の眼を松の葉で突かぬやうにと、斯く

した。そして其夜だけは全戸禁足した(攝津名所圖會卷七)。

門松迎へ 信濃佐久小縣地方にては、正月の門松を山に採るを迎ひ松と稱し、多くは十二月二十九日前行く。若し二十九日迄に迎へぬときは三十一日に迎へ、三十日に迎へぬ事になつてゐる(風俗畫報二八一號)。

門松に檜 甲斐都留郡奈良子村は、初春の門松に檜木を用ふ。俚傳に古へ獵夫ありて極月の頃此山の奥に入り、積雪の爲め歸家するを得ず、岩下に倚りて日を重ね正月になれるを計り、最も滑かなる石を拾て産土神と崇め、又松樹なき地なれば檜を門松に用ふ。かくて消雪を待ち彼の石を負て里に戻り、産土神に祭り之より年一年に民家殖て遂に一村となつたので此舊例を守ると云ふ(甲斐國志卷一九)。

阿波美馬郡祖谷部落にては、正月門松の代りに檜を用ゐる。由來は平國盛屋嶋の戦に破れ、同地に逃れて來たが大晦日にて、松を取るの暇がなかつたとの事である(美馬郡郷土誌)。

門松に檜 飛彈吉城郡上室村丹生川村等にては、門松には方言シヨゴイと稱する、檜に酷似せる木を副へ

るを法とし、又長五六間の楯木を枝のつきたるまゝ、其年の恵方より、伐り來り一本家の前に立て之を若木と云ふ(人類學雜誌第二四號)。

門松に檜 駿河庵原郡庵原村の一の宮二の宮は、式内の豊積神社である。里民に西ヶ谷氏と稱する家あり、門松に檜を刺すが元社人の家なりと傳ふ(駿河志料卷四八)。

門松に檜 安藝竹原町にては、檜の木を門松にも添へて建てる。堅固の葉と云ふ。佐伯郡玖波村には松竹を用ゐず椎の木を立て、之を柴垣と稱す。昔柴をもて垣をせしと云ふ。柴は繁葉の義にて繁榮を壽ぐ意にや、正月三日門松を切りて低くし、十四日に及で之を撤す。尾道町には此頃童子二三十人相伴ひ家々に來り、其門松の長大なるを稱し、家の繁昌を壽ぎ、後大に呼て紙を乞ふ。一二枝を與へても争て取り歸る(藝海通志卷四)。

門松に檜 相州箱根山にては、正月松を立てずして、檜を立て、飾りとする。江戸城の御門に節分の日、檜の代りに檜を用ふるも故ある事か。長崎の福田の浦にて節分に「とへらの」枝を差したるを見たことがある(金曾木)。

門松占 下總海上郡では、門松の芯を門松の抜跡に立てる。若し之に根が附けば長者になると云ふ(同郡誌)

門松と耕田 甲府地方では如何なる山間の僻村でも、田地を有する村落ならば、一般に毎年正月十一日未明に田植式を行ふ。此式は當日の午前二時頃より同六時前に終る。行歩の叶ふ程の男子は悉く此儀式に臨む。村民は年々苗代田に使用する場所に來り、作畝を鋤にて切る眞似をし、其跡へ正月餅付のお松を取り小さく折り、之を田へ一畝五株とし三畝五畝位置き、兼て舊臘二十五六日頃正月の餅搗と同時に、御田の神として甲斐升(京升三升)一升位に、大なる御供餅を造り置きたるを小さく割り、右松の置場へ添へて置く。終れば米を株毎に捧げて歸る。此式を未明に行ふは式を早くするに隨ひ、一年に作り上げ他人よりも必ず早く片付くが故との事である(風俗畫報第二二四號)。

カドメシ(門飯) 肥前五嶋の村々では、三月四日に門飯

として、少女が各戸から米を買ひ、戸外で飯を炊き食ふ習俗がある(橋浦泰雄談)。按に、此習俗には種々なる暗示があるも、それを今述べる違がない、庭騒の行事にも關係を有してゐたかに考へる。

カナザハノユライ (金澤の由來) 加賀に昔芋堀藤五郎

と云ふ男があつた。大和初瀬町の長者半玉右近が、觀音の靈夢に依つて女和五を藤五郎に嫁した。後に大和から砂金を贈つたが、藤五郎は之を山中に散したので妻が何故さうするのかと問へば、藤五郎は斯様なものは山中にあると云つて砂金を取來り、之を洗ふ所を金洗澤と云つて、即ち今の金澤の事である。藤五郎夫婦の墓のある所を二五と云ふ(三州志來因概覽卷一)。炭焼藤五の傳説の一派生である。猶其條を参照せよ。

カナシノサト (蚊無の里) 大和山邊郡朝和村字佐保之庄の東南に小社があり、境内に松樹が五六本ある。昔後醍醐帝南遷の時此山の道を辿り、一夜をこゝで明かされ蚊を封ぜられたので今も此處には蚊が居ない(大和の傳説)。

讚岐阿野郡松山村へ、昔弘法大師巡錫し、貧家に一泊を乞ひしに、蚊多くして蚊帳無きを告げしに、弘法加持して蚊を封じ、今に蚊住まずと云ふ(古今讚岐名勝圖繪卷七)。

肥後飽田郡船津村に、往古弘法大師が一宿の所がある。其家は今に夏の夜でも蚊がゐぬと云傳へられてゐる。

る(肥後國誌卷二)。
對馬の糸瀬村も、俚傳に弘法大師の飛錫の折に此村に宿り、蚊を封じたので今に蚊が居ぬと云ふ(津嶋記事卷七)。

カナミコサマ 「金御子様」 土佐幡多郡の山村などで、正月十四日に炭焼が炭焼道具を祭る時さう云つて拜む金御子は本来金山師の祭る神で、中國のカナヤゴと同じかと思ふ(山村語彙)。

カナメイシ (要石) 常陸鹿嶋神宮の境内にある要石が最も著聞してゐるが正體は判然せぬ。地震の原動力である鯨の頭を抑へてゐるとか、源光圀が七晝夜掘つたが掘出し得なかつたとか云ふ俗説は、元より無稽探るに足らぬ。日下部四郎太は陽石なりと云ひ(信仰物理二人行脚)、山中共古は建築物の礎石ならんと云つてゐる(同人談)。併しながら此要石を、古く御座石(ミマシノイシ)と云ふ點から推すと、他の神社にも多く存する祭神の影向石、又は腰掛石の類と考へる。

伊賀阿保驛に近き縣社大村神社の境内に要石がある。高さ約二尺五寸、創記は神護景雲元年と云ひ、地震に靈驗ありと傳へてゐるが、一見して性的表象の陰石た

る事が知られる。聞けば社殿の裏山に陽石があるとの事である(旅と傳説六ノ九)。

出雲兼川郡國富村の舊家木佐秋豊氏の邸内に要石がある。此石は地上僅に頭を現はし側に榊の古木が繁つてゐる。古傳に八束水臣豆奴命が國引の後刺立てられた杭であると云ふ。今も此近邊は地震の時土地の震ふ事少く、又此要石の近傍の小石を持ち歸り地滑りのある地方に散布すれば陥落が停ると云ふ(島根縣口傳説集)。

【參考文獻】

要石 考 (中山 太郎) 「石」所載

カナヤゴジン (金屋子神) 播丹吉備雲伯を中心とした鑛業神であつて、一に金鑛護神とも書くが、古き神名帳にも新しき神名辭書にも載せて無い、全く民間信仰の神である。併しながら此神に關する信仰や傳説は、頗る古風を帯びてゐるので、或は鑛業神なり冶金神なりが、金山比古命又は天目一箇神と固定せぬ以前の、大昔の面影を傳へてゐるのでは無いかと思ふ。之に關する向井哲吉の研究に由れば、金屋子神の本社は出雲能義郡比田村大字西比田字桂山にあつて、其支社は出

雲に三社、伯耆日野郡に三社、備後双三郡に七社、同甲奴郡に一社、同比婆郡に四社、石見邑智郡に四社、合計二十二社ある。備前備中の兩國には神社は無いが一般の鑛山業者には相當信仰されてゐる。天明四年の寫本日野山人著の「鐵山秘書」所載の「金屋子神祭文」に因ると、始め此神は高天原から播州宍粟郡千種村岩野邊へ降臨し、金屋子神と稱して岩鍋を造つてゐたが永住の地にあらざると白鷺に乗つて、前記の出雲黒田の奥なる比田の山中に到り、桂ノ樹の枝に休んで居られると、同地の安部正重が獵に出で犬を牽て此處を通りしに、犬が神を見つけたので、正重が問ふと、我は金屋子神であるが此處に踏躡(タ、ラ)を立て、鐵を吹く術を始めんとすることに、正重は其事を同所の朝日長者長田兵部と謀り、急ぎ宮社を建て正重を神主となし神樂を奏した。神託に曰、

先此所建火高(タ、ラ)殿宣、任神教令造之、則向天而行給、七十五神童爲天降給、白者爲成村下(ムラゲ)給、七十五品作道具、動土手折木、杉磨作(マサ)輪津具利給、長田兵部者備長床、集炭與粉鐵(砂鐵)止、目天而爲吹給、神通力之印現、鐵之涌事無限云

云。宇成者媛備五十命姫命守護給云々。其外職人一切爲清淨、之龍神者捧鹽清給、天目一箇神者爲成鍛冶給、先神寶初劍而一切程、金物次第々々全造之給云々。

此祭文は室町期の物と思ふ。そして祭文中にある、マサ、タタラ、ムラゲ(作業の主宰者)、ホド(風穴)、キロ(送風管)等は注意すべき術語である。察するに金屋子神は遠く海外から渡來した神であらう。更に此神に關する一説に、天降りして七ヶ所に躡を立て、巡りし折に犬に吠えられ、恐れて高殿の戸前に至りしとき、麻苧の亂れたのが足の小指に絡り、轉倒して直ちに神去り給ふた。此故に躡屋の内には犬と麻とを入れぬの作法とする。然るに其死骸を元山押立の柱に立添へて鐵を吹きしに、在すが如くに鐵が涌き立つた。因て其骸體を神體として社内に收め、安部氏神主となり鑑を預る。諸國より鐵涌かぬとき安部氏神體に向つて祈念すれば、骸體に變色を呈し躡の善惡吉凶悉く顯知すと傳ふ。金屋子神は鑛山一般に姫神なりと言ひ習してゐるが、應永年中に領主尼子氏より御用鍛冶遠藤氏に賜りし、金屋子神の畫像によれば、犬のやうの獸の背

に女體が乗つてゐる圖である(以上。日本鑛業會誌第五三一號)。

カナヤマオロシ 狩して獲た猪を、仲間で分割する作法が二通りある。四肢に肉を附けて先づ分ち、それから骨を取るものをホンオロシと云ひ、之に對して先づ胴切りをしてから四肢を分けるのを、日向の椎葉などではカナヤマオロシと云つてゐる。長門の俵山では四々の十六に切るなど、云つて、始めから小さく切る。イカリワケの必要が有つたのであらう(山村語彙)。

カナヤマヲドリ (金山踊) 盛岡市を中心とした、南部地方一帯の名物踊である。南部は鐵の名産地、殊に釜石、仙人山が産地として知られてゐる。此踊は鑛山の女工唄に後から手を付けたものである。唄も踊も新しいものである(郷土趣味三ノ四)。

田舎なれども南部の國は、西も東の金の山
ハアからめてくからめた黄金は岩手の花だよ。
どんどど吹き出せ。

金の牛子に錦の手綱、吾等も牽たい牽せたい
ハアからめてくしつかりからめて握つた手綱を
うっかり放すな(以下略)。

カニカケノカミ (蟹賭神) 因幡岩美郡小田村大字岩常には、昔から蟹が居らず、稀にも見る事がないと云ふ。隣村太田村とは小溝を境とするが、其村には蟹が充滿してゐる。之は土地の質の爲であらうか。俚諺によれば兩村の氏神が蟹を賭けて碁を打つたのに、岩常村の氏神が負けた爲に蟹を生じないと云ふ(因幡誌)。

カニカケタウ (蟹掛堂) 越中西蠟波郡北蟹爲村大字五郎丸に、蟹掛堂と云ふがある。口碑に、養老年中に同所の蟹池から出た大蟹の甲羅を埋め、其上に建堂したものだ云ふ(同郡紀要)。

カニカミ (蟹噛) 肥後天草下嶋の西海岸高田村の水田は、多くは例の棚田であつて、上の田の境は必ず五尺三尺の石垣である。蟹は其石垣の隙間に隠れ住み、夜分出て来て苗の根元を噛み倒す。別に食料にするので無いやうであるが、一夜の中に幾十株の稻を荒し、然も之を防ぐ方法は、まだ無いと云ふ事であつた(郷土研究二ノ七)。

【参考文献】

蟹噛に就て (南方 熊補) 郷土研究三ノ四

カニサカ (蟹坂) 江州甲賀郡土山村に蟹坂がある。但

傳に昔大蟹が此處に棲み、往來の旅人を惱したのを、或僧が成佛させ其蟹を埋めた塚がある。蟹坂の合戦の事は太閤記に見えてゐる(近江輿地志略卷五三)。

カニサガシ 九州の一部に用ゐられる墮胎の隱語と思はるゝが、明確に知る事が出来ぬ(民族と歴史四ノ四)。

カニチゴ (蟹稚兒) 近江八幡町では、毎年舊正月十五日夜に左義長を舉行するが、此折に蟹(張子造り)を頭に載せてる子供が出る。俗に蟹稚兒と云ふが理由は判然せぬ(田中俊次報告)。



カニデラ (蟹寺) 能登珠州郡上戸村大字寺社字飯田村の法成山永禪寺を一に蟹寺と云ふてゐる。俚傳に此寺に怪異ありて度々住僧を取喰ふ。貞和年中に月庵禪師が巡錫の途次此寺に宿ると、夜半に眼日月の如き者が現はれて曰く、四足八足兩足大足右行左行眼天に在りと、禪師答へて汝は蟹なるべしとて拂子を以て退治したので此名があると(能州名跡志卷四)。

カニデンセツ (蟹傳説)

長門大津郡日置村大字日置貴船船が晝寝をした時に、蟹が其左の眼臉を挟んだ爲め左の眼が小さくなつた。故に同社の氏子は皆左師が小さく、他から來た嫁や聲も、此地に住むと左眼が小さくなる(高山章介報告)。

後醍醐帝の師父と仰がれた三光國師が隱岐國に渡航されて、各地に足跡を残されたが、或時港村の川邊に數人の子供が蟹を捕り、眞赤に煮殺して遊んでゐるのを見て、國師は蟹を買取り其甲を撫で川に放ちやると、不思議にも悉く蘇生した。今でも此邊に栖む蟹は甲が赤い。之は一旦煮殺されて、甲まで赤くなつた蟹の子孫だからだと云ふ(鳥根縣口碑傳説集)。

肥前島原町多比良村の名物に、多比良蟹がある。此蟹は缺足が一本足らぬが、昔寛政四年眉山崩壞の爲め津波が起り、此村も二十戸の漁民の家が流された。村の富豪松本清左衛門と云ふが、私財を抛つて十八艘の漁船を肥後八代から取興へた。漁民は漁獲した蟹を若干清左衛門に贈り禮としたが、毎日の事で處分に困り、蟹の肉で一番よい缺足を一本づゝ送る事にした。多比良蟹の足不足は其れ故である(高來山の雫)。

カニノキンシヨク 「蟹禁食」 能登鳳至郡鶴の集村大字 稻舟の笠原氏は、昔新田を開いたのに、水利が便でなかつたので(此時安八太夫式の神婚があつた)蟹を食用とすることを禁じ、端午の轍に蟹を置いたと云ふ(同郡志)。

カニノスマヌサト 「蟹の棲ぬ里」 大和宇陀郡宇加志村 大字上芳野の、惣社宇太水分神社の祭神が、川で御足を濯ぎ給ふ折に、大蟹が誤つて其足を咬むだ。之が爲めに郡中に一匹も蟹が棲まぬ(奈良宇陀郡史料)。

カニノタンジャウビ 「蟹誕生日」 福山市の方言で、舊五月四日を蟹の誕生日と云つてゐる。理由は明かに判然せぬ。此地方は蟹が多く縁側に這上り障子まで破る之を考へると上古蟹守の職を置かれたの故あるを覺えた(譚海卷七)。

カニノニヘ 「蟹の蟹」 羽後仙北郡淀川村の諏訪祭に、七月廿七日御供に烏賊、数の子、鮎、鯖、蟹を奉るが蟹は必ず奉る事になつてゐる(六郡祭事記)。

カニノホウオン 「蟹報恩」 聖武朝に山城紀伊郡の一女が八匹の蟹を助け、後に蛇の蛙を呑み居るのを見て、蛇の妻になる約束で蛙を助けた。蛇は約束の日に女を

迎へに来ると、女は戸を閉ちて出合はぬ。其内に前に助けた八匹の蟹が出て来て蛇を殺した(日本靈異記卷中)。此傳説は奈良朝に於ても有名のもの見え、同じやうな話が二つまで同書に載せてある。そして此話が蟹簾寺の縁起となるのであるが、之も餘り有名なものゆゑ省略する。

カニノユメ 「蟹の夢」 金澤市を中心として其附近の町村では、正月の初夢に蟹を見るのを吉祥としてゐる。これに基ける蟹が鳥の首を鉄んだと云ふ長い童謡がある(荒澤雄太郎報告)。

カニハチマン 「蟹八幡」 美作久米郡久米村の、八幡宮社殿建立敷地の繩張りには、一大神蟹の歩みを辿つて土臺石を据えたものである。其巨蟹は地盤を終ると、一方の爪を記念に残して、程近い池に這入つて身を隠した。此爪は同社の一什物として、今も保存されてゐる。故に同社を一名蟹八幡と稱へ、蟹は其召使であると云ふ。現に附近の澤邊に一方の爪が特に大きく、他方は別して小さい爪の蟹を見受けるのは、此時の蟹の末孫が其後の洪水の爲め附近へ流れ出て、蘆間に繁殖したものであると云ふ。片方の小さい爪は落した後へ出

来たもので、次々と奇形のまま遺傳的に生殖してゐるのである(岡山新報大正七年六月)。

カニモリ 「蟹守」 豊玉姫命が、皇子をお産みなさるゝ折に、天忍人命が陪侍して、産室に蟹を這はせ、それを掃除したので職となり、號けて蟹守と云ひ、後に掃守(カモン)と轉訛した(古語拾遺)。沖繩では今に此古俗を傳へてゐて、出産の折には蟹二三匹を這はせる。(蟹の捕れぬ時は蠃斯を代用する)が、之は早く赤兒が蟹の這ふやうに健全に育つて、這ひ廻はれと祝ふ意である(琉球の研究)。按に、蟹は蛇や蝦と同じく脱殻するのを古代人が知り、之に由り生命身體ともに更新するものと信じ、赤兒も又斯くの如く心身共に更新して永く生命を保てよとの類比呪術の思想に負うものである。猶蠃斯を用ゐるのは支那の故事で、詩經に其事が見えてゐる。

【参考文獻】

蟹守土俗考 (中山 太郎) 日本民俗學民俗篇
カニヲニクムカミ 「蟹を憎む神」 伊豆賀茂郡竹麻村大字青市にある子安神は、昔水島に在つた流人の婢のおやすといふ者が路に斃死し、蟹及び蚊が集つて囁ん

だ。其前から村内に疫病が大に流行したので神に祭つた。此神は特に蟹と蚊を憎むと云つて、村内には二物はゐない(増訂豆州誌卷九附録)。

カニヲミルハキヨ 「蟹を見るは凶」 豊前金救郡菅生の瀧は、蒲生川の水上で道原村の奥にある。此瀧の淵の主は蟹であるが、之を見ると其者に凶事があると傳へてゐる(豊前國志卷一上)。

カネ 「鐘」 鐘に関する話も、又餘りに多くあるので、其十の一も載せる事が出来ぬ。それで成るべく變つた話だけを擧げることゝめた。繪「鐘ヶ淵」及び「鐘懸松」等を参照せよ。

龍宮の鐘 筑波山の東の麓に大御堂と云ふのがある。そこで順禮の謠ふ歌に「入相の鐘はつくばの名にたちて、かく夕暮に家ぞ戀しき」と、是は筑波山に大きな鐘があり、龍宮から来たもので、昔此鐘を撞く事があつた處が、山谿に響いて東海から津波が押入り人が溺死し、それが兩度に及んだので今は地上に下して長く撞かぬ。鐘の形は誠に大きく且奇異である。鐘が響く時は龍宮から鐘を取返さうとて、かく津波が入るのだと云ふ(譚海八)。

鐘の壽命 酒田市大山町の華然山極樂寺の鐘は、最上義光が當寺へ退隱中、慶長十一年四月に鑄て、鶴岡城の西門に掛て軍器とした。そして其後同十七年の秋に當寺へ寄附した。此鐘は百七十餘年を経てゐるので損じて聲が啞したので、安政四年に改鑄した(莊内三郡雜記卷下)。

江戸の鐘 芝増上寺の鐘は孔がないのでイボなしと云ふ。八ツ七分をつく鐘で、大に撞くと芝浦の漁が無いとて小音につくが、それでも江戸中に唸る聲が響くのである。日本橋石町の鐘は、昔安宅丸の船中にあつた鐘を、市中に下されたのが火災にやけて、今は寶永中尺を鑄直してある。雜司谷法明寺の鐘は、周圍に算盤曲尺を鑄付けてある。大久保久能町龜割坂の東、四谷自證院の西の靈龜山東長寺の鐘は、撞木の當る所に舟の精權を鑄つけた。之は衆生濟度の爲めといふ。(一話一言卷四二)。

鐘と錢 静岡市淺間社の鐘を改鑄する時、古い鐘は錢に鑄改めよと云つたが、撞鐘となつた銅は、錢にならないと云つてゐる(渡邊幸庵聞書)。

兩降り鐘 飛彈大野郡宮村の水無神社は、同國の一宮

である。社家の説に、本社は飛彈の工匠が建る所であるところ。鐘樓があり鐘の銘は弘安四年とある。村里早魃の時は此鐘の龍頭に綱をつけて宮川の深淵に沈め請雨の祈をなせば必ず驗がある(飛州志四卷)。

死人に逢ふ鐘 奈良市春日神社寶物の鐘は、法藏僧都が龍宮から將來した鐘で、高九寸五分、内龍頭は二寸一分、小口は五寸六分、そして此鐘をつく時は、死した親に逢ふと(大和志料卷上)。

鐘と女性 肥後山鹿郡杉村では、大旱の折には日輪寺の洪鐘を、寺嶋川に出して、水で洗へば大雨沛然と降る。又婦人の髪を以て龍頭につけて引けば軽く、然らずば重くては中々動かないと云ふ(肥後國志一一卷)。

鐘と鐘 筑前若屋町山鹿浦の、佛海山法輪寺の桂昌和尚、鐘を勸進して、梵鐘を鑄て文明六年の夏、撞初めをした處、一鏡面の形状だけ撞き抜けた。之は若き未亡人の鏡に思ひが残つた爲であると。今に其鐘は同寺にある(筑豊沿海志)。

龍神と鐘 豊前田川郡伊田村淨土寺の鐘は、何時の頃にか堂の後の泉に陥り、龍神が惜しむのであらうか、早魃には里人が祭つて池を堀ると雨が降る。猶不足の

時は、龍頭に繩をつけて引動かすと、必ず大雨があるといふ(豊前志卷二)。

カネ (鐵漿) 山海經にある黒齒國が、我國であるか否かに就ては、今に定説を聞かぬが、齒黒めと稱して古くから我國に、此の習俗の行はれてゐたのは事實である。出雲の日御碕神社の所傳に従へば、祭神天葺根命が鐵漿付の術を傳へたと云ふ(視聽草)。更に岩瀬京山に由れば、應神記にある長歌の一節「齒並はし、菱なす」とあるのは、齒並が菱の如く黒きを詠んだものであるから、當時から齒黒めの習俗があつたと説いてゐる(歴世女裝考)。明治期になつてから南方より我國に渡來した民族が、好んで檳榔の實を食する爲めに、自然と黒齒となりし遺風だと稱へる者がある。併し以上三説とも相當に研究の餘地があるやに考へられる。そして我國の鐵漿は民俗學的に云ふと、女子に通經があり妻となり母となるべき資格が、肉體に具備した際に涅齒するのが第一義であつた。それが時勢の降るにつれて女子が結婚して有夫せる折に、既婚者たることを標示する第二義のものとなつたのである。猶是等の詳細に關しては、參考文獻に就て知られたい。

鐵漿の起原 我國の民間傳承である鐵漿の起原説を載せるとした。

越中婦負郡野積村地方では、女子の胸の裡には一つの血ノ池があつて、之に小蛇が棲んでゐる。此池の血が月々流れて下りるのを月經と云ふ。小蛇が女子の胸へ棲み込むのは十四五歳になつて、少しく春情が萌した頃であるが、小蛇が棲み込むと女子に嫉妬心が起り種々なる邪推を廻し、此儘にして置くと女子の成長すると同時に小蛇も成長し、女子を生きながら大蛇に化身させてしまふ。然るに昔慈悲深い神様があつて、蛇に一番毒なものは黒鐵である。それを女子は生涯のうち三石六斗吞めと云ふので、鐵漿を作り涅齒することになつた。斯うして涅齒すれば蛇は鐵の毒に苦んで縮まつてゐる。女子は十四歳から四十九歳まで、月經があるもので、此間三十六年一年一升づゝ三石六斗を吞む。それを吞み終ると蛇も消え、胸の血ノ池も潤れるのである(人類學雜誌二六〇號)。

陸中水澤町附近の山間には「まつふさぶどう」及び山ブドウの實を産する。普通の葡萄より實が大きく、熟すれば濃紫色となる。味は甘味酸味の雜ざりしもので

既に二百年前之を食せし事が文書に載せてある。其味が妊婦の口に適して居るより、妊婦は好んで多く之を嗜み、随つて齒はそれが爲めに染つて濃紫色となり、長い間には段々黒くなつて恰も態々鐵漿を附けたやうになる。少女が偶々之を食ふと齒染り、それが爲めに妊娠したのではないかと疑れるので全く食はぬ。かく齒の黒白を以て既婚未婚の區別としてゐた。是或は涅齒風俗の起原ではあるまいか。此地方では少女死ぬと棺中に此ブドウを澤山に入れやるが、それは未來で澤山食へとの意である(同上九九九號)。

鐵漿親 女子が鐵漿を付けるには、夫々作法もあり儀式もあつた。先づ鐵漿親を定めて其指揮に従つたものである。女子の鐵漿親は恰も男子の烏帽子親の如きものであつた。

陸奥八戸地方では、鐵漿の附初めには鐵漿親を定める女子が結婚の約定すれば、二夫に見えざる誓ひとて古法により附初めをした。此日は親族知己の夫婦揃ひし家七軒より鐵漿を買ひ合はして附けた(人類學雜誌一八六號)。

駿河富士郡加嶋村地方にては、涅齒初め式には鐵漿親

があり、多くは本人より目上の人で、夫婦離在の者を頼んだ。先づ鐵漿親、羽揚子で齒を染める眞似をして本人に渡し、本人は其筆にて直ちに齒を染める。鐵漿親は其子たる者に鐵漿道具一切の外に、反物の如きものを送り、婚禮の當夜には媒酌人の上座にあるを常とする。其染め初める時機は、人によりて一定せぬが、或者は婚禮の前後になし、或者は出産前にする。併し出産後になす者は絶て無い(人類學雜誌一九八號)。

丹後中郡では、女子十三歳にて鐵漿つけ初め、親方を頼む、親方とは鐵漿親の意である(同郡風俗答狀)。安藝にては、女子十三四歳の時鐵漿親を定める。男子の烏帽子親に同じ、其人より鐵漿具を贈る。嫁を許して後齒を染め弁を挿す(藝藩通誌卷四)。

出雲神門郡では、婦女子は十一歳より十三歳迄に涅齒する。其際は鐵漿親を設けるが、婚禮に關する式は此親が司るを常とす。猶かね親はかね子の婚禮する時には、鐵漿道具を贈る(全國民事慣例類集)。

河吉田領風俗答狀。

美濃太田町地方では、女子結婚の約定れば、二夫に見えずとて吉日を選び、齒を染めて後に婚姻した。又初染をすれば「前齒染」の祝ひとて、黒豆を混じたる強飯を親戚知己に送り、或は、婦人客を招き酒肴を出した。鐵漿初めの日は夫婦揃ひし家七軒より鐵漿を買ひ合して染める。之を七所かねと云ふ。未婚者も二十歳前後になれば、前記七軒の鐵漿で初染をなし、元服の肩揚げを取つた(人類學雜誌一九六號)。

長門阿武郡六峰村地方では、涅齒するに年齢に定りなく、大概二十歳以上の既婚者でなければ染めぬ。主として妻女たるの表證とする慣例故に、未婚者は三十歳を過ぐるも尙染齒せぬ(同上二〇九號)。

阿波美馬郡祖谷村の婦人は、結婚すれば鐵漿を以て齒を染め、懷妊して五月になれば肩を剃つたものである(同上第一三三)。

對馬嚴原町にては、十七歳の冬に、女子の成年に達したる表證として涅齒した。若し其年に達せざる前に嫁入りするも白齒のまゝである。又婚後十七歳に達せし冬には、實家に於ても祝式をする。又十七歳の時に一

擧げる。式が済めば髪を嶋田鬘に結直すのである(人類學雜誌二二六號)。

十三鐵漿 我國の女子は十三歳で、成女式を行ふのを古俗としたやうで、今に其痕跡だけを残してゐる。各地に存する十三詣、越後の十三鏡は共にそれであつて茲に擧げた十三鐵漿も又其一つである。

大阪市の女子(將來養子取の者に限る)は、年齢十三に達すると必ず涅齒をなさしめ、一見養子取たる事を示す習慣があつたが、今は此風俗が廢れてしまつた(人類學雜誌一八二號)。

岡山市地方では、十三鐵漿付とて、未婚者でも十三歳になると鐵漿を付けて宮参りをした。又懷胎すれば必ず涅齒した(同上九九八號)。

結婚と鐵漿 下野河内郡では、婚禮の翌日取方にては赤飯を炊き、前日同様人を招いで、饗應する。新婦は鐵漿を以て齒を染め、揚帽子を被り、嫁見せとて姑又は親族に伴はれ村内を廻る(豊里村郷土誌)。

豊橋市にては、女子は婚姻の約定まり(又は婚姻遅ればよき程の年にて)鐵漿を付くる。初めて付くる時は七所にて鐵漿を買ひて付け、鮫など調理して祝ふ(三

家に不幸又は病人あるときは、十九歳に延期するを例とした(人類學雜誌二二〇號)。

鐵漿と給金 美濃太田町地方にては、明治以前は一般に鐵漿つけたる下婢を一人前の者とし、白齒の下婢は一人前の者とせぬ。給金も兩者の間に高下があつた。故に一人前の仕事の出来る女は、十七八歳(未婚者)にて齒を染めた。そして之を黒齒と稱した(人類學雜誌一九六號) 按に、男子が成年に達せずとも、元服すれば、一人前の男子として、待遇されたのと同じ民俗である。

神官と鐵漿 伊勢内宮の神官は七姓荒木田姓である。外宮方は六姓度會姓である。此職常に刀を帯び鐵漿を付る(伊勢參宮圖繪卷下)。按に、公郷が涅齒する事は鳥羽朝に始まると物の本にあるが、或はそれより古い事かも知れぬ。又有名な武將が齒黒めした例も澤山あるが今は省略する。

鐵漿首 大阪の合戦の時、味方へ取つた首を天守へ集められて、夫々に札を付て覺え置き、度々首に鐵漿を付ける。夫は何故かと云ふに、昔は鐵漿首はよき人とて賞觀した。それ故に白齒の首は鐵漿付て給はれと頼

まれた(おあん物語)。

鐵漿 越後では安政の頃迄は、未婚年頃の婦女子を故ありて旅へ出すには、齒を黒く染めさせたもので、之を旅鐵漿と云つた。當時は無頼の男子でも、齒を染し女子へは戯談さへ云はなかつたものである(越後風俗誌第三輯)。

鐵漿と性神 美濃加茂郡東白川村にては、鐵漿の花の揚らぬ時は、其年に死ぬる人が、之を製したる爲なりと云ふ迷信がある。同地にては、之を鐵漿が流れたと云ふ。然る時は男子の陽根をして、其鐵漿壺の内を窺はしむれば、泡を生じ出ると云ふ俗信がある(人類學雜誌二二一號)。

岡山地方では、鐵漿壺の花(泡)の沈む時、又は鐵漿を造る時には、男子をして壺に對して局部を見せしめ、人によりては男根の形狀を紙に畫きて壺に張る。かくせば能く出ると云ふてゐる(同上一九八號)。

鐵漿傳説 越後岩船郡宮の下村に、文治年中平家の武士雲上佐一郎來り潜む。剛勇あり討兵之を捕へんとし、て土人と謀り、便所の踏板に穿を拵へ遂に之を突殺した。此時十四歳の一女便所に穿を覆ひ、硫黃に鐵漿を注

き之を燒き、遺骸を灰燼にする事を教へ其女は狂死した。後に雲上の怨靈村民に祟るので、一ノ宮明神と祭る。此故に當村にては硫黃を忌て附木を用ひず、鐵漿を忌むを以て齒を染めず、便所に踏板を用ひず、女は十四歳に至れば結婚するものとした(温故の乘第九編)

【參考文獻】

齒黒めに就て (磐瀬 京山) 歴世女裝考
女子元服考 (中山 太郎) 日本民俗志
カネアラヒ 「鉦洗」 越後には鉦洗ひとて、農村の老人達が集り、佛繪を掲げ念佛御詠歌等を唱へ、終つて持ち寄りの飲食をなして樂しむ。之を鉦洗ひとも觀音講とも云ふ(日本の農村を語る)。

カネイシ 「鐵漿石」 山形市の東南に、千歳山と云のがある。南麓に秋葉堂あり、傍に二個の大石がある。一は小さくて深き穴あり、水を湛へ炎天にも濁るゝ事なく俗に中將姫の鐵漿石と云ひ、他の一個を硯石と稱してゐる(山形市誌)。

カネウチ 「鉦打」 時宗に屬した半僧半俗の徒で、磬叩(キンタ、キ)とも鉦叩とも云つたが、後には墮落して所縁の地に土着し、信仰を離れて四季折々の商賣を

營むやうになり、遂に賤民となつた。

高崎市の鉦打町は、時宗の鉦打が居たので此名がある。鉦打玉阿彌と云ふ者慶長四年に箕輪町(上州)より此地に移り、其頃上和田に居た鉦打慶存も、此地に移つた。今此町に住む鉦打は悉く此二人の子孫である。傳に時宗の祖一遍上人に歸依の者、上人に隨從して回國し薪水の給仕しける者、上人滅後故郷に歸り遺戒を奉じ、銅磬を首にかけて和讃念佛して村里を巡り、信施を受て活計とした。此宗派では剃髮の者を沙彌と呼び或は被慈利(ヒヂリ)と云ひ名は某阿彌と云ふた。妻帯無戒ではあるが沙門の境界である。有髮の者は今多く農工商賈の業を爲して世營とするが、之も宗門の許容する所である(高崎志卷下)。

足利市にも古く一群の鉦打の徒が住んでゐた。同市丸山源八所藏の嘉永元年の人別帳には、足利郡助戸村、(今は市に入る)、鉦打十六軒四十七人、時宗眞教寺の旦那とある。現在では他國へ出た者もあつて戸數は減じてゐる。苗字は悉く原田である。此部落は農作の便宜に乏しく、夙くから生活に骨を折つたと見えて、老人などは、よく鉦打の七變化と云ふ事を語る。即ち七

種の商賈に早變りをする事が出来たのである。其七變化とは一に鑄掛屋、二にチンカラカンの鉛屋、三に祈禱札賣、四に鑄屋、残りの三種はまた判然せぬ。下總葛飾郡田中村三ヶ尾地方にも、亦鉦打の七變化があつたと云ふ(郷土研究二ノ二)。同國宇都宮市の古町名に鉦打と云ふがある同じく此徒の居跡と思はれる。

武蔵には鉦打が各地に散在してゐた。川越市蓮馨寺門前町に小名鉦打町と云ふのがある。昔此所に遊行派の道心者本阿彌陀佛といふのが、同學の者兩三人と共に住した故に此名がある(武蔵風土記稿卷一六二)。更に同國秩父郡大宮町の人別帳には、エタ二十一戸、鉦打三戸、非人一字とある(同上卷二五五)。按に、之から推すも、彼等鉦打の徒の社會的地位が知られるのである。武蔵比企郡龜井村大字須江の鉦打つかさ三阿彌は先祖を鐘阿彌と云ひ久しく此地に住み、鎌倉將軍の時代には飛脚を業とした。天正年中になつても猶其業を續け、古文書二通を藏してゐる。其一に、

一、當領分錄打つかさ被下事
一、飛脚一ヶ月五度宛に相定事
右如斯□(欠字)免所被仰出候、御飛脚彌至干走過者屋

數分可被下者也仍件

癸酉(天正元年)十月廿三日

蘭田 奉之

末野鐘打中鐘阿彌 (同上卷二三四)。

相模にも鉦打は各村に居たが、其本寺と云ふべきものは、愛甲郡南毛利村大字温水の専念寺であつた。同寺は縁起によれば正安年中の開基で、藤澤の清淨寺に屬し十石の朱印があつた。同中郡成瀬村大字石田の磬打金阿彌、林阿彌は共に専念寺の配下であつた(以上新編相模風土記稿)。

近江神崎郡左目村は、相谷村の東にあるが、此村に雨明神社と云ふがある。又御鉦の社とも云ふ。所傳に空也上人が所持した敲鉦であると云ふ。歳旱する時は此敲鉦を出して祈れば必ず雨が降るといふ(近江國輿地志略卷七一)。按に、鉦打の徒の祀つたものであらう。同大津町相坂に、阿彌陀堂念佛寺がある。土俗で鉦敲といふ。寺僧がいつも旅人を見て鉦を敲き勸進なす故である。淨土宗大津西福寺の末寺である(同上卷七)。大乘院寺社雜事記。寛正四年十一月二十三日條に「十座五ヶ所法師原參ス、昨日自衆中集會召北宿者被申付嚴密之間、宿ニ召取置金タ、キ自衆中召返了、且日出

候、七道者共ハ悉以十座五ヶ所之進退之由申披故也、宿者更以不可成續故也、

七道者

猿樂、アルキ白拍子、アルキ御子、金タ、キ、鉢タ、キ、アルキ横行、猿飼、

阿波那賀郡下福井村の南部に鉦打坂がある。鉦打山の麓である。戸數僅に二十餘戸に過ぎない(阿波名勝案内)。此坂は昔念佛者が小さい庵を設けて住み、通行人のある毎に鉦を打て物乞したので此名があると云ふ(郷土研究三ノ九)。

俚語集の武蔵橋樹郡の木遣歌に「東山本高ねの五郎兵衛、五郎兵衛商賣イヨ四季かはる。春は春駒夏太神樂秋は四ツ竹三味弾いて遊ぶ、冬になりては餌差をなさる」云々といふのがある。五郎兵衛の傳は判然せぬが春駒四ツ竹の類は之に携はる人も凡を限られてゐる。或は鉦打の七變化かも知れぬ(郷土研究四ノ九)。

【参考文献】

- 沙彌由緒之事 (幕府 留書) 詞曹雜識卷五四
- 念佛團體の變遷 (柳田 國男) 郷土研究二ノ二
- カネウリキチチ (金賣吉次) 義經記を讀むと「京都三

條に大福長者あり、其名を吉次信高とぞ申しける。毎年奥州に下る金商人なり」とあつて、どうやら都人のやうに思はれるが、奥州に存してゐる傳説には吉次は同地の者だとある。義經記にせよ餘り信用される本ではなし、殊に傳説の事であるから都人であらうが、東夷であらうが少しも差支ない筈である。當時奥州で三代の榮華を誇つた藤原氏が、京都の文化を吸収するに金賣り(奥州で採掘した黄金を京へ賣り、京で製作される諸物貨を買つて歸る)を利用してとて不思議は無い。たゞ不思議なのは傳説として取扱はれた吉次は、一面には長者傳説に附會され、更に一面には非業の最期を遂げたとまで發展してゐる點である。

岩代會津郡高瀬村の吉高山福昌寺に、金賣吉六吉高の位牌なりとて、福昌寺殿源宗了順居士承安二年と記せるものがある。又境内に是か石塔あり。同村の革袋田は昔吉六が溺死せしとき、黄金を入れし革袋及び葛籠等の漂流せし故此名ありと、同村に葛籠田と云ふ字もある(新編會津風土記卷二八)。

下總印旛郡印旛湖畔に、金賣橋次の墓がある。昔時金賣橋次信高兄弟三人が、奥羽を往來して、路を同郡六

合村大字萩原に取つたが、強盜神左近なる者があつて之を殺して貨財を奪つた。墓は水の噴む所となり、土人は猶其迹を記した(佐倉風土記)。

武蔵橋本郡井田村の内。御料所の名主久右衛門は、古への金賣吉次の子孫にて、久しく此地に住んでゐる。村内に金堀川と云ふがあり、一名金賣川とも云ふ。金賣川を後に金堀川に訛ると云ふ(新編武蔵風土記卷六)下野足利郡久野村大字久保田に、牛蒡大盡と稱する富豪がある。但傳に此家の先祖が畑へ牛蒡を堀りに往き石の唐櫃を堀り出し、開いて見ると黄金が澤山あつたので、背負籠で運び俄に大盡となつた。此唐櫃は奥州の金賣吉次が埋めて置いたものだ云ふ(郷土研究一ノ九其他)。

駿河焼津町高草山普門寺(時宗)の寺後の林泉は、金賣吉次信高の築く所なりとて、建石岩組が存してゐる。境内に古墳あれど、姓名は未詳である(駿河志卷一四)安藝豊田郡船木村に金商吉次の墓がある。源義經に従つたが、後に土肥實平に隨ひ、當國に來たと云ひ傳へてゐる。今も此處を金商と呼ぶ。又判官祠と云ふがあつて、吉次の勸請と云ふ(藝藩通志卷九二)。

カネカウ (鐘講) 大和生駒郡南生駒村正月五日鐘講が行はる。大字中の若者が字内の寺に集り、年頭の禮をのべた上字内の山林に入り、各々柴一荷づゝ作り寺に納める。寺では一ヶ年間の使料殆んど此一日に得る。後寺から若者一同に雜煮が出る。此餅は正月二日に寺僧が大字内を廻禮する時、各家から五枚七枚と、多は十枚位づゝ布施する。其集り品を用ゐるのである(大和習俗百話)。

カネカケマツ (鐘掛松) 攻城野戰の折に鐘を松に掛けたゞけの話で、少しも不思議は無いのであるが、世の好事家なる者は、單に之だけでは物足らぬと見え、偶々鐘(カネ)と錢(カネ)との國音相通より想ひつき、鐘掛松を錢掛松として不思議の物語を案出添加するに至つた。茲には此立場から兩者を並載する。

盛岡市松坂池水山徳玄寺(眞宗)の境内に、錢掛松と云ふがある。寺傳に昔或日老翁來り、佛像の首だけを買へと云ふ。寺僧之を求め錢三貫文を與へしに、老翁此松に掛けて去り、遂に來らず故に錢掛松と云ふ。後に寺僧此佛首の御骸を求め得たとて今に本尊とする(盛岡砂子卷三)。

常陸多珂郡石瀧村の海邊稻村に、長者屋敷と云ふがある。里人の説に此長者を猿長者と稱す。宅趾に長者の鏡石、又長者の鐘懸松と云ふがあると。按に、長者の宅趾に鐘懸松ある事は、同國茨城郡袴塚村の長者屋敷にもあり、驛傳の事の急を告ぐる爲めである。俗傳に伊師三村の海邊に赤濱千軒、稻村千軒、松原千軒とて古代繁昌の地ありと云ふ。此三千軒の地は常奥往來の大道で、且つ驛長は元富有の者にて妓を多く蓄へて旅人を饗する者なれば、此地古代繁昌なりけん事思ひはかるべきである(新編常陸國誌卷八)。

武蔵久良岐郡富岡村に鐘掛松あり。昔安房上總の兩國より強盜來りしとき、何れの寺院だか鐘を此松に掛けて隠し置きしより、此名ありと云ふ(新編武蔵風土記稿卷七六)。

信州下伊那郡富草村の粟野に鐘懸松がある。昔戰爭の時に陣鐘をこれに懸けたものである(傳説の下伊那)。伊勢奄藝郡高野屋に錢掛松あり(俚俗豊國野と云ふ)昔遠國の者參宮に來り、茲の茶店に休み宇治山田への行程を問ふた。主曰く『十日通る豊國野、七日通る長繩手、三日渡る三渡り』と答へた。旅客其遠路と旅費

の少きを憂ひ、此松に錢を掛け此處より逢拜して去つた。茶屋の主件の錢を奪はんとせしに蛇となりて主を睨む。主は之が爲に狂亂した。又件の旅客翌年友と共に再び參宮し、前年の松の下に來り見るに、錢は以前掛けたるまゝに在つたと云ふ(勢陽雜記卷二)。

阿波板野郡大嶋田村八王子祠の側に鐘掛松あり。老幹高く聳へ舟人望み以て標とする(阿波志卷三)。

筑前早良郡入村大字重富に、鐘掛松と稱する老松があり、一に門貫松とも云ふ。往昔梵鐘を此松に掛けて撞きし事あるより此名ありと傳ふ(同郡誌)。

筑前遠賀郡山賀村に茶白山あり、安徳天皇此所に居給ひし時、鐘を掛けられし松と云ひ傳へ、鐘掛松とて今に此山にある(筑前國續風土記卷一五)。

肥後山本郡岩野村山鹿街道、御靈祠の邊に錢掛松がある。一名叶ふ松とも云ふ。傳に伊勢參宮の人酔て旅費を此邊に落す、或人拾ひ此松に掛けて去つた。參宮の人下向の際求めしに其錢あり故に此名がある。又叶ふ松と云ふは、御靈宮の關係より此樹下の地を嫁ヶ畑と稱し、男女婚念の事を祈れば驗あるより此名ありと云ふ(肥後國誌卷一〇)。

カネガフチ〔鐘ヶ淵〕萬葉集に「千早振る鐘の御崎を過ぎぬとも、吾れは忘れじ志賀の皇神」とあるのを初見とし、我國に於ける鐘ヶ淵は寡見に入つたわけでも約百ヶ所の多きに達してゐる。そして先覺にも此問題は相當に考究されたやうであるが、正しき結論に達せず、纒に龍神の爲めに鐘を奪はれ沈みしとは誤りで、カネとは方に曲るの意であつて、切岸の方に折曲る所をカネが淵と云つたのを、鐘ヶ淵と云ひ慣はしたと云ふ説で（江戸拾葉）、自己安心をしてゐたに過ぎなかつた。併し此事が沈鐘傳説として世界的に分布してゐる以上は、此説は成立すべきものではない。猶此外に多くの考證もあるが、其定説は更に今後俟つべきものと思ふ。

陸中和賀郡岩崎村字山口に鐘ヶ淵がある。俚傳に依藤太秀卿の子依之助秀忠が黒龍を退治し、赤龍より鐘を受けて、後此淵に沈んだと云ふ（同郡誌）。下總印旛郡六嶋村に鐘ヶ淵がある。土地の傳に、高岡の村民が、石川村の長榮寺の鐘を竊んで沈めたのだと云ふ（新選佐倉風土記）。

東京城東區龜戸町青龍權現の鐘銘（享保二十年）に、古

鐘は元和二年に舊地より同地に移つて來た時、船に載せて隅田川を渡さんとして中流で誤まつて落した。是が今の向嶋鐘ヶ淵である。又一説には橋場町の長昌寺の鐘とも云つてゐる（新編武藏風土記稿卷五）。

伊豆の伊東附近に鐘ヶ淵と云ふ所があり、昔鎌田城の陥るときに、陣鐘が沈んだと傳へられておる。七八月頃には鮎がよく釣れる（伊東及附近）。

駿河志太郡東益津村、濱當日の大崩の麓の海を鐘ヶ淵と云ふ。虚空藏堂の鐘が落入つたと傳へてゐる。（同郡誌）。

信州下伊那郡龍丘村の黒瀬ヶ淵は、水底は龍宮まで續いてゐると云ふ。昔南原文永寺の和尚が夢告で、此淵から釣鐘を引上げた事がある（傳説の下伊那）。大和山邊郡豊原村の毛原と岩屋との間の笠間川に鐘ヶ淵がある。昔此淵に臨んだ山腹に建つてゐた毛原の某寺の鐘樓が毀れて鐘が此淵に落ちた。それで今も此淵の一番深い所には其鐘が沈んでゐて時々唸ることがある。其時には必ず此地方に何か凶變が起ると云ふ（大和の傳説）。

加賀安宅町梯川の北岸に、昔釣鐘の沈んだ所がある。

其處に杭を打つて印となさうとしたが、今は無い。地名に鐘の杭と云つてゐる（能美郡誌）。

能登鳳至郡鶴川村字本木に元天臺寺院の趾があつた。長祿年間上杉勢此寺を焼いた時梵鐘が河中に沈んだ。之を今鐘ヶ淵と云つてゐる（同郡誌）。

長崎市の鐘ヶ淵は傘潭の西にあつて、昔宗源寺の鐘が此淵に沈んだのである。引揚げやうとすれば色々の怪異があつた（長崎地名考）。

豊後大野郡野津市村興禪寺の住職は強慾な人で、或る出水の時、鐘も寺も住職も水に没して、住職は水底で鐘の下になり再び浮ぶ事はなかつた。其後住職は大蛇となり、淵の鐘を護るやうになつた。或時村人が其鐘を見ようと淵の水を汲み出してやつと鐘の頭の方が見えた時、激しい夕立が再び淵を一杯の水にして鐘は見えなくなつた（豊後傳説集）。

カネリ 石見の海岸から長門周防にかけて、頭に桶を載せて魚を賣りにあるく女を、古くからカネリと云つて居た。カネルと云ふ動詞は、頭に物を載せることを意味する。土地によつて、カベリといふも同じ語である。周防ではヌノリとも云ひ、海部女子の特徴と認

められる。男は以前からボテを用ゐる頭には載かない。女も此頃は追々と其風に同化し、進んだのはリアカーなどを利用して居る（漁村語彙）。

カノウヂザウ〔狩野地藏〕甲州三つ川に狩野地藏と云ふのがある。昔法眼元信此川に休み、傍の川石に矢立を以て地藏を書いた。其墨痕が石の中に通り今もある（裏見裏話卷五）。

カノコラドリ〔鹿子踊〕羽前最上郡地方では、舊七月十五日に藩公下郎で鹿子踊を催した。豊年の吉例として公の行事であつた。此踊の起原は、新庄の東萩野村小倉山にて、或年村民鹿子の集つて腹鼓を打ち、角を鳴らして遊ぶのを見たが、其年極めて豊饒であつた事より吉祥として、之を眞似たに起ると云ふ（同郡史）。

カノシ、マツリ〔神鹿祭〕美作吉田郡一宮村の、中山神社の祭神は吉備武彦命である。毎年正月十六日鹿を以て牲とする。其儀は十五日に久米郡弓削郷の人が、下二箇村頼信名を會し、射禮を行つて詣朝に至つて大嘗山に獵し、鹿二頭を獲て之を當社に獻ずる。之を名づけて神鹿祭と云つた。今此祭は絶えたが、上古は神祇の祀は多く熊皮鹿皮を用ひたと云ふ（校正作陽誌）。

カバカバ 陸奥東津輕郡油川村では、正月十四日夜カバカバの人形と云ひ、大根を切つて首とし、墨で顔を書て烏帽子を冠らせ、紙の衣裳を着せ(凡て子供がする)之を子供多勢で持つて『春の初めにカバカバ参つた』と云ひつゝ、各戸を訪れ、餅菓子蜜柑を買つて歸る(民俗藝術二ノ一)。

カバカハノイへ 「樺皮の家」 陸中の上下二閉伊郡では草分け又は舊家の事をカバカハと呼んでゐる。白樺の樹皮を利用して、それに阿彌陀の御影、或は六字の名號などを認めた掛物を、所有してゐる家を斯く云ふのである(雪國の春)。

カハゴシチザウ 「川越地藏」 美濃稲葉郡鏡嶋村大字鏡嶋の、乙津寺境内の將軍地藏は、弘法大師手作の靈佛と傳ふ。慶長五年の合戦に、黒田長政の軍勢河渡川の淺深不案内にて渡りかねたので、長政此地蔵を念じ、安々と渡つたことより、世に之を河越地藏といふ(新撰美濃志卷一六)。

昔紀伊の徳川侯が出府の砌り、大井川満水にて川留となつた。侯祈願したところ翌朝川開きとなり、川上に大法師が立つたのを見た。後に小川の川越地藏に年々

五十俵づゝ寄附したと云ふ(甲子夜話卷五四)。

カハツガリノシンジ 「蛙狩の神事」 生贄の條参照。

カハツクヤウ 「蛙供養」 上總長生郡二宮本郷村眞名。本納町本納。夷隅郡旭村江波土の三村では、十月某日に、蛙の供養即ち『蛙の穴ふたぎ』をする。畑をうなふ際には、土中に居る蛙の鋭先きに觸れて死するもの多く、惻々堪へがたきものなれば、是等の蛙の靈を慰めむとて、牡丹餅など作りて供へる(南總の俚俗)。

カハツタセイモン 「變つた誓文」 豊後の府内地方では蛸を食はぬと誓文に書入れるさうだが、實に變つた誓文もあればあるものだ(半日閑話卷六)。

カハツトビノシンジ 「蛙飛の神事」 大和吉野の藏王堂では古く蛙飛の神事が行はれた。一人の僧に黒裝束を着せ蛙となし、全山の僧徒誦經して之を祈り殺す。蛙に扮した僧は蛙の如く戒壇を飛び歩き、託宣などして後に氣絶する。僧徒再び讀經して祈り活かす(西國三十三所名勝圖繪)。

丹波多紀郡今田村字小野原、小字蛙の森の住吉神社は俗に蛙宮と云ひ、其祭を蛙祭りと言ふ。村の庄屋が袴を着て、蛙のやうに神前の舞臺で飛び歩き、氏子が皆

其の後に於いて蛙の眞似をする。祭日は八月十四日夜である(多紀郡風俗調査)。

カハツノスマヌイケ 「蛙の住まぬ池」 蛙の住まぬ池とか、蛙の鳴かぬ池とか云ふのは各地にある。之に就いて種々なる傳説が伴つてゐるが、或る理學者の説によると、地質の關係だと云つてゐる。

駿府城(静岡市)の御堀には蛙が居らない。俗に傳ふ、徳川家康が在城の砌、蛙聲が騒々しかつたので、蛙が居なければいゝと仰せあつてから、一疋も居なくなつたと云ふ(甲子夜話卷五四)。

近江野州郡大篠原村に、不歸池と云ふのがある。實盛又は、宗盛の首洗池と云ふ。此池は神池で蛙が住まぬ。故に蛙不入の池とも云ふ(近江輿地志略卷六八)。肥後阿蘇郡藏原村では、早りする時は水神詞前で雨乞踊りをし、其山を踊山と云ふ。此水の掛かる農田は、古から蛙が棲まぬと云ふ(肥後國志卷一五)。

カハツノナカヌイケ 「蛙の鳴かぬ池」 上野新田郡生品村大字反町の眞言宗照明寺の背後に、鳴かずの池と稱するものがある。新田義貞が築城の際掘つたものであると云ふ(新田名勝舊蹟誌)。

關東實生大岩寺は鎮西派の談林である。此池に蛙が棲んでゐるが鳴かない。又濃州龍生寺の田蛙も鳴かないが、啞ではない。鳴かうと思ふ時は、外へ這ひ出て夥しく鳴くのである。里人は開山上人が勸學の障りだとして、封じ留めたと云つてゐる(三河雀卷三)。

美濃稲葉郡市橋村大字西之庄の、立政寺(淨土宗)に小池があるが、文和年中に智通上人が此處に居り、池中の蛙が喧しいと云つてから、此池の蛙は鳴かぬやうになつた(岐阜名所圖繪)。

攝津西多田村に住む蛙は聲を發せぬ。世俗では多田滿仲公が封じたと言傳へてゐる。因に云ふ出羽國落伏酒田から七里の永泉寺は禪宗であり、開基は源翁和尚である。傳に當寺境内の池の蛙は鳴聲を出さないが、之は源翁和尚が勸學の妨であると封じたのだと云ふ。數萬の蛙皆聲がない。江戸小石川の傳通院、上州太田町の大光院の無聲の蛙と共に相似てゐる(新燕百十種筆拍子卷二)。

紀州高野山西院谷正覺院に於て覺鑲上人が、聞持止觀の時蛙の聲が頻に喧しかつたので、觀念の障りであるとして呪文を以て禁じ、今に境内池中の群蛙は春夏でも

聲を發する事がない(紀伊續風土記卷二三)。
隱岐森郷の葛田山源福寺の池は葛田の池と云ふ。曾て後鳥羽上皇此所に遊び給へる際に、蛙聲を聴き給ふて「蛙鳴く葛田の池の夕た、み、聞かまじものは松風の音」と御製があり、之より蛙は鳴くことがない(隱州視聽會記卷四)。
伊豫北宇和郡西野々村の古城趾にある、井の蛙は鳴かないと云ふ。之は城主能登守の討死を悲しんでの事である(伊豫温故録)。

豊後速見郡東山香村倉成正高寺の庭に、「寄邊の池」と云ふがある。傳に天武帝の後裔少納言清原正高が、故あつて天延元年に此地に謫せられ、一夜此寺に宿つた所、蛙聲が喧しくて夢を結び得ずして「夜もすからまさこの數を聲にして、寄る邊の池に蛙鳴くなり」詠歌した。爾來、此池の蛙は鳴かないと云ふ(同村資料取調)。

カハツノナカヌカハ 「蛙の鳴かぬ川」 奈良市の東南を流れ下る小川を「鳴かぬ川」と云ふ。昔吉備ノ眞備が此川の邊りで勉強してゐた頃、蛙の聲が邪魔になるので、神佛を念じて一首の歌を詠むと忽ち其聲が止り、

下流數丁の所から又鳴聲を立てた。鳴かぬ川とは是から起つた名で、下流はなる川と呼んだ。今の奈良の鳴川町の所である(大和の傳説)。

カハツハカミノツカヒ 「蛙は神の使」 羽後平鹿郡大森村三河後の神社は、水上の神社とも云ふ。此御神の使者は蛙だと傳ふ。此邊の方言に藝を並て比企と云ひ、其神の御手洗を藝使者川と云ふ。今は照井の家の渡の小川をひつちや川と云ふも此の由である(雪出羽路)。

磐城石城郡地方では、十月九日晝間に刈上げ餅を掲ぎ夜神棚に饗座を拵へて、二重の餅を供へ田の神を祭る田圃の蛙は田の神の使で、此餅を背負つて行くといふ十日には親戚へ餅を配る。寺には念佛講が集つて、蟲供養の念佛がある。又此日は大根の年取と云ひ、大根畠に入るを忌む(民俗藝術二ノ二)。

カハツマツリ 「蛙祭」 伊勢二見浦に於て、蛙奉納の事がある。参詣の旅行者が、安全にかへるといふ、祝ひであらうと云ふ(一見名勝誌)。

カバノヒ 「樺火」 陸奥東津輕郡平内地方では、七月十三日の精靈祭には、諸人先祖の墳墓に詣でる。此日から二十日まで戶外に樺火を焚いて踏舞する(平内誌)。

按に、盆の魂祭の迎へ火に樺を焚くのは、古く奥羽一帯の習俗であつたやうで、今に此外にも盛岡市を中心とせる諸村落にあり、遠く離れた所では信州高井郡の農村にもある。何が故に此木が撰まれたかに就いては簡単に説明が出来ぬやうである。

カハホタル 「川螢」 下總印旛沼に河螢と云ふものがある。盲者の陰火であるとの事で、形丸く大き蹴鞠の様である。光りは螢の火の色に似て居て、夏秋の夜現はれる。殊に雨の夜は多い。水上一二尺離れて幾つも出て遊行するが、之を捕へた者の話によると、ぬる／＼してゐて生臭く、洗つても二三日その臭ひがあるといふ(利根圖誌卷四)。

カハヤ 「廁」 廁は和名加波夜と云ひ、萬葉集卷一六には川隈乃尿鮒喫有痛女奴云々とある(和名抄)。

カハヤ 「皮屋」 松江市地方ではエタに三種ある。カハヤは主として獸皮をなめし、ヤマは宇賀山に住む部落で、男は埋葬の事に従ひ、女は屑買に出てくる。コヤは牛肉販賣業者である。別にハチャと云つて竹細工をする者がゐる(郷土研究一ノ七)。按に、カハヤ又はカハタと稱する土地は、此外にも少くない。

カハヤガミ 「廁神」 紀伊田邊町にては、流行眼病を廁神に祈る事今もある。其際は廁前に線香を焚き、兩側に小さい赤旗を樹て、祈り、又家内の人數程小さい赤旗を作り、廁壁に挿し祈れば、病にかゝらぬと云ふ。又廁神は盲目なれば、廁を掃除すれば神が悦ぶと云ふ。廁神は一手で大便、一手で小便を受ける。人が廁中にて唾を吐けば、止むなく口にて受けるから神は怒ると云ふ。廁神盲目にして人に見られるのを忌むから廁に入る者は必ず燈を携へ咳して後に入るべしと(人類學雜誌二九ノ五)。

カハヤトワタマシ 「廁と移徙」 康平六年七月三日内大臣(師實)花山院に移御し、宅に入り明且、門、戸、井、竈、堂、庭、廁、等の諸神を、甕内盛五穀を以て祀り三日も亦童女を以て水火を撃し、釜内五穀を炊いて之を祀る。御移徙の後三日の内は廁に上らなかつた(類聚雜要抄)。

カハママイリ 「廁詣」 岩代北會津郡地方では、生兒七日に至れば神職に乞ふて命名する。此日産婆は兒を抱いて廁へ参り廁神を祭る(北會津郡郷土誌)。赤子の雪隠詣り参看。

カハラギラヒノカミ 〔瓦嫌ひの神〕 武藏大里郡折原村大字三品字高柳の白髭神社の御神體は、木像の衣冠の彩色に、井桁及び瓦の紋形があつたと云つて、爾來其氏は居宅の屋根に瓦を用ひない。又井戸桁等を設けることを厭ひ、神禁を犯す時は神罰があると云つて、今も尙懼れ慎んでゐる。又氏子村落には三本足の雉子巴形の芝草、三本葉の松等を生ずると云ふ（大里郡神社誌）。

カビウラ 〔徴占〕 筑前早良郡田隈村大字野芥にある飯森八幡宮では、毎年正月十四日に神前に餅を供へ、同十五日には去年から供へてある粥の、乾潤と徴の出るのを見て、方角を指して其年の穀物の豊凶を試みる。（筑前國續風土記卷二〇）。

カヒコイノリ 〔蠶祈〕 越後北魚沼郡須原村大字大倉の觀音堂は、養蠶の守佛と稱し、例年四月六月の各十九日の縁日には、郡中は勿論諸方より男女群集し、夜に入つて蠶祈りと唱へ、男女假寢の奇縁を結ぶを規倣とし、敢て恥としなかつた（温故ノ栞一三篇）。

カヒコクヤウ 〔蠶供養〕 信濃松代町附近平林村に、虫歌觀音と云ふがある。蠶が繭となり日に乾し、殺され

る虫の聲を聞き、供養の爲に建立したものと云ふ（つちくれ鑑）。上野地方では、年々蠶の爲めに僧を招じ、其弔をなすと云ふ（譚海九）。

カヒコノユライ 〔蠶の由来〕 下總地方に、蠶は松蟲姫の化身であると云ふ話がある。姫は聖武天皇の第三女であつた。繼母の虐待甚だしきにより、北面の某武士が姫を伴ふて下り、印旛沼の近くで姫は薨せられた。之が土地の御靈を祭つた松蟲寺である。皇后は松蟲姫を憎むのに餘つて、冬は己が皇女には炭火の暖みを取らせ、姫には松葉を燵らせて寒さを凌がせた。それが爲め今まで蠶には炭火の暖みより、松の葉を燃した方がよいのだと云つてゐる（郷土研究三ノ七）。

【参考文献】 村嶋 渚 著

カヒコマチナヒ 〔蠶賦勝〕 蠶を靈虫として崇拜し、養蠶の良否を神意に由るとまで信仰した我等の遠い祖先達は、之の好果を得んとして賦勝を工夫するやうになつた。羽後の農村では、毎年養蠶期には臨時に大勢の男女を

雇ひ入れるが、愈々蠶が上簇すると云ふ前夜に、男女二人が撰まれて蠶室に入り抱擁する。此有様を他の者が見てゐる主人の許に往き、「お日出度う御座います。今年も澤山良い繭が出来ます」と、祝言を述べる習慣がある（ネフスキー報告）。言ふまでもなく類比呪術の信仰である。

武藏北多摩郡拜嶋村の大日堂で、毎年元日に達磨市が行はれるが、遠近の養蠶家、製糸家、機業家が出懸けて来て縁喜物として達磨を求める。然るに此達磨は白眼であつて、其年の養蠶なり製糸なりが當れば眼ノ玉を入れるのである。又此達磨は賣人の油断を見て、盗んで来ると一段と靈驗があるとて盗み去る者もある。駿河藤枝町地方にも、之と同じ眼無し達磨の市がある（一國一奇蹟國面白噺）。按に、斯うした行事はまだ各地にある。殊に或地方では此市の夜に、群集の男女間に性の解放が行はれ、之を前かあたる（繭が當る）と振つて縁喜とする所さへある。

越後では、養蠶の棚に端午の粽を結付る。粽の如く形整ひ大きくなつて欲しいとの意で、之に似た事で四眠を過ぎてマブシを入れる頃には、着衣の裾をはだけさ

せてはいけぬと云ふ（越後三條南郷談）。

カヒコマツリ 〔蠶祭〕 岐阜市美江寺町に、美江寺とて觀音堂がある。別當所を寒松院と云ふ。毎年陰曆正月晦日に蠶祭とて、古風の祭典を行ふ。里人之を喧嘩祭と云ふ。其式早朝より、長さ五尺程の鞘巻の大木太刀數拾振を、町内の者麻上下を着し、各之を持ち、四角に笹竹を持ち、周圍に七五三繩を張廻し、堂前より二王門を出て、門前美江寺町を練り行き、引返して別當所に入る。午後より狸々の山車を、美江寺町東の町外れ迄引出し、此處に据置く。山車は古びた白木作りの家臺に、太い丸木にて作つた地車四つを付け綱にて曳く。屋根上に狸々の形を無造作に造り、胴は三尺程の青竹數本を寄せ、手足は藁に赤い紙を張つて作り、髪の毛は麻苧を紅染にする。面は古代の作、裝束は赤地古金襴にて、常の衣服と異ならず、此二品は當寺の寶物である。狸々の手に大柄杓を持つ。之により其年の晴雨を下し、持方俯向なれば早し、仰向なれば降雨が多いと云ふ。堂境内及び其近傍にて蠶卵紙、養蠶、敷網土製の鈴を商ふ。養蠶室にて此鈴を鳴らせば、蠶の生育極めて宜しとて、村人は多く之を買求める。夕刻山

車を観音堂前へ引返し、別當所より數人出て、山車の屋根へ乗り取毀ち餅を投げ、狸々は面と裝束の外竹藪等悉く群集の中へ投與へれば、山車に用ゐた竹の端割にても、養蠶室に入れれば蠶の出來宜しとて、若者等は之を獲んと奪ひ合ふ。此際流血する程の事あれば、其年の養蠶は當る兆候だと、誇つて獲物を携へ歸ると云ふ(風俗叢報七三號)。

カビタリモチ (川浸餅) 十二月朔日に餅を搗て祝ふ、之を川浸餅と云ひ水難を免ると傳ふるも原義は不明である。貝原益軒の考に、股代には建丑の月を歳首としたから、十二月朔日は即ち股の正月元日である。我國で此日を乙子朔日と云ひ、又乙子餅を作り祝ふは此意にやと述べてゐる(日本歳時記)。或は此乙子餅が川浸餅に轉じたのかも知れぬが、それにしても此日に永神を祭り、餅を食へば水難を免ると云ふ理由に就ては依然として判明せぬ。敢て後考を俟つとする。江戸では此日市井で餅を祝ふ。之を食ふと陷溺の患が無いと云ふ。此日から節季候が来る(東都歳時記)。羽後秋田では十二月朔日を乙子の朔日とて餅の祝をする。之を河ひたりと云ふ。就中、江湖に漁する人は水

難なき様にと祝ひ、巷には河ひたりの餅を賣る聲がする。此日より節季候出る。筑前觀音寺に鬼やらふ事あり赤檉に烏帽子を著掛るよしを云ふ。其遺風にやと云ふ人ある(秋田紀麗)。

常陸の農村では十二月朔日に餅を搗き、神に供へ人も食ふ。之を川漬餅と云ふ。ヒタリは直入にて、古代は春を迎ふる先だち、川に入て垢離をとり齋戒して後に正月を迎へしにやと思ふ(新編常陸國誌卷二二)。
上州群馬郡では十二月一日に川浸餅を食ふ。傳に昔上杉武田の兩軍川中嶋に戦ひ、武田軍川を渡らんとして兵糧の餅を流した。川下の上杉勢之を拾ひ食して勝利を得たので嘉例とする。又河邊に住む者、船乗業者は此日水神を祭る。(同郡誌)。
甲斐南都留郡谷村にては、正月十一日川ひたりと稱へ、水神祭をなし、流水のある所へ横長の幣束を立てる。水車業を営む者は特に此の祭をする。お萩餅を一つ造り杓文字の先へ乗せ、後向に川の中へ投げ込み、後を見ずして歸へる(人類學雜誌第二〇〇號)。
駿州安倍郡久能村大字根古屋邊では、年中の穀物の落澁を拾ひ集め置き、十一月三十日餅に製し食ふを例と

す。之を川浸餅と云ふ。之を食へば海川の水難及び河童の災を免ると傳ふ(駿國雜誌卷一五下)。

佐渡では十二月一日の拂曉から、少女達が多勢して小豆餅を賣り歩くを家毎に求めて食ふ。此餅を食はぬらち小川でも渡らぬ習俗である(日本傳説叢書)。

十二月朔日市井の人餅を食ふ。郡民も又或は然す。之を川通餅と稱し、或は膝塗餅とも云ふ。之を食すれば水を涉りて倒れずと云ふ(藝藩通志卷四)。

毛利元就七代の祖毛利師親の時、觀應元年高越後守師泰が、石見國の佐波善四郎を征討の爲め下向し、江の川で師泰奇石を拾ひ(三度に及んで拾ふ)軍功を立てた。師泰これに依り吉田町(廣嶋市郊外)に八幡宮を立て、其奇石を神體として祭る。元就の時に此石に同じ程の餅を作り、毎年十二月一日家中一同へ水災除として配る。之を川浸り餅と云ふ。後にはそれを賣るやうになつた(郷土風景昭和七年三月號)。

十二月朔日に川びたり餅とて祝ふは、石川家(伊勢龜山侯)の先祖大阪落城の折、主従四五人堀に漬りて助かりしより、其日川びたり餅を搗き祝ふたのが、普き風俗とはなれると傳ふ(海録卷一八)。

カヒネリ

伊豫北條の鹿島神社十月三日の祭禮の名である。神は船にて御幸があり、船の舳の二人の者が、手に櫂を持つて樽の上で踊る。同種の祭は、又同國興居島の和氣姫神社の御祭にも行はれる。期日は十月四日。之を櫂てんま、又は傳馬蹄とも云つて居る(漁村語彙)。

カヒヤキサラ

羽後河邊郡邊では貝焼皿とて帆立貝の貝殻を用ひて、魚類等を煮つゝ食ふ風が、古くから行はれ、今に及んでゐる(同郡誌)。

カフトガミ

「兜神」 「崇峻紀」二年七月、厩戸皇子が物部守屋を討つ條に「乃ち白膠木を断り取りて、疾く四天王の像を作りて、頂髪に置きて、誓言を發てたまはく、今若し我をして敵に勝たしめば、必ず當に護世四天王の爲に、寺塔を起立てむ」とある。往昔の將士が戰場に莅む際に、信仰する神佛像又は御影を兜の前立とし、或は兜に納めた(八幡座の名は之より起ると云ふ説もある)は尠くない。更に旗や差物に神佛の名を記し、又は鎧の袖や胴に神佛を描かせたのも、此信仰の現はれである。

羽後仙北郡下淀川邑の八幡宮。武藤氏の上祖伊賀守の

許へ、源義家の一夜宿りし跡を社地と定めて一宿山とし、正八幡宮を齋き祀る。又義家の兜の神宿にいたゞきたる一寸五分ばかりの黄金の神像を、此宮に深く秘藏して八幡宮となし祭つてゐる(月出羽路)。同郡沼館村沼館八幡宮の神像は、源義家が兜の中に齋ひ收めて戦ひ神形を本尊と齋き祀る。そは赤桐檀にて造れる一寸八分の神像であつて、神官一代に一度拜し奉る秘たる御神なれば、餘人は拜する事能はずと云ふ(同上)。

武蔵豊多摩郡谷保村の天満宮の神寶に、兜の薬師と云ふがある。領主津戸三郎の守本尊で、兜の内へ收めたものである。一名を『小枕の薬師』とも稱し、厨子入り一寸五分なり(武蔵名勝圖繪三ノ下)。

遠州周智郡大鳥居村八幡宮が、昔山火事で焼亡せし時此神像外に飛去りて火災を免れた。其時焼損したる三寸許の銅像がある。按に此一寸八分の神像は、古人が頭髮中に入れ、又は甲の八幡座に納めん料に鑄造たる物なるべしと云ふ(掛川誌卷八)。

カヘラスノイケ〔不歸池〕 近江野洲郡篠原村大字大篠原の島橋の東に、不歸の池と云ふ池がある。池の東の岡を夕日の岡と云ひ、同じく西を朝日の岡と呼ぶ。齋

藤實盛の首洗池と云ふ口碑もあるが、池の名の由來として傳へるのには、同郡兵主村大字五條の兵主神、毎日三度づゝ此池へ影向あつて、歸るのを見ぬので歸らずの池と呼ぶのである。一説には此池神池にして蛙住まぬので、蛙不入池とも云ふてゐる(近江輿地誌略卷六八)。

カベリ 備後尾道地方では、魚賣る女は皆生魚を鹽や籠に入れて、頭上に載せて來る。此女をカベリと云ふ。總じて備後邊では、頭に物を載せる事をカベルと云ひ頭から水を浴びるのを水をカベルと云つてゐる(郷土研究三ノ一一)。

カボチヤライム〔南瓜を忌む〕 日向兒湯郡木城村大字石川内に、福永丹後守の祠がある。腰以下の病に効があるとして信徒が多い。昔丹後守戦の時、足の運び自由ならず、爲に南瓜の蔓に足纏はれ敵に討たれた。故に信徒は南瓜を食べないのみか、之が畑作もしないと云ふ(日向都案内)。

ガマ〔墓〕 備前兒嶋郡日比の八幡神の祭神は、大墓である。と云ふ。其地の前面海中にある大槌嶋に大蛇が棲み、此墓を呑まうとして海を隔て、相争ひ、互に必死

となつてゐる際、かねて弓の達者な神官某が強弓を、て大蛇を斃し祀つたと云ふ。其蛇の鱗と稱するものが今に八幡社に在る(岡山新報、大正七、七、二六)。

猪は一度に十二疋づゝ産するが、多くは墓になめらると死ぬから、二ツ三ツ位しか生残らぬ。又鹿の角も墓になめられ、ば消失する。鹿は春の末、多羅葉の芽出しを食ふと、其儘角を落す(一話一言補遺卷三)。

カマイタチ〔鎌鼬〕 上總の俗旋風を鎌鼬、目連、施毛風、風鎌、鎌風とも云ふ。誤て其中に入れは覺えずして身をそぐ。痛みを知らぬ。暫くして被血し其痛み甚だし。此風を免る呪咀は古き曆を懐中すべしと或老人の教へである(南總珍)。

カマカゼ〔鎌風〕 飛騨山中の村里は、高峰がおほふて常に風が少し吹くが、時たま暴風が來るのを鎌風と云ふ。其中に電光が甚だしく地に輝いて飛行する、俗に之を火双と稱する。若し此火双に遭ふ時は、創を受けると云ふので、鎌風の吹く時は人々が家屋に籠り戸を閉ぢ、窓を塞ぎて鎌或は庖丁の類を透間から外に出して置くのを呪術とする(飛州志卷一〇)。按に、關東地方で鎌鼬と云ふのと同じものである。

カマガフチ〔釜ヶ淵〕 越中中新川郡釜ヶ淵村字岩崎寺に岩崎神社がある。昔は大釜二個神社の入口の兩側にあつたが、今一個だけ残つてゐる。他の一個は數百年前近傍を流るゝ常願寺川の水勢の音を聞いて、自然に龍心を起して、終に或夜の中に川の深淵に沈み、其當時は時々釜の音響を聞いたと云ふ。此傳説に基いて町村合併の際に、此地方を合せて釜ヶ淵と村と稱した(郷土研究一ノ一)。

カマガミマチ〔竈神町〕 水戸市竈神町は、此地に竈神社がある故に町名となつた。町の東方に鈴坂と云ふあり、元祿三年に井尾木六左衛門前の坂を鈴坂と唱ふべしと定めた(新編常陸國誌卷四)。按に、古く荒神祓ひ又は釜拂ひの徒が居住して、祭つた神と思はれる。

カマガミマツリ〔竈神祭〕 南島の喜界島では、種取から三日目を冬折目と云ふ。此日毎に餅作り竈の神ヒヨンガナシを祀る。其作法は先づ用紙を二つ折にし、一つ身断ちにし、節浴竹の三節物に着せ、其頭に糰の丸く小さいのを挿して、竈の隅に捧げるのである。夜は餅買ひと稱し、若い男女列なし歌うたひて戸毎に餅を買ひ歩き、それを一緒に集め煮て食べる(趣味の喜

界島史)。

カマギ 豊前下毛郡中殿村貴船神社の夏祭には、芋草と餅とを供へ、冬祭にカマギと云ふもの二ツに餅を入れ繩を以て堅く結びて、若き男子二人づゝ裸體にて抱き出づるを、他の少年數十人裸體になりて、我れ劣らじと争ひて彼のカマギを攫み破り噛み破りて、中なる餅を取り出す。又小兒等へは餅投として餅を投げて與ふるを、争ひ拾ふのは珍しい儀式である(豊前志卷八)。



カマクラ (鎌倉) 秋田市の舊武家町では、正月十五日の道祖神祭(俗に歳ノ神と云ふ)に左儀長を行ふが、之を何故か鎌倉と云つてゐる。鎌倉の祝は二三日前から門前に雪で四壁を造り、厚さ一二尺にして水をかけ氷らせ置き、當日には茅を積み、門松飾薬などを積重ね、四壁には様々の紙の旗と四手切かけし神を飾り、子供達が

打群れてホタ、キ棒を手に提げて、往來の女子の尻を打つたりする。夕方に餅と酒を供へ火を焚きつけ、四壁に建てた紙旗に火をうつして振り廻はすなど壯觀を極める。又之を見物する者集り頗る賑ふ。武家では相續人たる者は、十五歳になる迄は此行事に與ることになつてゐたので、一町内に、鎌倉が三ツ四ツづゝ出來た。其夜は親族が集り酒宴を張り、夜の明けけるのも知らぬと云ふ有様であつた。火を焚く折に、チャアホイと囃し、又は、

鎌倉の鳥追は、頭切で鹽付けて、鹽俵へ打込んで、佐渡ヶ嶋へ追てやれ、佐渡ヶ嶋近くば、鬼ヶ嶋へ追てやれ

と囃す。廊外の町でも此事を遣るが、但し必ずあるとも限つてゐぬ。鎌倉の意は未詳である(以上。秋田風俗問答)。按に、鳥追の行事であることは、其囃詞からも推測される。即ち道祖神祭と歳神祭と鳥追との三者が雜糅されたものであるが、猶考へねばならぬのは、鳥追と云ふが如き農村に縁故の深い行事が、何故に武家町に採用されたかと云ふ點である。カマクラ、(之は他地方の鳥小屋と同じものである)の語義が判然

せぬ以上は、宿題として後考に俟つより外に致し方が無い。

羽後横手町ではカマクラを、おすゞさまと呼んでゐる此祭の行はれるのは舊正月十五日の晩で、當日子供達は家の前の街に面して、三方を雪で築き上に板をわたした雪穴、所謂カマクラを作る。最近小學校で禁止する様になつてから少くなり、又之が出来ると、中に薬、筵、毛布などを敷き、正面には家から持つて來た厨子を据ゑ、色紙で作つた御幣を立て、燈明をつけ、夕方から其處に集り、大人のお詣りするのを待てる。そこには酒と甘酒が用意してあつて、必ず錢か切餅を供へて、酒か甘酒を呑む事になつてゐる(民俗學二ノ一)。

カマクラゴゴラウ (鎌倉権五郎) 源義家の臣と云はれ、鎌倉の権五郎社の祭神となつてゐるが、五郎は御靈の意であらうと思ふ。實在した人物かは知らぬが、之には深い御靈信仰が潜んでゐるやうである。

【参考文献】

大人彌五郎 (柳田 國男) 郷土研究四ノ一〇
カマクワウジン (鎌荒神) 紀州高野の山道に立入と云

ふ所があり、其處の荒神堂の壁に納鎌が掛けてある。祈願の者が願果しに納めるのである。此近傍のワタラエと云ふ所は、田邊町から高野へ參る道中の僻地だが此處では人を葬ると其上で火を焚き、鎌一本柄を下にして立て竹を周圍に刺す。魔物を防ぐ爲めだと云ふ。(郷土研究一ノ二二)。

カマジン (籠神)

陸前柴田郡川崎村下石丸で目撃したが、籠の後の上に籠神の假面が祭つてある。假面は縦

二尺位、横一尺五寸程の木彫で、素人の作である。

多くは土で造るが今では祭る家が少くなつた。



柴田名取の兩郡では「かまじ」と稱し、斯く恐ろしい面相ばかりだと云ふ。此「かまじ」に對する信仰も薄れ、由來も深く語られてゐない。假面の眉や鬚などは馬の毛で短く植えてあるが、頭髮と鼻髭は無い。但し之は定つてゐるのでは無いらしい(民俗學三ノ一)

一。按に、竈男(即ち火男)が之である。
カマジンタイト (鎌神體) 石見安濃郡三瓶山神社は小屋原吉助山に鎮座し、祭神は熊野神と同じである。承暦の頃野獸が多く村民が苦しんだので、源頼義の臣の平吉義が農鎌を以て退治し、此鎌を神體として祭つたもので鎌は今でも在る(同郡誌)。
 薩摩國伊佐郡原田村諏訪神社は鎌を神體とする。永録年中新納忠元が合戦の時、此鎌が飛んで来て戦勝したので、忠元が之を神體として祭つたのである(地理纂考卷八)。

カマド (竈) 我國の竈信仰は頗る複雑してゐて、決して單純なものではない。山路愛山は其源流は北方民族の竈崇拜に發してゐると説明した(日本國民史稿)。或は左様であるかも知れぬが、此説明には餘りに論理の飛躍が多くして承服し兼ねる。竈をヘツイと云ふた語の正體が判然せぬ以上は、其源流を探し出すことは困難である。兎に角、我が原始信仰に支那の竈信仰や、佛説の荒神信仰などが加はり、雜然として混糅されたのである。そして始めは竈其物を崇拜し、後には竈支配の神を信仰するに至つたのである。

宇治山田市大字中之切町では、竈ともクドとも云ふ。普通に用ゆる土は、黒き色と黄色とある。されど近來は西洋的に煉瓦にて造るもある。竈を毎年清むる爲に塗るかへる事あり、之をセチゴを蒞せると云ふ。又洗米と小豆とを、竈の上へ三處に分ちて供ふ。之即ち己れの不淨を清むる爲めである。又鹽を買つて其初鹽を供へる事もある(風俗志林卷二ノ一)。

伊勢鈴鹿郡川崎村にては、竈を一名「くど」と云ふ。形は概ね同形で變りはなけれども、大きく小くどに付きては、異なる所がある。又臺所につくる竈あり、必ず一對にし共に同形で多く瓦を用ゐる。寺或は小人勢の家にては之を用ふ。竈の前にて鼻唄等唄へば神が罰をあてると云ふ。剪物等は竈の上へのせぬ。又鍛冶屋が吹革祭をするが、面三つ手六つ足二つある神像をかけ、其下に赤青の鬼が鐵を打のばしてゐる畫を掛け、神酒を供へ祝ふのである(風俗志林卷一ノ六)。
 石見國那賀郡長濱村にては、竈の又の名を「くど」と云ふ。竈には奥津彦神、奥津姫神を祭る。又竈の近くに荒神を祭り年中御燈を供ふ。十二月晦には松竹梅、或は神を供へ注連繩張り、繩には齒染樺葉等結び付け

る。元日より三日間は雜煮節を供ふ。正月七日は若菜粥と節とを供ふ。又當日の粥を羹に注ぎ紐を付けて、荒神を祭れる棚につるし置き、それを五月に至り始めて出し早苗を結ぶ。十五日には小豆粥と節を供ふ。當日は早朝男女とも鍋墨を掌或は大根に付け、上下の差別なく墨付け争ひ、隣家の人にも付け争ふ事三四時間にして終る。節分には豆を供ふ。豆は荒神に供へし御燈を以て炒る。女の月經中は竈に近づく事を忌み、炊事も別火にて爲さしむ。又薪を逆にたく事双物を竈の上に置くを忌む。竈を新に造りし時は、必ず其家の主人茶碗の糸尻を以て、二重の圓形を竈の前面に印す慣例がある(風俗志林卷一ノ六)。

筑前嘉穂郡穂波村では、竈の事を「おほがま」と稱し普通飯たく竈を「くど」と稱す。煉瓦かセメントなどで造るは財産家で、普通は赤土を練つて造る。祭神は大國主命と事代主命二柱神である。此神體は土にて製りて金箔か銀箔を降り掛けてある。商人の知らぬ様に盗み出して、齋き奉るを最もよいとす。祭りし家は必ず繁昌すると傳ふ。又旅する時は釜の底の墨を、少し嘗めて行くと道中無事であると云ふ。物の籤引きな

どの時も、此の墨なむると必ず當ると信じてゐる(風俗志林卷二ノ一)。

豊前田川郡神田村の竈の神は大年神天知迦流美豆比賣の御子奥津日子、奥津日賣又名大戸比賣神なり。奥津は置き土にて竈なり。戸も竈の意である。各地方の方言あり習慣がある。竈の大なるを竈と云ひ、小なるを「くど」と云ふ(風俗志林卷二ノ一)。

豊後直入郡荻村の傳説に、竈の神と便所の神とは夫婦である。それ故竈と便所とは成るべく遠く離して向ひ合せて置くがよい。さうすると竈が榮えると云ひ傳ふ。竈の前はかならず、濡らすなら云うてる。濡らせば其家に眼病人が絶間なしと云ふ。牛の子が生れると三日目位に竈の前に連行き、一禮させて竈の墨を鼻先に附る習慣がある。又荒神には赤の花を奉らず、白い花か或は神の如きものを供へる。双物を竈戸の上に置かぬのは他國と同じである(風俗志林卷二ノ一)。

カマドヲツクラヌムラ (竈を造らぬ村) 因幡氣高郡明治村大字松上の松上神社、祭神の國常立尊である。此里の土俗に昔から家を建てるに壁を塗らず、茅で垣を構ひ或は板壁を用ゐる。又決して竈を造らない。總て

いみじき體をなすと神慮に反するとて疊を敷く者さへ少い。従つて火を改める事が嚴重で、之を甲頭の役としてフルビタイ(古火断の意か)と高聲に呼ばると、村中其聲に應じて家毎の火を悉く消し新火を設け、舊火の物は一切飲食せぬ(因幡誌)。

カマナリ〔釜鳴〕吉備津神社の釜鳴の神事は、餘りにも著名であるが、古くは斯うした釜の鳴る事で吉凶を占ふた信仰があり、更にそれが吉備津社の如く、音の大小を以て吉凶とするやうに變つたのであらうと思ふ。江戸城の御廣敷御下男彌四郎の家の釜鳴りて、其響き大きく發し中々止まず、近隣の者にて先年同じく釜鳴りし者の話にて、麻上下の肩衣を釜にかくると止むと聞き、其肩衣を釜にかざせし迄にて鳴り止んだ。然るに彌四郎は毎々仕合よく繁昌した(奇異珍事録卷二)。按に、古い信仰の一破片を残したものである。

【参考文献】

- 鎮座會 (吉備津社) 吉備郡神社誌
- 釜鳴の記 (藤井高尙) 松の落葉
- 吉備津釜 (菊岡沾涼) 諸國里人談
- カマノカミ (釜の神) 安房の今井村に釜の神と云ふが

ある。大なる鐵の釜の蓋である。亘り六尺許り、厚さ五寸七分程にて、二つに割れてあるを神に祭つたのである。昔海中にありしときは、海荒れて漁獵なかりしより取あげて鎮守とした。此邊より日東寺の羅漢へ近い(譚海六)。

カマノコゴ〔釜の古語〕肥前唐崎の海濱さしの崎と云ふ所の人、釜の事を八嶋と云ふてゐる。竹取物語「綱たゆるときやしまのかなへ上に」云々。文徳實錄「齊衡二年十二月丙子朔大炊寮大八嶋甕神」云々。色葉和雜集六「釜をばやしまと云ふなり、大嘗會行幸にも、釜のわたるを八嶋のわたる」とある。古語は地方に残つてゐる(俗語考、守部全集本)。

カマノマヂナヒ〔鎌厭勝〕羽後の大渡り村より、長部森の腰等の館が川越へに見渡されて、行く路の傍に、山をくりしてともすと云つて、亡骸を灰とした後に、三曲と云ふ三もとの木を結び立て、古い鎌をうち掛け木の弓箭を作つて北に向けて、ひきまかなつて掛けるよもつ人の怪しい鬼も残らば、根の國底の國迄も追ひやる意味であらうか(秀酒金乃温瀆)。

カマハチマン〔鎌八幡〕大阪市高津餌差町圓珠庵の境

内にあり、古榎の幹に敷へきれぬほど多くの鎌が打込んである。之が爲めに樹は枯れもせず繁つてゐる。樹の下の小祠が鎌八幡で、祈願者は鎌を打込む事になつてゐる。但傳に大阪陣の時、眞田幸村が戦勝を祈り、鎌を打込んだに始まると云ふてゐる(郷土趣味三ノ一)。按に、鎌を神木に打込む信仰は、古くから廣く行はれてゐる。殊に信州諏訪神社の薙鎌は有名である。幸村に始まるとは信じられぬ。

カマバラヒ〔釜拂〕江戸期明和の頃迄は、釜ッ拂へとて神子の形りをし、供に挾箱又は兩架を持たせ毎晦日に出入ある家々に來り、荒神を拜し初穂百銅、或は米一升、錢三十二文位を貰ふ。之が何時となく祈願所の出家を頼むやうになつた。其頃は屋敷の窓下、町家の門へ立ち中臣の祓を讀む、神職いかゝしき袴着歩きしに、寛政の時よりは打ッ裂羽織となつた(明和誌)。釜拂ひを渡世の表となし、裏では、賣笑した巫女もあつた。西鶴の男色大鑑(卷四)に「甕拂の神子、男ばかりの家を心がくる」と記し、更に「一代男」に「あら面白の甕神や、お甕の前に松うえてと、すゞしめの鈴を鳴らして、縣巫女來たれり(中略)。品こそかはれ望め

ば遊女の如し」とある(嬉遊笑覽卷九)。

カマバラヒシヨク〔釜拂職〕遠江掛川町在の増田村に廣安寺と云ふ釜拂職の者がゐる。元は延壽院と稱したが後に廣安寺と改め、今では此職を廣安寺と云ふ迄になつた。昔は博士小太夫と呼び掛川院内の部類である。其屋敷も仁藤村八幡宮の西にあつたのを、寛永二十年に此地に移された。天正十一年の裁許狀に遠州國内十一ヶ所の院内の名が擧げてあるが、是等は皆博士小太夫の配下である。家傳の古文書に「聲聞身」云々とあるより推すと、古くは唱門師であつたやうである。釜拂ひの外に千秋萬歳、田樂、猿引等にも關係してゐたのである(掛川誌卷三)。

カマホウサイ〔鎌奉賽〕羽後仙北郡六郡驛の諏訪祭は七月廿四日である。祈願の者は木で造つた鎌を奉る。此の神はどこでも木鎌を奉るのである(六郡祭事記)。武州大里郡血洗嶋村の草分、吉岡和泉の子孫は、代々里正である。吉岡氏は毎年鎮守(諏訪神)祭典の時、木製の鎌を獻じ、草分の紀念とする習慣がある(八基村郷土誌)。

上野長野原町大字林村の玉城山神社は、日本武尊の駐

在した所と云ふ。祠庭に兩土窟があり無數の小鎌を蔵し何百年來の物か分らない。之を『虫切鎌』と稱へ、守鎌として拜借し、翌年一挺を加へて返納する（吾妻郡案内）。

カマホコ〔鎌梓〕 若狭遠敷郡雲濱村廣峰神社の祭禮は毎年舊六月七日に行はれる。先づ神鎌三竿を捧げて之が先鋒をなすが、此神鎌は木製で、一竿の上に數本を放射状につけ、本社に神輿が還御し終るや、農夫漁民等は、其鎌梓の倒されるのを待つて爭奪し、之を得るを以て吉としてゐる（同郡誌）。

カマ、ツ〔鎌松〕 越中西蠟波郡子撫村大字西中野村に鎌松があつたが、明治の初年に枯れた。此の樹に鎌を打込んで祈れば、願望が必ず成就するとして鎌を打込んだので此名があると云ふ（西蠟波郡紀要）。

カマ、ヒ〔鎌舞〕 能登鹿嶋郡金丸村の鎌宮諏訪神社は建御名方命を祀る。同國にて倭賊怪鳥を退治せる時、命は彌柄鎌の敏鎌で草木を刈つて荒野として退治し、後に大蛇濁の淵の洲端の地に鎮座した。洲端は後に諏訪といひ本社即ち是である。毎年七月廿七日の大祭には、長一尺餘の鎌二挺に新稻穂と白木綿をそへて奉獻

し、後其鎌を神木に打ちつける。中古までは群集が各々鎌を持來て打ちつけた。之を鎌舞として上古大神妖魔退治の狀に模したものである。神木は周廻二丈餘、鎌は其全體を既に木皮裡に没したものである。明治四十年宿那彦神像石神社に合祀した（舊刊の鹿嶋郡誌卷中）。

カマヤガミ〔釜屋神〕 越後南蒲原郡出雲田附近は、麻を以て産物とする。各村數ヶ所の釜場（麻を煮るものにて何軒にて一釜と仲間物とす）毎に釜屋の神がある。之に従事する者は悉く男子にて、女子は釜の附近にも寄らしめず。又親族に死穢産穢等ある時は、其縁者も一切近寄らしめぬ。若し之を犯す時は釜屋の神の怒りに觸れ、釜の破裂を見ると云ふ（温故ノ栗六）。

カマヲトコ〔竈男〕 陸前の諸郡に竈男とて、庖厨の沸湯釜の側の大柱の高處に假面を掛け、此假面は豊頼陸鼻四目大口のものにて能面に似てゐる。祭祀の所傳を失ふとも雖土民眼疾の平癒を祈る事ありと（人類學雜誌一三一號）。柳田國男の説に竈男は、火男で即ちヒヨットコであると云はれたのは卓見だと思ふ。

カミウラ〔神占〕 能登鳳至郡南志見村大字尊利地にある白山神社の社殿は、山上にあつて急阪が之に續いて

ゐるので、神輿還御の際は太綱を結んで之を曳き上げる。神輿の上には區長陪乘し喧囂騒擾の間、若し其衣を破つて身體に傷ける事あれば乃ち凶兆とし、さうでない時は豐作豐漁であると云ふ（同郡誌）。

カミオクリ〔神送り〕 遠州濱名湖の西部地方では神送りとして、舊曆、十二月二十日と二月八日に行事をする。十二月十九日には、村民が山の神に集り、境内を清掃する。又九歳から十四歳迄の子供は、檜の枝を折り新しい薬を買つて來て、其の年の御幣や御札を包んで薬人形を作る。當日は大鼓を打ち鐘を鳴らしながら笹を振り、火の清い人達十人位が口々に『送り神を送れよ』と歌つて鎮守の森を出て家々を廻る。又村の家では主人が朝早く起き、清い井戸水で身體を淨め、家を掃き清めて待つのである（郷土研究一ノ一）。

カミオロシノシルシ〔神降の標〕 信濃妻科地内字正徳沖の一本樹は槻である。併し近年は天王下も此處では行はれず、加茂社で行ふやうになつた。其式は竹竿の先に笠を結び付け置けば、何時か自然に落る。是が即ち天王下りの標だと云ふ（長野繁盛記）。

カミガクシ〔神隠〕 大昔から各地方に存する物語だけ

に、其資料も決して少くない。殊に神隠しに逢ふ者は女子と子供が多いので、一段と世人の好奇心をそゝり奇怪なる事象さへ附會されてゐる。

伊豆田方郡田中村大字宗光寺で、言傳へて居るには、村の百姓の娘が家出をして歸つて來ない。今より八十餘年前の事であり、娘の母が死んでから三十三回に當る年の其命日に此娘が、家の前に立つてゐたのを、村の者で見付けて、聲を掛けると答もしないで馳け出し、又行方が分らない。其後も同國天城山に樵夫が往くと稀に此娘と逢ふ。いつも十七八の顔形で、身には木葉など綴り合せた粗末な物を纏つて、言葉を掛けると答もせず遁げ行くのは、今でもさうであるとの事だ（郷土研究三ノ一）。

陸中岩手郡松崎村の寒戸と云ふ所で、娘が梨の木の下に草履を脱いだまゝ、行方を知らせず三十年餘り過ぎた時、親類の集つてゐる所に老いぼれた女が歸つて來た。どうして歸つたのかと聞けば、人々に逢ひたいから歸つてきた。又行くのだと言つて再び土地にゐないで姿を消した。恰度其日は風が烈しかつた日であり、遠野郷の人は今でも風の騒がしい日は、今日はサムト

婆が歸りさうな日であると云つてゐる(遠野物語)。

【参考文献】

山男の家庭 (柳田 國男) 郷土研究三ノ一
神隠しの話 (雜賀貞次郎) 民俗學二ノ九

カミコボトケ (紙子佛) 大阪天王寺の紙子佛は其名が
聞えてゐるが、婦女子が紙子を縫つて納めると、針の
道が上手になると此名がある。又此佛は頭痛を治す
として信者が多いが、平癒すると同じく紙子を納める。
(神佛靈驗記圖繪)。

カミコマチ (紙衣町) 水戸市北横町は、古くカミギン
町とも呼んだ。其故は且過僧(時宗遊行派にて妻帯)多
く此處に住し、冬に至れば紙衣(世事談に紙衣、元は
律僧之を着す。女の手を觸れずして爲すものなればな
り、寒氣を防ぐ服と見えてゐる)を着て、寒氣を凌ぐ
者があつたから、時の人之を紙衣町と異名したので、
後訛つて唱へたのである(新編常陸國誌卷四)。

カミサガリマツ (神下り松) 丹波南桑田郡千代川村川
關の大井川畔に、昔から言傳へのある三本松がある。
此木の眞中の木に、村に變つた事が起る前には、必
ず神様が降臨されて、村人に御告げがあるとのことだ。

神下り松と云つて村人は崇めてゐる。但し降臨される
状態は聞かなかつた(口丹波口碑集)。

カミザケ (嚼酒) 古く少女が米を嚼んで酒を造つた事
は、大隅風土記の逸文にも見えてゐるが、恐らくそれ
が我國一般の習俗では無かつたかと思はれる。應神記
に「この御酒を醸みけむ人は」とあるのも、嚼んで造
つた酒ではあるまいか。沖繩本島では、十七八歳の女
子が能く口を洗ひ、女子所に集り、水にしめし置く處
の生米を嚼みくだし、桶やうの物に吐出し、是を眞の
神酒と云ふてゐる。造りやうは嚼み砕いた生米に糍白
を交へて、一夜置けば出来る。今でも二三ヶ村は之を
造つてゐると云ふ(南島雜話)。按に、古俗を傳へたも
のである。

カミサバ (神鯖) 美作眞庭郡美川村大字佐引にある上
諏訪神社では、七月廿六日から翌廿七日まで、白幣七
十一本相備へ、外に鬼頭と云鯖四ツを供へる(美作
國神社資料)。

カミシルシ (神標) 靈界に於て、祖先と子孫とが會つ
た時、何を證據として、其血續きである事を證明した
か。換言すれば幽冥界に子孫が、其先祖を尋ねる折の

割符は何であつたかと云ふ事である。此問題は佛教が
普及し「御血脈」なるものが、其代用となつた爲めに
一般からは閑却されてゐるも、遠い昔にあつては大き
な問題であつた。之は族靈(Totem)の標を木片に刻み
て持たしてやつた——それは恰も現今のアイヌがカム
イシロシ(神標)と同じであつたらうと想像するのが最
も容易な解答であるが、我國に族靈の存否が確實に決
定されぬ以上は、此解答は學的價値の渺いものと云は
ねばならぬ。我國の家紋の起原は、恐らく此神標から
では無いかと思ふが、之も今後の研究に俟たねばなら
ぬ。併し尾州熱田町では、古く人が死ぬと「異國にて
道の關守り事問はゞ、熱田の宮の者と答よ」との神詠
を紙に書き、棺に入れて葬るのを古俗としたとは(熱
田町舊記)、多少とも此問題に觸れてゐると考へる。我
國の氏神は氏子だけしか保護しなかつた。氏子が産土
神に變つても此信仰には變りはなかつた筈である。祖
先是血筋の子孫より外に同じく保護せぬのが、共に我
國の原始信仰であつた。

カミトハナス (神と話す) 美濃武儀郡下牧村字淺野で
は、元旦に若水を汲みて後顔を洗へば、先づ第一に松

明を點じ、村社に參詣して一年中の無事を祈る。之を
「神に話す」と稱して、之迄は途中にて人に會つて
も、無言で何事も話さない(民俗學三ノ一)。

カミナシツキ (神無月) 古くから異説が多い。通説に
は國々の神が十月に出雲へ集るので、出雲では神在月
と云ひ、他國では、神無月と云ふとあるが承認し兼ね
る。柳田國男の考證に、田の神は春二月に山から降つ
て田の神となり、冬十月には山へ歸つて山の神となる
此十月に田に神が無いので、神無月と云ふとあるのは
従ふべき説だと思ふ。田の神が山の神となる信仰は、
其條に記す事とする。

カミナリ (雷) ライの條を見よ。

カミニカウ (神に香) 遠江積志村では、毎月一日十五
日に神棚に線香や茶を獻ずる家は仲々多い。正月とか
日待とかの神祭の時には、屋内の神同様であるが、地
の神に獻じた餅や飯は、屋外にあるにも拘らず、犬猫
などに決して食はれないと語つた老嫗がある。則は不
動様として、線香と花をあげる家もある(遠江積志村
民俗誌)。

カミネタミ (神嫉み) 筑後志賀嶋では結婚しても三々

九度の式は、志賀明神に氣がねして、昔から行はぬことになつてゐる。氏子の話によると、是は三韓征伐のとき神功皇后が、志賀明神に仰せらるゝに、志賀神軍功あらば歸朝の曉、夫として許さむとのお言葉であつたが、さて目出度凱旋しても、更に其の御氣色も無かつたので、明神は立腹したとの口碑に由て、嶋民は今日まで正式結婚の姿を、此明神に見せるのを避けてゐる(民俗學二ノ九)。按に、江ノ嶋辨天へ夫婦連で參詣せぬと云ふ同じ俗信である。

カミノアツカリコ 「神預子」 尾張丹羽郡池野村の淺間神社(有名な石上祭のある社)では、信徒の子を十歳又は十五歳まで預る。預けた者は年一回以上參詣するものとす。神社では其子の安全祈禱をする(郷土風景昭和七年四月號)。

讚州三野郡粟嶋村京濱に惠比須宮あり、祭神蛭子とも市杵嶋姫命とも云ふ。此神の産子、昔から水難に遇ふ事がない。因て四方の人其産子となるものが多い(讚州府志卷一二)。

カミノイベナ 沖繩の神は正名の外に、イベ名と云ふを有する。又イベとも云ふ。チャンバレン氏は、イベは

内地の忌と同じであらうと云つてゐる(柳田國男談)。按に、内地の諺(イミナ)と同じ信仰である。

カミノイムモノ 「神の忌む物」 我國の神々は人間以上の細かい神経を有つてゐて、好きな物と嫌ひな物とが夥しき迄に存してゐる。多くの資料は作物の禁忌と、食物の禁忌の條に載せる考へであるが、茲に取あえず少し許り掲げるとした。

羽後の森吉山の森吉権現の前にみた神は鬼であつて人を食ふ。之を追ひ出す爲めに鬼を追ひ廻はしたが、權現は獨活で滑つて眼を痛め片目となつた。それ故に此山に登る者は、七日間獨活を食はぬことになつてゐる(佐々木善善報告)。

信濃東筑摩郡本郷村大字大村の八幡社の氏子は、村内に粟を作らぬが理由は忘られた。同郡島立村では大字南栗林の外は、沙田神社(信州三ノ宮)の氏子であるが其内の或部落では柿を植えぬ。松本市大字宮淵の伊勢多賀神社の氏子は粟を植えぬ。氏神降臨の際に粟の穂で眼をついたので忌むと云ふ(郷土研究四ノ一)。

遠江積志村下大瀬では鷲宮(八坂神社と改稱、祭神須佐男命)の神様が、動植物が嫌ひで齧斷が育たないと

云ふし。橋爪(六社神社)では麻を作らないし。半田(六所神社)では紺屋が榮えないと云つて居る。近隣の村では長上村小池では蠶豆を作らないし、豊西村末島では庇を出さないと云ふ(遠江積志村民俗誌)。

カミノウタ 「神の歌」 名古屋市熱田に「荒れはつるわが宿とはぬ恨みをば、かくれてこそは人に知られぬ」と云ふ歌がある。之は熱田社が荒れた折の託宣の御歌ださうである(新拾遺集)。按に、神詠が奈良朝に少くして平安朝に多いのは、單なる和歌の流行だけでは済まされぬ問題である。

【参考文献】

神詠の研究 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
カミノオタチ 「神の御立」 上總市原郡市東村金剛地では、十月三十日の夕は「神のおたち」と云ひ、芋穀と餅とを入れたる薬苞もて、家の外を巡りつゝ庭を三四回打つ。其折の歌「亥子の牡丹餅、生でも宜いから練れたら待つて来い」と云ふ(南總の俚俗)。按に、亥ノ子祝と神の出雲行とが混雜したものである。

カミノカリヤ 「神の借屋」 我國の神々は定期に又は臨時に、天降りまして人家を訪れて、家を借りる事があ

る。常陸の筑波山に來られた御祖神も(常陸風土記)、蘇民將來を訪ねられた武塔神も(備後風土記逸文)、共に古い信仰を傳へたものである。そして此事は鎌倉期まで行はれ、神事としては一例しか知らぬが今に存してゐる。

本朝世紀康治二年八月十一日の條、上總玉崎神社の社務を執行する源爲季に非法多かりしかば、冥罰を受けて死亡せるを記した一節に「藤爲兼有ニ夢想事一、夢中一奇(貴か)女來來云(中略)、我忽入レ洛(中略)、無レ處ニ寄留一、汝住宅暫可ニ借與ニ云々。爲兼夢中許レ之、不レ經ニ幾程一爲季夭亡、人以爲レ受ニ社罰一」とある。中右記嘉承二年三月三十日の條に「此兩三年來、稱ニ神之借一、京中人宅、俄移ニ他所一、甚不レ得心之事歟」とある。神の借屋は空宅とし家族の移住し去つたことは、殿曆長治二年十一月十日の條に「去夜半大宮此亭に渡給、是世間神借家借かり給事也」とあれば、皇太后の御所さへ其事あるを免れなかつたのである。

明月記建久七年七月二十一日の條には「女院今夜御ニ彌室町亭一、八條殿有ニ例夢一、神借之由雜人等稱レ之歟」とある。例夢とは、神借屋となる家には、其前必

ず夢の告げがある故に、斯う云ふのであらうと思ふ。
(以上。郷土研究一ノ三)。
出雲の佐陀神社にて、十二月五日に「宿かり神事」を行ふ。四月の神在祭後に執行するのと同様で、古は別火と上官の福田氏とが奉仕した。乃ち宇賀の里人と名乗る者が、宿を借らんとて来つて問答するのが主になつてゐる(民俗藝術二ノ五)。

カミノキラフヒト 「神の嫌ふ人」 斯うした俗信や傳説は各地にあるが、それでは何故に斯うした事象が起つたかと云ふ理由に就ては、さう簡単に説明が出来ぬので、今は資料だけを掲げることとする。

奥州津輕の外ヶ濱に在りし頃、所の役人が丹後の人は居ずやと頻りに吟味した。這は津輕の岩城山の神甚だ丹後の人を忌嫌ひ、若し忍びても此地に入るときは、天氣大に損じて風雨打續き、船の出入なく津輕領痛く難義すると云ふ。岩城山の神は安壽姫を祭るが、姫は丹後の三莊太夫に苦められたので、今に此國の人を嫌ふと云ふ事である(東遊記卷三)。

上野邑樂郡高島村大字石打では、昔辨慶が村の釣鐘を筑波山に持ち行つたので、今でも一村筑波山へ參詣す

人は恐れてゐる。今でも九木浦の者參詣すれば必ず風雨ある(紀伊續風土記卷九二)。

筑前宗像郡田嶋村の産土神は宗像三神である。社人村民共に昔から彦山の神に參詣する事を禁じてゐる。彦山の山伏も又此地に入らぬ。彦山に參詣し又彦山の者を此地に入れると必ず災難があると言ひ傳ふ。今に至りて遊觀の爲めにも彦山に行く者はない。那珂郡上野固村糟紀郡宇美村の里人も、又彦山に參詣せずと云ふ大宰府箱崎も之と同じだとの事である(筑前國續風土記卷一六)。

對馬上縣郡琴村大字琴の東南岸を御崎と云ふてゐるが此浦に赤潮が幾日も續けば咎徴だと云ふ。それに如何なる譯か朝鮮人が此浦に泊すると、浪の色が變ると傳へてゐる(津嶋紀事卷五)。

カミノケイヤクゴ 「神の契約子」 土佐幡多郡田ノ口村では、子育ての悪い者は、中村町の多賀神社に養ひて生れる子を其契約の子とする。その子には神社から名を授ける事もある(民俗學三ノ四)。

カミノコエ 「神の聲」 能登鳳至郡河原田村大字石休場にある。村社伊勢神社の境内には大杉があつて、俗に

る者がない(同郡誌)。

越後直江津町は、昔岩城判官正代の娘安壽姫が、母弟と共に人買山岡太夫の手に奪はれ、丹後由良港の三莊太夫の手に渡りしが、其際侍女の宇和竹は之を悲み、同津町の江に投身水死したので、丹後の商船が直江津に来る時は風波荒ると云ふ(温故ノ葉三編)。

越後古志郡諫門山の、芦ヶ平村の馬追の池は、白田螺を生ずるが爲に有名な靈池である。此池に異郷の人が來れば、雷雨起り風雨が生ずると云ふ(北越奇談卷二)。丹波北桑田郡鶴ヶ岡村の、頭巾山の青葉神社は、雨の神である。他國の女人の參詣を禁じ、若し參詣せんとせば、一夜山麓に宿泊し、土地の人となりて赴けば難なしとも云ふ(同郡誌)。

播州須摩の浦を龜井侯が通行すると、必ず天氣が崩れる。之を龜井日和と云ふ。それは龜井侯の先祖が源義經に従つて、平家を討つたのを怨むが爲であると云ふ(西攝大觀)。

紀伊牟婁郡白浦の大白明神。村民の傳に、昔此神が三木莊九木浦へ流れ寄つたのを、突き流したので、此村へ流れ寄つたのである。荒き神であつて祟りが多く里

神明の大杉と云ふ。昔は其下に立ち祈願を凝らす者が拍手一番する時、若し樹頭から應と答へる聲があれば即ち感應し給ふたのであると云つた(同郡誌)。

カミノサバキ 「神の裁き」 人が人を裁く以前に、人が神の名に於て裁いた時代があつた。我國の探湯(クガタチ)、濡れ衣(ヌレギヌ)、よるべの水、起請の失などは皆それであつて、後世まで此信仰は行はれた。猶「村裁き」の條を参照せよ。

陸中上閉伊郡遠野町附近の村落では、古く盜賊のあつた時は、長さ二尺内外の一體の蠟人形を作り、索で其兩手を背後に縛り、丁度緝捕に就いた様になぞらへ、兩足に釘など打ち刺して咒咀したまゝ、村外れに立てて置く風があつた。此咒咀によつて盜人は必ず捕縛せられるか。又歩みに艱む疾患にかゝると信じた。維新後は次第に其風が薄いけれども、今尙時々目撃する事がある(人類學雜誌三四ノ九)。

常陸筑波郡鹿島村に鹿島神社がある。慶長三年二月檢地の際、常陸國境の争論起り、公儀の裁決を仰ぐ事となり、遂に神裁となり楯戸郷にては土田隼人代表者となり、豊嶋若狭と合心し、兩人とも此神に祈請を籠め

板橋の神職宮本三太夫を司會者となし、十一月十五日に決行した。上司は大爐を設けて鐵棒を灼熱し、先づ相手方なる下總國結城郡五箇村大字川崎の、川崎播磨をして之を握らせたが、同人畏れ戦いて採る事が出来ず、然るに隼人は恙なく之を握り、楯戸の勝利に歸した。時の人神の冥助とし、塚を築き松を植え、鐵火松と云ふ(筑波郡案内記)。

甲斐北巨摩郡江草村では、放火した者が明かでない時は、不動明王を勧請して火を焼き、村内の人を悉く集めて其上を通過させる。其時放火者は必ず火傷すると云ふ(人類學雜誌二〇ノ二二五)。

越後の三條町地方では、陰險な奴の事をテッコウと云ふ。之は鐵火から來たのだと云はれる。村に盜難でもあつて品物が出ない時には、鎮守社で鐵棒を焼き嫌疑者に擱ませ、若し擱まなければ罰になる。同郡本成寺村では、曾て某家の鐵が無くなつた時、普段評判のよくない某が鐵火の刑になつた。其家は其後北海道へ退散してしまつた(越後三條南郷談)。

阿波勝浦郡瀬津村で、天保六年十二月十九日の夜、百姓常太の水踏車屋にて米一斗一升程紛失し、常太はよ

く組中へ詮議を頼み、一同立合ひ取調べたが不明であつたから、氏神三所神社に於て注連繩を跨がした。村民残らず跨いたが、龜吉と云ふ百姓に疑がかゝり、村中で龜吉を村外しにしたところ、山伏觀音院の挨拶で貰ひとなつた。一日龜吉が虎次郎の妻に「觀音院様の了簡で濟ませて置いたが、又折を以て組中へお禮申す」と云つたので、又面倒となり、一同附合をしないやうになつたことがある(同郡誌)。

【参考文獻】

神の裁き (中山 太郎) 日本民俗學事篇

カミノシメチ (神占地) 大嶋に於ける迷信と、それを助けたる巫女の言は、大嶋農業荒廢の原因となつた。嶋内の森林及び原野を、神山及び神託の地となし、神の住家及び春秋二期に神の御降りの地となして、一切此處に踏み入り、伐木開墾をなす能はず、若し之を犯す者あらば、直ちに神の罰を受るべしと云ひ、又各民家に飼養せる牛豚も、入用に應じて直に殺に能はず、故に森林は彌が上に繁りても、造屋及び修繕に材の不足を告ぐるも伐木する能はず、薪として枯木あるも採る能はず、耕地排水にして不足すれども山野を開墾する

能はず、各自飼育する牛豚も神の供物と奪るゝ事が多い。得能氏が嶋津家の命を受け勸農使として來り、迷信を打破し山野を開墾し、牛豚四百餘頭を殺したことがある(奄美大嶋史)。

カミノスナ (神の砂) 磐城石城郡草野村大字下神谷にある、郷社愛宕神社の神殿の床下の砂を持つて來て、田苗代でも撒く時は虫除けとなるとして、今でも行ふ者が多い(同郡誌)。

【参考文獻】

砂蒔の土俗 (中山 太郎) 日本民俗學風俗篇

カミノタ、カヒ (神の戦) 下野日光中宮祠の神事に武射祭と云ふがある。之は二荒山の大神と上野の赤城山の大神が戦はれた事が起りて、二荒山に組した小野猿丸と云ふ射手の子孫が、同社の神主となつて御守をして來た。正月四日に流鏑の神事として、湖邊で赤城山方面に向ひ神矢を放つ式を行ふ。此時赤城山の神社では、矢防ぎの神事と云つて、社殿の扉を閉し、又氏子は矢拔の餅とて家々に餅搗き、矢を避ける神事を行ふ(日光の傳説)。

【参考文獻】

神を助けた話 (柳山 國男) 爐邊叢書

カミノチンコロ (神狗子) 信濃西筑摩郡王瀧村深山の中に神狗子がある。形圓く猫兒のやうである。頭は栗鼠に似て大きく、短尾短脚で、毛色は或は淡白或は淡黄である。腹の下は白或は鹿斑で脚は黒く、人を見ても驚かず、三四群をなして十月初雪後來て山中の窟舎に入るが人は敢て捕へない。若之を捕へたならば、山神が祟りをなすと云ふ(吉蘇志略卷三)。

カミノツツカヒ (神使) 昔信州諏訪神社に神使と云ふ役があつた。神に代る人と云ふ役名であつて、本社祭祀の頭番の任に當れば、其郷村から大祝館へ參勤し、前後三年館で神祕の行事や、諸々の神典學を修め、初年を見習役とし、次年を本役とし、又次年を宮付(造と同じ)又は縣介とも云ふた。そして滿二ヶ年を経て解任歸郷する。神使役の人は神氏の胤族の出に限られてゐた(諏訪神社資料卷下)。

カミノツツカハシメ (神の使令) 本朝神社考上之一に、諸社の使者とて八幡の鳩、日吉の猿、氣比の白鷺、稻荷の名婦(即狐なり)、春日の神鹿、熊野の靈鳥、大社諏訪の蛇、愛宕の鳶等は是であると載せてゐる。右の

中單に鳥のみに就て云へば、愛宕山の頂の社には、額面に猪を描いたのが掲げられてゐる。猪をあゝ愛宕に限つて使物としてゐるのであらうか。飛騨高山の飛騨八幡の使者は、盡く純白の鳩で、近所の櫻橋附近に澤山と普通の家鳩が育つに拘らず、それに混淆しないで純白な一族が繁昌してゐる。大和龍田の境内、伊勢神宮等には鶏を放飼してゐる。豊前の彦山では、神體の前に置かれた使者は鷹であるとの事で、其寫しなりとて、一枚の紙に三羽の鷹と、各其下に梵字のやうなものゝを黒く捺して、神主の代理者が、賽銭箱の側で販賣してゐる(飛騨史壇四ノ七)。

鳥 羽後の羽黒権現の仕者として三足の鳥がある。護法神とも申傳へられてゐる(三山雅集卷下)。奥州東津輕郡大野村邊にては、正月十一日鳥に餅を與へる。之は村民山碓ぎのみに従事するに、鳥は山の神の使者なれば恩に報ゆる爲めとの事である(人類學雜誌五九號)。古來越後の彌彦神社の築造には、佐渡の羽茂の木村を使用する例があるも、何となく五十猛神に由縁あるやうに思はれる。又毎年十二月二十日過ぎに、彌彦山より佐渡へ一羽の鳥の渡る日がある。此鳥は彌彦神社よ

り佐渡の飯岡の度津神社への神使にして、此鳥の渡る日は秋末より波荒き日本海も平穩無事の日として、佐渡よりの買物船は帆を上げて冬籠りの荷を満載して歸國するを常とする云へるも、熊野鴉の故事さへ思ひ出される(神社協會雜誌一九ノ三)。

山鳥 羽後平鹿郡保呂羽山縁起に、大友遠藤山路に迷し時、山鳥の羽多くありし處に社を建立して保呂羽山と名けた。故に同山の使者は山鳥であつて、實に廣大の靈地である(雲出羽路)。

山犬 美濃不破郡にある南宮神社の神使は山犬であると云はれ、田島を害するものがある時は、神に申し日數を限つて借りて来て田島を守らせる。日々食鹽を供へれば山犬は夜中食べて、翌朝残りが無いと信じられてゐる(人類學雜誌二九ノ六)。

百足 武藏大里郡本島村大字本田字上木田にある村社坂上神社の神使は百足であると云つて氏子は百足を殺さぬ習慣があり百足の繪馬を獻する(大里郡神社誌)。

白鳥 陸奥東津輕郡中平内村大字淺所には白鳥が多いが、此處にある雷電神社の神の御使であるとして捕へる者はない。刈つた稻束を積むにも、二木の頂には十二

把だての一しさを、此鳥に捧げると云つて立て、置く。鷲鳥よりも少しく大きく、今は保護鳥となつてゐる(津輕口碑集)。

蟹 豊前宇佐郡津房村地方では、蟹は文神の家來で、文神はそれに乗つてゐるから、蟹を食べると學問が上達する。鷹が家に舞ひ込めば吉兆、蛇に指させば其指が腐ると云ふ(郷土研究一ノ五)。

白鷺 攝津の住吉社の神使は、白鷺であると社記にある。壽永の亂に當社から白鷺が飛んで、鎮西に赴いたと云ふ(住吉名勝記)。

郭公鳥 陸奥津輕地方では、郭公鳥は釋迦の御使で、釋迦は四十八遍生れ替つたから、此鳥も四十八度啼くと云ふ。人に啼聲を眞似られれば、他方に往つて啼く林檎の木の股から生れたと云ふ(津輕口碑集)。

鯰 肥後阿蘇地方では、阿蘇神の使令は鯰であるとのことで、阿蘇人は鯰を食べない(阿蘇郡誌)。

白雉 越前大野郡平泉寺村にある白山へ、泰澄始めて登山した時途を失つた。然るに三足の白雉が來て導いた。白雉は白山神の仕者であつた(福井縣大野郡誌下編)。因に、神の使令はまだ此外に夥しいまで存してゐる。

て、如何にするも採録しきれぬので概略にした。茲に漏れたものは各條で補ふ。筆者も曩に『神使考』なる一篇を「風俗畫報」に連載したことがある。

【參考文獻】

古事類苑

神祇部雜載

本邦の動物崇拜

(南方 熊補)

南方 隨筆

カミノノルウマ

「神の乗る馬」 肥後阿蘇地方には白雲の上に、所謂久方の月毛の駒は神の駒かもと云ふ歌にあるやうに、御嶽の中に太神の召される馬が、昔から住んでゐると云ふけれども、常にははつきり見た者もなく、只峯の眞砂地に蹄の跡が残つてゐたり、又は雲霧の中にほのかに聲がしたなどと云ふばかりである。併し實見した人の談によると、月毛の駒であつて普通のとは形が違ひ、腹は東ねた様で、足は短く尾は一丈餘もあつて岩角に打はへた。朝日に映つて毛色が白くきら／＼と光つてゐたと(阿蘇の手ぶり)。

カミノヒ

「神の火」 肥前五嶋の福江では、正月七草の火は、城山神社の火を用ゐる事になつてゐる(橋浦泰雄談)。

按に、各地に多い民俗である。特に有名なのは京都祇園社の削掛の神事である。

カミノマウシゴ 「神の申し子」 「繼體紀」に天皇に御子が無いので、群臣神祇を敬祭して天皇の息を求むとあるから、神の申し子の信仰は古くから行はれた事が知られる。更に出典が記してないが、堀河天皇の妃が皇子なきを悲み、洛北の賀茂神社に祈請して、鳥羽天皇を儲けたとある(塵添埃囊抄卷四)。九重の雲上の事は寔に畏いが、茲に注意せねばならぬ事は、世の所謂英雄とか高僧とかの事歴に伴ふ怪奇の説話である。例へば間人皇后が金色比丘を呑んで法王聖德太子を懐胎したとか(水鏡卷三) 僧最澄の母が比叡の日吉神社に参籠し、靈夢を感得して受胎したとか(傳教大師傳)、又は誰でも知つてゐる豊臣秀吉の母が日輪を懐にする夢みて妊娠したとか、徳川家康は薬師十二神將の一將の化身で、手に是(日の下の人、即ち天下を握るの意)の字を握て生れたとか、更に極端な一例は、藤原鎌足の母は、夢に玉門から藤が生え出て日本國に蔓り花咲くと見て懐妊し産んだので、藤原氏が天下に榮えたとか云ふ説は(神明鏡卷上)、必ずしも神の申し子として論ずべき限りでない。何となれば英雄や高僧は、自から意圖し、又は後人が崇拜する餘り、往々人を欺

く程の道理をつけ、己れの出身を高尙にし出生を神聖ならしむる爲に、好んで斯かる奇蹟を捏造し亦は附會されるからである(以上、日本民俗志)。
磐餘齋栗宮御宇天皇(清寧)が、大伴室屋大連に勅して幣帛を大三輪神社に奉り、皇子が無い儀を祈禱し給ふた。時に神明宮能賣に憑つて、天皇慮ること勿れ、何ぞ天津日嗣を絶つに非ずやと曰ふたとある(大三輪神社鎮座次第)。
美濃可兒郡伏見村大字上惠上に子守神社がある。子無き者は此社に詣で、子を祈請するが、斯くの如くして産れた子は、男なれば宮吉、宮之助、女なればお宮など各れも宮を名に付ける事になつてゐて、俗に之を申し子と云つてゐる(郷土研究三ノ一一)。
奈良市の郊外に、世俗橋神さんと云ふ神社がある。此社に参詣して産れた小供に「橋」の字を冠すると、不思議に健全に育つと云ふので、よく子供の夭死する家では此字を命名する(民族と歴史五ノ六)。
淡路津名郡多賀村の官幣大社伊弉諾神社の境内に一大楠があり、其樹下に岩楠社(祭神蛭兒尊)がある。里人之を「楠木様」と稱してゐる。世に子無き者は此神に

祈願し、次で此楠木に接觸すれば不思議にも懐妊する。往昔は夫婦とも裸體となり、相擁して同樹を庇つたと云ふが、今では夜陰には境内に入れぬので祈願するだけである。斯くて儲けた子を楠木様の御兒と稱すが、淡路だけでも其數幾千に達してゐる(郷土光華號)。
土佐吾川郡弘岡上ノ村字西窪に、樹齡八九百年の大楠があり、其樹の下に子安地藏が安置してある。無嗣の者、難産の者、参詣すれば靈驗ありと云ふ。此楠に祈りて生れた子は、楠又は樟の字を命名する習で、其數已に數百人に及んでゐる(民族と歴史四ノ五)。

カミノミチ 「神の路」 常陸大洗地方では、十一月から正月に至るまで、嚴冬の時毎朝海氣が起つて、物の色も解らない。之を海煙と云ふ。然るに大洗神社の神殿から鹿島の浦をさして、廣さ三十間ばかりは海煙が無く、漁舟も明かに見る事が出来る。之は同社の神靈來往の道路であると傳へられる(三濱誌)。

カミノモノハチ 「神の物耻」 昔神功皇后が新羅を攻め給ふ時、船の楫取には誰にすべきかと住吉、高良、諏訪、三嶋等の諸神と評定せしに、安曇の磯良こそ海底に久しく住んで、海の案内者なれとて是を召されたと

ころ、其顔の醜き事を耻ぢて、淨衣の袖にて面を覆ふて参つたと云ふ。役の小角山神を集めて、葛城の嶺より金峯山まで石橋を渡す時、葛城の峯の一言主の神其形甚だ醜かつたので、晝の駈役を憚つて、夜を待て出て、小角の爲に呪縛されたと云ふ(塵添埃囊抄二二)。
更に「神ならばゆらゝさらゝと通りたまへ、如何なる神か物恥はする」と云ふ歌もある(梁塵秘抄)。

カミマツリノトツケン 「神祭の特權」 越後南蒲原郡本成寺村大字月岡には有名な道祖神がある。今から十五年六年前塚を田にすべく働いてゐた人夫が、十幾本かの石斧を堀當てた。村の某家に藏してあると云ふ。此村では年に一度山道普請を行ふ。各戸人夫を出すが、羅形を作つて供へる大工の家だけは、此賦役から免かれの特權を有してゐる(越後三條南郷談)。

カミムカヒ 「神迎」 陸前黒川郡では、二月八日には天地八百萬神が、出雲大社の大會議を決して、歸來する日に當ると云つて、團子を造つて神棚に供へる(人類學雜誌一二三號)。

カミヲヌム 「神を盗む」 自村で神體を造るより、他村のを盗んだ方が、靈驗があると云ふ俗信は、古くか

ら各地に存してゐた。そして之は經濟上の問題では無くして、信仰上の問題である事は云ふ迄もない。江戸期の淺草觀音の年ノ市で、大黒天の神像を盗むと閉運するとして、猖んに盗んだ事は其頃の隨筆類に散見してゐる。

上總八幡町の八幡社の神體は、遠方から盗んで來たと傳へてゐる。併し美作吉田郡林田村の大隅大明神では、上下二宮相接近してあり、神體の青石を二社の間に度々取合して居るうちに、終に紛失したと傳へるのは、此盜奪と云ふ事が本來は何か信仰上の儀式では無かつたかを思はしめる。佛像に就ても同種の話だが、京都鳥部山の阿彌陀堂、之は今山科の小堂に安置すと云ひ、尾張知多郡矢梨村法華寺の金剛力士は盗まれて勢州朝熊寺にあると云ふてゐる(郷土研究四ノ一一)。松本市地方には、古く道陸神盗みの流行した時代があつた。盗むのは文字を彫刻したのには、決して手を出さず、男女道行の像に限られてゐた。村の若者全部之を行ひ、遙々遠方から盗んで來て、自村に建て、平氣である。盗まれた方でもそれを後で知つてもかまはずに、他村より盗んで來て濟してゐる。若し決行の中途

に見つかれば捨置くのである。首尾よく盗み自村に持ち來たつたならば、何村のであるかと誇りとし吹聴して祝つたものである。今日でも何村の道陸神は、何村で拵へたのだと云ふやうな話が澤山残つてゐる(郷土研究四ノ三)。

丹波南桑田郡曾我部村の與能神社は、事代主命外三神を祀る郷社である。昔土地の村民が氏神様に御輿を造つて差上げたいと思つてゐたが、資金が無い爲めどうする事も出来ない。或人に與能部落に立派な御輿があると聞いて、早速大勢で盗んで來て此神社に奉獻し、同時に神社の名前も盗んでしまつて、與能神社と稱する事にした。其時杖を盗み忘れて來たので、元の與野神社では杖を御神體としてお祀りしてあると云ふ(口丹波口碑集)。

カミヲミルトシヌ 「神を見ると死ぬ」 信仰の推移は漸次に神人の間を隔離するやうになり、始めは親み敬ぶた神も、後には惧れて遠ざかる神となつてしまつた。神と人との關係が斯うまで疎情になつた過程に就ては多くの説明を要するも、それを茲に盡すことは出來ぬので省略するが、兎に角に神の正體が判然して來た反

對に、その神を合理的に解釋しようとして企てた人間のさかしらに負ふ所が少くない。此結果として神を見る者は死ぬと傳へて、人間の合理的の眼から這れたのが此俗信の起つた所以である。神を捉へる話は此さかしらの往どまりであり、闇暗祭と居籠祭とは神自身を救ふ發明であつた。

紀州岩出町の熱田神社。秋季の例祭は毎年八月三十日であるが、夜子ノ刻に祭儀を行ふ。神幸を見ると落命すると傳へてゐる(高橋博報告)。

出雲簸川郡遙堪村菱根地方では舊七月四日の晩はミネンゲサンと云つて、其夜出雲大社の神様達が、金の馬に乗つて味耜神社に向れるとて、深更に至れば決して外出しない習慣がある。若し途中で神様に出遇ふと、神威に觸れて罰を受け身體の自由を失ひ、且つ失明する事さへあると云ふ。昔菱根某家の老婆が傳説に逆らひ戸の節穴より覗き見て、直ちに失明したと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

隱岐知夫郡黒木村大字別府に、耳浦神社といふ小祠があり、春科二回デヤンナ祭といふ造酒の神事が行はれる。祭日區長の宅にて準備をし日暮ると神職の從者大

道に出て大聲にデンヤナヨロと三度繰返す。これ祭員が神事に通行する燈火を見るなどの警戒で、村人は戸を閉ぢ外出しない。古來此祭事を見ると禍事があると恐れてゐる。社に至つて醸造を終り區長の宅に歸るが、斯くて醸造した酒の出來不出來にて其年の豊凶を占ふのである(同上)。

對馬西泊村の能理刀神社、今は熊野權現と稱してゐる。俚傳に昔老夫婦があり比古神を船に乗せて隣濱に至り殿舎を造つて居たが、後に此地に移住した。然るに賊徒が東海から來て、將に岸に近づかうとするや山腹の三石が忽ち崩れて賊船を沈めてしまつた。其石は權現山の南に現存する。日出前に隣濱の老翁が紅袍を着て帽を具へ出遊するが、之を見る者は皆死ぬるとして里人は未明に出行するを禁じてゐる(津嶋紀事卷三)。

カムヌシノシユゼイ 「神主の收税」 岡山市小畑町の伊勢宮は、寶永の頃に此地に遷座したとある。國守代々崇敬深く、隨つて神職の待遇もよく、小畑町の敷地を以て、石高十石の社領とし、同町民の土地家屋の賣買、貸借等は凡て承認證を下附し、其賣買、貸借金高の、一割を納めたものであるが、藩籍奉還と同時に社

領地は没收された(岡山秘帖)。

カムヌシノヒミツ 「神主の秘密」 公的呪術師から發達し進化した神主(祠職の意)が、種々なる秘密を有してゐるのは當然で、或る時代には此秘密が信仰を維つて要素ともなつてゐたのである。

羽後南秋田郡典農村大字天王の牛頭天王社の、統人勤式の牛乗は素盞鳴命の眞似である。心願の者烏帽子直垂を着し、手に弓矢を持ち、酒部屋において裝束すると、正體夢中になると云ふ。牛に乗せ統人共介抱して行列する。酒部屋へ歸り沐浴して寝せると、翌日は本の如くなる(秋田絹節卷一)。

羽後新屋(アヲヤ)驛の日吉神社(古くは山王社と云ふ)は、國守代々の信仰も深い舊社である。此社の例祭は八月十五日に行はれるが、それには先づ神輿の前に杵一足を逆に供へ、此杵が一回りして正しくなるを合圖に神輿の渡御が始まる。今に『新屋の山王杵まかせ』と云ふてゐる(羽越線案内)。

下野上都賀郡清洲村の三峯神社(羽黒、月山、湯殿の三神を祭る)は、舊四月一日に例祭を執行する。此日氏子社殿に集り、酒を飲むが、其中必ず一人腰をぬか

す。それを藤の脊に乗せ家に歸る途中で腰が立つ。神秘的の行事として四方に聞えてゐる(下野新聞、大正一五、八、一四)。

天照大神と素盞鳴命との御仲を、復活せんとの使命を帯び、簸の川上で得給ひし叢雲劍を大神に奉り、使命を全うされし葦根命は、出雲日御崎社の檢校小野家の遠祖であるが、小野家では古來毎年除夜の夜天一山に於て、神劍奉天の神事を舉行し、國家の隆盛を祈る。此神事は小野檢校家累代の秘祭事で、何人も伺ふ事を得ぬ。祭事執行の際、檢校の風姿を窺ふ時は、即時に死すと傳はる。そして天一山は古來伐木登山を禁じ、又祭事の節は如何に甚雨大雪でも、檢校の衣冠は一點の霑濕を着せずと云ふ(鳥根縣口碑傳説集)。

紀州西牟婁郡三栖村大字上三栖の切岩神社。桑神市岐嶋姫命。昔は辨天様で毎月一日辨天様が米を洗ふとて此處より流るゝ水白濁せるを見し人が多し。今は合祀されて其事絶えた(三栖村郷土誌)。

【參考文獻】

神主の秘密 (中山 太郎) 民俗學五ノ二
カムロヘビ (禿蛇) 東京市小石川區小日向町上水道端

にある、氷川神社の山に禿蛇と云ふ怪物が昔から栖み容易には出ないけれど、時として行き合はした者は、彼の蛇を見れば三日の中に必ず死ぬと云はれてゐた。故に未明黄昏の頃に一人で登る者がない。安永年中死んだ者が二人程あつた(遊歴雜記二編下)。

カムロムラ 「禿村」 紀伊伊都郡學文路村は、應永の文書(高野山藏)に官省狩禿村としてあつた。村名の禿の義は少童の事であらうか。高野山の麓であるから、古は此地に男色を嗜む者があつたのであらうと云ふ(紀伊續風土記卷四五)。

カメオシヘユ 「龜教へ湯」 信州埴科郡戸倉村で、昔漁夫が千曲川で魚を釣つてゐて、一匹の龜が匍つて行くのを發見し、漁夫が其後を追つて行つた。すると龜は止つた。近づいて見ると、其あたり一體の土地に温みを感じた。彼が掘つて見ると湯が湧出したので、其處に旅館を建て、龜屋と名づけた。それが戸倉温泉の最初の開發者である(民俗學四ノ二)。

カメカミ 「龜神」 備前牛窓町を去る四町許りの處に、昔は堂を建て、あつたが、今は風雨に暴されて其跡方もない。往古或夜の丑滿頃に聞き慣ぬ鈴の音が聞える

ので、村人が出て見ると、大龜の死骸が腹を出して海邊に漂つてゐた。村人は、是は弘法大師が龜の背に乗つて諸國を行脚する内、龜が死去したので、大師のみ何處かへ行かれたのであらう。あの鈴の音は大師のに違ひないと、早速此龜を埋めた。之が今のお龜様である(岡山新報、大正七年六月)。

カメシロ 「龜城」 下野小山町の城は、京都の祇園社を勸請せる因縁で、城名を祇園城と稱し菩提寺を祇園山と號した。城は別に龜城とも稱したが、それは本丸の外濠が龜の甲形に穿たれてゐる爲である。今石崎氏別莊東南端の凹地が、其首部に當り、此處を龜の口と稱す。往昔は此口より常に雲霧立ち上り、敵をして遠く城を望むこと能はざらしめたと云ふ(下野新聞、大正七、八、一四)。

カメスウハイ 「龜崇拜」 淡路志筑町の海岸へ、毎年土用に甲の幅三尺餘の大龜が、一定の場所に來り産卵するを、町民は神として敬ふ。此龜の例年來る事は久しき以前よりにて、一定の場所へ毎年必ず十二例十二重百四十四箇を産む、約三ヶ月後に孵化する迄子供を近づけない。産卵後直ちに其周圍に注連を張り、神官を

して其發育を祈らしめる例である。孵化した龜は、母龜共に遠く海に出て去る。其時町民打寄り、鄭重な言葉を使い、神酒を飲ませ歸すを例とする（人類學雜誌第二九六號）。

カメタイフノシンジ 「龜太夫神事」 出雲の國幣大社熊野神社で、十月十五日に鑽火祭を行ふ。此日に出雲大社から宮司（國造）參向して、熊野の宮太夫が捧ぐる火切臼、火切杵を受取つて持歸へるのである。宮太夫は俗に龜太夫とも云ひ、七度半の使によつて漸く之を捧げて來ると云ふやうに、頗る我儘を振舞ふので、此地方では悪口を云ふ者を龜太夫と稱する程である。かくて大社の宮司の持て來た火切臼大の餅と交換に鑽火器を渡し式を終る。之を一に龜太夫の神事とも云ふ（民俗藝術二ノ五）。

カメツカ 「龜塚」 能登鹿島郡小田中村親王塚の附近の龜塚は、塚が龜の形をしてゐるので斯く云ふが、俚傳に昔此村の者觀音の御告げに依り、唐土に渡り國王の姫の婿となり、遂に國王に成つた後本國を思出し、觀音を念じ龜に乗り無事に歸る事が出來たので、死だ後に氏神と祭られ又其龜の爲に築かれた塚が、今の龜塚

だと云はれてゐる（郷土研究一ノ五）。

カメトライ 「龜と雷」 承平元年の夏に、貞崇法師が東寺の坊で讀經してゐると、大きな龜が出て來た。暫らくすると雷電して此龜が天に入り、次の日に火雷天神の形と現じた（古今著聞集卷二）。南方熊楠の談に、我國の俚諺に「龜に咬まれると、雷の鳴らぬうち離れぬ」と云ふのがある。龜と雷とは何か人間の知らぬ引ツかゝりがあるやも計られぬ。

カメノイバリ 「龜の尿」 龜の尿を墨に入れて書くときは、後の世迄消えないと云ふこと、本草並に草木子に見えてゐる。龜の尿を取るには、龜を塗つた折敷の上に置き、鏡を見せれば精汁を出す。弘法大師の入木道と云ふも此法であると云ふ。蒼耳の自然汁、大力子の汁をも用ふと云ふ説がある（三河雀卷四）。

カメノミヤ 「龜の宮」 若松市鳥居町に、伊舎須彌神社がある。一説に昔此地に一の龜があつて、其甲に八角があつた故に、宮をば八角と云ひ社を龜の宮と名づけたと云ふ。又康暦元年葦名直盛が當社を修理して、龜宮と稱したとも云ふ（新編會津風土記卷一八）。

カメヘビ 「龜蛇」 岡山市天神溪の少し下流にある後淵

に、金色の大龜が住んでゐた。長作と云ふ土地の若者が岩上に背を乾かしてゐる大龜を見つけ、獵銃で之を射撃した。大龜は翌朝背を返して死んだまゝ、浮んで居たので、長作は之を家に持歸らうとした途中、龜は恐ろしく大きな蛇と變つた。長作は其時甚しい發熱をして間もなく死んだ。其後長作の家には大蛇や恐ろしい毒などの魔物が絶えないと云ふ。（岡山新報、大正七年六月）。

カモ カモとは猪の寢床であつて、笹茅などを集めて粗末なものを作つた。此笹草は如何に生ひ茂つてゐる中であつても、決して一所では採取することなく、遠方から點々と持集めて來て、形跡を暗ますのである。草が萎めば常に新しいのを取りそへるのである。カモでは子を育てる故に、斯様に人に知られないやうに骨を折る（後狩詞記）。按に、賀茂の地名は之に縁があるのではあるまいか。

カモジカケチザウ 「懸掛地藏」 京都六波羅寺に懸掛地藏と云ふがある。京師の商人の母を送葬したところ、棺に入れた髪が地藏の肩にかゝり居りしより、此名起ると云ふ（山州名跡志卷三）。

カモン 「家紋」 我國の家紋の起原は、古代に於ける族靈（Totem）の記號に由來するものと考へる。公郷の車の紋に起るとか、武家の陣幕の標に始まると云ふ説は後人からの附會である。

稱徳朝の神護慶雲二年六月二十一日、春日神は白鹿に乗り神の枝を鞭として、常陸から大和三笠山に遷幸した。其時中臣鹿嶋連宗則、時風、秀行の三人（大宮司の遠祖）が、鶴に乗つて供奉した（今に宮司家の紋に鶴を用ひるのは之による）。後に宗則は鹿嶋に歸り、他の二人は奈良に留まる。今の辰市、大東の家であると云ふ（鹿嶋志卷上）。

東京雜司ヶ谷高田の御嶽は、日本四十二所の御嶽大明神であつて、王子の權現と共に來たものである。此神體を熊野から將來した時鷲に乗つて來たといふ。子孫は鷲の羽三枚を紋とする（高田雲雀拾遺）。

石川有光が源義家の代官として磐城へ下向し、都々古別神社に參籠して靈夢を受け、そこで輪の内に根松と舞鶴とを加へ石川家の定紋とした。更に石川光行は頼朝が下向の際に、無紋の旗をたて、迎へた處、頼朝は無紋はよくないといつて鷹の羽の中一筋、黒羽剃矢二

筋を賜り、矢羽引兩を旗の紋とした(石川郡誌)。
尾州知多郡緒川村に澤瀉井があり、傍に蠟賣地藏と云ふのがある。水野左近の母が、子の無いのを悲しんで此地蔵に祈り、井の水を汲んで地藏に手向けた處、井中に澤瀉が一莖俄に生じ、其葉の上に錢一文乗つてゐた。そこで錢と葉とを持歸つた處が、懐妊して左近を生んだ。之が水野氏の先祖である。故に家紋に之を用ゐる(尾張志)。

佐竹屋敷は鎌倉名越道の北、妙本寺の東の山に、五本骨扇の如如山の疇があるが、之は佐竹氏の舊宅地である。東鑑に文治五年七月、頼朝が奥州下向の折、宇都宮で佐竹秀義を引見し、其時無紋の白旗を見て之を紋とせよとて、月を出す扇を下された。佐竹の屋敷は此扇に似せて作つたものであらうか(新編鎌倉志七編)。
熊谷直實の家紋は寓生(ホヤ)鳩と云ふ。多深くなると田舎の覆、又は椎などの高い枝に飛び来るものがあり其形を里民はホヤと唱ふ。其寓生に鳩が巢をかけるのである。此形をとつて熊谷の家紋とする。安藝熊谷、鹽津熊谷、三河宇理熊谷、武藏本國、根岸等の本紋である(關秘録卷二)。

中川氏の家紋樹崩し、又クルスとも云ふ。祖先清兵衛は此宗なりしより、彼の崇奉せる十字聖架であらう。又松平冠山(因幡鳥取の支侯)の云はく、吾家の祇園守りは天王より拜領せしと云ふも、恐らくは十字ならん。天王は天主なりしやも計り難しと。薩摩樹紋も同じく十字と思ふ(甲子夜話卷二)。
家紋の同じ事は同族を意味してゐるので、武家時代には家紋を中心として結衆した例が、清家系圖の建武四年十一月小島入道の置文に見え(史學雜誌三七ノ一〇所引)、更に享祿三年中に豊後の武士が家紋を中心として、『同紋ノ衆』と『異紋ノ衆』と結衆した事がある(山香郷土史)。

【参考文献】

家紋の由來 生田目 經徳
日本紋章學 沼田 頼輔

カヤ(蚊帳) 「應神紀」四十一年二月の條に、蚊屋衣縫の記事が載せてあるが、果して此頃から蚊帳が有つたか否か詳かでない。若し有つたとしても、専ら貴族間のみ用ゐられ、庶民級には及ばなかつたに違ひない。元來、蚊帳は支那から輸入されたもので、平安朝

頃から一般に行き渡つたものらしい。
東京市民は、蚊帳を吊初めるに二日(フツカ)三日(ミツカ)と下のカの音のつく日を擇み、十一日とか十五日と云ふ日を嫌つてゐる。
武州熊谷町附近の農村では昔は蚊帳を吊初めた夜は、其蚊帳の中で夫婦同衾するのを祝儀とする聞いた事がある(植木直一郎談)。按に、斯うした民俗は古くは各地に行はれたものと見え、大近松の「五十年忌歌念佛」の一節にも「人の來ぬ間にあの蚊帳の、開眼をせまいかと、怖々ふるふ春風も、人目を忍ぶ緞子の蚊帳蚊帳はお夏に縁深く、神の結ぶの釣手かと、戯れ交はず手枕も、心せはしき契りなり」と、あるのでも知られる。
肥前川上郷では蚊帳を縫つてゐるうちに、雷鳴があると不吉だと云ひ、近所の者が手傳ひに来て一日の中に縫ひあげる。出来上るとコウバン(炒麥粉)を出して、先づ四天王(蚊帳の四隅の赤い三角の布)に供へ、手傳の者と一語に、新調の蚊帳の中で食べる(郷土研究四ノ九)。

天草島一町田村では、蚊帳は一日で縫上げねば凶事が

あると云ふ。今は廢れたが昔は自分の家々で縫ひ、縫上げると座敷に吊つて其中にて酒盛りをやる。そして『お前百まで、わしや九十九まで、共に白髪が生えるまで』と唄つた(天草島民俗誌)。
足利市外の農村では、九月(陰曆)蚊帳を吊るもので無いと云ひ、此月になると蚊帳を藏ふ。但し其理由に就ては何事も聽いてゐぬ。

出雲の農村の夏祭に和靈祭と云ふがある。此夜に蚊帳の中へ入らぬ者には、如何なる願でも叶へてやるとの事で、若い男女は盛んに夜明しをする。それは和靈と云ふ人が、鳥目の上に蚊帳の中にあつた所を、敵の爲めに殺されたからである(郷土研究三ノ四)。

播磨揖保郡室津村に、花漆と云ふ美女あり室君と呼ばれて、本朝傾城の權輿と傳へてゐる。昔唐船この津に船掛りの時、唐人より室君へ四寸四方の箱の内に、八疊ヅリの蚊帳を入れて贈つた。室君奇なりとし之を禁闕へ捧げ、其褒美に黄金千兩拜領した。其金で菩提の爲に室津中に五ヶ寺を草創し、今に五箇の精舎と云ふ(沿線誌集成)。

岡山舊池田藩の中家老池田勘解由が、或日城中から歸

宅すると、其日に限つて愛妾の出迎へがない。池田はいぶかりながら奥の間に通らんとすると、一と間に蚊帳を吊つて、其内に端坐し無口のまま、兩の手をついてゐた。池田は「余の歸りを知つて此仕儀、禮を知らぬも程があるぞ」と鋭い詰問をしたが依然として答へがない。池田は「増長するにも程がある」と短慮にも蚊帳の上から一刀を浴せた。怨を呑んで死んだ愛妾の靈魂は迷ひ、其蚊帳を吊ると髪ふり亂した女の怨靈が現れると云ふ(岡山秘帖)。

備前邑久郡の桂山麓の村では、舊七月二十六日の氏神祭の夜、村内の老若男女、各自變裝して踊り明かす。之を蚊帳無し踊と云ふ。傳に來客の爲に蚊帳を奪はれたので、止むなく踊つたと云ふが、實は性解放の祭であつたらしい(汎岡山五ノ八)。

紀州田邊町では舊四月八日に、誕生佛に澆く甘茶で墨を摺り「昔より卯月八日は吉日よ、神さげ虫を成敗ぞする」と書いた紙片を、柱に逆さまに貼れば長虫が家に入らぬと云ふ。又此夜から蚊帳を釣始める。件の歌を書いた紙片を其釣手に結びつけると、悪虫が寢所に入らぬと云ふ(郷土研究一ノ八)。

讃岐香川郡一宮村田村神社。五月八日に蚊帳垂の神事がある。此日から氏子一般に蚊帳を吊り始める。そして十月八日には蚊帳揚の神事がある。氏子の家々でも、此日から蚊帳を撤する。若し此神事に前後して蚊帳を吊る場合は、神威を畏れて其一方の隅を掲げない風習がある(民俗藝術三ノ七)。

對馬の小値嶋は海嶋であるが蚊が多い。元來蚊は鹽氣を嫌ふと云ふに、此處だけは格別と見える。然も土地風として毎年蚊帳は四月八日から吊り始め、それ以前は幾ら蚊が出ても忍んでゐる(甲子夜話卷一〇)。

昔は蚊帳の吊手に鴈の形を付けたものである。之に就て異説あるも、元は蚊帳に鶴龜などの模様を染めた事があるので、之を誤り鴈を染めたのが、後に吊手に移つたのであらう(嬉遊笑覽其他)。

カヤカウトカハラカウ 「萱講と瓦講」 阿波新野町では七八軒乃至十軒の組合を作り、毎年一二戸づゝ屋根の葺替をする。其當番の家へは、組合員から萱を刈つて供給する。其作業に當るは組合員で、當家は賄方をするだけである。新築の時も同様である。又之と同じく瓦講として一定の金額を支出し、瓦を講入する土俗、あ

る(新野町史)。

カヤノタタリ 「萱の祟」 越中礪波郡福岡芹谷野の新村に謙信塚と云ふがある。此古墳に茂れる萱薄を刈取る者は必ず横死し、又馬も之を食へば必ず死すと云ふ(越中舊事記)。

カヤノホ 「茅の穂」 紀伊東牟婁郡大島村大字大島にある浦ノ權現島は、熊野權現が此島に降り給ひ、夫から新宮へ鎮座し給つたと傳へられる。古から今に至るまで毎年新宮祭禮の九月十五日に、此島の茅の穂一本魚三掛、外に魚七十五尾を權現に奉獻するのを例としてゐる(紀伊續風土記卷七七)。

カヤハシ 「萱著」 陸中上閉伊郡上郷村大字細越の機屋の縫は、織師の名手である。或日自宅の娘が機を織りながら、笑つたり悦んだりして居るので、附近を見ると戸外の樹に赤い小蛇が居る。それを鐵炮で打ち殺し前の川に乗ると、其年に其川から名の知れぬ小魚が生れた。縫はそれを取り呪文を稱へながら萱の箸で掻き廻はすと、魚は悉く小蛇となつた。縫は此外にも大蛇を殺して手柄をした事がある(佐々木喜善報告)。

岩代河沼郡尾野本村萱本に、龍岳山龍藏寺がある。縁

起に大寶三年一字を建て入佛供養を行ふ。其時村人團子を造り、山にある萱を箸となし膳に供す。然るに其夜村中の者薬師の靈夢により、萱折つて箸としたが、之れ火防守護なりとて爾來萱本村と改めた。(河沼郡案内)。

源頼朝流人の時、眞田余一義忠を從へ遊獵に托して、三浦黨を訪へる途中、久野谷(衣笠村?)の民家に憩へるに、賤女は粟飯を炊き、新芽を折て箸に代へ頼朝主從に薦めしに、頼朝は源家の吉瑞なりとて悦んだ。里人は記念として新箸宮(明治七年他に合祀)を建てた。(三浦大介舊蹟考)。

越後では、毎年七月二十七日の朝は、各戸とも青萱の穂を採り來り箸に切り、之を青箸と名け朝飯を食ふ。其由來は永祿七年八月八日川中嶋にて、上杉武田兩軍の代表勇士角力する時、謙信は上下諏訪明神に祈り、此角力に勝たば國內に諏訪の神靈を一萬ヶ所勸請し、且つ記念として大祭日たる七月二十七日の朝飯は、領民一同と共に永く青萱(諏訪神は青萱を愛す)の箸に以て喫すべしと誓つた。果して上杉方の勇士勝を獲た。之其起原なりと云ふ(温故ノ栗第二〇編)。

備中浅口郡では正月十五日に、赤小豆粥を作り、之を神前に供して祝ふ。又粥を食ふに茅の莖の箸を用ひ、終て之を庭上に立つる風習がある(同郡誌)。

阿波三好郡の農村では、正月三日のうちは、箸は萱又は齒朶にて作つて用ゐたが、現今は松にて作れる物を用ふるのである(山城谷村史)。

【参考文献】

著 話 (中山 太郎) 日本民俗學論考

カユウラ (粥占) 筑前早良郡金武村飯盛山の東麓の郷社飯盛神社は、冊尊、玉依姫、應神の三柱を祭る。二月朔日の祭典は「御粥だめし」と稱し、二箇の匏貝に盛れる粥の乾濕、毛付の模様により年の豊凶を占ふのであつて、其粥は正月十四日夕刻に盛るのである(同郡志)。越後三嶋郡嶋崎村山田神社では、毎年正月十四日の夜粥占の神事を行ふ(温故ノ栗第四篇)。筒粥を参照せよ。

カユツエ (粥杖) 粥杖の原始形が、木製の玄根であつた事は、各地に存する粥杖からも還元されるし、且つ其行事の目的からも推知される。記録に現はれた始は平安朝の女流が記した物語であるが、恐らく事實は迥

に古代から在つたに違ひない。そして此粥杖は土地により名稱を異にし、ほいたけ棒、尻ばり棒、孕み待ち棒など此外にもあるので、茲に漏れたものは其條で補ふとした

秋田にてはホタキ棒は、柳を三尺許りに白く削り、其先を削り掛けの様に削りて赤く染む。自然男根の形にも似通ふてゐる。爆竹の時のもの故に火焼棒なりと云ひ、又若き女の子あらん事を祝ひぬるものなれば、子抱棒なりとも云ふ。古い粥杖の赴きがある(秋田風俗問答)。

陸中江刺郡邊では、昔は小正月の夜、子無き人は小豆粥を煮て、草木の枝にて掻き廻し、嫁に向つて「産(ナ)すか産さぬか、産さざら打つぞ」と髻部を叩けば、嫁は「産します、産します」と云ふ事を行つたが、今は此事全く廢れてしまつた(同郡志)。按に、果樹賣の原始形態であつて、此行事から果樹を責める「年きり」に移行したものと思ふ。

甲府市にては、正月十四日に御粥かき棒を作り、十五日朝のお粥の中へ棒の先きを差入れ、粥の着きたるを小糠にまぶらせ、二本を結びて歳神の棚へ上げ置き、

又大黒柱へ藪玉と結び付け、或は白の上に置き、苗代の頃取り出して、田の水口へ土を小高く盛り上げ、水の入口に面して立て、草花を挿し白米を供へる(人類學雜誌二〇六號)。

越前にては正月十五日の朝、粥杖にて石女の腰を打つ此事古き習俗にて、清少納言の枕草子にも見ゆ。越前では此事が殊に甚しいと「年中故事要言」に見えてゐるが、今では全く無くなつてしまつた(越前國名蹟考卷五)。

長門國厚狹郡吉田村の今浦御開作は、正月十三日晝後より十五日の朝迄祝木と云ふて、童男の戯に藪裏に橙を包み、凡そ十歳位より十八九歳の女(眉毛のある女の尻を打つ、眉毛の拂つてある女は構はない)の尻を打つ事は、赤馬關から移つて來た例で、古くよりなし來つた事である。此祝木と云ふ物で、女の尻を打つと良い子が持てると云ふ呪である、古老が申し傳へてゐる(長門國風土記九)。

土佐幡多郡奥内村に旅行せしに、正月十五日床に太鼓の撥と覺しき物二本並べてある。主人に聞けば、今朝粥の膳に載せて床柱より打初め、朝寢したる者は額を

も打つと云ふ。香類物も實のならぬ木は、今朝此木にて打つと云ふ。之即ち粥杖である。木の長さ一尺九五寸位、松飾の幸木で作ると云ふ(人類學雜誌六三號)。阿波勝浦郡小松嶋村にては、正月十五日餅の節句と稱して、町家を區域として終日男兒の戯れをする。男兒にて娘の通行する者を見れば棒を以て尻を撲つ。但し眉なき女は叩かない(同郡志)。

【参考文献】

粥 杖 (山東 京傳) 骨 董 集

カユツリ (粥釣) 土佐は正月十四日を若餅と稱へ、親族初め隣家二三軒取遣りする。十五日夜は粥釣と稱へ若年の者共頬冠りを初め風呂敷等冠り、其餘異形の張拔面にて顔隠し、或は婦人の衣類等着し、家々へ立入り餅等を乞受ける(土佐史壇一五號)。

カユマキ (粥蒔) 陸奥上北郡折茂村にては、二月九日「やさら」と稱し、晩景に至りて白粥を煮て、大なる椀に盛り、出入口より戸口々々に箸もて振り付け、家邊を一週する(人類學雜誌四〇號)。

カヨセハチマン (蚊寄八幡) 能登羽咋郡一ノ宮村の向

の山にある蚊寄せ八幡は、日乗上人が此地の蚊を封じて、悉く此八幡に寄せてから此名がある(館州名跡誌 卷一)。

カヨフミツ (通ふ水) 越後國中頸城郡青柳村の青柳池の底と、高田市寺町の善導寺の井戸の底とは、水脈が通じてゐるといふ。平日は井の水は涸れて一滴も無いが、陰曆八月十五日になると、晝から夜にかけて清水を湛える。之は青柳池の主の靈蛇が、善導寺へ參詣に来る爲であると傳ふ(傳説の越後と佐渡)。

カラカサゴンゲン (傘権現) 飛彈吉城郡上賣村大字下佐谷に、笠ヶ岳がある。絶頂に傘岳権現がある。本地は薬師如来である(飛彈遺乗合府)。按に、陽根を祀りし性神なるべし。

カラカサチザウ (傘地藏) 甲斐中巨摩郡下高砂村に傘地藏がある。安産の守護佛として祈願者が多い。且此村には難産が無いと云ふ。此地地藏尊の胎内に長さ一尺八寸、太さ一尺二寸程の石棒が安置してある。其形が恰も傘をつぼめたやうである(甲斐の落葉)。按に、石棒を陽根とした性器崇拜である。(傘権現を参照)。

カラカサレンバンジャウ (傘連判状) 元は武家が攻守

が幾つもある。小學校の先生が頼まれて生徒に催眠術を掛けて見たところ、カラが海底の藻にからまつて、魚にさいなまるゝ光景をまざゝと語つたともある。(漁村語彙)。

カラサン 又カリサン、カルサン、山袴、タツツク、フンゴミ其他名稱は種々あるが、土地によつて用法も一定せず、製作には色々變化がある。たゞ此外來語(中山口。金澤庄三郎辭林には、ポルトガル語 Cacao とある)は、今日では既に國の南北端、及び中央部に行渡つてゐる。例へば秋田土佐甲斐等の山村には、共にカラサン又はカルサンと云ふ名が知られてゐる(山村語彙)。

カラス (鳥) 古くから靈鳥として崇拜されてゐて、今に鳥鳴きの善惡とか、鳥が死者を豫知するとか、此外に種々なる俗信が伴ふてゐる。そして我國で鳥を斯くまで崇拜するのは、北方民族のそれと共通した點があるやに考へる。詳しい事に關しては、参考文献に就て知られたい。

鳥鳴の吉凶 神武紀に「皇師大に擧りて、將に磯城彦を攻めんとし(中略)、頭八咫鳥を遣して召す。時に鳥

同盟を結ぶとき、家格の上下とか勢力の多寡とかを云つて、順次に加盟の姓名を記し連判すると、中には不服を唱へ異議を挟む者があるので、次第不同と云ふ意味で傘を擴げて軸を中心に骨なりに圓く姓名を書く事が行はれた。「白河舊事考」に其例證が載せてある。然るに江戸期に入ると各地に起つた農民騒動は、常に



主唱者である頭立つた者から筆順に連判状に記名するので、いつも主唱者が重刑に處せらるゝ所から誰が主唱者であつて誰が附隨者であるか判明せぬやうに、武家の間に行はれた傘連判状の故智を學んだのである。西鶴の「新可笑記」卷二にも、此事が載せてある。

カラサガシ 津輕地方に於て漁船難破の際、漁夫の生死を知るのは事實に於て容易ではないが、盲巫女や八卦置きを頼んで消息を問ひ、それに依つて既にカラになつて居ることを知ると、假のダミ即ち葬式を營む。煙草入れは持つて出て居るから、通例は死人のして居た枕を棺に入れる。鯉ヶ澤の寺には枕を埋めたままの墓

其營に到りて鳴て曰く、天神の子汝を召す、イサワイサワ。兄磯城怒りて曰く、天壓神の至りますと聞きて吾が憤憤みつゝある時、奈何にして鳥のかく悪しく鳴くやと云ひて、乃ち弓を彎きて射る。鳥即ち避去りぬ次に弟磯城の宅に到りて鳴て曰く、天神の子汝を召すイサワイサワ。時に弟磯城慄然改容曰く、臣、天壓神至りますと聞りて、且夕に畏懼まる。善きかも鳥、汝が鳴之若此者歟と云ひて、即ち葉盤八枚を作して、食を盛りて饗ふ云々ともある(岩波文庫本)。



鳥喰の神事 尾州熱田神宮。二月初未日に御田神社の供御と、鳥喰の神事とを行ふ。俗に之を鳥祭と云ふてゐる。此式は大宮祭文殿の前に、祝座長外に一人が平餅をもて鳥を呼ぶ。此餅を鳥の喰はぬうちには御田社の神事を始めぬ。之によつて七日以前から御饗所で、

鳥を餌飼してゐる(東海道名所圖會卷三)。同國丹羽郡二宮村の大縣神社。二月八日を天王祭と云ひ、社前に松を植え魚鳥等の神饌を供へて式を行ひ、それが終ると鳥を呼んで食はせる俗に鳥食神事と云つてゐる(尾張志)。

安藝嚴嶋彌山に神鴉一雙棲む。嶋巡の祭儀に養父崎にて波上の桑盛(シドキ)をあぐる。是を御鳥喰とて第一の塔とする。神鴉は古より雌雄一雙にて(山内鳥多し然れども他の鳥は邊りにも近かつかぬ)年々三月の末より雌は巢を作り子を育てる故に、四五月の鳥喰には雄のみである。六七月に至て子鳥を誘ひ、八九月の頃は親子二雙に供御をあぐる。九月廿八日大頭社の祭すめば、親鳥一雙即日行方不明となると云ふ(藝藩通志卷一七)。同國高宮郡中峰村友廣に八幡宮がある。村内田の中に小林あり、同社祭日供物を此地に置けば、神鳥一雙來つて之を喰ふて、他の諸鳥は啄まづと云ふ。俗に鳥喰の森と云はれてゐる(藝藩通志卷七二)。周防大嶋郡屋代村では、二月廿七日の未明に潔齋した若い者が「おとぐひ」といふ餅を志度神社に供へる。七日目に紋章のある神鳥が來て餅をついばむ。昨年も

一昨年もさうだったが、今年は七日たつても十四日たつても神鳥が來ぬので大心配との事である(都新聞、大正一三、三、一三)。

日向にては、二月毎家神祭とて酒を造り、小豆の御供をする。社人來りて祓する中に、鳥來り御供をはさみ行けば祭禮終れりとし、頓に親族郷友を馳走する。鳥の若し御供を食はざれば幾度も火を改め、炊きかへて供へると云ふ(笈埃隨筆卷六)。薩摩日置郡谷口村に地藏堂あり、賢雄黨とも云ふ。天文年中同郷莊最寺第八世住職賢雄宛を以て此地に殺され、其怨靈祟りをなすを以て、地藏と崇め此地に祀つた。其靈に供ふる饌は畜類でも食へば忽ち死す。故に庭前常に一柱の高盤を置き、餘饌を其上に棄れば、則ち慈鳥一雙翔り來て啄み去る。當初より今に至りて同じである。里俗賢雄慈鳥と呼んでゐる(三國名所圖繪卷八)。陸奥上北郡米田村にては、正月七日朝飯前に、鳥を呼び集め焼餅を與へる。此時トウシナワを持ち行きて捨て、別に枯柴を折り取りて薪に交へて焼き、そして七草の小豆粥を炊いて食ふ(人類學雜誌四〇)。同國三戸

郡米代川扇田町附近では、今は行ふ人は少くないが、笹館といふところにボツボの餅といふ事がある。正月に別に十二の餅を作り、七日、十一日、廿日に家の男子一人に粟製のぼつぼから、一本づつを作り、朝早く戸外へ出て其ぼつぼからの乳に餅を缺いてつけ、其餘分をちぎつて、高く投げ上げて、ボーボーと云つて鳥を呼ぶ。家に穢れがあるときは、鳥が近づかないと信じてゐる。(民俗學四ノ二)。

陸中遠野町邊では、正月十五日夕刻に、子供等は餅に餅を少さく切りたるのを入れて持ち「鳥來ふ、小豆餅けから(やるから)來ふ來」と呼ぶと、何所からか鳥の群れが不思議に飛んで來る(人類學雜誌二九ノ一)。常陸の茨城鹿嶋行方各郡地方では、正月四日拂曉農家は戸毎に各出畑にて、其年の吉方に當れる場所へ幣と餅とを携へ行き、畦畔又は畝上に幣を立て、餅は白紙を敷きて其上に並べ、數歩を退きて大聲に鳥々と連呼すれば、鳥は四方より飛び來りて、餅を咬へ去るを以て式を終る。若し鳥來らざるときは不吉とし、場所を變へて呼び其餅を食ふまで續ける。此行事は戸主又は之に次ぐべき男子が勧める(風俗畫報三八號)。

下野芳賀郡中村にては、正月十一日に銀入とて、農家は早朝白米魚類餅の三品を白紙に包みたるものと、門松の枝及び餅を携へて畑及び水田に至り、長さ四尺位の畦三筋を鋤き、其中間に伴の松の枝を樹て、下には彼の三品を早稻、中稻、晚稻の三種に擬して三ヶ所に置き、大聲にて鳥々と三四十回も呼ぶと、何處よりか二羽の鳥來て之を食ふ。農夫物影にありて之を注視し最先に食べしもの白米なれば五穀豐穰の年とする(風俗畫報二二四號)。

遠江積志村では、正月十一日の朝は田打初である。又銀初とも云ふ。苗代田に出て家の男子の數だけ三壠を積み、小さい丘形を作つて早、中、晚の三種の籾を供へる。鳥が來て其何れを先に啄むかによつて、品種の選定をするのだと云つて居る家もある。壤には松竹梅を立て、松に輪注連を懸け、洗米又は錢を獻げて豐穰を祈るのである(遠江積志村民俗誌)。鳥の神詣 信濃更級郡八幡村の八幡宮へ、信濃國中の鳥が年に一度參詣に集り、年中の息災を祈ると云はれてゐる。(日本傳説叢書信濃の卷)。鳥に扮する祭 攝津芦屋村に鳥塚と云ふあり、此塚に

毎年の正月、村の子供等は芦屋川上流の水車納屋に至り「山の神のさいてぼろ」と唱ふれば、納屋よりは粉米を盛りて子供に與へる。斯くて正月四日の朝になれば、集め来る所の粉米にて團子を作り、味噌汁にて雑煮とする。其煮たる團子を引き上げ置き、熱の冷める頃子供等は赤裸々となり、鳥の身振りで三度塚の周圍を繞り、後餅を塚の前に供へる。又別に白餅を笹に盛りて持ち行く子供あり。其笹餅を咬へ前の如く鳥の身振りにて一同雑煮を食する。俗傳に一年の豊作を祈る儀式なりと云ふ(人類學雜誌二五八號)。

【參考文獻】

牛王の名義と鳥の俗信(南方 熊楠)南方 隨筆 日本民族源流考 (中山 太郎) 日本民俗學風俗篇

カリアゲ (刈上) 陸前登米郡地方にては、十月一日は刈り上げの朔日と稱し、稻一把を箕に入れ、餅を供へて田の神を祭る(同郡史卷上)。岩代耶麻郡地方では、九月末に至つて餅を搗き田の神を祝ひ、田植の節手傳をした者共に振舞ふ。之を刈上げ餅と云ふ(同郡誌)。陸前名取郡秋保村地方では、十月一日お刈り上げと云つて、稻は刈り上がつて、畑のものを總べて收穫を終

神様の使で、夜其餅を背負つて行くのだと傳ふ(農村語彙)。

カリウドノイミ (狩人の忌) 徳島市佐古町の狩人某が佐古東三谷の蛇谷の主なる大蛇を退治する時、一週間も奥山へ籠つてノタマと云ふ事をした。これは一種の物忌である(阿州奇事雜話)。

カリカケ (刈掛) 信州北安曇郡にては、二百十日の風祭の日に、稻刈始の式行ふ。此日刈りかけをして、十二筋を今日様へ、又氏神様、道陸神様、田の神様へ、各三筋づゝ稻を上げる(同郡郷土誌稿卷三)。此式を舊八月十五日に行ふ處もある。何れも一般の收穫日よりはずつと早い(以上、農村語彙)。

カリガシラ (狩頭) 越後岩船郡三面村には、アイヌ式の丸木舟があり、石風呂もある。白杵もアイヌ式である。冬は毛皮を着るが、手胴足共に獸の皮が定まつて居る。狩獵は、部落共同でやるが其を「おなが」と云ふ。お仲間の略たと云ふて居る。老人の狩頭があり、總て指揮は之がする。村を出る時と狩場に着いた時には、齋戒沐浴する。屋根替、造作、川狩等も「おなが」でやつたものである(橋浦泰雄談)。

り、野良に小屋を作つて十五六の男女が米味噌と鍋とを持つて、小屋に行き別生活をする。昔は五人組の家から小屋一づゝ建てたから、數戸の小屋が出来た(民俗學卷三)。

常陸の農村に刈上と云ふ神事が、十月十日に行はれる餅など搗き之は毎年の事である。稻穀成就の悦びなるべし。吉田社の古代の神事に、收納神事と云ふがある之をマトヒ(收納の訓)の神事と云ふ。即ち刈上の事である(新編常陸國誌卷二二)。

尾張東春日井郡の農家、稻刈を終れば内祝をする、之を刈り寄せと云ふ。日並は一定してゐぬ(同郡誌)。

カリアゲノセツク (刈上節句) 秋田にては舊九月三度の九日の内、二十九日の事を刈揚節供と稱し、餅を搗いて祝した(風俗問答)。東北でも關東にても又九州にも、九月の節供は上旬の九日に限らず、農作の都合により三度ともに祝し、共に之を御九日と呼んで居る(以上、農村語彙)。

カリアゲモチ (刈上餅) 磐城石川郡にては、舊十月十日に刈揚げの餅を搗く。同石城郡にては其前夜、神棚に藥座を拵へて、重ねの餅を田の神に供へる。蛙は田

カリタジンジャ (加里田神社) 信州上水内郡若槻村三登山麓の郷社加里田八幡宮。「吾妻鏡」壽永三年二月の條に、信濃國東條庄狩田郷とあるのは、此處なりと云ふが再考の餘地がある。一説には筑前怡土郡深江村なる鎮懐石のある加里田の轉稱と云ふが、之も遽に信用する譯には往かぬ。社記は寶曆三年に焼失したので往古の事は判然せぬが、御神躰は神功皇后の用ゐ給ひし鎮懐石だと云ふてゐる。併し事實は陽石崇拜であつて、性的神として其名遠近に知られてゐる(郷土趣味二二號)。

カリナホシマツリ (狩直祭) 狩獵の前後の儀式には、各地ともに珍しい慣習が伴つてゐる。山狩の後で山ノ神を祀る祭を弘く狩直し祭と云ふ。ナホシは機嫌を直すの意で、物の命を絶つても災をせぬやうにとの趣意であるらしい。佛教と獨立した餘程古い思想らしい。「人類學雜誌」百十一號の秩父紀行浦山村の條に、獵師熊鹿などを捕りし時には、其獸の生肝を取出して山ノ神ニ供へ、スハノモン、マイコノモンと唱へるとある。スハは諏訪である事は次の話でもわかるが、マイコはメイゴで無いか。何の事か知らぬが、日向の椎葉

山でも、熊の紐解の秘傳として、ナムメイゴノモンと
三度唱へる。此山村でも、獲物の心臓を山ノ神に供へ
る。又矢開き祭の祭文中に「グウグセヒノ物助クルト
イヘド助カラズ、人ニ食シテ佛果ニ至レ」と云ふ語が
ある。「竹抓子」と題する江戸人の隨筆に、信州諏訪
神と野州宇都宮神とは、祭に鳥獸を供へる。諏訪では
三月中ノ酉の日の大祭に、鹿の頭三十五(?)を俎の上
に並べて神前に供へ、別に鹿の肉を料理して社人も食
す。他人も神官より箸を受けて食へば穢は無い。又鹿を
食ふ者に與へる札がある。業盡有情、雖放不生、故宿
人中、同證佛果とある。諏訪神の信仰は九州でも、天
草又は薩摩まで及んでゐるから、椎葉山の祭文も之か
ら出たものである(郷土研究一ノ二)。

カリノギシキ (狩の儀式) 狩山に登らうとする時は、
先づ山津見の神を祭る等の事がある。用害記に人を揃
へる所をアツマリと云ふ。此所にて山申シとて色々の
事がある。一番に柴を刈り射手達へ一つづゝ參る。そ
れにて身を祓ふのである。二番に白米を紙に包み持廻
り少しづゝ戴き食ふ。之を手マクと云ふ。山神へ參ら
せ申す事がある。三番にシトキを山神へ供へ、少しは

射手へも參る(好古類纂二ノ九)。

カルカヤデンセツ (刈萱傳説) 多少の史實があつたか
知らぬが、所詮は巫女か盲僧の唱口文學であつて、世
に傳ふる刈萱の事蹟は、傳説として取扱ふべきもので
ある。

刈萱の關址 筑前筑紫郡水城村大字通古賀の境内、太
宰府へ往來の道の西側に刈萱の關址がある。世に天智
朝に置かれた關と云ふ。往古筑前の刈萱何某と云ふ者
高野山に入て僧となり、其妻子尋ね往きしこと世俗に
言傳へて俗語にも作り唄ふ。刈萱は此地の人なるか。
「新古今集」に菅家の歌とて「刈萱の關守にのみ見え
つるは、人も許さぬ道べなりけり」とある(筑前續風
土記卷九)。

高野の刈萱 紀州高野山の西谷成佛院中興圖鹿は阿闍

梨は、保元元年八月に入寂した。其門葉に刈萱道心
と云ふ者あり、姓は藤原名は重氏、筑前刈萱莊の人で
ある。仁平中年二十一にて出家し圓空と稱す。婦及子
石堂丸慕ひ來り、婦は學文路村に死し、子は父に従ひ
落髮して道念と云ふ。師圓慶示寂の後、父子相携て信
州善光寺に赴き草庵を結び念佛すと云ふ。(紀伊續風
土記)。

刈萱堂緣起 紀州高野山麓の字文路村に、仁德寺と云
ふがある。此寺は元は刈萱堂と稱した。今も本堂に刈
萱道心、妻千里ノ前、子石堂丸十四歳の折の各木像を
安置してゐる。又刈萱父子の作なりとて地藏像が二體
あり、境内には千里ノ前の墓もある。之は始め村の玉
屋與次郎と云ふ茶店の庭内にあつたのを、後に此寺へ
移したと云ふ。同寺の緣起に、崇徳朝に筑前の守護職
加藤兵衛尉繁昌と云ふ者、子無きを憂ひて香椎箱崎の
兩宮に祈りしに神託あり、箱崎の松原の西石堂口の川
岸の石を懷中せしより夫人妊娠し、産む所の男子を石
堂丸と名けた。後に成長して繁氏と稱し、仁平の頃遁
世して叡山に登り等阿と號した。又法然上人の徒弟と
なり、轉じて高野山に修行して刈萱道心と云ふ。刈萱

の表徳は筑前刈萱の關に住した緣故で、國人が斯く呼
んだのである。繁氏の妻懷胎の身で後を慕ひて高野に
來たる途中、播州明石の大山寺にて分娩し父の幼名を
襲ひ石堂丸と云ふ。十四歳の折に母子此地に來たりし
も、母は旅愁の爲めに永萬元年三月死す。石堂丸翌年
高野山にて父に逢ひ、剃髮して信生坊道念と號した。
後に父子相携へて、信州善光寺に至り庵を結び之に終
る。今同寺門前石堂町の刈萱山西光寺寂光院に、親子
地藏とて此父子彫刻の佛あると云ふが、實否は知れぬ
(紀伊續風土記卷四五)。

萱堂の別傳 高野山の萱堂は、念佛者覺心の居た所で
ある。覺心は紀州由良湊の漁師(一説には下野の那須
七郎親長とも云ふ)で、法燈國師に就て出家した。國
師が關東へ下る時覺心此地に來て、一把の萱にて庵を
結びて住む。其時の歌に「引寄せて居ながら結ぶ萱の
庵、解ければ元の野原なりけり」と詠む。それより萱
堂と云ふ。又何れの頃か筑紫松浦の某發心して刈萱道
心と號せる由、婦人子供の弄ぶ双紙に見えるが信用す
べき限りでない。若し此萱堂に住せるより此事起りし
か。覺心と松浦某との居住の前後は未勘である(高野

通念集卷五。

刈萱の法語 等阿法師は、世に云ふ刈萱道心である。その一枚法語なるものがある。曰く「晝あれば夜ありと知る故に、燈の備へをなす。暑さあれば寒さありと知る故に、秋の礎の音絶えず、老の眠りを驚かせども生あれば死ありと云ふこと知るや知らずや。常々此用意の無きは如何なる心の怠りにや。無常迅速なり。只今にも死期到来せば如何せんや。若我言を用ひんと欲せば、何れの時にもあれ只今命終れりと思ひ、萬事不を放下し、南無阿彌陀佛と念すべし。時と處と淨と不淨とを不撰、忘れざるを第一とす。夢々怠る事なかれ。山櫻まだ一花も散らぬ間は、心のよそに聞く嵐かな」外に道歌三首ある(一話一言卷六)。

長野の刈萱 長野市往生寺山の麓に刈萱堂がある。加藤重氏入道して等阿と稱し高野に居つたが、子石堂丸も雉髪し道念と云ひ、共に修行を勤めしも、父子一所にあつては愛惜棄て難しとて善光寺に來て此處に庵を結んだ。然るに或夜の夢に内室桂ノ前、娘千代鶴、千里ノ前、並びに阿彌陀如來と共に六體に現じたので地藏尊を建立した。かくて順徳朝に往生した。高野山に

在りし道念此事を知り、善光寺に來て法會を營み自作の地藏を造り翌年入滅した。之を親子地藏と云ふ(長野繁昌記)。

カルキザハ 「輕井澤」 此地名は信州以外にも諸國に多く、何れも山越えの坂の麓である。以前の交通状態に於て、それから上は馬が往かず、人の肩にカルフを必要とした地點かと思はれる。従つてカルキザハと解すべきである。此種の運送に従事する者を、江戸でも元はカルコ、秋田津輕では下男を今でもカレコと云ふ。田代と云ふ地名が輕井澤と接して存する例の多いことは、注意すべき事實だと思ふ(山村語彙)。按に、輕井澤は涸れ井澤の轉訛など云ふ者もあるが、浮説であつて採るに足らぬ。

【參考文獻】

田代と輕井澤 (柳田 國男) 郷土研究二ノ一二
ガンオンヘシユ 「雁教へし湯」 越後北蒲原郡加治村石川山の麓、湯殿コロバシと云ふ地に鑛泉がある。天和年中同地の樵夫が此邊を通つた時、左足を痛めた雁が苦しさに泉に浸つて居たが、二三日して治癒つて揚々として飛去つてから、諸人が入湯する様になつた。

破傷腫物に効があり、雁の湯とて名高い(温故ノ栞一 二編)。

カンカンヲドリ 浪花堀江荒木の芝居に、文政三年辰の春にかん／＼踊と號して、清朝の出扮にて異様なる踊を興行した。囃子の鳴物踊の形勢など珍らしと流行し前後になき大當りであつた。優人は長崎の者の由、按ずるに清人彼津に滯留中、戯れに踊り見習ひし者ならん。此踊はかん／＼のうきうれんすと唄ふ。(奇態流 行史)。

カンコ 伊豆伊東及び其附近では、赤兒が生れると、百一日目にお宮参りをする。晴の衣服を着せ、其上からカンコを羽織る。カンコは白い布で縫つた袖無しで、紅絹の襟をつけて、其襟先が兩方へ長く垂れて、二三尺ある。又五色の糸の長い脊印をつける。宮参りの歸りに親類や組合内を廻るが、先方では祝儀のお捻りや末廣などを、其カンコへ水引で結びつけるので、脊中一杯お捻りで奇觀を呈する(伊東及附近)。

カンコヲドリ 「羯鼓踊」 伊勢越田の各村に、古よりかんに踊と唱へ、舊七月中舞踏する祭事がある。其姿は白黒段染の筒袖を着け、白木綿を腹に巻き脚絆手甲を

穿ち、腰裏(背にて製す)つけ、頭には白馬の尾にて製したる鬘を被り、胸に羯鼓を懸ける。當夜號鐘を合圖に、百人餘一様の行粧にて廣庭に圓形をなして集ひ音頭に伴ひて舞踊する。其羯鼓を打ちつゝ踊るさま古雅にして、手足姿勢の整へるさま實に壯觀である(神都名勝誌卷六)。實見者の談によると、頗る南方の匂ひが高い踊だと云ふ。

カンシヨガミ 「閑所神」 陸前名取郡地方にては、便所内に土人形を、片隅に釣つた棚に並べて置く、之を閑所神と云ふ。察するに便所を護る意味であらう(人類學雜誌。第二六七號)。他の閑所と同じ信仰と思ふ。

ガンソトバ 「鴈卒都婆」 河内中野領内に、鴈卒都婆と云ふ名の石卒都婆がある。昔狩人が此處にて鴈の雌雄がゐたのを、一羽射たるに首が無い。翌年の同月同日又一羽を射たるに、其鴈の羽がひの下に、前に射た鴈の首があつた。是より道心を起し出家して此卒都婆を建てたと云ふ(河内國名所鑑卷五)。鷲鷲寺傳説と同巧異曲のものである。其條參照。

カンダチ 「神立」 陸中日詰町では昭和七年一月頃、毎晩神様が滿洲にたゝれた。昨晚も三柱か四柱の神様が

行かれた、今夜も又幾柱かの神様が立たれたと沙汰してゐる。然も先達迄は夜中であつたが、最近は九時か十時頃から、もう神樂ばやしで通られる。巫女は神様が満洲へ行きたいのだと云つてゐた。近所の人々總がかりで、用意をして馬に神様を乗せて志賀理和氣神社まで御送りする。此處に一先づ神様達は寄つて、そして満洲に行かれるのである(民俗學四ノ七)。

カンタンノマクラ 「邯鄲枕」 石見美濃郡美濃村に三星城といふがあり、城主の娘が向横田の城主に嫁した。向横田城主は其後屢々三星城を陥れんとして敗れたが妻は「三星城には邯鄲夢の枕とて、三日先の事を知る枕のある爲に敗北する」とて、悪計を立て里歸りして父の三星城主を欺き、枕を盗み出して向横田城に歸り夫に渡した。斯くて遂に三星城を陥れたが娘にして父を殺した悪計を憎み、後世まで三星女は先行きがせぬとて向横田地方では排斥してゐる(島根縣口碑傳説集)。

カンチャウジル 「勘定汁」 江州甲賀郡鮎河村地方では一月十五日と八月十七日とは勘定汁と稱して、村に於ける一切の貸借關係が清算される日となつてゐる。昔は此清算が済むと、後で汁を作つて會食したと云つて

ゐる(民俗學四ノ五)。

ガツツカ 「鴈塚」 攝津東成郡神路町大字深江に函塚がある。所傳に融通大念佛宗の中興法明上人遷化して遺骸を埋め、傍に道場を創した。其龜を納むるを以て函塚と云ふ。或は當所の田野に於て獵師が鴈の雄を射取り、雌が之を悲しみ共に地に落ちた。獵師が怪しんで之を見て發心し、其雌雄の鴈を埋むる所なるを以て鴈塚と云ふ(攝津群談卷九)。鴈卒都婆を參照せよ。

カイツボネマツリ 「神局祭」 美作眞庭郡社村に佐波良神社がある。神局祭は毎年二月と十一月の、各十五日より十七日迄行はれる。夜標木を社村四至に建て、共に注連繩を曳き路人の往來を止め、閻境相警め靜肅を守る。十五日に神主が齋戒坐臥する。家中兒女鶏犬迄も戶外に居らしめる。十六日に祭室を遠和佐に造り、茅を結んで座となし、之を神局と名づける。淡竹葉を編み棚上に舖し、之を祭棚と云つた。十七日には夜神主祝部口を閉ちて言はず、親しく神供の飯を饗き、丑時に到つて供物を祭棚の上る列べて八神に奉る。又別に茅座に具へ、之を神局神に奉るとした、今の局權現と云ふ是はである。祭が畢つてから二人神座に還り、

祭の忌が解ける。古へは此日齋女が神服を織つた。今尙神部祭棚を作るに當つて、竹枝を以て假りに織布の狀とするは之に依つてゐる(校正作陽誌)。

カンテイサイ 「漢帝祭」 奥州二本松邊から、白河へ來るあたりの驛々、民家の戸口に漢孝文皇帝守護讀と、板行にした紙の札が張つてあつた。随分珍らしい札であると思つて、よく心を留めて見たのに、家毎ではないけれども、十軒目か二十軒目位には此札が張つてあつた。其因縁を尋ねたのに、下野國日光邊から例年神主が配り來ると言ふ。其上は老婆であるからとて知れなかつた(東遊記後篇卷四)。

カンダウトキユウリ 「勘當と久離」 信濃上伊那郡地方では、江戸時代に於て親が子に師匠が弟子に、對して不行跡を責め、將來改心の見込なきときは、縁を切り家を追ふ事を勘當と云つた。又同一の主旨により兄弟の弟妹、伯叔の甥姪を放逐する事を久離と稱した。農工商民の勘當久離の場合を、士分にては、義絶と云つた。手續は家籍を削り、公儀へ届け出て「御帳付」を乞ふのである。斯くすれば本人の悪行に對し家族、親族、五人組等連坐する事がない。若し本人が先非を改

めれば復籍を願つた。之を「御帳消し」と云つた(上伊那郡史)。

【參考文獻】

勘當と久離 (徳田 彦安) 社會學雜誌通載
カンナヒヤマ 「神南備山」 美作久米郡佐良山村大字井口に、神南備山がある。或は神邊にも作る。古人の屯聚せし所である。凡そ神南備山と云ふは、大和攝津丹波備中等にあつて、皆名所である(校正作陽誌)。

カンフトワカレ 「神人分れ」 沖繩の宮古嶋では死人があるとなら(祝女)を招ぎ、神と人とを分離するカンフトワカレの儀式を行ふ。死人に着せた白衣をカンパニ(神の羽の意)と云ふ所から推すと、靈魂は鳥の形して天に昇るものと考へたものらしい(ネフスキー談)。

ガンフロ 「鴈風呂」 北海の果てから我國へ渡り來る鴈の群れは、前年に故郷を出るとき、口に一本の小さき木を啣へて飛んで來る。そして洋上で翼が疲れると木を波に浮かべて足を休め、又啣へては多近くに陸奥の外ヶ濱へ着くのであるが、翌年の春に其木を啣へて歸へるに、残れる木の多くあるのは、人に捕られ又は死んだ鴈のある故と、濱の人達は此木を拾ひ集めて風呂

を焚き、供養のために諸人に入浴させる（俳諧歳時記 葉草）。

キ

キイミ 「木忌」 足利市外の農村では、松を門の屋根に這はせると、主人が早死をする。在家では枇杷の木を栽ゑると其家が立たぬと忌む（郷土研究三ノ一）。伊勢多氣郡地方では、石榴を屋敷内に栽ゑると病人が絶えぬと云ひ（同上三ノ二）。羽後酒田町邊では、凌霄花を屋敷内に栽ゑると主婦が死ぬ。藤を栽ゑると家が下り目になどと忌む（同上三ノ六）。近江神崎郡では、枇杷袖桑等の木で味噌豆を焚くと、其味噌が酸くなると云ひ（同上三ノ七）。土佐高岡郡では、枇杷を屋敷内に栽ゑると、其木が大きくなつて、棺の擔棒になりたいと泣くとて忌む（同上三ノ八）。

キウジツ 「休日」 伯耆西伯郡岡成村では、月並休日と云ふものが定まつてゐる。即ち十六日の『木野山さん』十九日の『岡成神社』それに『荒神さん』の廿八日である。此日には村の掲示場に赤白半々に縫ひ合せ

た旗が出る。即ち牛どんをやれと云ふのである（民俗學四ノ四）。

キウニユウタウ 「牛乳塔」 牛塔は關寺の後、近松寺の山續きにあるが、今は竹林の中にある。之は迦葉佛化現の靈牛の塔ではなく、牛乳塔である。今釋氏の護摩に蘇を用ゐるが、蘇は酥であり牛乳である。彼の天笠國雪山に肥膩草（ヒジグサ）があるが、白牛は之を食してゐる。其乳が展轉して醍醐味となる。其牛乳を將來して護摩の時に用ゐた。之は大切な物なので金鶏の香合に入れて、此塔中に納めてある。それで靈牛乳塔と云ふが之は關寺繁昌の時の事であらう。後は牛塔とのみ云つた（近江輿地志略卷八）。

キウバン 「舊番」 阿波の村々には、舊番と稱する家筋の者が、必ず一軒か二軒あつた。之は以前春秋二季に居村から定まつた米錢を受け、外に正月、節句、祭禮などには村々を廻つて祝儀を貰ひ、冬は火ノ用心をなし、死人があれば穴役を勤め、野荒しが出ればそれを防ぐ番などした者の後であるが、今では普通の農民となつてしまつた（郷土趣味二三號）。按に、他國の番太と同じものである。

キウビノキツネ 「九尾狐」 世に九尾ノ狐は妖凶の物として、専ら股の姐己吾朝の玉藻前などに化し來れるものと云ふ。然るに延喜式治部省の修祥瑞を擧げしうち上瑞に九尾ノ狐があり、其注に神獸なり、其形は赤色或は白色、音は嬰兒の如しとある。之を妖凶とするのは何の意であらうか（甲子夜話卷二九）。

キウラ 「樹占」 廣義に云へば、挿木傳説も杖立傳説も樹占であるが、茲には多少とも内容の異つたものを載せるとした。

大和北葛城郡磐城村に、松に接がれた柿の木がある。文明十九年に蓮如上人が巡錫の際、此地の家主彌七郎と云ふ者に他力信仰を奨めた。彌七郎は松の木に柿を接ぎ、若し彌陀の本願虚妄ならば、此木も空しくなるであらうと試した所、立派に其木が育つて今の如くなつたのだと云ふ（大和の傳説）。

和泉北郡横山村大字横尾山は、總じて山水に乏しかつたので、弘法大師が海に向つて神呪を唱へると、清水が忽ちに涌き出でた。之を知惠水と云ふてゐる。又大師は檜の枝を楳の上に投げて、誓つて云ふには、若し我が願が成就するならば、此木は活きるであらうと

果して活きたので、之を柴手水と稱した（泉州志三）。下總白井町に入幡神社がある。白井與胤は足利尊氏に屬してゐたが、此人宇佐八幡宮より樟枝を携へ來て、此地に植えて云ふには、若し此枝が生きて葉を生ずるならば、本當に神が來た證據であると。其後樹となつて繁茂し、社の傍にあつて樟の圍りが三丈位ある。之が當八幡神社の由來である（新撰佐倉風土記）。

キウリドウ 「胡瓜堂」 京都加茂の糺ノ森の附近で後家茶店を開いて胡瓜を賣つて居た。或時叡山の小法師が三人來て、其一人が胡瓜を取上げ「我坊の坊主の私物は唯これよ形も此様なるぞ」と云ふたので後家情念を起して、其坊主を招き追善に事寄せ、七日間口説いたが達せず、更に八日目歸山する時僧の跡を追ひ行き、遂に池に投身して大蛇となつた。管領某が其大蛇を退

治し池は埋められた。其上に堂を建てたので胡瓜堂と云ふ(奇異雑談集卷二)。

キウリニヘビ〔胡瓜に蛇〕 羽後大館町に神主も定まつてゐない神社であるが、祭典の時は遠くから人が集つて、非常に賑ふ神社である。其處に胡瓜から蛇が出て来る所の繪馬式の額を納めてある。八月十六日祭典の日に行くと、胡瓜が澤山上げられてある。神官に問ふと素尊が嶋流しになつたとき、半分の胡瓜が流れて来た。其舟に乗つて歸つて来たのだと云つてゐる。長木川の上流から胡瓜が流れて来て、其中にゐた蛇を祀つたものであると言ふ(民俗學四ノ二)。按に、瓜の中から蛇が出ると云ふ話は、平安朝の事を記したもので讀んだ記憶がある。蛇が瓜の中で生育しやうとは考へられぬので、之にはまだ我々末の知らぬ事が潜んでゐるものと思ふ。

キウリマツリ〔胡瓜祭〕 京都吉田神社の木瓜明神祭(今宮祭)は、旅所もないので、昔は吉田卜部家が神靈を輿中に納め鉢五本を捧じ、供奉諸人扇を擧げて、さんやれ〜と呼ばりつゝ吉田を巡幸したが、此事後世廢弛した。氏は胡瓜を食すると祟りがあるとて食

はない(日本歳事史)。

キウリヲクハヌイヘ〔胡瓜を食はぬ家〕 阿波新野町大字廿枝の技野家一統は胡瓜を作らない。之は其一門が胡瓜を定紋として居る爲である(新野町史)。

キウリヲクハヌムラ〔胡瓜を食はぬ村〕 伯耆西伯郡賀野村では、胡瓜を作らず又食べもしない。里人は此村が祇園神の出生地であると信じて尊崇してゐるが、昔其祇園神は胡瓜が好物なので、或日何時もの様に畑に行き胡瓜を齧つてゐた處、胡瓜の蔓で目を傷め失明した。それで胡瓜は祇園神の仇だと云ふので、此村では胡瓜を食べないのである(週刊朝日、二二ノ二二)。石見國江津町大字郷田字鶴山の山邊神社の祭典は、毎年七月十四日だが、古來此祭日には胡瓜を一切食べない。昔村民の一人が江川の岸邊に釣をしてゐた時、大きな胡瓜の上に御神體が乗つて流れて来たのを引き上げ村人と相談し神社を建て、祭つた。其時胡瓜を切つて切口が紋の形に似てゐるので神紋とし、胡瓜は神の御足であり、神紋であるからとて之を齧りに食はぬ。中には一生胡瓜を絶つ者もある(島根縣口碑傳説集)。

キウリヲコノムカミ〔胡瓜を好む神〕 紀伊伊都郡見好

村大字三谷の、丹生明神の西谷に宮ノ瀧があるが、毎年六月晦日に神主が社人六人を卒ひて此瀧に胡瓜を供すのである。之より前に胡瓜を食ふ事はない。村中の小兒が其供へた胡瓜を食へば、疱瘡が軽く又河虎の患を免ると云ふので皆之を食べる(紀伊續風土記四七)。

キエズノヒ〔消えずの火〕 我國の原始信仰は、實に拜火教とも云ふべきほど、火を崇拜した。黄泉戸喫の昔から、合火を忌む現今まで、此信仰は渝る所なく持續されてゐる。そして火を尊重する思想は、やがて火を保存する(火を得ることが容易でなかつたと云ふ事も考へねばならぬが)事實を生む。殊にそれが神火であり淨火である場合は、其家の續く限り之を保存する茲に消えずの火を見るのである。今に『火が消えたやうだ』とは、其家の亡びる事を意味してゐるが、昔にあつては一庵とは家を代表してゐたのである。

伊勢の宗廟天照大神の御靈は禁裏にあつて、神宮も皇居も差別はない。今も伊勢の火と禁裏の火は古來消滅する事がなく、本朝開闢よりの火であると云ふてゐる。人變り都遷りても此火は絶えた事がない。昔は地下でも大家と云ふと、厨下の火をば前より絶さない。

家の子等が別家する時は、大家の火を分けて送つたのである(黒甜瑣語一篇)。

京都比叡山の根本中堂の法燈は不滅である。元亨釋書に延暦七年に僧最澄が、中堂に安置する等身の藥師像を自刻し、初めて常燈を挑げて『あきらけく後の佛の御代までも、光り傳へよ法の燈火』と詠んだ。更に圓太曆によると、最澄射から燈石を手にして天火を執り三個の常燈を据えたとある。聖之記に此常燈は六十筋の燈芯を充て、炎の高さ一尺二寸もある。寛永年に江戸東叡山寛永寺の草創された時には、此常燈の火を移したものである(以上、近江輿地志略卷二二)。

奥州湯殿山の常火堂は、能除太子が大日如來より授かつた淨火である。それで萬世不退の常火であるとして、三山往詣の行者は、此火を以て行業を勤める。此火は一に不動明王の左臂を切つて出したのであるとして、堂の本尊を臂切不動とも云ふ(三山雅集卷中)。

岩代安達郡高川村大字石筵の里正平十郎の家に常火がある。祖先の代に源義家が此家に滞留した時の庵の火であると云ふ(相生集卷七)。

下野日光の舊中禪寺別所では、維新前迄は開闢よりの

火を絶した事がなく、常に大材を庫裡の大火爐に重て置いた。それで里人は神代の火であると云ふてゐる。又日光山内外の人家に於ても亦此火を得て、各自之を絶さないものである(日光山實記)。

越前丹生郡下岬村大字城有に、下右衛門と云ふ百姓がある。頼朝公時代から農家で、爐の火を焚いてゐるが其時より消すにいと(越前名勝志)。

紀伊日高郡比井崎村大字産湯の地が、譽田皇子に産湯を奉つたので、此名を負ふた事は既載したが(産湯の條參看)、此處には其産湯を沸した折の火が今に消えずに保存されてゐる。千五六百年を経た火を傳へるとは、誠に珍しい風俗である(紀伊續風土記卷六四)。

大隅噲郡田口村の、松瀬神社の祭神は不詳であるが文暦元年十二月二十八日、霧嶋山神火の時霧嶋神社焼失した、其時神輿と不斷火(神代より焚續いたる火)とを持つて災を逃れ、此地に行宮を建て齋き祭る事二百三十余年、文明十六年に舊地に還御したので、行宮の跡に當社を建立したのである(薩隅日地理纂考卷一七)。薩摩河邊郡川邊村大字清水の、忠徳山寶福寺(曹洞禪)内に大爐がある、常に大薪木を施して火を保つて

ゐる。此寺中の火が消え絶ると、火を藤田氏に乞ふの故事がある。同氏の居宅が山外の遠所にある故に、昔より大薪木を設けて不滅を謀つたのである(三國名勝圖繪卷二五)。

【参考文献】

消えずの燈 (中山 太郎) 土俗と傳説連載
下野下都賀郡山田の大中寺 郷土研究三ノ五
筑前宗像郡田嶋村宗像神社 太宰管内志

キキヤウノサカヌサト 「桔梗の咲かぬ里」 下總守谷町大字郷川に嶋廣山と云ふがあり、一に桔梗ヶ原とも稱してゐる。相傳ふ平將門の守谷に在るや、嬖妾桔梗ノ前を愛し日夜酒色に耽つた。藤原秀郷これを討たんとして桔梗ノ前に就て其舉止を問ひ、遂に誅滅してしまつた。將門の怨魂により此地に桔梗あれども花咲かぬと云ふ(郷土研究一ノ一〇)。更に別説によれば、桔梗の花咲かぬ地は下總の將門山だとも傳へてゐる(新選佐倉風土記)。

キキヤウノナキムラ 「桔梗の無き村」 岩代耶麻郡中村の俚傳に、此村に應仁の頃山名左衛門と云ふ者があつて、或日中川で川狩をし、鮭魚を多く獲て、來迎坊中

の僧等に命じ、桔梗と蕨の葉に包み藤蓑に束ねて之を負はせた。僧等は憂て阿彌陀堂の本尊祈誓した處其威徳によつて、彼三草は枯絶へて此邊には生えないとある(新編會津風土記卷六四)。

キキヤウライムムラ 「桔梗を忌む村」 下總東葛飾郡湖北村大字日秀では、桔梗を忌み嫌ふ事が甚しく、此村には一本の桔梗も無く、又他所から移植しても枯れてしまふ。他村から來る嫁が桔梗の紋を付けてゐると離縁になる。又村の觀音様の開帳に出店した商人が、桔梗の紋の附いた幕を張つたら、突風の爲に其店だけが吹倒された。平將門の妾桔梗ノ前の故事からである(郷土研究三ノ一〇)。

キクシヨクハセングフ 「機具職は賤業」 紀伊那賀郡邊土村(クルベキ村と訓む)は畑坊村であるが故に、元は聖村と云つた事が慶長檢地帳にある。村名に就ては「和名抄」に蠶糸具に反轉の字久流閉幾(クルベキ)と訓むとある。此村は昔反轉を作るのと業としたので、村名に呼び來つたのである(紀伊續風土記卷三一)。箴搔を參看せよ。

キクスイジンジャ 「菊水神社」 美濃の養老山の半腹に

菊水神社がある。社殿の背後岩間からの清水が迸出し、之を菊水と名づけ、長壽の驗があると云ふ(原始母神論)。加賀の菊水の由來と同じもので、支那の菊水傳説の匂ひがある。

キクリヒメノカミ 「菊理姫神」 加賀の白山の祭神であるが、出自は必ずしも明確で無い。俗説には天照神の母神など云ふが、元より採るに足らぬ説である。強めて想像すれば、北方より來られし渡し神(ワタシガミ)とでも考へられるが自信が無い。古事記に載つてゐる所では黄泉國に深い關係ある神のやうにも考へられる

キクロ 「木樽」 伊豫の盛の農家には木納屋がない。家の周圍へ藁グロと共に貯へてある。所が部落所有地に澤山木グロがあつて、小さい枝など殆ど朽ちて木の死體の様である。非常時に備へてゐるのである。死人がある親類家族總出で三四日食ひ倒す。年祝があつても百數十人三四日と食ひ集る。他人の世話にならぬので、屋敷に積まれた木グロでは足りぬ。村有地に一ヶ年麥五合で決られ年貢拂つて積んである。死人年祝なれば何年でも其儘にして置く、薪だけでなく味噌でも五年十年甚しきは十數年來の物が貯はへられてある

(郷土と地理一ノ四)。

キクワンセキ

〔祈願石〕

京都松原通南堀川西の大光山本國寺に祈願石がある。天文五年の法亂に同寺は炎上したが、寺主日助は利女に祈誓して恢復の事ならんには奇瑞を示せと云ひしに、容粧美しき貴女が此石の上に示現したので斯く名づけた(山州名跡志卷二一)。

キケイデンセツ

〔畸形傳説〕

同じく畸形が遺傳すると云ふ傳説のうちにも(一)動物の子孫と云ふもの、(二)密告した爲に其怨みを買つたもの、(三)殺人等によつて祟られるもの、(四)神佛に關係あるもの、(五)原因不明のものゝ種別がある。

動物の子孫

壽永二年九月、平家方にて豊後國の住人尾方三郎維義を召す。維義は日向鹽田の太夫の娘花の本の孫である。花ノ本區嶽の大蛇と契り男子を生む。其孫が維義で大蛇の血筋として身體に蛇の尾の形と鱗があつたので尾形と稱した(源平盛衰記卷三三)。

伊豫の名族河野通清は身體に鱗が生えてゐた。之は其母が世嗣の無きを憂ひ、氏神の三嶋大明神に祈請した所、大神十六丈余の大蛇と現じ密通して生んだ子であると傳へてゐる(豫樟記)。

河志料卷六)。

甲斐山梨郡西ノ原村に、昔遠藤某が住んでゐた。其娘が村の蛇池で游泳し異物と交り男子を生む、背に三鱗あり、成長して太郎道賀と稱した。後に入道して牛奥村の正繼寺の開基となる(甲斐國志卷三九)。

信濃伊那の小笠原長時の母は、浦野正忠の娘であるが狐が人に化して生んだ子である。それ故に浦野氏の子孫は皆四乳であつて、今も其奇事を傳へてゐる(伊那志略卷一六)。

越中婦負郡神明村大字嶋村の岡崎佐次郎(元代議士)の祖先徳兵衛が、富山市へ柴賣に往つた歸りに神通川の邊りで蛇を助けた。蛇は報恩の爲め美人と化し徳兵衛の妻となり子を儲けた。後に蛇身が現はれて昇天したが、其子孫は長男に限り脇腹に鱗が三枚づゝ生え、明治になつても此奇瑞があつた。徳兵衛富み榮え同地の三才踊に『嶋の徳兵衛の土用乾見まいか、おい(鬼の間の意)に七棹座敷に入棹、庫の戸前に十二棹』と謡つたものである(高崎正秀談)。

能登羽咋郡東土田村、徳田神社の森山に三千年を経た白狐がゐた。此白狐が同國鹿嶋郡矢田村の六右衛門の

上野沼田氏の先祖の母公は、三峯山の沼(一説に庄田ノ沼)の大蛇が美人に化身して子を儲けたので、腋の下に蛇の鱗があり、武勇智謀萬人に勝れてゐた(上毛傳説雜記卷二)。

下野安蘇郡唐澤山麓の栃木村に、代々腋の下に鱗の生える子(男に限る)の産まれる家があつた。此家は藤原秀郷が山頂に井戸を掘るとき、龍宮から招いだ龍太龍次の子孫だと云ふてゐた(吉留隆堂談)。

駿河の岡部氏は代々足利氏に屬し、照綱國綱など節を守り義を勵み、嘉吉文安中に皆忠死し、纔に女子一人あるのみで名家も斷絶せんとした。然るに老臣大塚某之を悲み、岡部町の若宮八幡に丹精を凝らし祈誓して氏族を求め、一七日の期を立て應驗を俟つた。満參の夜に奇夢を蒙り大塚氏は悦んで三保ノ松原に住つて見ると、靈鶴が赤兒を嘴で齧てゐるの見て、追駈けたが及ばず見失ひ、翌朝往つて見ると老狼の赤兒を齧て來るのに出會ひ、之ぞ八幡神の授けし子ぞと取て養育した。成人するに従ひ肩先に鶴の嘴の痕と片脾腹に狼の齒の迹があつた。長じて岡部氏の女に配耦して家を繼いだが、之が爲め其嫡統は嘴痕齒迹が代々あつた(駿

妻となり子儲け、遂に其家を富豪としたが妻は正體を見破られて再び森山に戻つた。其子孫は此故にや頭髮が殊に赭色であると云ふ(同郡誌)。

播州忍熊村の醫師雪下支考の妻が、狐の化身である下男の錢藏と通じ、大永元年に狐の子を生んだ。身體に熊の如き毛の生えてゐる男子で、成人して淺尾源三と稱した(播州續古所拾考)。

岡山市上ノ町の某氏は、舊岡山藩の典醫であつたが、祖先が大蛇と交つた事があつたので、代々背中に三枚づゝ鱗が生えて産れる。現代の戸主は某氏(婿養子)と云ふが、妻女は入浴の際他人に見らるゝを嫌ふと云ふ事である(渾大坊小平談)。

密告の怨憤 下總の嶋田三河守義廣は、永祿年中に安房の里見義弘に攻められ、身を以て海上郡船木村大字芦崎の、芦萩の中に隠れたのを、追手が來て隠れ場所を問ひしに、一村民が聲を發せず顔を以て知らせ、哀れにも義廣は斬殺されてしまつた。其爲に密告者の家には代々啞者が生れると云ふ(海上郡誌)。

越中下新川郡の松倉城を、上杉謙信が攻めた折に、坪野村の黒谷老婆(同郡片貝谷村大字黒谷より、坪野村

の與次郎に嫁したので此名があるが、上杉勢に同城の水道を密告したので落城した。老婆が領主に反いた天罰として、坪野村には業病人や不具者が絶えぬさうである(同郡史稿卷上)。同郡笹川村に、代々馬の蹄の形した子の生れる家がある。之は祖先が密告した報みだと云はれてゐる(小柴値一談)。

丹波氷上郡春日部村大字多田に、橋爪株と云ふ家がある。明智光秀が黒井城を攻圍したが、容易に陥落せぬので城内の水ノ手を塞ぐべしとて、賞を懸けて求めた所が、橋爪株の老婆が、此城の水道は白毫寺の下から埋樋で來ると密告したので落城した。老婆の子孫は今に祟りを受けてゐる(丹波志卷一五)。

肥後阿蘇郡高森城主、高森伊豫守惟直は、天正十年に薩摩の嶋津氏に攻められ、開城して山中に潜居したのを、其家來であつた山村大學が薩軍に捕へられ、惟直の居所を密告したので、惟直一族は斃殺されてしまつた。惟直之を恨み大學の子孫に祟り、今に其家に業病人が絶えぬと云ふ(肥後國志卷一〇)。

土佐香美郡新政村の長久寺に、比江山掃部の墓がある。之は掃部が敗軍し、同郡植田村から此村に落ちて

來たのを追手があり、掃部の行衛を農民に問ふと、一農夫が右手の人差指で教へ、之が爲めに掃部主従は殺害されてしまひ、それ以來農夫の子孫は今に至るまで、右手の人差指が、或は削つたやうに細く、或は切り斷つたやうに短いと云ふ(土州淵岳志卷七)。

殺傷の報復 羽後南秋田郡北浦村大字北浦、日枝神社の神職竹内氏の祖先彌五郎眞康は弓術の達人であつた。大永四年極月十四日夜に八郎瀧に棲む八龍を射て其眼に中り、其祟りで七代目の子孫までは眇視であつた。(雄鹿名勝誌)。

越後南蒲原郡大崎村大字西大字に、代々綽號を河童ノ六と稱する農家がある。先祖が河童の片腕を斫取り返さなかつたので恨みを買ひ、其子孫は代々手に黒い色の筋があると云ふ(越後三條南郷談)。

出雲の野波浦は、日本海に面した漁村である。昔此浦の漁師は沖に難船があると、崖の上で焚火して難船の人々に目標にしてやり、陸へ漕ぎ寄せを待つて荷物を取奪するのを常とした。然るに風雨の烈しい或夜に、漁師達は此手段で難破船を欺き寄せ、生残つた船員は残らず打殺して掠奪したが、其中に敏捷な一少年

があつて虐殺を免かれ、切立ての崖を攀ち登つたが、逆も手足だけでは身體が支へられぬので、岩角を齒で噛みながら登つて來た。それを見付けた一漁師が無残にも其少年を殺害してしまつた。少年は岩を噛んで爲めに上下の齒が缺けて無くなつてゐたので、其祟りか漁師の家には齒の無い子が生れる(大正五、七、一五都新聞)。

按に、我國には斯うした海賊村が各地に在つた。其中でもやゝ大仕掛に遣つた奥州の某村、關東の某村、北日本の某村(地名は判然してゐるが今は秘密とする)が、我國の三大海賊村であつた。附近の者が『お前の村では海賊を働くと云ふが實際か』と尋ねると、『お前の村たつて昔は遣つたらう』と答へるが決して否定しなかつたと聞いてゐる。

出雲能義郡母里村大字東母里に昔八人の賊がゐる旅人を苦しめたが、景山甚五郎兄弟の勇者が、鎌を以て八人の賊を殺し傍の水溜りで鎌の血を洗ひ落した。夫より鎌切谷と稱した。甚五郎は賊を切つた時小指を少し損したが癒えず指は前方に曲り、其子孫も少しづつ前方に曲つてゐる(島根縣口碑傳説集)。

能登鳳至郡穴水町近くに小又といふ處がある。城山の

戰の時、此小又の泉屋の主が炭焼であつたが、謙信に追はれた城山の城主を、炭焼姿にしてかくした。謙信に疑はれた時に、足で蹴つて見せて、其疑を晴はらしのである。其爲に此人の子孫に代々足の片輪者が生れると云ふ(民俗學一ノ五)。

天草島本村の山の頂上行者が居た。此行者の行を頼の行と云ひ蟻の中に坐して鍛練するのである。山の麓に金兵衛、喜右衛門と云ふ兄弟の獵師が居て、或日行者の所に行き茶を所望した。行者は港(島原町)まで茶受を買つて來るからと、一本齒で空中を矢の様に飛で行つた。兄弟は行者が餘程金を持ゐると思ひ、歸て來た行者を殺してしまつた。兄弟の家は其祟で代々不具者が生れると云ふ(天草島民俗誌)。

阿波三好郡山城谷村の古城主内田左馬之介は、天正五年に其舅たる大西備中守と戦ひ、大西の眼を射て瞎したので、内田家には代々一眼が眇し、現戸主(大正七年)内田平彌まで十三代と云ふもの皆眼が悪い。平彌と其子は眼に異状は無いが、其代り耳の邊に小贅肉がある(山城谷村史)。同國那賀郡下福井村の後世神社。俚傳に長曾我部盛親の夫人が家退轉の後に失明し贅女

となつた。然るに同村の某が之を殺さう企てたのを夫
人が知り、主従共々下原の總ヶ淵に投身して死んだ。
村民之を憐み後に神に祀つたのが此社である。某の子
孫崇りを受け今でも代々盲目の子が生れると云ふ(阿
波名所案内)。

昔降雪の日に一人の盲人が、陸中上閉伊郡の笛吹峠の
山麓青木村の民家に辿り来て、一夜の宿を求めた所が
拒絶され、遂に盲人は峠で凍死してしまつた。それが
爲め其家に盲兒の絶えた事が無い(土淵村郷土誌)。

神佛と畸形 武蔵橋樹郡羽村の阿蘇神社、祭神は磐龍
姫命で神體は秘厨に收めてある。神職の談に、祖先が
神體を拜見せんと扉を開きしに、忽ち兩眼が瞥ひてし
まひ、それより子孫に眼病が絶えぬと。同社は平將門
の祀つたものである(武蔵風土記稿卷三〇)。

信州の御嶽を開いた覺明靈神は、尾州西春日井郡の人
であるが、此靈神を輕しめ足で蹴つたとの事で、山麓
の某富豪では代々跛子が生れる(西春日井郡誌)。

播州明石郡林崎村鹿ノ瀬の毘沙門堂の本尊は、同地の
漁師太郎左近が出漁中に得たものである。夢告により
尊像を揚げるとき、鐵の鋒で像の左の肩先きを三度衝

て引揚げた。其爲め左近の子孫は惣領だけ左の肩先き
に鋒ノ痕が三ヶ所ある(林崎村郷土誌)。

大和宇陀郡内牧村高井に弘法大師勸請の彌勒堂があ
り、不動、彌勒、毘沙門の三像が安置してある。昔村
に百姓宗平と云ふ者があつて、或日子供と玩具の弓を
持て遊んでゐたが、面白半分に御堂の障子の破れ目か
ら、毘沙門天の眼を射た。毘沙門天は左眼が潰れ片目
となつてしまつた。それから宗平の子供は皆眼病を患
ひ片目となつた(大和の傳説)。

石見美濃郡匹見上村の日女ヶ森八幡宮勸請の時、一旦
赤谷の二股の杉樹に奉安し、開拓に着手して後大神を
此地に奉祀せんと、赤谷に至り二股の杉を尋ねたが、
二股が接合したものか不明であつた。偶々白鳩が上梢
に居る杉樹を發見し、之を割きて神體を得た。其杉樹
を截割るに際し、木片飛んで神體の左眼を傷ふ、古來
大神の氏は孰れも左眼小さきは是れに基因すと云ふ
(島根縣口碑傳説集)。

畸形雜載 仙臺市新寺小路と生菓原との間の堀を、俚
俗に孫兵堀と稱してゐる。昔川村孫兵衛とて、頭頂に
鱗三枚生え、水道に通じた者の堀つたので斯く云ふと

傳ふ(殘月臺本荒萩卷三)。

美濃揖斐郡大和村の札ノ辻二軒屋の西の家は、昔夜叉
姫が大蛇と契り妊娠し、實家の安八太夫の許に往く途
中で急に産氣づき、此家に休息して一室に籠り、主人
に見ぬやう頼みしを主人が覗くと、姫は蛇體となつて
ゐたので驚きの聲を立て姫は眼を覺し、『覗いた片
眼は潰してやる』と云つて去つたが、此家は代々片眼
である(人類學雜誌三〇ノ一二)。

宇治山田市に近い磯村は、白拍子磯禪師の居所であ
る。然るに此家に生れる女子は皆醜婦である。之は禪
師が娘の靜御前が美人薄命なりしに懲り、神に祈つて
我子孫は醜婦たれと禱きした故であると云ふ(橋窓自
語卷六)。

長岡市の某氏と云ふ家には、代々水爬のある人が生れ
ると云ふが、原因は不明である(谷川磐雄談)。按に、
水爬のある子孫が四代まで續いたと云ふ事が、碧山日
録に載せてある。之は鴛鴦の子孫とある。

越後北魚沼郡城川村大字山谷へ、年貢金を小千谷町の
役所まで持参するために通るかゝつた旅人があつた。
急に便を催し胴巻を木の枝に懸けて用便してゐるうち

に金を盗まれ、其者は縊死を遂げてしまつた。其金を
盗んだ家は今に榮えてゐるが、旅人の祟りで代々不具
者が生れると云ふ(民俗學二ノ一一)。

丹波南桑田郡大井村の願成寺の境内に地藏尊が祀つて
ある。昔の話であるが、宇土田の人が酒に酔つて、此
地藏に腰をかけた所が、地藏が二つに割れて、其人の
身體には、今だに地藏の割れた通りの輪が附いてゐる
との事である。現在その地藏はセメントで密着させて
ある(口丹波口碑集)。

和州大峯の麓に居住する前鬼、後鬼の子孫は常人と異
り、形大にして眼の星一方に二ツ宛あり、二眼には四
ツあり。これ鬼の子孫の徴しである(書誌第三所引修
驗記)。按に、俗説の重瞳の意なるべきも、斯かる事は
醫學上あり得ぬことだと聽いてゐる。

石見邑智郡羽村に入幡社が二社あり、其中間に明神橋
と云ふがある。昔八幡神の妃が此橋の所まで来て御子
を産むた。それを取揚げた老婆が六本指であつたの
で、今に其子孫の指は六本である(三上永人談)。

阿波名西郡下分上山村粟生野の庄屋の子孫は、家を相
續する者に限り、代々體の中に月ノ輪の如き痣があ

る。他人が誤つて此者の草履など穿くと腹痛を起す。
(日本傳説叢書)。

隠岐の玉若酢神社々司である億岐氏の長男は、代々いづれか片方の目が悪いと云ふ。島後中條村の頸無し地藏は、木像で齒痛を治す靈驗があつて、又此島の婦人の容貌はどことなく、朝鮮婦人に似通つてゐる(民俗學一ノ三)。

豊後竹田町、岡藩の或家老が寒中の激戦に愛馬に乗つて家を出たまま、遂に討死をしたので、忠馬は奥方に悲みを報ずべく屋敷に歸つた。馬の意を解し得ない奥方の爲に、主人を捨て、歸つた不忠者として突き殺されてしまつた。其後は間もなく此家に啞の子が生れたが、代々啞を他から貰つて来てあれば、其間啞の子は出来ないと云ふ(豊後傳説集)。

天草島佐伊津村に指の不具者の代々生れる家がある。昔廻國者が此家の門口に立ち一飯乞うたが、女房は慾深で戸を締めてしまつた。其後生れる子供は皆手と指の不自由な者ばかりである。廻國者は弘法大師である(天草島民俗誌)。

キケンツキノホチー [期限付の墓地] 紀伊那賀郡神野村

けて古塚に收め置き、枕の側に横に臥して其前に飢死した。朝廷では此事を聴き、萬と犬の墓を有眞香邑(和泉々南郡)に双へ造らせた(崇峻紀)。

藤原道長が法成寺を建立の時、赤白の愛犬を従へ行くに此犬類りに直衣を咬へて引くので、安部晴明に仔細を占はした處、入道を呪咄する者の仕業であるとして其地を掘らせた所、土器二つを打合せ黄色の紙捻で十文字にからけてあるのを發掘した。晴明は此術を知つてゐる者は當世道摩法師より外に無いと云つて、懷紙を鳥形に切つて投ると白鷺となつて飛び道摩法師の所に落ちた。法師を糺明すると堀河左府の依頼であると云ふた(古事談卷六)。

常陸那珂郡檜澤村大字上檜澤に犬塚がある。昔淨印寺と云ふがあつて、鎌倉建長寺西塔の僧が來住してゐた。弘長二年の時に奥州那須に一亂があつたので、僧は飼置いた白犬に書狀を與へ鎌倉に注進させた。すると一夜にして歸り來たが高岡と云ふ所で斃れた。それで寺中に埋め大神權現と號して、年々六月十五日に祭るのである(新編常陸國誌卷八)。

上總夷隅郡平澤村の南方に内梨ノ瀧として釣魚の場所が

(福田、野中等十七村に分る)及び毛原村(今は毛原下毛原宮才の五村に分る)の兩村は、葬地は菩提寺の僧の差圖に隨つて、家々或は其方位で土地を見立て葬るのである。三十三年を歴ると、其地を常の如くにしても苦しくないと云ふ定めになつてゐる。因つて村中人家の傍に往々葬るのである(紀伊續風土記卷四〇)。

ギケンデンセツ [義犬傳説] 我國の義犬傳説は、獨逸のゲラード型のが寡見に入らずして、椿説弓張月の源爲朝を救つた系統に屬するものが多きを占め、此外に少し許りの變つた型があるだけである。こゝに我が國民性が窺はれる譯ではあるが、斯うして同型の傳説の多い所を見ると、各地に傳播されたものと考へて差支ないやうである。そして今は成るべく型の異つたものを集めて載せる事とした。

崇峻朝の二年秋七月に、捕鳥部萬は其主物部守屋に従ひ、蘇我馬子の兵と力戦して悲壯なる戦死を遂げた。然るに朝廷では符を下して、萬の屍體を八段に斬り八國に散棄せよと命じた。河内の國司が斬り梟す時に臨んで雷鳴り大雨が降つた。こゝに萬の飼つてゐた白犬が、俯し仰いで其屍の側に廻り吠え、遂に頭を嚙ひ擧

ある。俚傳に土地の豪族關平内左衛門が愛犬を伴ひ、此處に釣魚に來たところが、犬が頻りに吠え飛びかゝる程の勢ひを示したので、關は犬が狂氣したもの思ひ首を刎ねた。すると其首は飛んで關を呑まうした大蛇の咽喉に咬みついた。關その蛇を殺し犬を厚く葬り塚が残つてゐる。そして今に三條村の君塚家に大蛇の頭骨があり、毎年七月七日の犬の命日に一般に縦覽させ(上總國志稿卷上)。

信州上伊那郡赤穂村字上穂の光前寺に「早太郎之碑」と刻んだ義犬塚がある。昔同國伏見の庄屋の娘が鎮守神の人身御供に上げられるのを、通りがかりの六部が聞き娘の代りに箱に入つて社へ往つた。すると箱の上で何者か、「此方ばかりは信州信濃の光前寺、兵坊太郎に知らせてくださいな、スツテンテン」と囁しながら踊つた。六部は脱がれて兵坊太郎を訪ねると、それは光前寺の飼犬である事が知れ、其犬を借りて來て人身御供をとる狒々を退治したが、犬も遂に斃れてしまつた。それを埋めた塚である。此犬の實の名は早太郎で早坊(サウバウ)がヘーボトと訛り、更に兵坊となつたものである(日本傳説集)。

名古屋市橋町大木戸の南に犬御堂法淨寺華光院(密宗)と云ふのがある。昔或人犬を飼つて愛し、山に連れて行つた處大樹の下に眠つてゐた主人に犬が吠えかゝつた。主人は疑つて刀を抜いて犬を殺した。犬の首樹上の大蛇に咬み付いたので、主人それが爲に救はれ寺を建てたのが之である(尾張名所圖繪卷一)。

大和國生駒郡矢田村大字矢田の主人宮(ヌシトノミヤ)は犬を祭つた社であるが、此産土神は人身御供を毎年とつてゐた。或年六部が来て、此神はサンと云ふのを恐れてゐるのを聞き、村内のサンと云ふ名の犬を探し出して之を退治した。悪神は大なる蜘蛛で、其時犬も傷いて死んだので、犬塚を建て、祀つた。六部は常唱寺に葬つたのである。此村ではサンの字を避けて名を入に付けぬ様にしてゐるが、一人づゝは必ずある。そして其者は必ず剛義の者であると(水木直箭代報告)前掲の早太郎傳説と同系のものである。

佐渡加茂村大字大野の根本寺(日宗)境内に弔犬塚と云ふがある。昔日蓮が此處に在留の折、食の中に毒を入れて送つた者があつたのを、蓮師が傍の犬に與へると直に死んだ。其犬の靈を祀つて塚を建てたのである

(佐渡志卷下)。

播磨神崎郡栗賀村大字中村の、金樂山法樂寺(密宗)は俗に犬寺と云はれてゐる。孝徳朝に領主秀苜の留守中に妻女が下僕と通じ、秀苜を狩場に誘ひ之を殺さうとしたのを、大黒小黒の二犬が之を知り下僕を咬み難を救つた。後に此犬を葬り塚を建てた(峯相記)。

因幡岩美郡宇野村大字法華寺に犬塚がある。聖武帝の御宇に法華寺と國分寺とで、一つ犬を飼つてゐた。犬は常に兩寺僧の齋を告げる鐘の音の早く聞えた方に食を求めてゐたが、或る時兩寺の僧尼が鐘を一時に打つたので、犬は兩寺の間を狂走して遂に死んでしまつた。之によつて犬塚と崇めたのである(因幡誌)。

讚岐大川郡造田村字内田の阿波境に義犬塚がある。永祿年中に畑恒信と云ふ武士があつて、獵を事としてゐたが(例の如き筋あり)そこで獵犬を埋め、其靈を慰める爲に塚を築いたのである(古今讀岐名勝圖繪八)。

日向東諸縣郡本庄に萬福寺(台宗)と云ふがあり、山號を犬熊山と稱す。神代に彦火々出見命が狩を催され、一夜明さうとなさつた時、熊が出て命に飛掛らうとしたのを、傍の獵犬が頻に吠えるので、命は熊に氣づか

ず犬を射殺された。命は熊の事を知り忠犬を殺したので殺生をやめ、弓を三つに折て捨てられたので、其跡を三弓堂と云ふ。傳教大師が此話を聞かれ、感激のあまり草庵を結び、自ら薬師の像を刻み安置された。之が萬福寺の起りだと云ふ(日向の傳説)。

〔參考文獻〕

- 義 犬 傳 説 (高木 敏雄) 明治聖德會紀要
- 上總長生郡長柄村字山根 房總志料續篇四
- 因幡岩美郡宇野村大字法華寺 岩 美 郡 史
- 播磨赤穂郡矢野村字箕覆山 播 磨 鑑
- 同 神崎郡香呂村犬飼 播陽名跡便覽卷三
- 攝津川邊郡川西村加茂 攝陽群談卷九
- 因幡岩美郡中ノ郷村濱坂 岩 美 郡 史
- 土佐土佐郡本川村 土佐史壇一五號
- 近江犬上郡富尾村 近江輿地志略卷七五
- 肥後菊池郡平眞城村眞木 肥後國志卷一四
- 武藏大里郡吉見村大字相上 大里郡郷土誌
- 三河碧海郡六ツ美村宮地 神明名帳集説
- 伊勢安濃郡の長野峠 勢陽五鈴遺響
- 和泉泉南郡大土村大木 犬 鳴 山 縁 起

キコリカリウドノイミコトバ (樵夫獵夫ノ忌詞) 陸奥

南津輕郡浦地方の樵夫獵夫の山中に於ける忌詞は左の如くである。

樵 夫 ノ 部				
僧	角	兎	蛇	鯨
ケナシ	モヘ	山ノテ	ナガ	スド
代表語				
禁止語				
ザル	猫	水坐		
サル	マ	ハ	サ	ガ
ル	ガ	ス	リ	リ

獵 夫 ノ 部									
米	相模	椀	杓子	犬	獅子	熊	小屋	屋根	鍋
草ノ實	ヒゲクリ	カクヨ	カクミ	ヘ	ケラ	イタズ	スギガ	トネ	クロベ
代表語									
禁止語									
女	父	兄	水	鍋	屋根	小屋	熊	獅子	犬
髪	ホ	ス	リ	ク	ト	ス	イ	ケ	ヘ
長	ロ	カ	リ	ロ	ネ	ギ	タ	ラ	ダ

此他ヤの語を堅く忌むのでヤネをトネと云ふ。又獵夫は樵夫の忌む語を同じく忌む。又樵は五ヶ條あつて、(一)山神を敬禮する事、(二)器具(斧、鎗等)を能く磨く事、(三)悪夢を見た時は、其翌朝は沐浴して一日間休業する事、(四)小屋に居る間は、人の面前を通り

背後を通らぬ事、(五)忌詞又は控に背いた時は、木馬に乗せ(理不盡)沐浴させる事等である(人類學雜誌 四四號)。

キサウセキ 「鬼爪石」 安藝佐伯郡吉和村に鬼爪石がある。此石を劈き来る勢があり、又手指の痕を印してゐる。里人は之を鬼の爪痕だと稱してゐる(藝藩通志卷 五四)。

キサ、ギ 「楸」 ひさぎとも云ひ靈木の一種であつたが、今では漸く忘れられて、纔に此實が腎臓病に驗ありと云はれるだけになつてしまつた。

キサン 「擬産」 磐城相馬郡にカセドリと呼ぶ異俗が行はれてゐた。それは夫婦に子が無く憂へて居る者に、近隣の者が其家に集り、出産に擬するの呪咀をして祝ひ去るの例である。之は毎年一月十四日に行ふので、其祝を受ける家では、當日酒肴を調へて待つてゐると、黄昏頃村内の老婆三人が入り来て、一人が湯を沸すと、一人は妻女を産所に伴ひ、腰を捉へて引立てる残る一人は携へて来た人形(但し泣人形とて笛を備へてあるもの)を取り出し産聲揚げさせつゝ産湯つかはせ産衣着せなどして式を了る。程なく村内の男女數十人

が集来して、古い産衣其他の品々を祝ひの印として差出す。小供は無言で只鼻をクシクシと鳴して坐つてゐる。酒肴の振舞に預つたり子供は若干の錢を買つて一同引揚げるのであるが、翌日は其家で貰つた品に幾何つゝの金(二十錢位)を添へてお返しをする。此事は多分に費用がかかるので、財産の乏しい家では出来ぬのであるが、之を行ふと必ず妊娠すると傳へてゐるので今でも絶えず行はれてゐる。只其起原は詳しくない(風俗畫報八八號)。

キシ 「鬼市」 肥前の一地方には、昨今も鬼市(無言貿易とも云ふ)と云ふものがある。路傍に果物を並べ篋を置く、果物を欲する者は、篋に相當の錢を入れ果物を取り食ふ。紀州那智にも行者(實は加賀行者とて、明治十三年頃瀧に投じて死せし者)の墓を祭るに、線香が其墓前に置いてある。詣る者は錢を投じ線香をとり祭る。遠野物語には山姥が寶物を、人の取るに任すと云ふことがある。又醒睡突にも之と似たる事がある。之等は古へ我國にも鬼市が行はれた遺風を物語つてゐる(南方來書卷二)。

鬼市の起る一原因として、外來人を忌むと云ふ事も考

慮せねばならぬ。太古にあつては外來人に觸れ、又は他國人が其境に入れば、病氣が発生すると云ふ例は、日本紀の孝徳朝大化の改新の詔勅に見えたる、諸國に旅人が病氣に罹りし時、祓除を科し非常の迷惑を加へ又肅慎人の敦賀ノ津へ到着せしを、其地の神甚だ厭惡し村人に祟り病をなし。更に古今著聞集にも伊豆國へ外夷到着せし砌り、同様の事ありしなど皆其例と考へる(同上)。按に、肥前の邊鄙の土地に鬼市の行はれしとて、甲子夜話(卷三一)に草鞋と栗とを路傍に置き「人無し商賣」と題せる挿繪二葉が載せてある。猶椀貸傳説を参照せよ。

【參考文獻】

無言貿易 (岡 正雄) 民族三ノ六

キシ 「雉子」 雉子は雙鳥として、神代紀の無名雉以來、我が國民生活に相當親しい交渉を有してゐる。そして今に雉子は地震を豫知して鳴き、之を人間に告げるなどと云はれてゐる。

雉子の糞食 常陸國で昔兄と妹で同日田植した。然るに此日遅く植えた者には、伊福部神の禍を蒙るべしと云つたが、妹の田植が遅くなり、遂に妹は雷の爲に賊

殺されてしまつた。兄大に怨み仇を討たうとしたが神の所在を知らず因つてゐると、一羽の雌雉が来て伊福部岳に神の居ることを知らせた。兄山に登り神を斬らうとすると神恐れて、君が子孫に雷震の禍なきやうするから助けてくれと頼み助かつた。此土地の百姓は今

の世まで雉子を食はぬ(常陸風土記逸文)。羽前南置賜郡窪田村窪田家の人は、雉子を決して喰はない。喰へばお腹が痛くなると云ふ。他村では喰べると何んでもないが、時が経つたにしても、其人が窪田に歸れば、やはりお腹が痛くなると云ふ。又窪田にはお保呂羽様といふ堂がある。雉子は保呂羽神のお使令だそである。鷹に縁があるかと聞いても、分からなかつた(民俗學一ノ六)。更に此話は次のやうにも傳へられてゐる。即ち昔一雉来て一羽を落した。或人が之を取て見ると微軀の神像が一體付てあるので奇異な事とて之を一祠に祭つた。此村に来て雉子を打つと怪穢をするると云ふ(米澤地名選)。

岩城信夫郡餘目村字鎌田に三嶋社がある。月輪殿(藤原兼實)勸請して産神としたと云ふ。當屋敷の農民は雉子を食はない。八月三日に祭禮がある。靈驗がある

ので人は尊信してゐる（信達一統志卷五）。加賀能美郡西尾村大字尾小屋の、中山仁太郎氏の家では雉子を食はない。其譯は白山権現が女と化して、同家に來て後雉子に化して飛び去つた爲であると云ふ（同郡誌）。

雉子は神使 越前大野郡平泉寺村に、雉子上及び七難ノ窟がある。兩所は平泉寺より白山へ禪定する通にあつて、雉子上と云ふのは、泰澄法師が始めて白山に登る時、山頂で路を失つた其時に三足の雉子が來て導きをした。白雉は白山権現の仕者である。又泰澄の母が同人を尋ねて、登山した所までの處を七難ノ窟と云ふ（越前國名蹟考卷九）。

雉子の神貢 上野國一ノ宮町大字一ノ宮の拔鉢大神には、毎年十二月初めの申の日に領主より、神貢として雉子一番を供へるが、翌年の十二月の申の日に再び雉子を獻するまで、以前の雉子は少しも變つてゐないと云ふ（東國旅行談卷五）。

雉子を嫌ふ神 下野の日光奥山に生育してゐる雉子は、二荒山の大神が其鳴聲を嫌ひ給ふが故に、古來鳴かないと稱せられてゐる。雉子と同じ鶏の聲も好まれぬの

で近くの里では飼育しない。二荒山の大神は女體山神即ち蛇の神であるからだと云ふ。尙是と同じく附近では粟を作る事を忌む。之も大神が嫌ひだからだと云ふ（日光の傳説）。

雉子の禁忌 薩摩出水郡東長嶋村の獅子嶋に七郎岳があるが、七郎暴威を振つてゐたので、寄手雉子の羽の征矢で射殺した。七郎の怨靈が今に傳つてゐると云ふので、以來同嶋では一羽の雉子も居ない。又嶋民は雉子を不言ノ鳥と云ふて、雉子と稱ふるを嚴禁してゐる。若し之を談ずると罹病難船其他の災厄を免れぬと云はれてゐる（出水風土記）。

雉子禱拜 武藏妻沼町の聖天が松を忌むのは有名な話であるが、昔松の葉で目を突いたのは、御本尊で無くて歸依者の齋藤實盛であつた事を聞いた。其時突いた目を雉子に嘗めて貰つたので、現在も此邊では雉子を大切にする（郷土研究四ノ二）。

雉子敷へ湯 信濃小縣郡別所村の雉子ノ湯は、負傷した雉子が敷へた湯である（日本傳説叢書）。

キシチケハチ（木七竹八） 足利市外の農村では、木七竹八塀十郎とて、木を栽ゑるには七月、竹を植ゑる

には八月、塀を塗るには十月がよいと言ひ習してゐる。但し松ノ木だけは十月の投げ附きとて、此月なら投げて置いたゞけでも根が附と云ふ。又竹を他の月に植ゑる時は、根に八月と書けば附くと云ふてゐる（岩井田喜重郎談）。

キシマブリ（杵嶋曲） 肥前杵嶋郡の縣ノ南に孤山があり、三峯が連なつてゐた。之を杵嶋と云ふ。西峯を比古神と云ひ、中央を比賣神、北峯を御子神と稱してゐる。郷閭の男女が酒を提げ琴を抱いて、歳毎の春秋に此峯に登り遊び樂む。其歌に「霞降る杵嶋が岳をさかしみと、草とりかねて妹が手をとる」とある。これ杵嶋曲である（肥前風土記）。按に、之は歌垣であつて古い妻覓ぎの機關であつた。

キジムナー（木の精） 沖繩では、古木には精があると信じてゐる。其精は子供の形して現はれると云ふ。其形は髪が長く、身體は全部毛で被はれてゐて、然も魚を取る事が上手だと云ふ。之に關する妖怪談は各地に存してゐる（山原の土俗）。

キシモジン（鬼子母神） 訶梨帝母とも云ふ。佛教中で眞言宗、又は日蓮宗で勸請する神である。初めは猛悪

なる女性の魔鬼であつたが、佛陀の教化に遭ふて、愛兒の守護者となつた（類聚名物考）。

【參考文獻】

鬼子母神と柘榴（南方 熊楠） 郷土研究一ノ五

キシヤウノカネ（起請鐘） 甲斐巨摩郡御岳村の藏王權現の鐘は、高さ三尺二寸三分、圓徑一尺九寸五分、厚さ二寸一分、龍頭は七寸許りで起請、神文の鐘、又は秘訣の鐘とも云ふ。社記に飛化頭の池中より湧出すとあつて、武田氏領國の時より獄訟決し難き事があると此鐘を撞かせて罰を神慮に任せた。それで神慮の鐘とも云ふ。寶永正徳の頃から漸く撞く者が無くなつた。社家相内匠が世々神事を司つてゐる。御代官及び領主地頭の役人の添狀、並に起請神文に血を灑きたるもの數十百通を張し、州人以外信上武等より來て撞いた趣きがある。州人は此鐘を鳴せば必ず疾風暴雨があるとの事で、五月中旬まで撞く事を禁じてゐる。但言に契約する事を金打と云ふのも之より起つたのである（甲斐國志卷六四）。

キシヤウモン（起請文） 古くは事を發起して、主上に奏請する表文を云ひ、後には神佛を勸請して、赤心を

表したる誓詞を云ふ(國史大辭典)。起請は血判するものあるより神文とも云ふ。一枚起請、七枚起請等の名あるは、其紙數に由れるものか。中世以後は熊野牛王の紙背に書くことが行はれた。男女の間にも起請を交換せること、院本小説などに見えてゐるが、近世は其事が少くなつた(社會事彙)。

近松作「心中天の網嶋」巻上で、治兵衛小春の變心を憤りて「月頭に一枚づゝ取り交したる起請合せて二十九枚、戻せば戀も情もない、こりや受取れ」とあり。巻中にて「孫右衛門懐中より熊野の牛王の村鳥、比翼の誓紙引換へ、今は天罰起請文、小春に縁切る思ひ切る。偽り申すに於ては、上は梵天帝釋下は四大の文言に、佛揃へ神揃へ紙屋治兵衛名を確り、血判すゑて差出す」とある。

江戸期に筆紙無き場合、砂に誓詞を書いた事があつたらしい。享保廿年並木大輔作の「萬屋助六二代橋」に助六と揚巻とは助六の女房お松に對して「二色を請戻し親の勘當ゆりたらば、縁を切て顔を見まい。それ迄に揚巻と、じきに物を言はぬ言ひ譯、佛神かけての誓紙だと、大慈大悲の誓の庭、砂かきならし指を筆、望の

文言かき終り、助六と揚巻がめんく名を書き並べ、砂を一つに撫で集め、鼻紙に押包、熊野牛王に七枚起請、湯起請鐵火の誓言より大切なる、誓紙の砂と差し出せば、お松受取いたゞきて」云々とあり。何時頃よりの習か詳でない。

東京帝大法科石井助教所藏の江戸期に於る公私證文雛形を記載せる「御用向願訴振合目録」なる寫本には、離別狀に次で「天罰起證文之事、一其許との夫婦契約致候所實正也、然上は縦此上親類兄弟何様妨申候共、我等少も偽申間敷候、若相背候はゞ、凡日本六拾餘州之神々の御罰蒙、及び大地藏えおち入、永々うかむ瀬更に無之候、依而天罰起證文如件、何ノ何月、誰血判、誰どのへの雛形を掲げ「男は左の小指血判、女は右同斷」及び「但し女の方よりも此趣ニ而、文言敬ひ男へ可差入事」と附記してある(以上。法學協會雜誌五〇ノ一二)。

【參考文獻】
起請文雜考(中田 薫) 法學協會雜誌五〇ノ一二
キシヤノシンジ 「鬼射神事」 安藝吉田町の惠此須神社で、正月七日に鬼射の神事を行ふ。折敷に鬼の字を書

き、桃弓竹矢で之を射る。一にコメノミツ祭とも云ふ。此外各村にある(藝藩通志卷四)。步射祭ともオビシヤとも云ひ、道家の思想が神社の行事になつたものである。

キシヤウノトガ 「起請の失」 起請の失を定めたのは、御式條の起請に龜山院の御宇文應二年六月、將軍宗尊親王の時、前の相模守平時頼後見の時である。其條に一、鼻血出る事、一、起請文を書いて病む事、一、鴉鳥の尿を懸る事、一、鼠と偽り之黨に食れる事、一、身中より血を下らしむ事、但し楊枝を用ひ時並に月水及痔病等を除く、一、重輕服の事、一、父子罪科の事、一、乗り用る馬斃る事、一、飲食の時咽る事、但し背打れる程を失と定むべし。(塵添蓋鏡鈔卷三)。

キシリ 「木尻」 爐の側、下人などの居る場所。即ち木尻であつて、長い薪の一端を此方へ向けて出して置くのである。之から轉じては燃料の置場、又木小屋までもキシリ、キシラと云ふ土地があるが、起りは爐端であつたと見えて、時としては低い階級をも意味し「嫁は木尻から買へ」など、云ふ諺さへ出來てゐる。陸奥でキンスリザと云ふのも、木の尻座である(山村

語彙)。

【參考文獻】

爐 邊 見 聞 (有賀喜左衛門) 民族一ノ二
キシツツカノマツリ 「鬼神塚祭」 丹後竹野郡竹野村大字竹野の鬼神塚の祭は、十一月中の丑日に行ふのである。此村の下社家と云ふ者、三十六人齋戒沐浴して祭の前夜より清淨の家を選んで籠る。翌日共に宮村に來て、社司櫻井氏と同じく牧ノ谷に行き、此處で呪文を上げる。世人其祭りに與る人に見らるゝ時は、三年の内命が終るとして其祭を見る者が無い。其夜半に及ぶ頃社司一人、從者一人本社へ詣り、米を洗つて飯を炊く、飯の熟する頃に、從者本社より退くので其跡で社司が如何にする事か判らない。又社司も如何にするかの事を云はぬので、世間では其次第を知る者が無い。或言に飯に沙を半ば交て背手で之を神前に供すと、既に供して直に歸る其歸る頃、其飯を食ふ音がしてゐると。其夜は奇怪の事があると云ふので、日暮から家の戸を閉して一人も戸外に出る者が無い(同郡誌)。

キセイ 「奇姓」 日向東諸縣郡高岡村に牛糞姓の人があつた。國初に嶋津忠久に従つて、鎌倉から來た人十家

許りある中の一家である。太宰春台の漫筆に、昔鎌倉の武士に牛糞の姓があつたが、それは漢土の馬矢姓に相似した事であると云ふてゐる。之も彼の牛糞氏であらう(北窓瑠談卷一)。

キタムキチザウ (北向地藏) 大阪市幸橋南詰西へ一丁余に北向地藏堂がある。此地蔵へ無言に参詣し、齒痛を立願すれば平癒する。其後二三年なりとも信心次第にて、繪着で食事せぬやう誓言すべしとある(神佛靈驗記圖會)。

キチチヌマ (吉次沼) 下總印幡沼の北畔、楚原新田堤の内に吉次沼がある。昔金寶吉次信高兄弟が、奥州に往來して此處を過ぎた。隣村の萩原村に荒神左近と云ふ強盗があつて、兄弟を殺して財を奪つた。土人は墳を作つて墓となした。それで寶永年中の洪水で、沼となつたので吉次沼と云ふ。隣村の中根村戸崎の觀音堂は、吉次の守本尊であつて十一面觀世音である。其靈驗は著しい(利根川圖志卷三)。

キチヤ (木地屋) 近江の君ヶ畑に隠れ住まれた惟喬親王に仕へし、小椋氏の後と稱して各地の山中にて轆轤を以て、椀類の製造を業とした者を木地屋と稱した。

後には山間に土着して村生活を営む者もあつたが、山から山へと漂泊を續けた集團も少くなかつた。此者の由緒や生活に就ては、記すべきものが多く存してゐるが、茲に擧げる事が意に任せぬので、詳細は参考文献によらねたい。

【参考文献】

- 木地屋物語 (柳田 國男) 文章世界六ノ一
- 紀州の木地屋 (櫻山 嘉一) 郷土研究三ノ三
- 木地屋文書 (東宮 豊洪) 民俗學四ノ五
- 木地屋の事共 (雜賀貞次郎) 同上 四ノ六
- キツエントマヨケ (喫煙と魔除) 羽後河邊郡の農村では、昔男女ともに十六七歳に達すると魔除と唱へて、盛んに奨勵して喫煙させた風が行はれてゐたと云ふ(同郡誌)。

キツクワモンシヤウ (菊花紋章) 公家に菊花を御紋とせらるる事は定かでないが、後鳥羽院の深き報慮によつて、御自ら劍を打たせ給ふとて、御手練座して其劍の銘に菊花と一字を彫刻し給ふた。又集められて鍛冶にも此御紋を賜つ事より見ると、御袍の文からより始めて御物に菊花を用ひられたのは久しい事であらう。

(關秘録卷五)

キツシヨアゲ (吉書揚) 初めは踐祚式に太政官及び藏人方より進覽するものを吉書と稱したが(社會事彙)、後には農民へ定書に與ふる取書を云ふやうになり(倭訓彙)。更に轉じて正月の書初め又は試筆を吉書と稱した。玉海の建久四年正月、始覽二吉書一とあるは其一例である。民間では吉書を左義長の火にて焼き、巧拙を占ふ事が廣く行はれてゐるが、之も元は堂上の儀式であつた。御湯殿記に『正月十五日御吉書、階の間の西方より、御硯の蓋にすはりて、長橋いださるゝと見え、左義長に上らるゝ事也』とある(倭訓彙所引)。又『左義長』の條を参照せよ。

肥前五嶋にては各村とも、上月上旬中に鬼火焚きをするが、其折に子供達は元日に書いた試筆を竹に挟み燃やし揚げ、その燃えた灰が高く揚がると能筆になると悦ぶ。之を吉書揚げと云ふてゐる(民族二ノ二)。福山市では正月十四日を棚下しと稱してゐる。門飾一式を取拂つて之を焼く、二日の書初めも共に焼くのであるが、火焰が高く昇れば書が進むと悦ぶのである(人類學雜誌六〇號)。

佐渡吉井村大字吉井本郷の附近では、正月十五日の午後に至り各戸の飾り松を焼く、此時毎戸より竹一本を出す、それが爲め焼る時ボン／＼と云ふ音を立てるが、之は爆竹の式であらう。又此時子供等の書初を焼く、上に高く昇るのを吉としてゐる。此時トローヤトトローヤと呼ぶのである(同上)。

ギツチヤウ (毬打)

毬打は漢土の儀を學んだのである。黄帝が蚩尤と千坂泉之野に於て合戦したが、蚩尤は鐵身にして黄帝の箭は中らな。黄帝は天を仰いで祈る時玉女が天より降りて來て反問すれば、蚩尤の身は湯の如くに解けて殺されてしまつた。それで蚩尤の頭を取つて毬とし、眼を取つて之を



射つたのである。又漢土には年始に毬打を用ふれば、國中に凶事が無いと云はれてゐる（塵添塩囊鈔卷九）。
キツテウキンマラー 「吉兆金魔羅」阿波では四五十年前までは、荒神様は女神だと云ふので、荒神棚に支根を供へた。桐ノ木で造り金箔を貼り、社寺の縁日などで賣つてゐた。之を吉兆金魔羅とした。それ故に男子が飯を炊けば、荒神様は悦ぶと云つてゐる（民族と歴史六ノ五）。

キツネ 「狐」我國の靈魂動物として、蛇と共に民間信仰を負ふたものは狐である。従つて其資料は餘りに多いので、茲には概略を載せるにとどめた。

狐の俚名 岩代白河町の立石山の中腹に、立石稻荷社がある。此山に元老狐が棲んで人を誑かした。其狐の名を何う云ふ譯か、立石小六と呼び兒童輩は恐れてゐた（白河風土記卷一）。同白河町年貢町に米山與次郎稻荷社がある。與次郎と云ふのは此山に白狐の棲んでゐたのを、土俗が斯くと云ひ習したのである（同上卷二）。

飛騨大野郡灘村大字下岡本村のコセン小十郎、大名山村大字花里石ヶ谷に孫十郎、淨見寺野にオミツと云ふ

狐があるが皆名狐である。孫十郎は自ら、吾天笠に在つた時は文珠キシシと云つたとある（北窓瑣談卷二）。越後古志郡には慶長年中まで、青山村石動のオサン、下條村のトウロンジのお紺、定明村の橋場のオカンと云ふて三匹の靈狐が棲み、悪を懲らし善を扶けてゐたと（温故ノ栞一〇編）。

姫路市の柳寺の條に、姫路の東のおよし狐は六百歳の白狐であると、それで山の萬太郎狐と契つたとある（播磨鑑）。

狐と交る 美濃揖斐郡大野村に千二三百年の昔、宇志男と云ふ樵夫が住んでゐた。或朝美女に會ひ妻として家に迎へた。其後三年目に男の子を生んだが、子供を抱いて假寝の時、美しい脛のそはから白い總の様な尾を垂らして居たので、女房は大野ヶ原の白狐であるのかと男は驚いたが、心に秘めて暮してゐた。子供は力強く野山を馳る事は飛鳥の様であつたと。或時男が牡犬を一疋買つて來た處、男には馴れたが女房には吠へ付のである。犬には女房の本体が見えるのであらう。此子供は彼の『岐都禰の直』の祖である（岐阜日々新聞、大正一〇、八、二三）。按に、日本靈異記に

載せた話の雛案である。

明和年間美作國英田郡粟井の里に、たね女といふ美しい年増が木賃宿を営んでゐたが、或夜更けに旅商人と名のる若人がたね女を起して強めて一夜の宿を求めた。日頃の氣丈者のたね女は其夜は唯恍惚として商人の言ふ儘に従つた。翌朝未明に旅人は出て行つたが、其後たね女は狐の子を生んだ。其地の里正は實際其狐の子を見たと言ふ。又同時代に同じ里のタネと云ふ寡婦は、田殿村の東吉と言ふ男と通じ、狐の子三匹生んだと古書に記してある（汎岡山郷土傳説特輯號）。

伊藤東所の談に、但馬竹田の民家の娘、男と通じて四ツ子を生んだ。其子頭は人であつて手足が狐である。又首は狐で手足が人であるのもあつた。之は狐が男と化して通じたものであらう（北窓瑣談卷三）。

野狐は時として人を欺惑するものである。婦女が之と交はる時は陰戸が痛んで堪えられない。其時に蕎麥を煎じて洗へば即治すると。熊澤某の下婢が狐と交つた實例があるが、狐は交りて後に必ず其薬法を教へる。之は其情に報いるのであらう。又牝狐が男子と交はる時は、男莖が痛むが終には腐脱すると。其治薬には亦

蕎麥が宜しい（甲子夜話卷二二）。

狐を射た罪 後三條天皇延久四年十二月七日に、藤原仲季が土佐國に配流された。之は仲季が齋宮邊に於いて白專女を射殺した爲である（百練抄卷五）。

狐遣ひ 中原康富の記に、應永廿七年九月十日に、室町殿醫師高天は、父子弟等三人と共に禁獄せられた。此間狐を仕ふ沙汰を聞いたが、昨日御臺御方で驗者を迎へて加持をしてゐた處、狐二疋が御所から逃出した。其狐を縛り打殺したが、此事に依つて高天が狐を誑けし奉つてゐた事が露顯した。其爲め囚人高天は讚岐國に流された（玉かつま卷八）。

狐の樂る村 下野黒羽町大字堀野内の里人は、昔九尾狐を狩つた時、勢子に出した者の子孫であるとして、今に九尾狐を祀つた小祠に詣ると祟りがあると（甲子夜話卷六七）。

狐の自殺 越後村上町の近在の百姓家で、或夜マチン飯に交へて鼠を取つて庭先に捨てたのを、其夜近所の狐の子が來て鼠を食ひ其毒に中つて死んだ。親狐は之を恨んで三人の娘に憑き一ヶ月程の後悉く死なせた。百姓夫婦悲んで大に狐を責めた處、狐も其理に服

してか其翌朝廷に老狐二匹が死んでゐた。百姓發心して西國四國の巡禮に出たとの事、天明年中の話である(東遊記後編卷二)。

狐の願書 羽前西田川郡大寶寺村新田村開墾の砌、其地に栖んでゐた狐から願書が差出された。其文言には今度新田開發の爲め、拙者共は數年來の居住地を失ふので、眷屬共は居所に迷ふ。君哀憐を垂れ聊かの地面を渡し給へと。それで狐穴の邊り百間四面を残して小祠を建てた。今の新田稻荷が之である(莊内三郡雜記卷下)。

狐糸の構 上總君津郡一圓は、昔秋元の庄と云つた秋元侯の祖先が諏訪明神へ立願した處、白狐が來て糸を引いた。其糸の絶えた所に陣屋を作つて此地を構した。それで狐糸の構と稱したが、後に小糸と書き改めたのである(房總志料續編卷一〇)。

狐釣の名人 下總佐倉町の東方里餘、墨村の百姓に藤兵衛と云ふものがあり、狐吊りの名人なので、トウカ(稻荷の訓讀)藤兵衛と云ふ。水戸へ往つた歸路に女化の原で狐を見出し、此狐を誘つて我家に連れ歸り、裏山のブツチメに掛けて捕へた。此道程は十里餘りで、

途中に舟渡し三ヶ所もある、無類の名人である(利根川圖志卷四)。

狐釣の故事 和泉南ノ庄村にある小林寺の塔頭に、永祿年中の頃耕雲庵の住僧に白藏主と云ふ人があつたが、此僧は常に稻荷大明神を信仰してゐて感應があつた。三足の狐が居つたのを抱へて歸つた處靈妙が多かつたと。能狂言に釣狐と云ふのがあつたが、此事を大藏何某が狂言に作つた後、右の狐の教で所作するに至つたのであると(一話一言卷一三)。

狐の膽 筑前博多の黒田侯の臣に、狐を捕へる事を掌つてゐる武士があつた。之は侯の家製に鳥犀圓の方があつたのである(甲子夜話卷一三)。

狐の水渡し 信州諏訪の湖が凍つた時狐が渡れば、人も皆渡るのである。水經可水注に、河沿に厚い氷が張つても、車馬は通過してはならない、狐行を見てから渡るのである。此物は能く氷下を聞く事が出来るので、水が無ければ始めて過ぎる、人は狐行を見てから渡るのである(柳巷談苑)。

狐清水 羽後淺舞町大字下鍋倉村の久左衛門と云ふも

【参考文献】

狐 用 水 (中山 太郎) 旅と傳説
陸中和賀郡飯豊村の奥寺定恒に従五位を贈られた。曾て城内不毛多く水利の便を缺く仍て先づ水利を起すを先とし、穴堰を穿つたが、功成り水至らず、定恒痛歎措かず、伊勢大廟に祈願した。定恒一夜靈夢を感じ、明曉天霜表に白狐の足跡あり、之を逐うて西せば必ず連理樹あらん、其近傍を穿つべしと。至れば其樹があつた。因て許を得て又坑夫を羽州阿仁鑛山に得て、山を貫き尻平川に達するもの凡そ二派、然も水至らず、定恒坑口に薪を積ましめ、之を焚かしめし所、水忽ち滔々として至つた、之を上堰下堰と云ふ(岩手縣下之町村)。

狐施行 大阪の桃山では冬期に當つて野施行と云つて、狐に施行する事がある。毎夜數十人が町内を大聲して呼び歩き、供物を授けるのである(人類學雜誌第一〇八號)。

狐神 但馬朝來郡粟鹿村大字粟鹿に當勝神社がある。境内に狐廟があつて、祈願する者は神官に就き供物を捧げ願文を納める。事が吉であれば供物を御し、願文

のが、萬治寛文の頃であらうか開發工事をしたことがある。稻荷の御神に願ひ事をして、泉の源が何處にあるのか知らせて頂きたい事を祈つた處、初雪の降る夜に狐が頻に鳴いて往つた。怪しい事であると思つて、明る且此狐の踏んだ足跡を標べに探つて行くと、犬子清水と云つて狗子の音して涌き出てる清水があつた。手を叩けば愈々湧き出る、之は稻荷の告げであるとして、やがて堰を作つて水田を墾いたのである。又或る人の云ふには手を叩いていぬこくと云へば、狗の子の呼ぶ聲と共に愈々清水が涌き出たとも云ふが、今は昔の如くには清水も出ないとある(雪出羽路)。

狐用水 羽後雄勝郡京政村に稻荷社がある。麻生與惣右衛門が此邊に新墾して、其田地に水引き入れんとしたが、堤井堰とも崩破して詮術なく、林の稻荷の小祠あるに此事を祈れば、初雪の朝狐の往つた跡があり、之は神の御告と雪の上にぬかづき、狐の足形のある筋々に枯枝尾花の印を立て、年明け雪の消えるを待つて其筋々を糺し、何向ひの郷藤倉村の朝月山の麓より皆湍川を引入れ、飯田の村北寺下の屋敷まで大湍を流し二百斛の田の町に水豊に渡り民艸が潤つた(雪出羽路)

に狐蹤を印してゐるが、凶の場合は其反對である(校補但馬考)。

狐社 美作吉田郡林田村大字林田字上ノ町に、昔大隅大明神があり、其末社に御先社といふのがあつた(東作誌)。

【参考文獻】

七 人 塚

(柳田 國男)

郷土 研究

狐の報恩 常陸根本村に忠七と云ふ農夫があつて、母の薬を求めての歸路に狐を救ふた。狐は女身に化し八年間に三子を生んだが、狐である事が知れて『昔日死を贖はれし野狐の身、偶々人間に嫁して忠家に入る、鴛鴦暖かき八年の夢、夢は積りて一女二男を生む、花長月下の前後に撫し、夏日冬夜戀に紡績む、一朝吾が生所を知られ、歸去古塚自ら別離、別離の悲涙今難堪月三更女化之原。みどり子の母はと問はば女化の、原に泣々臥すと答へよ』との詩歌を残して歸つた。三男の竹松成長の後身を立て、其孫下總に往き栗林下總守義長となる(利根川圖志卷五)。

狐四國を去る

伊豫道後町の正傳寺に、居間と云ふ大杉が二本あつたが、元祿十三年に枯れた。其故事は永

祿年事河野霜臺の妻が二人となつた。同姿同顔で識別が出来ず、加持祈禱醫療などするも其功がない。或時一人の妻食事の毎度に耳を動かすので、狐であるとして杉の太木に繋ぎ、之を責めた處果して狐であつた。之を殺さうとした時に、僧俗の男女異様の者が門前に來て、其狐は貴狐明神で日本一の狐の頭で、殺せば害があるが、助ければ此四國より狐悉く去ると云ふので之を放つた(伊豫温故録)。

狐の使

羽後國に老狐が棲んでゐたが、此狐人に馴れてゐたので、秋田侯の内書信ある毎に、其狐に託して書翰を首に結んでやると、江戸に能く通じた。其捷速であるのを以て屢々此獸の力を借りた。或時信書が達しないので、人々は疑ひ訝つて、其行途を捜し求めた處、途中の大雪に傷いたと見えて雪中に埋れてゐた(甲子夜話卷一)。

狐の和歌

美作國吉田郡美和村高野神社の傍の、宇那提森下に道祖神社がある。本殿の西南十余歩に美佐幾社があるが之は狐の祠である。俗に二宮狐の名がある。神主の立石家に狐の書である和歌がある、それは『忍ぶれど戀ひしきは足曳の、山より月の出で、こ

そくれ』とある(校正作陽誌)。

狐の詩 美作吉田郡芳野村大字布原の土手山に、稻荷神社があるが、之は此村の氏社である。布原には妖野が多いがそれは狐がなしたものであるとて、布原狐と云ふてゐる。村民が思らつて祠に行き願へば漸くして止まる。或は詩を官舎に書し曰ふに、『阿紫千年心未だ灰せず、荒墳に風起つて野花開く、前亭將に藍輿に下りて飲んとす。恐らくは支丘校尉が來たのであらう』と(校正作陽誌)。

狐因事を告ぐ 岡山市上之町に凶變ある場合は、必ず狐が鳴き、町内の誰かが之を知ると總代が集合し、直ちに凶事退散のお祭をする。云ふ古來の傳習をもつ甚九郎稻荷は、明治初年迄は當時の甚九郎橋の下に小さな祠があつたが、内濠の埋立で移轉し、俗に張場の稻荷様と稱してゐる(岡山秘帖)。

狐産婆 越後南蒲原郡大面村字矢田の産婆の所に、一夜難産の急使が來て、産婆が使ひと共に行つた所が、非常に立派な邸宅で、難産だつたが無事に濟み歸宅すると、使者が小判を持つて禮に來た。翌朝見ると木葉だつたとも云ひ、又毎年どこからともなく白米二升宛

送つて來たともいふ。以後この産婆の家は富み、今も屋敷の中に稻荷の祠があるさうだ(越後三條南郷談)。
狐の嫁入 越後蒲原三島兩郡の田野には、狐の嫁入が多い。其時は子供は打揃つて見物に行き、『今日は吉田狐どんの嫁入り、吾(ボン)もあやかる百味の御馳走』と打難すのである。狐の嫁入は數十の狐が口から吐く息の陰火と見えるもので、眇目で見る時は見えないものである(温故ノ栞一〇編)。

【参考文獻】

狐の 嫁入

(白井 一二)

民俗學二ノ四

狐の化物 岡山市の西瀬尾町から東瀬尾町に通じる、下水溝に架つた土橋がある。往時この溝に小豆洗ひの狐が出る。いや鯉に化ける狐があるのだといつた調子で、種々なる取沙汰がされ、夜間の一人歩きは禁物とされた(岡山秘帖)。

狐憑 安藝の宮嶋には狐憑きが無い。又他所で人の狐に憑いた者を、此嶋に連れて來れば必ず落ちる。又狐憑の人を彼の社頭鳥居の中に引入れると、苦悶大叫して狐は落ちると。神靈の威によるのである(甲子夜話卷二二)。市井雜談に浮田秀家の娘が狐に憑いた。事を

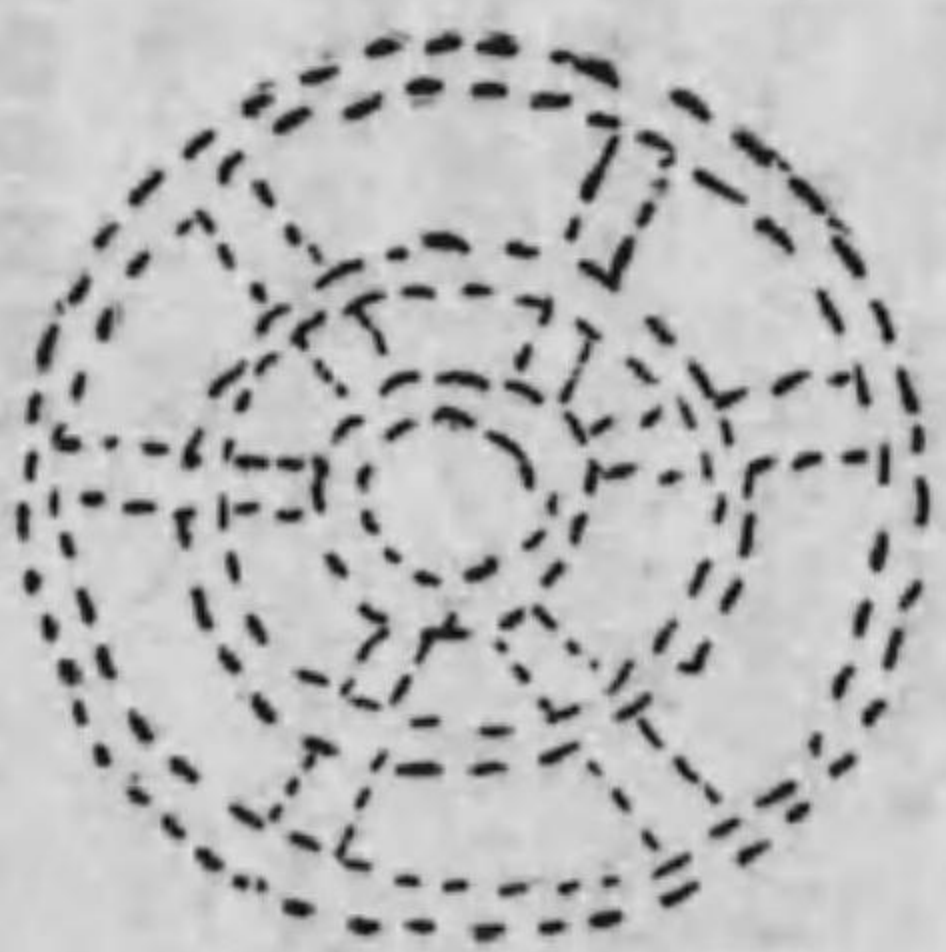
盡すが少しも放れず此事を秀吉に告げた。秀吉は其娘を城中に召して速に退去せよと命じた。娘は翌日我は退くまじと思つたが秀吉の命を用ひない時は、諸大名に命じて西國、四國の狐狩をする心中が察せられたので退くと云つた(同上)。按に、此種の民譚は殊に多くして、倒底こゝに収載しきれぬのである。

狐の珠 東京市中野區中野町の明王山寶仙寺に、白狐の珠と蛇の頭とがある。狐の珠は世に多くある石で信じられないが、蛇の頭は村童が井ノ頭附近で蛇に足を咬れた時、草薙鎌で之を斬落した處、山野震動し池水一滴も無く干されてしまつたので、村民大いに愾き、當寺の住僧に頼んで眞言秘密の加持をして貰つた所、雄蛇が歸つて来て又本の如くになつたと云ふ、什寶の蛇の頭は此時の物であると(四神地名録)。

キツネガリ [狐狩] 播州神崎郡川邊村大字屋形では毎年正月十四日にサイトウ祭を行ひ、其後に子供達が集つて狐狩をやる。子供達は一定の順路を大聲あげて「狐狩りやホロロ、ホロロやホロロ」と呼びりつゝ疾走する。此事の起りは狐の爲に村に大火あり、それ以來狐を追ふのだと云つてゐるが、昔は各地で行つてゐ

る所を見ると、古く狐害を防ぐために狩立てた餘習と思ふ(民族一ノ二)。

キツネノチンドリ [狐の陣取] 陸奥の十三湖は、極寒になると全部氷結するが、狐の渡つた跡を見てからでないといふ、安心して通れないと云つて居る。氷上の跡では、中津輕郡如來瀨村のガグ



の上に顯はれる。狐の陣取りは有名である。此土地では川岸をガグ又はガンケと呼ぶ。川の近くに雪が積る頃になると、廣さ十三四間ばかりの狐の足跡が、面白く並ぶので、

村では狐の陣取りと云つた。圖を畫いて見ると此の様である。不思議な事に此の圓形の輪の外には一つも足跡で無いことである。之は何處から集つて、足跡を印すかを調べた人は、根まけしたさうである(津輕舊事談)。

キツネノマド [狐の窓] 松本市邊では、兩手を組合せた中指と薬指との間に出来る間隙から、人を覗き見る「狐の窓」と云ふものがある。此窓から狐火を覗き見

て吹けば消えると云ふ(郷土研究四ノ八)。

キツマツリ [木津祭] 山城木津町の木津祭は、毎年十月廿日廿一日の兩日に行はれるが、此際に「蒲團太鼓」と稱する御輿を各町から出す。蒲團太鼓の形式は大阪府下に行はれてゐる物と大同小異で、一番上には方五六尺の三枚の丈一尺もある赤蒲團を重ね、次で屋根の四方に小さき紅提灯を吊り、其下は四本の柱でさゝへ、柱と柱の間には緋の鏡幕を張る。其次が子供達の叩く太鼓を置くのである。祭禮の當日には此御輿が幾台も揃つて町内を練り廻り盛觀である(郷土趣味三ノ一一)。

キツム [吉夢] 伴大納言善男は佐渡の郡司の従者であつたが、善男は或夜西大寺と東大寺とを跨いで立つた夢を見た。此事を妻女に語ると、妻は其跨こそ裂れるであらうと云ふた。郡司は此夢を占つて、必ず大位に登るであらうと云ふたが、果して善男は大納言に進んだのである(古事談卷二)。

キヌホシ [絹星] 安藝を中心とした二三國と、海を越えた伊豫の地方の相當廣い地域に亘つて、星の和名に絹星と云ふものがある。或時は絹屋星、絹屋の絹星とも

呼ばれたがそれには此やうな説話がある。昔絹屋に美しい娘があつた。臨終の折に「妾が死んだなら、天に昇つて星になる、其の星は絹を透して見て呉れ、九つに見えるから」と言ひ遺した。それから後この星だけは絹を透かして見れば、九つに見える。「天に昇るげな絹屋の娘、星になります絹屋に」とか、「高い天の星は絹屋の娘、絹で拜めば九つに」又は「わたしや九つ絹屋の娘、星になるから見ておくれ」と云ふ俚語がある(民俗學四ノ一)。

キネ [巫女] 古く巫女(カンナギ)をキネと稱したとて、古今集の「霜やたび置けど枯れせぬ榊葉の、たち榮ゆべき神のキネかも」の短歌が引用されるが、更に一步を進めて何故に斯く云つたかの語原に就ては聞く所が無い。代々の歌集に載つてゐるキネの語は、古今集を學んだものとして旁證にはなるが解答にはならぬ。太平記(卷三三)八幡御託宣の條に、合戦の折諸大將の異見區々であつた時、直久朝臣が戦争の進退は神慮によらなければならぬ。そして八幡の御費前で御神樂を奏し、託宣に付て、軍の吉凶を知るのであるとて種々の奉幣を奉り、葦籬を勤め、神の告を待つてゐ

た。社人の打つ鼓の聲やキネが袖ふる鈴の音等が神さびて自ら人に信仰心を起させる様であつた。託宣の神子が巧な文言で色々の事共を申したが、『垂乳根の親を守りの神なれば此手向をば受る物かは』と神歌を繰返し詠じて後、御神は昇天し終ふたとあるのも此一例である。

キネオトライム〔杵音を忌む〕羽後仙北郡土川村大字半道寺の鏡井を、土川村の寺に移して岩井と云ふた。其寺の跡は地獄澤と昔は云つたが今は哭澤と云ふてゐる。此地で夜半に往々杵の音がするが、それを聞く者は短命だと云はれてゐる。之は同地方では死人があるかと、空白を携き杵の音させて其事を近隣へ知らせるからの聯想もある（月出羽路）。

キネガモリ〔杵ヶ禁〕岩代坂下町に杵ヶ森がある。昔源義家東夷征討の折、此附近に軍宿し農民は糶米を供した。其時使用せし臼杵等を各所に埋め、記念の爲めに小丘を築いた。杵ヶ森は即ち其杵を埋めた所である（河沼郡案内）。按に、杵ヶ森は祈念ヶ森の轉訛かも知れぬ。

キネコサマツリ〔杵コサ祭〕尾張の三大祭の一つに愛

知郡岩塚村の杵コサ祭がある。之は俗稱であつて本當は田祭と云ふ。村民はコサの事をキンタマと云ふのである。祭事に與るのは、氏子中の若い衆から十三名を抽籤で決める。當選したものは之を一生一代の名譽として、一家一門が先づ祝つて呉れる。又十三人の役に當つた若い連中が、荒れ放題に荒れ廻るのである。新嫁のお尻を叩いたり、杵を振つて若い娘を追ひ廻したりする。傘鉾の頭や杵が少しでも身體に振れると、『厄落し』と云つて大喜びする（民族と歴史八ノ三）。

キネシマヤマ〔杵嶋山〕石見安濃郡鳥居村の、村社佐比賣神社の祭神は金山彦命である。寛平三年に美濃國不破より勸請して、同村の字杵嶋山に在つたのを、明治四十年海岸に遷したのである（同郡誌）。按に、杵嶋（キシマ）は肥前が本貫地のやうに考へる。猶『杵嶋曲』を参照せよ。

キネスウハイ〔杵崇拜〕三河南設樂郡舊横村では、北山御料林と稱して、百町歩弱の御料林がある。此林の伐採の折に、村民一戸毎に一組づゝの白を賜はるのが古例である。其爲に農家では白を大切にするので云つてゐる。農家で土間に据ゑてある白では、白よりも

杵の方を大切に扱つてゐる。婦女が杵を跨いだ時は、其杵を背負つて屋の棟を七度越さぬと、其罪が減びぬのである。又白を杵の容れ物としてはいけぬと云つて、杵を白の中に入れてまゝにして置くことを、甚しく戒めてゐる（郷土研究四ノ一〇）。

キネテンヨリクダル〔杵天より降る〕肥前東彼杵郡彼杵村大字藏本に彼杵神社があるが、祭神は素尊が杵を右手に持つてゐる其杵である。昔虚空から大なる杵が降つたので、神像を刻んで祭つた。郡名も村名も之に起因してゐるのである（同郡誌）。

キネノシンジ〔杵の神事〕攝津武庫郡本庄村大字深江に、踊り松と云ふのがある。昔森村の稻荷の神幣が洪水の時、此松の木の元に流れて來た。森林の氏子は之を聞き、其折麥を刈り干して皆杵を携へながら、此松の元へ神幣を迎ひに來た。其時踊を催したので踊松と云ふ。此例により今に至つても、毎年四月中卯日に杵の神事がある（攝津名所圖繪卷七）。

キネノマチナヒ〔杵の厭勝〕常陸土浦町邊では、子供の夜泣を止める厭勝に夜間人に見付からぬやうに、妻は兒を抱き、夫は杵を擔ぎ、妻が先づ『赤が泣く』と

云へば、夫は『杵がなく』と交代に云ひ乍ら家を三川する。多くは見付かつて三晩も四晩もかゝるさうである。又手軽に稻荷神社に赤飯を捧げて祈願する人もある（郷土研究一ノ九）。

陸中國江刺郡では杵で招けば死ぬ。又ウツ木で人を打てば死ぬと云つてゐる（同郡誌）。

日向兒湯郡都農村の都農神社は、疔癰を治すのに杵で患所を一二回押し、二三日すれば必ず癒ゆると。祭神は大己貴命である（塵添埃囊抄卷一）。

キネノミヤ〔杵の宮〕攝津豐能郡根根村大字森上の岐尼神社は口碑に此神は降臨の時、村民臼上に杵を渡して迎へ奉つたので、之により杵の宮と云ふた（明治神社志料卷上）。

キネマツリ〔杵祭〕伊賀阿山郡府中村大字一ノ宮の敢國神社は、十月十三日を例祭日としてゐる。里人は之を鬼子祭と云ふ。國音の相通する故に、誤つて杵祭と云ふたのであらうか（日本傳説叢書）。

頂き素袍を着た者が、顔を墨で塗り杵を振り廻はして杵を投げる。それは昔異國の貴人と覺しき女が漂着したのを、杵で殺した爲め疫病が流行したのを和げるためである（若狭國風俗答状）。

キネンガハナ〔祈念ヶ鼻〕因幡氣高郡瑞穂村大字日光に、祈念ヶ鼻と云ふ所がある。此處は修験者等の祈禱した故跡であらうと云ふ（因幡誌）。

キノイハヒトコメノイハヒ〔喜の祝と米の祝〕駿河吉原町の俗に、七十七の祝の時に老人は、火吹竹を自製して知人に配る事がある。又八十八の時には、飯柄子八十八の印などを押して贈る。全般の人ではないが斯うする人もあつた（吉原雜話）。

キノボリチザウ〔木登地藏〕岩代安達郡嶽下村大字高越字正法寺に、木登り地藏と云ふのがある。堂の側に老松があつて、枝間に石地藏が安置されてゐる、之が木登り地藏である。此地蔵は地上に下すも何時の間にか元の樹上に登り返るのである（同郡誌）。

キノヲサマ〔きのを様〕豊後日田郡五和村大字石井にキノヲ様とて、男女の下ノ病に靈驗ある小祠がある。神體は短剣だと云ふが盜難を恐れ今は氏子の家に預け

る。同國兼川郡東村大字鹿園寺一圓は古來黍を栽培しない。之は何時の時代か城主が落城して敵に追はれ、乗馬は黍畑に飛び込み黍穀に踏み、落馬して遂に敵に殺された爲であると傳ふ（島根縣口碑傳説集）。

日向の西臼杵郡七折村に、平清水と云ふ小字がある。此附近で黍を作れば、血の色を呈すると云つて里人は作らない。昔、三田井家の一族の者が、延岡の高橋氏に攻められ、同所の黍に躓き遂に無念の最後を遂げたので、其附近に黍を作ると血色を呈すのだと云ふ（日向の傳説）。

キフキフニヨリツリヤウ〔急々如律令〕我國では種々の靈符類に、此文字が用ゐられたもので、道士僧侶等の呪文の後に唱へる詞であつたのが、更に移つて常人の厭勝にも用ゐられた。其事は拾芥抄（卷一九）諸類噺時類に「休息萬命急々如律令」とある。そして其出處の支那である事は言ふを須たぬ（郷土研究三ノ五）。

急々如律令（瀧川政次郎） 律令の研究附録
ギベン〔擬媵〕我國に完全な擬媵（クーバート）の習俗が行はれたか否か、それは現在までの資料では何と

である。奉賽には陽物か又は鹽鯖を奉納するが、鯖は其年齢の數だけと定まつてゐる（郷土趣味一九號）。

キビガク〔吉備樂〕江戸期の備前藩に俗樂を司る家が七軒あり、芳秀は其最も優れた天才で、同役の久山信之、三垣正香の兩人を伴ひ、大和舞の研究に奈良春日神社へ差遣された。之が吉備樂の編出される素因をなしたもので、其後京師に遊學すること三度。禁裡舞樂及び三管三鼓の秘蘊を、極めたと云はれてゐる（岡山秘帖）。

キビヒナ〔黍雛〕米子市で賣つてゐたもので、玉蜀黍の皮で作つた黍穀人形と云ふのがあつた。土地の者は黍雛と呼んでゐた。頭だけであるから買つて衣裳を着せるのである（郷土趣味二二號）。

キビラツクラヌムラ〔黍を作らぬ村〕上野多野郡上野村大字新羽では、元文の頃迄は、黍を作るのを禁じて氏子に至る迄之を食す事を禁じてゐた（同郡誌）。

出雲兼川郡國富村大字口字賀の細木家は屋號を田中と云ひ、昔足利尊氏の幕下細木七右衛門の子孫で、同家一門に於て何時の時代にか敵と決戦中、畑の黍に妨げられて敗死せし恨みによつて、畑で黍を作らぬのであ

も云ふ事の出来ぬ問題であるが、後考の爲めに知り得ただけの資料を載せるとする。

足利市外の農村では、明治中期頃まで妻女が難産で苦むと、其夫は米搗臼を背負ひ、家の周りを分産するまで匝る習俗があつた。よく村の老人が若い者に向ひ「お前の母は産癖が悪く、父が臼を背負つて三度匝つても産まれず、四度目に産れたのだ」などと語るのを聞いたものである。此事がクーバートに關係あるか、それとも單なる速産の厭勝（産と臼は呪術的には交渉が深い）か知らぬが参考に資す（中山記）。

肥前天草嶋の或る地方では妻女が分産する際に、其良人は便所に入つて脱糞する土俗がある、之は擬産の形式化されたものであらう（吉田九郎談）。

男のお産の話（中山 太郎） 日本民俗志
キボク〔龜卜〕支那から輸入した占法であつて、龜ノ甲を焼きそれに因つて吉凶を下ふのである。古く卜部氏が其事に當り、壹岐伊豆に其支流があつた。今に神社にて之を用ゐる所がある。

【參考文獻】

正 ト 考 (伴 信友) 伴信友全集本
龜相記講義 (角田 忠行) 會 通 社 本

キミサキサマ 「木御先様」 三州北設楽郡中在家の、竹内正五郎氏の祭る神に「木みさき様」と云ふのがあ
る。由来に山の太木を祖先が伐る時に、一匹の狐が木
に打たれて死んだ。それより其者の妻病氣となつた
が、之を祀つた處平癒したのであると云ふ(設楽創刊
號)。按に、ミサキとは元は靈魂の義であつたが、狐が
靈魂動物である所から、之に轉用するやうになつたの
である。美作伯耆邊で云ふミサキ塚とは、關東の稻荷
塚と同義である。

キミヤノセウジン 「季忌宮精進」 近江滋賀郡の江南の
人は、十一月廿三日には終日燔炊の物を食はない。之
を季忌宮精進と云ふて、火災を免かれる祭である。此
事は享保年間迄は専ら行つた事であるが、今では絶え
て其名を知てゐる人も稀である。此神事は四宮の神官
の傳來したものである(近江輿地志略卷九)。

キメイトウ 「忌明塔」 京都市北野神社の石鳥居の西南
に忌明塔が在る。傳へに菅神の父善卿の塔である。俗
に父母を失つた人が、五十日忌が明けてから此塔に詣

町淺間神社、四月申日祭に京上薦と云つて、六所淺間
社より其神像を宮に入れ、神人之を捧げ樓門前の橋上
に出て神幸を迎ふ儀式がある(駿河志料卷五六)。

キヤウダイチギリ 「兄弟契」 下野日光町に兄弟の契と
云ふ事がある。松原町から入町の全部の町々の人が、
三月上旬より野山に若菜を摘み花見をする時、相語り
合つて親しく山林原野に宴を張る。即ちお互に愉快な
一日を暮して相親睦を計るのである。之を兄弟契と云
ふ。毎年四月八日を終りとして相傳へ行はれてゐる
(日光の傳説)。

キヤウドマチ 「經堂待」 上總一宮町では、二月十五日
の涅槃會を、里人はキヤウドマチと云ふが、經納の義
であらう。經堂の東北の隅に井があつて、皆此堂に涅槃
像を掛け、經文を一紙一枚に押して賣る。參詣の人は是
を買つて井中に納めるのである(房總志料續篇卷五)。
按に、マチは日待月待と同じ祭の意である。

キヤウフウノマジナイ 「驚風の禁呪」 大阪玉造の安井
氏では、毎年二月四日、八月四日の兩日の朝五つ迄に
十五歳迄の小兒驚風の禁忌をする。之は結縁の爲め無
料ではあるが、此禁呪は驚風に限らず、小兒一切の病

でるので斯く云ふ(雍州府志卷一〇)。

キモン 「鬼門」 東北(丑寅)の隅を鬼門と云ふのは、
神異經に東北有ニ鬼星一石室三百戸、共一門題曰ニ鬼
門一と見え。隨書にも廻風從ニ良地鬼門一來とある。我
國でも専ら忌避を犯さぬは、東北の維は日之北宮の所
なるが故であらう。丑寅は鬼門で申酉と向ひ合せてゐ
るので、延喜式に虎首猿尾と見えてゐる(倭訓栞)。

キモンヨケ 「鬼門除」 信濃下伊那郡千代村の渡場は、
文明四年に下條康氏が、南原文永寺を鬼門除の祈願寺
となし、通行人の爲に今田の杉を伐り穿ちて丸木舟を
造り之を用ゐたのが、舟渡の嚆矢である。後に舟が朽
ちたので、延徳三年鎮西野の杉を伐り改造した(千代
村誌)。

キヤウカシノヤガウ 「狂歌師の屋號」 大屋裏住(東京
日本橋區金吹町の白子屋孫右衛門)は古い狂歌師であ
つた、定家卿の御遠忌に「鶯も蛙も同じ歌仲間經讀も
あり唯鳴くもあり」と詠み、此歌が或緒紳家に聞え
て、萩の屋の號を賜つた。今の世に狂歌師の何の屋と
云はれる始めである(假名世説)。

キヤウジャウロウノシンジ 「京上薦の神事」 駿河大宮

を除くのであつて、世寶傳授袋に、小兒の頭に朱で天
灸の二字を書くのである(筆拍子卷三)。

キヤウマルボタン 「京丸牡丹」 遠州京丸の牡丹と云つ
て世に名高い。曾て其里人が其花を認めて、尋行き見
た所が、辛夷の大きいもので、それが白牡丹の如く見
えた。併し世の辛夷より花も殊に大きく香も高かつた
と。遠州屋紋右衛門と云ふ者の話であると傳へる(甲
子夜話卷二九)。按に、人跡未踏の深山に、遠く望めば
雲の如く牡丹が咲くと云ふ話は、昔の好事家の獵奇心
を符立てたものと見え、種々なる怪奇談まで附會さ
れ、遂に此地に住む者は平家の落人であると云ふ事
にしてしまつた。江戸期に行はれた「醫者の藥禮と京丸
牡丹、取りにや往かれず咲(先)次第」の俚謡から
も、其一端が窺はれる。併し其實際は決して左様なも
のでは無くして、京丸とは三年に一度づゝ京都へ往く
人夫のことで、牡丹とは各地に存する地形に由る地名
に過ぎぬのである。

【参考文獻】
京 丸 考 (柳田 國男) 郷土研究二ノ六
京 丸 牡 丹 (納富 重雄) 旅と傳説三ノ五

民俗と地名 (中山 太郎) 民俗學五ノ五
 キヤウヤ 「行屋」 下總印旛郡の各村では、葬式の事を
 ジャンボンと云ふ。葬式のある時は村の老人達は、喪
 屋に集る事もあるが、多くは行屋と稱する堂に寄合
 ひ、其家から酒肴や飯茶を取寄せ飲食をなし、後に葬
 列に加はり鉦をたゞき墓地に往き、埋棺終つて再び元
 の行屋へ戻つて念佛を唱へる。此連中は又群なして地
 方の八十八ヶ所大師詣りをする。其團體の頭分を法印
 と云つてゐる(郷土研究四ノ一)。

キヤウヨミクワンオン 「經讀觀音」 長岡市の佛經山寶
 法寺の本尊正觀音は、惡七兵衛景繁の守り佛で、時々
 經文を讀む聲のするより之を經讀觀音と云ふ(温故ノ
 葉第八編)。

キヤウヨミチザウ 「經讀地藏」 石見邇摩郡福光村の白
 谷庵本尊地藏菩薩が此地に出現された時は、樹木茂つ
 た細道も夜分尊像の光明で附近は晝の如く輝いたので
 白谷と云ふた。其後一人の信者が我家に安置し信仰し
 て繁榮したが漸く奢に長じ家は衰へ、尊像は棚の上に
 煤にまみれて年月を経過した。其頃長左衛門といふ者
 此家に宿り、深更に微妙の御聲で讀經するを聞き敬仰

の念を起し、此地を買ひ求めて白谷庵を立て安置し
 た。そして菩薩の讀經を聞いたので家號をきく屋と號
 けた(鳥根縣口碑傳説集)。

キヤウヨミノミネ 「經讀峯」 東京市杉並區和田堀内町
 和泉の雪松山泉龍寺は、良辨僧正の祈雨の折に龍蛇が
 出現した地である。良辨は此地で遷化したので、寺の
 後方に墳がある。印に松が植てあるが、墳中には經文
 讀誦の聲が聴えると云ふので、其地を經讀峯と稱して
 ゐる。又良辨手植の三光の松と云ふのが在るが、今の
 は若木である(四神地名録)。

キヤクジン 「客神」 神道史の觀點から云へば、客神は
 概して原祀神又は地主神の退化したものである。語を
 換へて詳しく云へば、原祀神の居る所へ新來神(イマ
 キノカミ)が祀られ、それが勢力を得れば原祀神は敬
 遠されて客神として待遇されるやうになり、更に門客
 神にまで押込められる事がある。地主神も又之と同じ
 運命に置かれてゐる。神の上にも盛衰は存したのであ
 る。猶「荒歷神」を參看せよ。

京都市外の日吉神社は、古く大物主命を祭つてゐたの
 であるが、僧最澄が山王なるものを創始したので、大

物主命は客神として取扱はれた(日吉神道記其他)。
 越前敦賀の角鹿神社の祭神は、任那王子都奴我阿羅斯
 等である。本殿(氣比宮)の東方一町許の所にあつ
 て、政所神と云ひ又客神とも稱す。昔東門口が表通り
 であつたので、一に門神とも云つてゐる(敦賀郡誌)。

【參考文獻】

地主神考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
 キヤクジンゴンゲン 「客神權現」 青樓で客人權現の宮
 を信じてゐるのは笑止の事である。山王廿一社の客人
 權現は女神であつて、青樓には女客は入らぬものであ
 る(奴風)。

ギヤクリウスルクビ 「逆流する首」 岡山市を北へ約三
 里、旭川の流れを中にして相對する高倉山と金山、其
 高山の麓に下牧と云ふ村落がある。昔此の二つ山頂に
 は、城砦が築かれて日々兵火を交へてゐたが、或時東
 軍は慘敗し、大將猪股氏は捕はれて旭川原で打首にな
 った。首切り役が「お前に若し勇氣あらば此瀬を逆に
 のぼつてみよ」と罵つたら、胴を離れた首は無念の形
 相凄まじく急流を逆つたと云ふ。今に田の畦には古塚
 が残つてゐる(汎岡山郷土傳説特輯號)。

キユウジツトセイサイ 「休日と制裁」 岩代大沼郡で
 は、農村の休日は太鼓で之を報ずる。一番太鼓(朝八
 時乃至十時)で業を止め、二番太鼓で歸宅するのを常
 としてゐる。若し二番太鼓でも業を止めぬ時は、規約
 違反として酒三升に鯛一把位を、部落の青年に提供さ
 せた(同郡誌)。

キユウチユウノセツブン 「宮中の節分」 昔は節分の
 夜、衆庶は内侍所に參入して、錢十二文を入れ、追儼
 の大豆を拜受して歸るのである。平日も所知の人に託
 して乞ふと、神符を得られるのである(譚海卷三)。

ギョインマツリ 「御印祭」 越中射水郡佐野村の御印祭
 は、例年十月十五日に擧げられるが、眞赤に染めた櫻
 の花を軒先へ吊り、鳥羽繪を畫いた行燈の横側へ「佐
 助大明神、淨海居士」と書きて點火し、新芋を畑から
 掘つて來て芋お萩を拵へ、秋收の忙しい一日を物忘れ
 したやうに遊ぶのである(民俗藝術二ノ一〇)。

キョウウチノキウクワン 「共有地の舊慣」 大隅屋久
 嶋の共有地使用の舊慣は、昔は二月二日をオヂと稱
 し、各人共有地に赴き、鍬を以て己が使用したいだけ
 の地面に畦を作つて置けば、其土地を其年だけ占有す

る権利を得たのであるが、今は此事が漸く混びて、二二の部落に残つてゐるだけである(郷土研究三ノ一〇)。

キヨウサンノソクセイ (共産の村制) 山城國愛宕郡雲ヶ畑村は、明治以前には株附として、毎戸の宅地(中津川、出谷、中畑等)は、皆村持の名義であつて、個人の家有ではない。又毎戸付屬の山林耕地があり家格に應じて、古代より分配する例がある。併し擅に賣買買入する事が出来ず、戸数の増加があれば、一村の評議により村有地所を分配する。若し絶家又は他に移居の時は、其家の株附は村に返納するを例とする。年貢は家株の大小に依り各等差があつて、之を上納するのである。明治後は此組織が全く破れて了つた(愛宕郡志)。

キヨウドウノウサク (共同の農作) 豊後速見郡朝日村ではマクリと云つて、田植其他農繁期に於て各部落毎に、各戸の作業を部落總掛り(小部落宛でなす事もある)でなし、斯くして順次各戸の仕事を終る事がある(朝日村史稿)。按に、今に各地に存するユイ、又はエイ(二つとも共同の意)田植は、此習俗を残したものである。

キヨウドウフロ (共同風呂) 肥前の共同風呂は、現在佐賀郡川上村大字今山は五つの古賀(コガとは他地方で一丁目二丁目と云ふに同じ地域區劃である)について、五つの風呂、中極は各古賀に一つと設置せられてある。そして此古賀別けは大昔からであるが、老人の話に由ると、古賀風呂といふモヤヒ風呂は、維新後出來たものであると云つてゐる。古賀風呂は人口の次第に増加して、昔は農民は町中の人の様に屢々入浴しないで、風呂を持つ者も、立てると云へば、屋根を葺き替へた場合で、其他年内數へる位しかない(社會史研究九ノ二)。

キヨウドウキ (共同井) 伊豫の或地方では井戸を掘る事は大變である故に、共同で掘て使用する。今でも其習慣が残つてゐる。百年以上経つてゐる井戸は十三あり、残る十一が一般の使用である。一つの井戸を三十五六軒が使用するので、不思議な程水の儉約をする。朝家族六人でも七人でも洗面器一杯ですませる。衣服などの洗濯は全く行はないと云つてもよい。井桁に穴のあるは、澤山子供が集り『青石の尖つたのを取つてこい』と餓鬼大將が命令すると、争つて拾つてくる。

検査が通れば石工になりコツ／＼穴を掘る。それが一つの遊戯である。深くなると水を入れ麥麩で吸うたり泡を立て喜ぶ(郷土之地理一の四引用、郷土讀本下)。
ギヨゲフノカミ (漁業神) 長門厚狹郡須惠村の妻崎浦では、正月十日に魚漁祭として、浦中軒別に米五合宛と、外に野菜味噌等を當家へ持寄つて、社人を招いて白粉餅十二重、別に月形、月形の餅を拵へて蛭子社に備へ、神勤めが済んだ後は、右神前に備へた餅を浦中の參詣者が争つて之を取り、月形日形に取り當る者は、其年は前同様に能く大漁が出來ると、昔からの傳へである(長門國風土記卷一四)。猶惠比須神を參看せられよ。

キヨミズノゴワウ (清水の牛王) 京都東山清水寺では、正月七日に牛王加持がある。寺僧は巳の刻に修法があつて、柳の枝を以て堂中を打つのである。之は陰を逐ひ陽を迎へる意である。其事終つて牛王を出す。其時參詣人は所持する處の紙を出して、寶印を乞ふのである(年中行事大成卷一)。

キヨミツノフタイ (清水の舞台) 京都東山の清水寺の舞臺は、元々、で舞臺を演じたので此名を残したので

ある(鹽尻卷八二)。然るに何時の頃に誰が言ひ始めた事か、此舞臺から飛降り無事か否かで、願望の成否を占ふことが流行し出した。尤も之には江戸期に於て戯作者が、此事を題材として戯曲を作り、それが全国的に喧傳流布した關係もあらうが、兎に角に『清水の舞臺から飛ぶ』と云ふ俚諺まで生ずるやうになつた。此結果として現在では、鐵網を張り廻して飛降りられぬやうにしてある。大阪天王寺の五重塔なども之と同じく、飛降りて運命を占ふ者が續出するので、今では周圍に鐵網が張つてある。此事から導かれたもので、武藏秩父郡長若村大字般若に秩父三十二番の岩船觀世音がある。癩病人は此岩船の尖端から傘を開いて手に持ち、飛んで無事に下れば治病すると信じ、昔から飛ぶ者があるが、中には惨死する者も少なくない。惨死者に對しては村内で鄭重に追悼する(諸國珍談集)。

ギヨレイダウ (魚靈堂) 讃岐綾歌郡金山村大字福江に魚靈堂があつた。口碑に景行朝に讚留靈王が大魚を誅したが、其靈が祟るので天平年中に僧行基が魚靈堂を此地に建て、又法動寺を玉井村に立て、大魚の追福をなした。然るに延暦年間に僧空海が、寺を讚留靈王塚

の側に移したと傳へてゐる（全譜史）。

キラウデンセツ 「棄老傳説」 姥捨山傳説として我が國民には馴染の深いものである。太古に老人を殺した殺老時代から、其習俗が少しく緩和されて老人を棄てた棄老時代、更に此習俗が變つて隠居制度の起つた事は、先覺の考證が發表されてゐる。詳細は参考文献に由り知られたい。

伊豆田方郡土肥村の口碑に、昔此邊では人間が六十二歳になると、其子が之を籠に入れて擔き山へ棄てたものである。或時、棄てに往つた子が自分も六十二になると棄てられるのだと考へて止め、それから此事が廢されたと云ふ（郷土研究三ノ四）。

武藏東山村に姥捨山といふ所があり、其處には五十位になつた年寄を捨てるのである。身代のない家の者は山へ小屋をたて、木の實などを喰べて、身を終るのである。身代のある家の老人は、一旦捨てられても又家へ歸つて来る。山から送られて歸つた人は、新しい命を得て生き返つた事になり、子供が一人殖えたと云つて祝はれるのである（民俗學二ノ一）。按に普通の棄老傳説ではないが、姑らく茲に併載する事とした。

佐渡西三川村大字小泊に、佐渡一番の古い建築の農家がある。其家は岡崎忠藏と云ふ人の居宅で、八百年前の建築である。只茲に奇とするのは岡崎の家の床に、一つの穴があつて、掛軸で隠してあつたと云ふ話である。其穴は何の爲かと聞くと、或時世に老人は無用の者であると云つて、官より尋出して殺す掟であつた時、床の間の後に暗室を設けて、其處へ老人を隠し置いて、此穴から食物を與へたので、其名を「親隠し」と云ふさうである（郷土研究四ノ九）。

飛騨吉城郡上寶村大字吉野に、人落しと云ふ所がある。昔は六十二歳限り老人を此所に捨てたと云ふ（飛騨遺乗合府）。

加賀能美郡新丸村大字丸山の地内に、三昧平と云ふ所があるが、其附近に吠糞山と云ふのがある。昔老人にして勞役に堪ざる者を棄てた所である。此處から人骨が出た事があると云ふが、或は昔の茶毘所であらうか（同郡誌）。

老人を下に落すと狼などの餌となると云ふ。或時村青年が多勢老人を棒の上のせ、繩巻きにし落せうとした時、老人は此繩や棒は來年も使へるではないかと云ふた。それから老人を落すをやめたと云ふ。五十歳落には今では道がついて上下する事が出来る（有終第三〇號）。

備中小田郡で、葬法に就て何か古俗を暗示する様なものがないかと色々聞いてみた。傳説によると、昔は五十歳に達すると下浦のドーヰリ鼻へ棄てたさうだ。嶋人は此邊に對しては、恐怖とまでは云へないが、禁忌程度の感情を抱いて居るらしい。現在其處には火葬場が設けてある（民俗學二ノ四）。

美作弓削町大字松村字荒神の山頂を婆ヶ山と云ふ。之は同所の爺ヶ鼻の對稱であつて、昔は松村の老人を棄てた所である（久米郡誌）。

佐賀市では、死者を埋葬する者をクボミ又はイケホリ若くは山イキノ人と云ふのである。山イキノ人と云ふのは、昔老人を山に連れて行つて、放棄したところから、起つた名であると云ふ棄老傳説がある（民族と歴史五ノ六）。

日向西臼杵郡椎葉村にては、娘が婿を買つたり、伴が嫁を買ふと、老人夫婦は別居する。之は實は棄親なのである。太古は若夫婦が出來ると、老人夫婦は家から一里も奥の山の中に、萱葺小屋を建て、別居した。そして老人夫婦は自活せねばならぬので、働ける間は、木の實、萱の實、山の芋等を取り辛じて生活し、愈々生命危篤となると、若夫婦が家へ連れて來て、末期の水を飲ませる。村の人は別段之を不道德だなど考へてゐない（中山開書）。

【參考文獻】

姥捨山考 (佐藤 六石) 單行本
食人風俗誌 (寺石 正路)
隱居論 (穂積 陳重)

キリ (桐) 足利市外の梁田村は、大根島を瓦に焼く程の島場であるから、桐畑と云つても多分には無い。明治の中頃までは、漸く村の物持が二反か三反ほど桐を栽ゑてゐる外は、宅地の隅に三本か五本立つてゐる位に過ぎぬ。昔は桐が千本あれば、一本一兩づゝにして千兩の分限だと云つてゐた。桐ノ木の賣買に就ては、複雑せる割出し方があつて、下駄の甲になる物

と軍筒長持の材になるのでは、値段に非常な差があった(郷土研究三ノ三)。

キリガクレノシロ 「霧隠れの城」 遠州日根城の霧噴井は、本丸の天主臺にあつたが、後世は不親の井とも云つた。それは深いからであらう。俚俗の口碑には昔敵が襲来すると、此井から霧が生じて人を近付けなかつたと。西土の昔に五里城に井を穿つたが、土が堅くて鶴嘴、かなつき、鋤鍬等の種々の道具を数知らず集めて、二三百日掘つたが水が出ない、それで皆退屈してゐる所に黒小蛙、小蛇が土の揚る籠の中にいたので、やつと水に近付いたと力を得て、終に水に掘りあてたとの事である。それは麓の川の底と同じで、汲上る轆轤の繩は千尺以上であらう。昔武藏野の狷象の井は何うであるかと文書したのは此井である。此事は僅に三百年前の事であるが、今は俚俗の傳へも絶えてしまつたのを、宗長が筆まめに書き記したので不朽になつたのである(掛川誌卷一)。中山曰。三州岡崎城も又霧隠城と云ふ由、曾て同市に遊んだ折に聴いた。美濃岩村町の城は要害の名城で、昔敵軍が此城を襲ふ時は、忽ち風雨起り雲霧が涌いて遮り隠すので霧ヶ城

と云ふ。又應仁の頃桐の中將と云ふ公卿が、此地に流落し其子孫の遠山氏が、此城を築いたので桐ヶ城とも云ふ異説もある(新撰美濃志卷二四)。

キリカヘハタ 「伐替畑」 野山を伐開ひて或る期間畑作をする土地。地力の關係から常島とするに堪えず、二三年の後は荒して野山に返すから切替である。九州では普通コバキリと云ふ(農村語彙)。因に、伐替畑に似た耕作に焼畑と云ふのがある。茲には便宜のため併載する事とした。伊豆大嶋には切替畑とて、林木伐採の跡地を開墾して畑とし、一二年耕作の上苗木を植付けて、二三尺に至る迄農作を続ける。其後に林地とするので、暫くして又之を繰返すのである(伊豆大嶋要覽)。飛騨で焼畑を作るには、先づ其地に生えてゐる草木を秋に悉く伐り倒し、翌年春雪の消えるを待て之を焼き、其灰を糞として稗を蒔き、次年は粟を其翌年は蕎麥を蒔き、三年を以て一段落とし、更に元のやうに草木を立てること凡そ三四年で、又前のやうにする。故に伐替畑とも云ふてゐる。種子は土地によつて一定せぬが、納税は軽く平畑の半分を古法とした(飛州志

卷一)。

武藏の野火止めと云ふのは、廣野の草原に火を放ち、焼て地面を肥し、其跡へ蕎麥大根類を植ゑつける。之を焼畑と云ふ。其平原の燃える火の、風のまゝに民家に及ぼす事があるので、塚又は堤を築いて野火止めとする。田舎にはよくある例である(遊歴雜記初編上)。土佐國土佐郡本川村邊では、古く焼畑をするときは、新に火を燈り、作男が聲高々と「山を焼くぞう、山ノ神も大蛇も、ゴメンスサレー(御免なされの意)、這ふ蟲は這うて往け、飛ぶ蟲は飛んで往ね、引ッ込む蟲は引ッ込め、あぶらをけそふけ(アピラウンケンソワカ?)そふけ、さあ、焼けよ」との呪文を唱へて、焼く事になつてゐる(郷土研究二ノ一二)。隱岐國では牧場と畑とを轉換し、畑地として四年間耕作すれば、更に牧場として四年間牧畜をする。伊豆大嶋でも十四五年間山林として薪木を培養すれば、後十四五年間は畑地として麥薯を培養する、畑地山林の輪轉の習慣がある。八丈島にも此習慣がある。之を切替畑と名付けてゐる。又飛騨大野郡白川村にも此輪轉法によつて、十五年間山林として後之を焼拂ひ、五年間

畑とする定めがある。其事を燒畠と唱へて居る(日本週遊奇談)。按に、北方民族の案出せる耕作法で、我國へは韓人が傳へたものと思はれる節がある。そして以上の國々の外にも、此作法は行はれてゐる。

キリシタ 沖繩頭郡大宜味村では、毎年十一月十日にキリシタ祭を行ふ。前年の祭日から其年の十一月十日迄に子供の生れた家では、御膳に馳走を盛り字事務所へ送る。此夜は戸主青年が事務所に集り、其子供達の前途を祝し、併せて産兒の多からん事を祈りつゝ祝宴を張る。十數年前迄は、結婚して子無き者を、木馬に乗せて各御嶽を参拜させたものである(山原の土俗)。

キリステゴメン 「切捨御免」 播州明石侯(松平左兵衛督)加恩の半地を返し、道中切捨御免の許しを得た。處が尾張侯は使を送つて、吾が領分は通行してはならぬと云ふたので、其領内は夜陰に通行してゐる。白晝でも槍柄の類は皆伏せて忍んで通るのである。(甲子夜話卷四七)。

キリフキイテフ 「霧吹銀杏」 東京淺草觀音堂の裏にある老銀杏は、近火があると霧を吹て火ノ子を消すので此名があると云ふ(淺草繁昌記)。

キリメシ〔切飯〕 紀州の到る處オシヌキと稱して、蓋と底の無い箱やうな物に飯を詰め込み、上から其内空に恰當する板の真中に柄のあるもので、飯を押しながら箱を上へ擧げると、其箱と同形の飯塊が出来る。之を人足や信心講連の馳走に専ら用ゐたものである(郷土研究四ノ七)。

キワウデンセツ〔妓王傳説〕 平相國の嬖妾であつた妓王妓女の姉妹が、佛御前に愛を奪はれ「崩出るも枯るゝも同じ野邊の草、何れか秋にあはではつべき」の歌を残して遁世した事は(平家物語)、餘りにも有名な話である。此姉妹に關する傳説も又少くない。

眞王祇女の生地 紀伊粉河町は祇王祇女の生れた處であるが、京に上り住んでゐた折、其親罪にて囚はれて牢獄内に居ると聞き、二女共此地に下つて來た。其地を今でも牢の内と云ひ、立聞した處を立聞と云ひ傳へてゐる。又牢番の者に親に對面の事を乞ひ、共に罪を宥められん事を乞ふ爲に、歌舞をした所を今は舞田と云ふてゐる(紀伊續風土記卷三二)。

眞王祇女の屋敷跡 越前の吉田郡西藤島村大字三郎丸村より、三町許り東の方に、十五間許り四方の所に當

時祇王堂があつた。福井市よりは二十七八町あると城迹考にある。此祇王屋敷迹に堂を建て觀音を安置してある(越前國名蹟考卷七)。

妓王塚の由來 近江野洲郡祇王村字江部は、用水に乏しく農民は難澁してゐた。平相國の愛妾妓王妓女の姉妹は、此地の者であるが、農民の苦を清盛に訴へたので、篠原の下より田中に大堀を穿ち、下溜りを受けて水を流し、用水に事缺かぬやうになつた。今でも祇王塚と云ふてゐる。同村大字中北は姉妹の護生地であるとして、其徳を報んとて中北と富波との兩處に、姉妹の堂を建立したのである(淡海温故録卷一)。

妓王由縁の地 讚岐香川郡安原村大字東谷は、昔妓王妓女の姉妹が清盛の詮索を避けて、此地に遁れ來たのであるが、後に平家が滅亡したので再び京に歸つた。其縁故で山を妓王峯と云ひ、庵を寺とし惠光寺(眞宗)と稱した(古今讚岐名勝圖繪卷六)。

妓王妓女の墓 高野山に妓王妓女の墓とて谷上大日堂の傍に古い塔婆一基があつた。或記に載てゐたが由來も詳かでない、今は埋滅しまつた(紀伊續風土記卷五七)。按に、妓王妓女には多くの模倣者のあつた事が、

平家物語にも見えてゐるので、是等の傳説のうちどれだけが信用されるか疑ひなきを得ぬ。猶こゝに漏れたものは他の關係の條に載せる。

キラオシムカミ〔樹ヲ惜ム神〕 遠江小笠郡西方村の木惜大明神は島川にある。此神は甚だ靈威があつて、村中の樹が枯れても、若し人が誤つて取ると必ず祟がある。それが爲め一枝一葉も取る事が出来ないで、之を木惜大明神と稱してゐる。祠の神名は不詳であるが、寶曆五年の棟札に山宮權現社とあつて、此外に村中の神祠が廿一ヶ所もある(掛川誌卷一〇)。

キラメグルシンカウ〔木を厄る信仰〕 信仰の一儀式として、物の周りを厄ることは、諸册二尊が天ノ御柱を左右から厄つたと云ふ神話時代から、我が國民には由縁の深いものである。今は木の部だけを掲げるとした。伊勢外宮二ノ鳥居、玉串所の邊りに「廻り神」と云ふのがある。祭日には其神の下で、宮司は玉串を採つて東から廻り、禰宜は玉串を採つて西から廻るので、此名があると云ふ事である(參宮名所圖會卷上)。

富山市磯邊町神通川の堤の上に一塚がある。天正十一年に城主佐々成政が、愛妾早百合が近臣の岡嶋金一郎

と通じたと信じて、同族十二人を殺し此處に埋めた。今でも百合と云ひ乍ら樹を七匝りすると、早百合の亡靈が現はれると云ふ(大日本老樹名木誌)。

越後刈羽郡内郷村大字上山田の、五社神社前に双幹の一大巨杉がある。女夫杉とも一本杉とも云ふ。土俗に七百餘年前鬼源兵衛に子が無いのを憂へ、双幹の杉を植て此社に祈願した處、遂に一男一女を得た。今も子の無い夫婦が、共に深夜此杉を一匝して明神に祈誓すると必ず感應があると(越後鐵道案内)。

伊勢桑名郡多度村の多度神社境内に、高さ十六間餘の巨大なる楠がある。俚傳に國主瀬川一益が長嶋城の大手門の扉用として、此楠の親木を家臣中江清十郎に命じて伐らせて扉を作つた。然るに一夜暴風雨の爲に其扉は何十里か隔てた尾張知多郡大野村に飛び、清十郎一家は悉く惨死した。一益は神威に恐れ國中に扉を作る事を禁じ、其後へ植えたのが此楠である。祭禮の折には乗馬で此木の周りを厄る儀式があり「楠木廻り」として有名である(大阪時事新報、大正一〇、八、五)。

【參考文獻】 物を厄る信仰 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇

キンケイデンセツ 「金龜傳説」 甲斐八代郡御代咲村大字鹽田の國立明神は、昔鹽田長者の降矢對馬守が、二つの金龜を藏してゐたとの事に依る。一は之に瘞め石を建て金龜明神と稱し、一は金川の上流に沈め、其處を龜淵と稱したのである。早年には近郷五十餘村盡くが蜂城村に零するが、同村は獨り金川に遡つて龜淵に零するのは此故である（甲斐國志卷五八）。

キンケイガシンタイ 「金鶏が神體」 能登鹿嶋郡鳥屋村の鳥屋比古神社は式内の古社で又、同國六所の大宮とも云ふ。能登名跡志に由れば此神體は金鶏であると云はれ、毎年八月十日は十ヶ村の祭禮であるとして、十ヶ村に御幸があつて賑やかである。社傳に據ると鳥屋比古神は此地の祖神である。崇神帝の時の鎮座に係り後一青莊十三箇村の總社であつた。守護畠山氏は本社を祈願所となして社領を寄附したので、供給尤も規模が宏大になつた。今藏むるところの神輿は、元龜三年畠山氏の家臣伴孫左衛門の寄附に係るものである（鹿嶋郡誌卷中）。

キンケイザン 「金鶏山」 陸中平泉城は、藤原秀衡が金鶏一双を鑄て、鬼門の方に埋めたので、其山を金鶏山

と云ふてゐる（平泉舊蹟志）。

キンケイゼウ 「金鶏城」 陸中東磐井郡折壁村大字下折壁に金鶏城がある。葛西の士千葉遠江守平兼義が居た。天正十八年に生れ行年五十七であつた。法名は自性院殿前の遠州見覺了念大居士とある（仙臺御封内古城記）。

キンケイツカ 「金鶏塚」 金鶏傳説中の一種類である事は云ふ迄もないが便宜上こゝに分けて掲げるとした。信濃下伊那郡智里村大字園原の、朝日松の根元に金鶏が埋めてある。昔伏屋の長者が都へ引越す時に埋めたものであると云ふ。毎年元旦に鶏の啼く聲がする。又此土地では鶏を飼はない、今は其事が無くなつたが、昔は禁じられてゐた（傳説の下伊那）。

伊勢飯南郡大石村大字大石の、蓮淨寺附近一帶の畑地を御所屋敷と稱してゐる。俚傳に此畑地の塚に黄金の鶏が埋めてあると云ふ（飯南傳説誌）。

越後南蒲原郡大面村大字吉野屋の旭嶽に金鶏が埋めてある。此山の嶺に寺があつたが、地崩れの爲に矢田村に移した、大龍山雲居寺がそれである（越後三條南郷談）。

キンケイデンセツ 「金鶏傳説」 全國に凡そ百ヶ所近く

の金鶏傳説地がある。之を分類すると、(一)神社關係(二)墳墓關係、(三)元旦に鳴くもの、(四)鳴聲を聴くを吉とするもの、(五)之に反して凶とするもの、(六)金鶏犠牲説などを重なるものとして、此外まだ幾つかに分けることが出来る。そして此傳説には往々にして長者傳説を伴ふてゐる。管見は曩に發表したことがあるも、其結論に就ては訂正すべきものがあるかと考へる。

金鶏と神社 越中下新川郡入善町の神社の境内から、時々黄金の鶏が飛立つことがあつて、見た者もあるさうである。境内に黄金を入れた器が埋めてあるが、其黄金が折に觸れて鶏の形と成つて現れるのである。埋めてある場所は何處であるか勿論誰も知らない（郷土研究一ノ一〇）。

金鶏と墳墓 播磨加東郡米田村大字下久米に黄金塚がある。瓢形の古墳であつて、傳に昔一ノ谷の戦に敗れた平資盛が、途に愛する香器（黄金製ノ鶏型香盒）を捨てるに忍びないので此地に埋藏した。其靈が附近の深山に出現して、哀聲を洩して世に出る事を訴へたことが屢々あつたと（同郡誌）。

金鶏と元旦 大和添上郡東山村と山邊郡針ヶ別所村及

び豊原村の境上にコーノ山と云ふがある。頂上にコガネ塚がある。黄金の雞が埋めてあつて元旦に三聲鳴く。又何か國に變事のある前にも鳴くので、現に日清日露の兩役前にも鳴いたと云ふ。明治の中頃に豊原村伏拜の人々が、黄金を得る目的で此塚を掘つてみたが何も出なかつたと云ふ（大和の傳説）。

陸前加美郡小野田村に夕日館がある。中央に深さ丈餘の穴がある。此館主石川長門は伊達政宗に攻め亡されたが、落城の時に家の寶物を悉く此穴に投じ、又自分も割腹して同じく穴に投じて死んだ、其寶物の中に黄金の鶏と牛とがあつた。鶏は其後毎年元旦未明には三聲鳴くとの事である（諸國珍談集）。

金鶏と吉祥 攝津有馬郡有野村大字唐櫃に唐櫃石神社がある。俗に『ふどの森』とも云ふ。正月元旦の朝に鶏が鳴き、それを聞けば長者になると云ふ。昔神功皇后が武器と金鶏とを埋めて、村民の危急の折には、掘つて用ゐよと云はれたのは、此森であると傳へてゐる（旅と郷土一ノ四）。

出雲能義郡母里村大字東母里に、三つ岩とて大岩が三つ重り合つてゐるが、昔此處に黄金の鶏が居て節分の

夜に、必ず鳴くと傳へられ、或年平吉と云ふ者が其鳴聲を聞いて、一代富豪となつたといふ。又同大字大木に白馬谷といふ谷があるが、或年正月三日に其處から白馬が飛出して、梅瀬といふ家の門内に入つて仆れると忽ち白銀となり、一代の富豪になつたと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

金鶏と凶兆 信濃下伊那郡智里村の神坂社から二三丁下つた處に、高さ九丈六尺、周り一丈の旭松と云ふがある。傳説に源平の亂が起つた時、伏屋長者と呼べる者、其秘藏してある黄金の鶏を残して落ち延びたが、家人は之を發見して此樹下に埋めた處、不思議にも後年何處ともなく鶏の啼く聲が聞える。之は金鶏の精であると傳へられる様になつた。里人は鶏を飼ふと病氣するものが多いので、現今では之を飼ふ者が殆んどなくなつた。(信濃及信濃人第八號)。

金鶏と犧牲 羽後河邊郡豊島村大字戸島の松淵に湯治の龍がある。昔熱湯を吐いて作物に害を與へたので、村民は謀つて小豆色の鶏及び葦毛の馬を犠牲に供して、神を祭つて祈願した。それより後熱湯の涌出が止んだ。今に其鶏鳴を聞く事がある(同郡誌)。

が此水を覗いて往く例である。此井の中で毎年元旦には金の雞が鳴くと云ふ(大和の傳説)。

美濃山縣郡大桑村の大桑城砦の下に、古松に圍まれた泉があるが、之は何んな旱天の時でも乾かない。此泉水に寶物の黄金鶏が埋つてゐる。昔天文元年長良眞福寺城から移つて来た土岐頼藝が、齋藤秀龍に攻められて岐禮に落ち延びた。其奥方は傳家の重寶黄金鶏を携へて其泉水に身を投じたのである。此井底から毎年正月元旦の黎明には鶏鳴が三聲聞えると、聞えた人は家運繁昌すると、長者になれるのみか長壽すると云ふので、部落の參詣者は徹夜して鶏鳴聞をきに出掛ける。又不思議にも此城攻に敵に加勢して間道案内をしたり、火を付けさせた青波の餅屋一族には、昔から一聲も聞えないのである(岐阜日々新聞大正一〇、八、二三)。

金鶏難職 越後南蒲原郡大面村吉野屋の山に旭嶽があり、金鶏が埋つてゐると云ふ。此山の隣山は、大龍山山の池に大蛇が棲んでゐたといふ。山嶺に寺があつたが、今は地崩れの爲め矢田村の村方に出て來てゐる。大龍山雲居寺がそれである(越後三條南郷談)。

出雲兼川郡國富村大字口宇賀熊野神社に、一箇の寶玉

金鶏と長者 大和山邊郡東里村大字瀧野は、戸數僅に九戸の小村である。昔瀧野長者に二人の子供があつたが家出をし、長者の妻は死でしまつた。長者は力を落し雄龍の不動尊に大判小判を投込み投身してしまつた。其後村人は其金を取らうと水浚へをしたが、金は一つも出ず長持形の大石が現れた。其石を玄翁で打割らうとしたら急に物凄しい雷雨になつた。此長持石は今も在つて、元日の朝其中で金雞の鳴く聲がすると云ふ(大和の傳説)。

出雲能義郡井尻村大字横屋に、粟餅山といふ鬱蒼たる丘陵がある。昔粟倉長者が毎日伊弉那美神に供物を獻じ、其供物が岩に化したのが、即ち此粟餅山と傳へ、尙此山には金の鶏が棲み、又白の南天があつて、金鶏の鳴聲を聞き白南天を見出す者は、開運の福を得ると傳へるが、遂に鶏鳴を聞いた者も南天を發見した者も無いと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

金鶏と井戸 奈良市北市の大井戸は、弘法大師の掘られたと云ふ。近年上水道が普及してから、廢井になつたけれども、元は附近五十幾戸の人々を養つた。氏神氷室神社の十月一日の例祭、神輿渡御の際には、神幣

と四箇の寶石とがある。此寶物の影を映して頂けば、寒熱の諸病に驗あり、尙大小便の通じをよくすと傳ふ。件の寶物はお宮の傍大磐石の下に埋められ、其石の下に黄金の鶏があつて、元旦に鶏鳴を聞く者は其家繁昌すと。今まで之を聞いた者は一家あるのみだと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

美作の勝田郡南和氣村に不思議な屋敷跡があつた。昔倉見の長者の棲んだ址で、多くの金銀財寶が埋められてゐると噂された。併し之を掘る者は屹度狂亂し、屋敷址も朝と晩とで處が變る。蓮の亂れた古池には毎夜金色の鶏が悲しげに鬨を作ると云ふ(汎岡山郷土傳説特輯號)。

【參考文獻】

- 金鶏塚 (中山 太郎) 郷土趣味四ノ七
- 美濃揖斐郡鷲村大字小衣斐 人類學雜誌二九ノ六
- 播磨加東郡社村大字松尾 加東郡誌
- 美作久米郡倭文西村 久米郡誌
- 陸中栗原郡金田村大字昌村 封内風土記卷一八
- 陸中西磐井郡平泉村 封内風土記卷二〇
- 岩代岩瀬郡梓衝村大字梓衝 岩瀬郡誌

陸前登米郡 吉田村 登米郡史
 能登鳳至郡河原田村大字石休場 鳳至郡誌
 信濃國下伊那郡大島村字古町 傳説ノ下伊那
 駿河國安倍郡井宮村 駿河志料卷二八
 越前國足羽郡一乘谷村 足羽郡誌
 近江國伊香郡木之本村大字田部 近江名木誌
 攝津國伊丹町大字大鹿村 川邊郡誌

キンコウデンセツ 「金坑傳説」 岩代北會津郡一箕村字龍澤の石ヶ森金坑は、昔田邊甚十郎の屋敷に、一人の六部が来て宿つた折、六部が爐中の灰に金の含有してゐるのを見て發見したものである（同郡郷土誌）。

キンソウシ 「金藏獅子」 飛騨の獅子舞は大體三種ある。（一）男獅子（振獅子とも云ふ）、（二）女獅子（伊勢神樂）、（三）金藏獅子がそれである。此獅子舞は非常に跳梁するのを、金藏が現はれ苦心して退治する。金藏は鼻高の假面を被り、背に紅白の御幣をつけてゐる。狼田彦命とも云ふてゐる（民俗藝術二ノ九）。

キンチャクアタマ 「巾着天窓」 關東地方では褌頭を巾着天窓とも、切ッ立て天窓とも云つてゐる。そして此褌頭型は生兒の頭を石で壓した習俗の、遺傳に由來す

るものではないかと考へてゐたが、其手掛りだに發見する事が出来なかつた。然るに大正十四年八月に、東大文科の學生達が東北大學へ見學に赴き、長谷部言人の發掘せる褌頭型の人骨を目撃したとの記事に接したので（同年十月の史學雜誌）、直ちに長谷部氏に尋ねた所、大略「陸前國牡鹿郡稻井村南境貝塚發掘人骨の、前頭甚だ扁平なるを學生に示し、斯く前頭の扁平なるものは、曩に河内國府第三號（京大報告參照）にも其例あり、或は頭を壓扁せる風習の存したる形跡にあらざやと認めらるゝも、猶多數の材料を蒐集し、それに就て此想像の當否を決すべしとの意味に於て、學生に語つたものである」との意味の返簡を得た（日本民俗學風俗篇）。

キンノカハツ 「金の蛙」 豐後大分郡阿南村熊群山の麓大岩の間に小さな水溜があり、常に清水を湛へてゐるが、傳説に此の泉の水底に金の蛙が住んでゐて、其鳴聲を聞くと豊年で、聞えぬと凶年だとして、地方の人々は毎年正月に、熊群山の宮に詣で、此泉で蛙の鳴聲を聞いて歸る（豐後傳説集）。

キンノチャウス 「金の茶臼」 伊豫下浮穴郡小田町村大

字大平の、峯と云ふ山上に夜毎に火が燃える。行つて見ると見えないが、北川毛大南からは、見えない夜はないと云はれてゐる。俚俗では之を金の炎と云ふ。千里城の落ちた時に金の茶臼を埋たと傳へてゐる（伊豫温故録）。

キンノツル 「金の鶴」 備前御津郡豐岡村大字豐岡上字常光寺に、虎倉の城主伊賀氏の菩提寺があり、傍に上人墓と云ふのがあつた。源頼朝の伯父某が諸國修業の折に此地に來て寂靜安樂の地と感じ、留まりて遂に入滅した。即ち此墓にして黄金の鶴鷄等墓穴に納むと云ふ四百年後（慶長年間）鈍慾な一農夫が墓を掘つたが、大なる瓶が出て中に青水留り手入れて探したるに目的物は無かつた。其農夫後に手腐り佛罰を蒙り悲惨な往生をした（有終第三〇號）。

キンリノアマゴヒ 「禁裏の雨乞」 或年近江の湖水が減じて、水底の石などが見える旱魃に、禁裏で雨乞をした事がある。其式は北山八瀬村より、未婚の十五六歳の女子壹人を召され、五つ衣緋の袴等を着せて、官女の容體になし、女子は沐浴潔齋して、三重がさねの扇子を持つて、高い臺の上に座席する。其臺は白木で作

つてあり、高さ一丈餘もある。堂上公卿の雨乞に詠まれた和歌を、短冊に書かれたのを結び付けて、堂上の雜掌が交代で其上で番をするのである（譚海卷ノ三）。

キンリマンザイ 「禁裏萬歳」 禁裏萬歳の儀式は、京都在住の萬歳小泉豐後が毎年正月四日、紫宸殿御庭で舞ふ。唄ひ物はよくは知らないが、三番叟の舞の翁の舞に似てゐる。トウ／＼タラリ／＼ラフと唱へ、其次に一本の柱より十二本の柱と申して、神々の御名を申終てら、徳若に御代萬歳、枝も榮へ益します愛敬ありけるに、新玉の年立開く日の朝たより、水も若やぎ木も芽も咲榮へけるは、誠に目出度ふ候ひける」と唄ふ。頂戴物は御翠簾の内より、段々に紙に包んで鳥目、其外色々物をなげ出し頂戴した。其内に金一分五つ、五色の絲でからんだのが一つあると云ふ（海録卷五）。

ク

クウサウ 「空葬」 南嶋雜誌に、ノロクメ（祝女）の事を記して、嶋中の諸所山中、又は村山に入る事を禁止してゐる所がある。此多くはノロクメの頭御印加那之の



葬場であらう。強ひて此山中に入った者は、反鼻蛇に打たれたり、又は頓死すると傳へられてゐるので、島人は大いに驚いて近付きもしない。祝女が死ぬと其屍を籠に入れて樹の上に掛けて、風雨に晒す事三年、其後石櫃に收めて安置するのではある、之は神天に登るの古い習戒であるが、中古に之を禁じたとある(奄美大嶋史)。

【参考文献】

南嶋古代の葬儀 (伊波 普猷) 民族卷二連載
クギヌキネンブツ (釘拔念佛) 下野日光入町久次良村に寂光寺あり、一寺の故實として釘拔念佛を行ふ。由來は此寺の龍泉上人が急死したが肌が生る如く温かいので、一七日まで其儘にした所、其夜上人は甦生し元の如くになつた。上人は息絶ると閻魔王の前に行き、大王は地獄の姿を見せ、衆生を救はせる爲に招いだのであるとて、大地獄を見せられた。死後四十九日の間に四十九本の釘を打たれ、釘を罪惡の深淺により長短異にするも、三十三年経ねば釘はぬけぬ。只一つ方法

として、娑婆に在る間佛を信じ功徳を積み、四十九萬遍の念佛修した者は此苦を免ぜられる。娑婆に歸り衆生を救へと教られ、以來此念佛を修するやうになつた(日光の傳説)。

ククツ (傀儡) 傀儡は昔種々の幻術を行つてゐたが、今は其事は無い。男は殺生を業とし女は遊女の様であつた(塵添盛囊鈔卷二)。

【参考文献】

傀儡と朝鮮語 (安藤 正次) 歴史地理三三ノ三
傀儡名義考 (喜田 貞吉) 民族と歴史八ノ四
傀儡女の由來 (中山 太郎) 賣笑三千年史
ククツシ (傀儡師) 傀儡師は攝津國西ノ宮より出る首掛の人形廻しである。大阪へは稀に來るが、京都へは來ない(一話一言卷一二)。
【参考文献】
淡路と西宮の人形 (吉井 太郎) 伏柴 雜記
人形芝居研究 (諸 家) 民俗藝術二ノ四
ククツヒメジンジャ (久具都比賣神社) 伊勢度會郡内城田村大字久具に久具都比賣神社がある。延暦儀式帳に久具神社の祭神は、大水上神の御子久々都比賣命又

は久々都比古命と載せ、神體は石であると云ふ(三國地誌卷四九)。

クゲノザイゲン (公家の財源) 太宰府にある天満宮の禰宜座主を、大鳥居信觀と稱した。古へから妻帯はあつたが、愚僧が出て妻帯を嫌ひ、清僧となつたので菅公の嫡孫は絶えてしまつた。其後は京都の堂上方の次男三男が、大鳥居家を繼ぐ例となつた(中陵漫録卷一五)。按に、江戸期には社寺は威望を加へる手段として公家の生活が逼迫せるるに乗じ、神主又は住持を公家の猶子とする事が行はれた。そして其代償として、年々公家に對して幾らかの生活費を送つた。之も其一例かも知れぬ。

クサウラナヒ (草占) 高野山大師の廟前に萬年草がある。巖に生へる苔蘇のやうで、年に一回の日を限つて採る。此枯葉を水に浸し、他國にある人の名を呼んで安否を見るに、恙無き時は水中に生きて生へるが如くになり、死んだ時は枯葉が依然としてゐる(黒甜瑣語一篇)。

クサカリノヒギリ (草刈ノ日限) 肥後内牧町の西方にある千町牟田には、昔からクダ又はミコチと稱する葦

に似た草がある。阿蘇谷の農民は此草で農具を作るが、之を採るには七月晦日の夜から、翌八月朔日の曉迄に限られ、此日以外は禁じられてゐる。之は阿蘇神の思召である。但し此時だけは一生懸命に採るが、農民の手にせる炬火が谷に輝いて美觀である。俗に「蘇溪の龍燈」と云ふ(阿蘇郡誌)。

クサキノハヒ (臭木ノ灰) 應永六年の日前宮神事記に、粟嶋の社の御祭は、下向の時木本山の臭木を神人等は取りて相嘗めて、御祭の時に之を焼いて其御灰を奉るとある(日前國懸神宮本紀略)。

クサトリニワウ (草取仁王) 上總廳南町大字藏持に草取仁王と云ふのがある。それは昔長和年中に惠心僧都が衆魔降伏の爲に作つたものであると。或時村内に疫病流行して全村は之に罹つたので、秋田は草に壓せられた。人々此事を仁王に祈つた處、一夜にして仁王谷の田草が悉く除去された。そして田中には巨大の足跡のみが残つてゐた。爾來草取仁王と稱して祭つた。(上總町村誌卷五) 田植地藏參照。

クサヒトガタ (草人形) 羽後雄勝郡明治村大字新町では、郷界に藁を束ねて五尺に餘る鶴靈人(クサヒトガ

タ)を作つて横刀を帶せ、劍を持せて押し立てる。之は春秋に作つて疫神を避け又は逐ふ祭りであるが、秋田地方には大變多し事である。又家々の門柱に小さな薬人形を作り、其左右に結び或は串に挿して立てる。又は茅で作つたりする。亦金銀鐵泥などでも人像を作る。此大なる境人形を草仁王と云ひ、又牛頭天皇なども云ふ(雪之出羽路)。大人彌五郎と同系の俗信であると考へる。

クサメ「嘘」昔は嘘すると靈魂が飛出し、凶事ありと迷信したので、それを防ぐ爲に『徳萬歳』と唱へたものである(袖中抄)。

【参考文献】

- 嘘の咒文 (小山田與清) 松屋筆記卷一
- 嘘と他の嘘 (失名) 寒燦燦綴卷三
- 嘘に就て (出口 米吉) 人類學雜誌二六八

クサワケ「草分」町なり村なりを開拓したる第一人者を、一般に草分と稱してゐるが、駿河では之を『芝切り』と云つてゐた。前掲の盛岡邊の『樺皮』の家も又之に相當するものである。そして是等の草分は其町村に於ては特殊の權利を有するのが通例で、村役人とな

るべき資格を承繼し、産土神の祭禮に就ても威勢を振舞つたものである。

陸奥田名部町地方の村落では、ブイタスの家と云ふのがあるが、之は草分の事である。察するに之はアイヌ語であつて、ブイは獨りの意、タスはチャシの轉訛と思ふ(法律學研究二八ノ四號)。

丹波南桑田郡千歳村の出雲神社と共に移つて來たのが、森川氏だといふ口碑があつて、同地の草分けとして、可なりの勢力を占めてゐる(口丹波口碑集)。

【参考文献】

- 江戸期の農民階級 (中山 太郎) 日本民俗學論考
- クサワケトサイシケン「草分と祭祀權」能登輪嶋町の縣社重藏神社の御當祭(如月祭)は、二月廿日より三月七日に終るのであるが、當社附屬の神人(チケと云ふ)の一團があり、神人は輪嶋が尙六戸の小部落の時より、連綿たる家系で、同社最古の氏子である。其後他部落より百餘戸の農民が移り來て、共に祭祀を營んだが、兩者間には階級の別があり、彼の草分六戸のみ神事に參與する特權があり、今其子孫が繁榮して六十餘戸となつてゐるが、神人の特別團體を組織し、祭時

には何人よりも上位に座し、平時も神事に與つてゐる(鳳至郡誌)。宮座參照。

【参考文献】

- 草分と神事 (三河かすみ) 民族と歴史三ノ三

クサワケノトツケン「草分の特權」越後中蒲原郡川東村大字中川新は、寛文十二年に丹後國宮津の浪人中川伊右衛門が、土着草分したる土地であり、字名も之より起る。其爲に子孫の中川氏は、代々字内より年中「年番」と云ふ者を交代に徴して、屋敷掃除其他の使ひ歩きを無料で使役する。又年頭の際は、正月元日同家の主人が、年番を供に連れ村の道路を通るが、其時各戸では雨雪でも道端に荒蕪を敷き、土下座して年始の挨拶を述べる習慣がある。其爲め村の政治は全く中川氏の獨裁であつた(日本の農村を語る)。

クサワケヲカミニマツル「草分を神に祭る」羽前最上郡の東西小國の兩村は、天平年間安藝の人、田澤内匠之介が此地に來て、白鷺の立つのを見て良田を發見し、土着して開墾し村落を作つた。西小國月橋村の辨天は、田澤が安藝より勸請したもので、社地は鷺の止まつた所を下したものである。大宮(草分明神とも云

ふ)は内匠之介外六人を祭り、若宮は内匠の子右近並に妻子を祀つたものであり、小草分明神は其他を祭つたのである(最上郡史)。

クシガミ「櫛神」越中射水郡櫛田村の櫛田神社、祭神は稻田姫命である。舊記に此神體は女の差櫛であると、昔此下の池に大蛇が出て人を呑む、或時一女此所を過ぐるを蛇呑んしたが、櫛に恐れて其後はお出なかつた。それで此櫛を祭つて神と崇めたのである。又俚傳には、田植女を呑んだ時其櫛が蛇の咽喉に掛つて死んだので櫛を祭つたのであると(越中國神社志料)。

【参考文献】

- 越中 井 波 町 (櫛神) 肯構泉達録卷一五
- 駿河安倍郡清澤村寺嶋 (同上) 同 郡 誌
- 伊勢飯南郡櫛田村 (同上) 勢陽五鈴遺響
- 備後比婆郡美古登村大屋 (櫛池) 藝藩通志一二〇
- 薩州薩摩郡高江村久見崎 (櫛神) 地理纂考卷六
- クシヲヒロヘバタニン「櫛を拾へば他人」吾妻鑑の建長二年六月二十四日條に、舅の投げた櫛を嫁が拾つたので、他人なりと挑んだ事件が載せてある。本居宣長は此事は、諸册二尊の絶縁に櫛を投げた故事に因ると

云ふてゐる(玉かつま巻四)。

クスノキスウハイ 「楠崇拜」 阿波勝浦郡多良木村大字宮井では、楠の木を火に焚かない。之は氏神八幡宮の神體が、楠木で刻んである阿彌陀佛であつた爲である(同郡志)。

クスノキノラウ 「楠の牢」 出雲の傳説に、石原左傳次は柔術の達人であつたが、安藤貞兵衛の隠謀の禍中に入つた爲め、楠の木の牢に入れられた。此牢に入つた者は三年で死ぬと云はれてゐるが、左傳次も三年経過せぬ中に牢死した(都新聞、大正五、七、十七)。

クセヤマ 三河では何か隠れた理由があつて、伐採植樹の作業を忌む山を「ばちやま」、又は「としばた」とも云ふてゐる。駿河の梅ヶ島等では「くせち」云つて是に山畑を作つて又「やぶ」を切れば必ず不吉な事があると信じ恐れて居る。普通は此山小屋で人が死に、其場に埋葬したなど、云ふ理由であるが、中には原因の既に不明に歸したのもある(山村語彙)。

クソウノムラモチ 「供僧の村持」 紀伊海草郡紀三井寺村の紀三井寺は、寶龜元年唐僧爲光の開基で、供僧給仕する者が多かつた。後世の兵亂で寺領掠奪され、供

僧の類は妻帯して村に出て来て、農商を業とするやうになつた。昔供僧の数は百六十人あつて、村中でも法橋を唱へる者が十四人もあり、花山院から法橋の位を許され永宜旨の如くであると云ふた。昔は十八歳で剃髪したが、年老の者十四人剃髪して法橋と號してゐる。十八歳で僧衣着(コロモギ)の式があり、之を寺僧入りと云ひ、坐順を此時に定めて置いて、法橋の内缺ける者があると次が之を補ふのである。村中の風俗として平生より擧村鳥獸の肉を食はないが、又鶏卵の類をも忌んでゐる(紀伊續風土記卷一五)。

クダキツネ 「管狐」 信州の松本平から木曾へかけて多い憑物の一種で、關東のオサキ狐、四國の犬神と同じやうなものである。

【参考文献】

- 管狐の事 (窪田 空穂) 郷土研究一ノ七
- 三味胴の狐 (田中 仁七) 同上一ノ一〇
- 憑物研究 (諸 家) 民族と歴史八ノ一
- クチヨセノツキガミ 「口寄の憑神」 梓巫女(アヅサミコ)の行ふ口寄には三種あつた。(一)生口(イキクチ)として生きてゐる者の靈魂を呼び寄せるもの、(二)死口

(シニクチ)とて死人の靈魂を呼び寄せるもの、(三)神口(カミクチ)とて神靈を呼び寄せるものがそれである。そして此三種とも神降(カミオロシ)の文句も違へば、其作法にも異なる所もあるが、斯うして生靈、死靈、神靈を呼び寄せる咒力の源泉となるものが、即ち茲に云ふ憑神である。之も梓巫女の流義?に由り必ずしも一樣では無く、稀には之を所持して居らぬ者さへある。此憑神は彼等が極秘に附し(他人に見られると咒力が薄弱になるとも云ふが、實は人骨か獸骨ゆゑ見られるのを惧れたのである)てゐたので、種々なる想像説が行はれたものである。

予が隣家に、毎年相州より巫女が来るが、來往の事を語るが當らぬことはない。或時、袱紗包を置忘れて往つたので、開いて見ると二寸許りの厨子に、一寸五分程の佛像あり、外に猫ノ頭とも云ふべき乾固りし物が一ツあつた。間なく彼の巫女大汗になつて走り來り、袱紗包を尋ねるので出して遣り、扱これは何物かと尋ねると、之は我家の法術の秘密であるが、今日の報恩に語ると云ふには、之は今時のやうに太平の代には致し難い事で、此尊像も我まで六代持傳へてゐる。

此法を行はんとする人々幾人にも言合せ、此法に用ゐる異相の人(中山曰。外法頭の持主)を常々見立置き、生涯の時より約束し、其人臨終の折に首を斬落し、往來しげさ土中に埋め置く事十二ヶ月で取出し、獨體に附いた土を取り、言合せた人数ほど此像を拵へ、骨はよく弔ふのである。此像を懐中すれば如何様の事でも知れぬと云ふことは無いとの事であつた。今一ツの獸頭の事も尋ねたが、之は語りにくいとて話さなかつた(嬉遊笑覽卷八所引龍宮船)。

寶曆の始め頃、三州矢作橋の御普請で、江戸から大勢の役人諸職人が彼地へ出向いた。或日人足頭の者が川縁で板の上に乗つた人形やうの物を拾ひ、旅宿に飾つて置くと、夜中に夢とも現ともなく、今日は斯うした事があつた、明日は斯々の事あるべし、誰は明日煩ひ誰は明日いづ方へ行べしなと云ふ。面白い物だと思ひ之ぞ巫女の用ゐる外法と云ふものであらうと懐中してゐたが、後には色々の事を云ふので恐ろしくなり、土地の老人に話すと、其品を拾つた時のやうに板に乗せて川上に至り、彼人形を慰める心で後向となり放ち流し、後を見ずに立歸れば祟りが無いと教へてくれた

ので、其通りにして流し捨てた(耳袋巻三)。

紀州田邊町大字岡村には、代々の巫子が數家ある。此者の云ふには、靈神は三毛猫を縛つて置き、松魚節を見せながら食はせず七日間経る内に、其猫の欲念は其兩眼に集る。其時に首を刎ねて、其頭を箱に入れて事を問ふのである(此事は安南でも犬を斯くする。吾國の犬神に同じである。又國によつて人の胎兒を用ふる。輟耕錄に見えてゐる)。此岡村の巫子は隱亡の妻であると言はれるが、思ふに猿犬猫などは假話であつて、實は人間の頭を用ふるのであらう(南方來書卷一〇)。

クチラエビス (口寄巫女) 巫の原義は神子(ミコ)であるが、時勢の推移と信仰の變遷とは、是等の巫女を驅つて裁然たる二大流別をなさしめた。前者は神社に附屬して、神樂湯立等をなす神和(カンナギ)巫女であつて、後者は村邑に土着して禍福吉凶を説く、口寄巫女となつたのである。そして口寄巫女は土地により稱呼を異にし、且つ賤民として待遇された。

クチラエビス (鯨惠比須) 横手節といふ小唄は紀州太地ノ浦の者が謡ひ初めた。此地は捕鯨の名所で鯨惠比須社と云ふがあり、社頭に三丈餘の鯨の胴骨が立て、

あつた(日本永代藏卷二)。

クチラクヤウ (鯨供養) 鯨を獲る事千頭に達すれば、必ず家を築いて之を供養したものである(日本智囊卷五)。因に、鯨供養に關係しては、記すべき事も多いが今は省略した。

【参考文獻】

鯨の位牌の話 (柳田 國男) 郷土研究一ノ二
系びす神異考 (中山 太郎) 日本民俗學歴史篇
クチラデキタカミ (鯨で來た神) 越前阪井郡雄嶋村の大湊神社の祭神は、朝鮮のゲラ浦より鯨に乗つて來たと云ふ社傳がある。それ故に同地方にては鯨を捕らざ又鯨の肉を喰はない(飯森文晴談)。

クチラハオキノトノサマ (鯨は沖の殿様) 加賀上金石町では、從來鯨の來る事があつたが、里人は之を「沖の殿様」云ひ、其群集する時は恐怖し甚しいのは合掌して、其害を免る事を祈つたものであるが、明治二年に至り捕鯨の途が開けたので恐怖しなくなつた。(日本捕鯨叢考)。

クチラライム (鯨を忌む) 陸中上閉伊郡鶉住居村海邊では、鯨一疋を捕ると七濱枯れると稱して非常に忌

む。若し此魚が沖合を通れば、遠くから鉦太鼓で驚かして近海に近よらぬやうにする(佐々木喜善報告)。

クチラクワンジン (鯨を元日に食ふ) 大阪市では例年正月元日に鯨を食ふ。鯨は大變不吉を嫌ふので、其年中の不吉を除く爲に、元日に鯨を食ふて祝儀とする(攝陽見聞筆拍子卷九)。

クツカケシンカウ (沓掛信仰) 沓掛の地名は各所に夥しい迄存してゐるが、それが必ずしも人馬の沓を代へたと云ふが如き、單純なる事から起つたものとは考へられぬ。矢張り古くは旅人が無事を祈つて、沓手向をしたのに因るものと信じた。

羽後仙北郡地方では、弊鞋を樹枝に投げ掛けて、數多く積らせる土俗がある(日本風俗の新研究)。

駿河庵原郡由比村大字西倉澤は、風土記に鞍佐里と見えてゐる。日本武尊東征の時、御馬の鞍を去つたので此名がある。今現に沓掛明神がある(駿河志料四四)。尾張愛知郡豊明村大字沓掛。此沓掛と云ふ郷名は、古驛を云ふとの事で、之は諸國に例の多い事である(尾張志)。

伊勢鈴鹿郡坂下村大字沓掛は、鈴鹿の頓宮へ國司より

祇承して入らんとする時に、人馬の沓を新に換へた所である故に、斯く名付けたのであらう(三國地誌卷二二)。

金澤市では金丸の鎌宮の大榎木に、草鞋を掛けて通る。又佐々波の不動の岩へは石を投げて通つたのである(民俗學二ノ一一)。

丹波南桑田郡篠山村山本の桑田神社と、同郡保津村岩尾の請田神社とは、共に沓神として信仰され、足痛の平癒を祈る者が多い(口丹波口碑集)。

讃岐綾歌郡笠井村に足尾明神社がある。往來の旅人等足の病を救ふて貰ふ爲に、鳥居に草鞋を掛けて祈る。又壯健の旅人も道中安全を草鞋を掛て祈る(金毘羅名圖繪卷五)。

クツカケチザウ (沓掛地藏) 武藏北埼玉郡東村の西光院(密宗)は百間山光福寺と稱してゐる。境内に地藏堂があるが、僧行基が當所に履を掛けた所なので、履掛地藏と云ふのである。又舟山地蔵とも云ふと(武藏風土記稿卷二〇七)。

クツカケテンジン (沓掛天神) 備前和氣郡伊部村に沓掛天神がある。昔菅相が筑紫へ下る折、同所を通行し

此處で御馬の杵を代へられる中、暫く石に腰を下して休まれた。其石を神體として杵掛乃天神と祀つたのである（吉備温故秘録卷二二）。

クツサウ 「屈葬」 屍體を屈曲して埋葬する事は、我國の古俗であつた。そして其實例は各地から發掘された古代の屍體が明示してゐる。此葬法は死靈の發散を恐れ、之を防遏する爲めだと傳へられてゐる。

能登羽咋郡富永村では、死者を納棺の際は、纒繩或は白布を以て屍體を緊縛する。之を極樂繩と稱してゐる（石川縣研究第三宗教篇）。

沖繩では、昔は屍體をクバの繩でグル／＼巻にして、埋葬した習俗があつた。硬直した屍體の膝を折つた事もあつたと云ふ（伊波普猷談）。

【参考文献】

本邦變態葬禮史 （中山 太郎） 犯罪科學特輯號

クツヌギハチマンクウ 「履脱八幡宮」 讚岐仁尾町字仁保村に履脱八幡宮がある。祭神が此地に垂跡した時、御履を下したによつて斯く稱するのである。毎年八月十五日の祭禮には、神輿に杵形の餅を供へて後、之を別當及び神人に分配するを古例とする（古今讚岐名勝

國繪卷一一）。

クツハゴンゲンシヤ 「轡權現社」 東京市板橋町に轡權現社がある。之は徳川家康の乗馬の轡を祭つたものとか、又御履を祭つたものとも云ふが儘かでない。社に丸の内十文字の紋が彫つてあつて、人が祈れば験があると。祈る者は社内に納めてある履の半片を借りて己が家に持歸り、報賽の時は一双の履を納めるのである（武藏風土記稿卷四）。

クツハムシノナカヌムラ 「轡蟲の鳴ぬ村」 筑後山門郡の御側陵は征西の宮、良成親王の御墓である。宮は大漸の時に大層轡蟲の鳴く聲を嫌ひ、鳴かぬやうにと宣つた處、不思議にも爾來全く鳴く事が止つた（耶馬臺國探見記）。

クツハラカスイシ 「轡を貸す石」 阿波阿波郡伊澤村字一ノ瀬に日吉神社があるが、鳥居の右方に轡石と云ふがある。昔神事の時神馬用の轡を貸してくれと乞ふた處、石の邊に出して置いて貸したと云ふ（同郡誌）。

クツリユウゴンゲン 「九頭龍權現」 東京市大井町に九頭龍權現社がある。毎年祭禮には特に神酒を供へる。（武藏風土記稿卷一五）。按に、九頭龍神社は各地にあ

り、奇怪の説を傳へてゐるが、所詮は地形の崩れ（クツレ）に祀つたので起つたものに過ぎぬのである。

【参考文献】

信州上水内郡戸隠（九頭龍社） 戸隠神社誌

磐城刈田郡圓田村曲竹 封内風土記七

越前吉田郡中藤嶋村舟橋 越前名蹟考七

紀伊海草郡雜賀村 南紀神社錄上

攝津川邊郡多田村 川邊郡誌

讚岐香川郡池田村横井 全讚史卷五

クツロノミヤ 「久豆呂の宮」 紀伊有田郡田村の國主神社は、一村の産土神であつて久豆呂の宮と云ふ。寛文記に應神朝に吉野に祀られたのを、其後三十八年を経て國權人が來て當地に勸請したとある（紀伊續風土記卷五九）。因に、各地にある栗栖の地名は、國權の轉訛なるべしと古田東伍から聞いた事がある。

クツヲヨロコブカミ 「履を悦ぶ神」 讚州綾歌郡土器村の高木神社は、祭神鸞住王である。昔土器川に白布に包まれたるものが流れて來たので、村人が之を取つた處崇られた。巫に占つてもらつた處木船神であるとの事で、此社に合祀したのであるが、病氣を患ふ者が履

を奉つて祈ると験があると（西讃府志）。

クドクニチ 「功德日」 備中大雲寺藏版普門示現施無畏品の終に、功德日として、正月元日百日向、二月晦日九十日向、三月四日百日向、四月十八日百日向、五月十八日四百日に向、六月十八日四百日に向、七月十日四萬六千日向、八月廿四日四千日向、九月廿日四千日向、十月十九日四百日に向、十一月七日六千日向、十二月十九日四千日向と出てゐる（民俗學二ノ一）。

クハアゲ 「鍛上」 信州北安曇郡では、鍛上げとは麥播種の濟んだ日の祝である。鍛をよく洗つて飾り、是に饅頭そばなどを供へる（農村語彙）。

クハイレ 「鍛入」 常陸眞壁郡大寶村では正月十一日に鍛入をする。朝湯を立て先づ年男を入れ、拂曉に下男共に松供への餅を持たせ、惠方の田畑に鍛を入れて歸る。引切餅を松々に供へ、晩は贈鹽引等をする（日本人増刊、自然と人生）。

クハオロシノシンジ 「鍛下の神事」 肥後阿蘇神社では、二月中の日又は末の日に、年彌の御神を御輿に移し、祝（ハフリ）の家々を巡り夜中神樂を奏するので

ある。斯くして行巡る事六夜七日、其後始めて里人は
鍬を使ふ。之を鍬下しと云ふのである。そして月の始
めより此祭り迄は、假初めにも鍬を使ふ事はない(阿
蘇郷土誌)。

クハガタコキリコ〔鍬形筑子〕 伊勢多氣郡津田村の大
字に鍬形村がある。鍬形に就ては、越中礪波郡五箇山
庄に七十二郷があつて、其地に昔から神樂踊筑子唄と
云ふ囃物があつたが、平氏の壽永の亂によつて潜居し
たと傳へてゐる。筑子は所謂コキリコであつて、五寸
五分の全竹で製した二管を以て、打合せて音を出すも
のである。又鍬金或は鍬形と稱して鍬鍬の形を鍬で造
り、鼓吹又は此筑子に和して敲ぎ曲をなすのである。
鍬形筑子は昔の俗謡の樂器であらう。此村に伊勢三郎
義盛の祠とて、同人が着た甲の鍬形を神靈として祀つ
た祠がある(勢陽五鈴遺響)。

クハガミ〔鍬神〕 伊勢の鍬神とは異り、鍬其物を靈貴
なるものとし、若くは靈代として祀つた社の意であ
る。そして此事は其地の開拓に深い交渉を有してゐる
のは勿論だが、更に注意すべきは鍬社の近くに酒神の
多く祀られてゐる事である。酒は裂の假字で開拓の意

が含まれてゐる。神が土地を蹴裂いたと云ふ傳説は、
即ち開拓の事なのである。
丹波桑田郡の古傳に、浮田明神(保津村に鎮座)は鍬
を以て山を鑿ち劈いたが、其片方は嵐山松尾で、其片
方は龜尾山である。斯くて通じたのが今の大堰川の流
れである。此由縁で浮田明神を鍬山明神とも云ふが、
さすれば嵐山は荒鋤山である。そして浮田明神の神體
の鍬である事から推して、桑田も元は鍬田であつたと
考へる(日本書紀傳卷一〇)。猶「蹴裂傳説」を参照
せよ。

若狭大飯郡青郷村大字中山の大飯鍬立神社は、猿田彦
命を祀つたと云ふが慥な傳へはない。里人此社の本神
は、往古此邊りの田畠を開墾した神と語り繼ぎ、鋤鍬
を靈貴として祭つてゐる。更に里人の田畠を作り始め
る事を、鍬を立て始めると云ふてゐるが、思ふに古へ
此地の田を新墾せる時、殊に此神に祈りて恩頼か々ふ
りたるによつて、其時の齋鋤齋鍬を、やがて靈貴とし
て祭つたのであらう(伴信友神社私考卷三)。

クハズノナシ〔不喰の梨〕 讃岐の屋嶋山の登山路に不
喰梨がある。傳に弘法大師が此處に來て梨を求めた

折、百姓は無味であるとして與へなかつた、それから梨
の實が熟しても食はれないと(古今讀岐名勝圖繪卷四)
クハタテ〔鍬立〕 上野多野郡では、正月二日に鍬始め
があつて、更に十一日には鍬立ての式がある。當日は
畠に餅と散供とを置いて、其上に松の枝に附けたもの
を立て、是に鍬で土を切りかけて祝ふのである(農
村語彙)。

クハハジメ〔鍬初〕 磐城相馬郡では、正月十一日の朝
は小豆粥を作り、鏡餅を焼いて入れ、諸々の神、田の
神、畑の神にと供へるのである。其家の主人は田に
行つて、オカン松(正月の神に供へた松)を立て、
潔き白米や、餅の片を田の神、畑の神に供へて遠くか
ら鳥の來て食ふのを見てゐる、そして餅を松の下に置
く時、「之は早稲」「之は晚稻」と定め、鳥の早く食
ひし方を其年の豊作であるとして占ふ。之を鍬初めと云
ふてゐる(相馬郷土史卷一)。鳥迎の條參看

阿波板野郡地方では、正月二日の鍬初めの時は、譲り
葉箸十二膳を畠中に碁盤形に立て、鏡餅を祭つて「國
土の廣き原野を田となして、鍬のみ銚や露の玉米」と
唱へるのである(新野町史)。同國勝浦郡生比奈村今山

地方では、正月の鍬初めには、茅を十二本(淵年には
十三本)の箸位のものを作り、之に若葉二枚を付け新
土を持つて來て、其上にA字形になし、半分は宅に半
分は田に立てる(同郡誌)。

クビカケマツ〔首掛松〕 相州小田原町の居神明神は、
三浦義意の靈を祭つたものである。義意は北條早雲に
討たれて自刃し、其首は飛んで此山の松梢にかゝつた
ので之首掛松と稱した。三年たつても未だ眼を閉ぢな
いので、往來の民は其妖鬼に逢つて死ぬ者が多い。總
世寺の僧忠實は和歌を以て化導した。『現とも夢とも知
らぬ一と眠り、浮世の隙をあけほの空』此歌によつ
て首松から落ちたので神と祭つた(北條五代記)。

クビキリウマ〔首切馬〕 大和丹波市町柚之内の永久寺
址に本堂池と云ふのがある。後醍醐帝が南遷の時こゝ
で御馬が嘶いて、追跡する敵に知られさうなので、帝
は御劍を抜いて其馬の首を斬落し、御身を茅の中に隠
された。其時落ちた馬の首は此池に轉び込み、三度水
上を廻て沈んだ。其後それが小魚に化して、草を食ふ
ので馬魚と呼ばれてゐる(大和の傳説)。

クビキリチザウ〔首切地藏〕 大和丹波市町に首切地藏

と云ふがある。昔大晦日の夜、山邊郡二階堂村の庄右衛門と云ふ浪人が、地藏堂で休んでゐると、東の十市山から火が飛んで来た。浪人は刀を抜いて振廻しても及ばず、黒焦になつて死んだ。本尊石地藏の首の無いのは、此時庄右衛門の刀に觸れて落ちたのだと云ふ(大和の傳説)。

天草島軍ヶ浦の裏の山に梅の木があつた。或時役人の子供が一枝折つたのを父は怒り、子供を其場で殺してしまつた。村人は憐み供養の爲め地藏尊を祀つた。地藏の首に斬られた様に傷が付き、新しく換へても傷を受けた様になると云ふ(天草島民俗誌)。

クビトビデンセツ〔首飛傳説〕 鎌足に打たれた入鹿の首は、飛んで現在の大和高市郡眞菅村曾我の東端首落橋の附近にある家に落ちた。其家を『おつて屋』と呼ぶ。首は猶飛で大和と伊勢國境の高見山に落ちた。曾我の氏神曾我都比古神社は、曾我の森にあり俗に入鹿宮と云ふ。曾我の村人は隣村小網と共に鎌足を祀つた多武の峯には決して参拜せず、彼の村とは絶対に婚姻も結ばない。曾我の森の車北に『中曾司の十三塚』がある。入鹿と鎌足との戦の死者の塚だと云ふ(大和の

傳説)。因に平將門の首が飛んだ傳説は各地にある。
クビヒキデンセツ〔首引傳説〕 肥後山鹿町字下宮に彦嶽權現がある。俗に安閑帝の靈を祀ると云はれてゐる。又昔當社と同郡三玉村大字浦生の不動岩神社とは兄弟であつたが、當社は常に繼母に憎まれ大豆を食はせられ、不動岩は實子の爲に愛せられて小豆を食してゐた。或時兄弟首引するに双方から踏寄せた土堆く山となつて、振ひ動いたので山の上に揺ぎ嶽がある。不動岩は力負けて首を引切られて久原山に首岩として残つてゐる。首引繩の中つた所は二筋の跡があるが草木が生へない(肥後國志卷一一)。

クヒマツリ〔喰ひ祭〕 下總銚子市外の矢田部村の氏神祭は、十二月十五日に行はれるが、俗に之を喰ひ祭と稱して、本祭三日と注通下し一日の四日間、村人でも旅人でも、其他縁日商人、乞食まで酒を飲ませ三度の食事を振舞つたのであるが、今は多少制限されて來た。祭神は武尊で大鳥大神と云ふ。饗應は宵祭、本祭注通上げの三日で、俗に表百姓とて祭の『大當』を受ける權利ある者のみが、此三日間本膳に着き、他の者は皆庭で飲食をする。祭神が嫌ふと云ふので鳥や卵を

食して一週間経ない者は遠慮をする。又喪中に服してゐる者も同じである(ぬかご一・二・四)。

クヒン〔狗獺〕 越後南蒲原郡大面村字白山に、太郎右衛門といふ老人があり、狗獺の大信者であつた。老人が信者となつた動機は、松原の天狗松近くで山仕事の最中急に狗獺に投飛ばされた爲である。老人が嬾と朝茶を飲んでゐると、赤ら顔の鼻の高い白衣を着た狗獺が、座敷に入り来て板戸を動かして戯をするので、老人が叱つた事もあつたと。又老人が便所の分別繩につまり損つて倒れかけた時、狗獺に助けられた事もあつた(越後三條南郷談)。按に、天狗信仰の一派生である。

クヒンモチ〔狗獺餅〕 美濃國の柚人は天狗に餅を供へるが、之を狗獺餅と云ふてゐる。即ち食事によつて神と人とは、同族的の交誼を結ぶ手相の遺風である(想山著聞集卷一)。

クマノノスキサウ〔熊野の水葬〕 紀州熊野の浦人は、親が死ぬと『鯛になつておじやれ』と云つて屍體を海に投げ込んだものである。鯛は熊野神の供御なので、死靈の救はれるのを意味してゐる(神道手引草卷中)。伊豆稻取町では毎年舊九月九日に、ハマオモト(萬葉

集の濱木綿)の葉で、家内の人数だけ人形(ヒトガタ)を作る。之をハンマア様と云ふ。床ノ間に飾り神酒や柏餅を供へて祭り、夕方に之を『鳥賊と秋刀魚』になつてござらッしやい』と云ひ、オイノ、哭く眞似をしながら川へ流す(民俗藝術二ノ一〇祭祀曆條)。按に、古く兩者の民俗が一根より出たものと考へたので、茲に便宜上併載した。

クマノビクニノカイソン〔熊野比丘尼の開村〕 熊野比丘尼が信仰の陰に隠れて、多くは歌比丘尼となり賣比丘尼となつて諸方を漂泊したが、稀には信仰に生き有縁の地を覓めて土着し開村する功者もあつた。

筑前早良郡脇山村の、生ノ松原にある壹岐神社の條に、貞觀年中に紀州の熊野比丘尼が三所權現を奉じて來て祭つたのである。熊野尼の事は郡中の處々に傳説として残されてゐるが、脇山では神に祭つてゐる。尼は機工であつて山水を引いて釣溝を構へ、山野を開墾して大いに土田を作つたのである。百姓は今に其賜を受けてゐる(太宰管内志)。更に近刊の早良郡誌は此事を詳記して此地の口碑に、十二社神は比丘尼某が紀州熊野の分靈を奉祀したもので、谷口、内野、原田、上

ノ原、寺地五丁餘戸の産土神である。又同村宇谷口に比丘尼の墓がある。此尼は貞觀年中に同村大字椎原の下日の堰(舊堤とも云ふ)を築いて水路を開き、脇山地内八町歩、内野地内十五六町歩の田に灌漑して公益を廣めたと載せてゐる。

阿波美馬郡祖谷村は山深い片田舎であるが、俚傳に、此村は大昔にエライミコと稱する比丘尼が來て、耕織の道を教へたので、今にそれを祀つた祠堂が存してゐる(同郡郷土誌)。

讚岐小豆郡坂手村は、昔せ、御前と云ふ巫女が來て、開拓したのが村の始まりだと里人は傳へてゐる(讚岐史初篇)。

クミ(組) 長門都濃郡戸田村では、組は主として田植の場合と、葬送の際との二種あつて、葬送の際の組も単にくみと呼ばれてゐるが、普通十軒位で一組を作つて居る。若し組内で不幸の起つた場合は、各家では少くとも一人は手傳に出る。火事の時も矢張り集つて、跡片付等をして又見舞品を送る(民俗學一ノ六)。按に組、講、株、輪中など其名は異つてゐるが、農村に於る互助共存の機關である。

クモノクワイ (蜘蛛の怪) 人取蜘蛛の話は各地にある東國甚量脚記によると元祿十二年に、京洛に大蜘蛛退治が行はれた。其文に「本國寺の山門に大蜘蛛がゐて其大さ一間餘もあり掃除してゐた人夫が蜘蛛に取られたので、其後數人寄合つて斧で之を殺した。處が件の人夫は遂に死んだと。又知恩院の山門にも六尺餘の蜘蛛が二疋もゐるが、門上の鳩を毎日數羽とつて首を食ひ血を吸ふのである」と。之は少し誇張した話かも知れないが、此外にも仙臺の源兵衛淵に大蜘蛛が侵入して、主の鰻と戦つたと云ふ話、又頼光朝臣の館に惟をなした土蜘蛛の話等の魔蜘蛛談が多いのである(郷土研究一ノ一〇)。

クモマヒ (蜘蛛舞) 羽後の東湖八坂神社は天王船越兩村の鎮守であつて、其所在は天王村字副瀉である。祭神は素戔雄尊である。同社は年中種々の祭式があるが本祭は六月七日であつて、此日に有名な蜘蛛舞が行はれる。それは一艘の船に柱を二本立て横木を結び、二筋の繩を垂らして置く。氏子の男一人が身に朱衣を着し、腕拔股引足袋まで朱の木綿の物を付け、頭には赤白の麻苧の振盪したるを髪とし、顔に黒き網を以て假

面なし二筋の繩より柱の上に昇り、種々なる藝當をするが、之は素尊に退治された八岐の大蛇の體である。蜘蛛舞とは其様子が蜘蛛の巢をかけるに似てゐるからだ(と云ふ(雄鹿名勝誌))。按に、下總のツクマヒと同系のものである。

クラ 大和吉野郡では、山中の巖石の時つ所をクラと云ふてゐる。但しクラシシ、クラツツジ等の語があるから、是は一般的の古語であつて、今の語で言へば岩ぐみと名づける地形であるだらう(山村語彙)。鞍掛参照。

クライケ (鞍池) 出羽狩川の大堰は、慶長十七年に狩川館北館大學が築いたものである。普請の初め最上川岸缺込み、大堰臺成就せざりしを以て、諸神に誓ひ秘藏せる青貝の鞍に、大石を結び付け水底に沈めた所不日に成就したと云ふ。今に此地を青鞍と云ふ(出羽國風土記卷二)。按に、馬犠牲の傳説化であつて、池の鞍は各地にある。

クラカケ (鞍掛) 鞍掛と云ふ地名は各所にある。そして此地名傳説は殆ど言合したやうに、馬の鞍が付き纏ふてゐる。例へば東京市日本橋區馬喰町の鞍掛橋は、

昔馬喰が集り馬の賣買をした折に、鞍を掛けたので斯く云ふと傳へ(日本橋繁昌記)、駿河富士郡の上内房なる鞍掛は、白鳥山の壘趾にあるだけに、武將の傳説が伴つてゐる(駿河國志卷二)。併しクラとは崖などの岩石時つ場所を云ふたもので(別項クラ参照)、カケは崖(ガケ)とも缺(山カケ、河カケなど類例は多い)とも解せられる。従つて多くの鞍掛のうちには、地形から起つた名のあることも考慮せねばならぬ。

クラカケイワ (鞍掛岩) 陸中稗貫郡矢澤村の鞍掛岩は前九年の役の折、源義家が鞍を掛けた岩であると土俗に傳へてゐる(岩手縣下之町村)。

クラカケジンジャ (鞍掛神社) 豊橋市岩崎町の入口に鞍掛神社がある。祭神は宇迦御魂神である。俚傳によると、此社は昔鞍馬大明神と呼んでゐたが、建久元年頼朝上洛の時、當社に參詣し、自ら鞍を奉納したので爾來社號を改めて、鞍掛神社と呼ぶやうになつた(豊橋市及其附近)。

クラカケマツ (鞍掛松) 常陸新治郡志土庫村大字穴倉字馬場平塚の上に昔一老松があつた。千有餘年のものであつたが、明治十一年に枯稿した。里人の話には、

昔僧空也が鹿に乗り、此處に来て鹿が死んだ。依て鞍を此樹に掛けたので名付けたと。空也の墓は同大字空也堂にある(筑波山と霞ヶ浦)。

武蔵橋樹郡宮前村大字土橋に鞍掛松がある。傳に源頼朝が鎌倉より此地を経歴の時、乗鞍を此松の枝に掛けられたと云ふ(新編武蔵風土記稿卷五)。

遠江小笠郡河城村大字倉澤字上倉澤の、圓通寺の後の原上に鞍掛松がある。遠く望めば鞍を掛けたる状があるので此名がある(掛川誌卷一〇)。

出雲八東郡法吉村大字國屋村の、切明神社の境内に鞍掛松がある。明神の神木であると言ひ傳へられてゐる(雲陽誌卷上)。

阿波板野郡大山村大字神宅に、源義經乗用の馬鞍を掛けたと云ふ鞍掛松があつたが、明治三十七年頃に伐採し、今は第二代の鞍掛松がある(徳島縣老樹名木誌)。

讃岐大川郡松原村大字歸來の鞍懸松は、昔源義經の鞍を懸けた所である(金毘羅名所圖繪六)。

【参考文獻】

下 總 香 取 町 香 取 郡 誌
武蔵橋樹郡橋村大字懸ヶ谷 武蔵風土記稿卷五

同大里郡明戸村大字石塚

大里郡神社誌

讃岐大川郡相生村大字前川

讃岐名勝圖繪卷一

クラカケモリ (鞍掛森) 羽後南秋田郡天王村字下出戸に鞍掛森があるが、昔城介實季が脇本を攻んとして、竊に銚子口に向つた時、大暑であつたので此處で馬の鞍を卸して休息した所であると云ふ(雄鹿名勝誌)。

クラマノタケキリ (鞍馬の竹切) 京郡の鞍馬寺にて六月二十日に竹切の行事がある。僧侶二名が近江方と丹波方とに分れて竹を切る。大蛇を、斬つた故實を傳ふと云ふ(湯嶺雜談)。按に、種々なる説あるも所詮は年占である。



【参考文獻】

鞍馬の竹切 (肥後 和男) 民俗學卷三連載
クラヤミマツリ (暗闇祭) ヤミマツリに併載した。
クリガミ (栗神) 丹後の十二月(シハス)栗神社は、神祠は無く木を神と稱してゐる。昔稚産靈神の植えたる木で、毎年十二月朔日に花が開き、二十日経つた後に實を結ぶのである。正月元旦に其實を取つて大神に

奉るのであるが、其例が今も差つた事がない。之は神験の奇蹟である(丹後國風土記)。

クリゲノウマライム (栗毛の馬を忌む) 磐城中村町大字西山の泉家では、栗毛の馬を飼ふ事を禁じて居る。それは妙見社に栗毛の馬を供へて、此種の馬を飼はぬと誓つたからである(相馬郷土史卷一)。

クリハキノワウ (栗は樹の王) 近江栗太郡に昔栗の大木があつて、其枝葉が九里四方を覆ふてゐた。景行帝が志賀宮に在る時、御惱に罹られたので、一覺と云ふト者に占はした處、栗の大木の禱であると云ふので其木を伐つたが、毎日の伐口が一夜の内に元の如くになつて伐り盡せない。再び一覺に占はせるに、毎日の木屑を焼けば良い、我は人間ではないが栗の大木に恨みのある葛である。栗は諸木の王で諸木を集めて下知をするが、葛は木でないとして我を除外した。此爲に陛下に伐木の法を教へるのであるとて消失してしまつた。帝は葛の言つた通りにして七十余日費して伐木した。そして此時の木屑を焼いたものが山となつて、今に焼屑を發掘すると云ふ。之が灰塚山の由來である(淡海温故録卷一)。按に、地名傳説に大木傳説と樹精傳説と

が併合したものである。

クルスバ 十字架(クルス)場の意味で、十間四方ばかりを圍んだ所と云ふのは、神の聖壇で中央の中四の石は聖水盤である。其處は伴天通が洗禮を施したり又は信者が十字を切つた所である(郷土研究一ノ二二)。

クルマチ (車地) 越後の信濃川流域で、車地と云ふのが近い迄行はれて居た村がある。之は田地の割替の事である。村の耕地はすべて共有で、個々の田の作人が順まはりに變つて行くから、車地と云ふのである(農村語彙)

クルマトガメノカミ (車咎神) 大和丹波市町附近に車返しといふ所がある。昔田村將軍が車に乗つて此處を通ると俄に車が後返りをして進まなくなつた。そこへ占者が通り掛り、之は西方の八條にある菅田神社が東向なのに、其前を甲冑で通らうとするからだと占つた。それで人を遣つて祠を南向にすると車は又進みだした。之から此名がついた(大和の傳説)。

クルマトメノヤシロ (車止の社) 上總長生郡長柄村の橋神社は、倭尊が東征の節弟橘姫が走水の海に入水した。尊は遺骸を望陀郡三畔村に葬つた。又尊は遺骸を

地車に載せ牽いたが、此所で車が動かなくなつたので弄つたとも云ふ。其印しに倭尊目ら松を裁給ふたのが、今の三畔山の松見寺である。又橋神社は大層鷹を嫌ふと云ふ(房總志料續篇卷五)。

クルマダ 「車田」 飛驒の高山に近い、大八賀村の松の木と云ふ處の田には、先づ稲苗一把を中央に置いて、それから丸く其周りを植えて行くのを故實として、之を車田と云つて居る。田の代掻きにも此方法がある、信仰に由来してゐるのであらう(農村語彙)。

クルミヤキ 「胡桃焼」 陸中遠野地方では、正月十四日夜に居爐裡の側で十二の胡桃を焼き、之を月の順に數へ、赤く焼けた月は晴、黒いのは雨、息を吹くのは風の月と判じて作物の工夫をした(遠野物語)。

クレネンク 「樽年貢」 信濃の下伊那郡大鹿村字鹿鹽は東鑑にも大河原鹿鹽とあつて、深い山奥なるより、古來御樽成を以て御年貢としたのである(伊那郡郷村記卷二)。更に同郡飯田町でも樽年貢を納めたものである(飯田萬年記)。

クロウマツカハヌムラ 「黒馬を飼ぬ村」 下總香取郡豊和村大字飯塚の俚傳に、昔領主飯塚左馬助が此地で戦

死をした。其時黒馬に乗つてサ、メ篋を着てゐた。それで里人は今に黒馬を飼はずサ、メ篋を着ない(同郡誌)。

クロヨセ 「畔寄」 下總の諸郡では、田植終りの後に休日又は祝宴がある。下女下男及びスケト(手傳)をすべて招いて饗する。村によつては、田植に先だつて此日をきめるが、部落に死者があると其年は畔寄が無い。故に危篤の病人でもあると、尙の事急いで畔寄の日を極めるのである(農村語彙)。

クワイタイデンセツ 「懐胎傳説」 岩代耶麻郡小平瀨村に、往昔地頭石部丹後と云ふ者の家に一婢あり、容貌極めて醜く年關る迄嫁し得ず、村の天満宮に詣て百日の間通夜して身の行末を祈るに、或夜怪しき人一枝の梅花を投げ與へ、左の袂に入ると夢みて孕み、十三ヶ月を経て子を生んだ。即ち連歌師花の本兼載が之である(新編會津風土記卷五〇)。因に、飛驒匠の母にも之と似た傳説がある。

クワイライシャ 「外來者」 關東では外來者を「渡り者」と云ひ、信州では「來たり人」と稱し、此外に「よそもん」とか「濡れ草鞋」とか、土地により稱呼は異つ

てゐたが、外來者を輕視し虐待(その實は恐れて歡待もするが)した事は一致してゐた。俚諺の「何處の馬の骨だか知れたものでは無い」と云ふのが、全國を通じて結論であつた。

信州上伊那郡では、他村から來た養子や嫁は、白い眼で見られ勝であつた。例へば養子に來て若い衆仲間に入れて貰つても、幾ら利口者でも散々に苛められるのが常であつた。昔の事であるが安曇の一日市場では、養子は初めての鎮守祭は、大提灯を背負されて、衆人環視の中を神社まで歩いて行く、村の者は口々に「養子」だの「養子の馬鹿」だのと惡態を云ふ。其揚句歸りに水を懸けられ泥を投げられたりした(民族三ノ二)。遠江積志村では、一年に一軒の家から二回葬式を出す時、後を引かぬようにと葬列の後から、薬打の槌(ツチン棒)を曳つて行くが、此役は、さしづめキタリウト(新居住者)が勤めた(遠江積志村民俗誌)。

大和吉野郡天川村洞川に福田の森と云ふがある。昔村の福田一家は大變な金持で、何不自由なく暮してゐたが、只因つた事は洞川人は悉く役行者の從者の子孫であるに、此家だけは他村から來たので、村人並に交際

が受けられず「一羽鳥」と扱はれた。其内に大饑饉が起つて村人は苦しんだが、福田家は一層苦しんだ。金はあつても食物を分て呉れず、到頭饑えて有たけの小判を壺に入れ山に埋め「朝日さすみつ葉うつぎの其下に小判千兩のちの世の爲」と彫つた碑を建て家内中死したそれが今の福田の森である(大和の傳説)。

播州北條町では他所よりの居住者には「町入り」と稱し、一小字町で定めた額の金を出させる事になつてゐる。昔は小字町全部の戸主を招き馳走したが、今は金で済す。昔は紹介人(身元引受者)が無ければ、町入りを許さなかつた(同郡誌)。

クワウゲツノワ 「光月ノ輪」 地質其他の關係で、月形に草の生えぬ(又は雪霜が早く消える)所を昔の人は光月ノ輪と稱し、馬頭觀音を祀り馬の療治場とした。東京淺草區の光月町も其一例である。陸中大迫町に龍馬場がある。廣さ纔に七八尺、長さ三十間餘、自然に些の塵なく清淨にして草を生えぬ。雷鳴が甚しければ必ず白毛が降る。其長さ五六寸乃至八寸で、俗に之を龍馬毛と云ふ(邦内郷村志卷三)。信濃東筑摩郡田井の附近金井原に、光月の輪と稱する

指し渡り十七間餘りの芝生がある。牛馬の病があるとき、此輪の周りに桑ノ木の小さき杭を打てば平癒すると云ふ(千曲の眞砂卷九)。

美作勝田郡高取村大字池ヶ原に月の輪と云ふ荒地がある。往古より不浄あれば、村内牛馬損すとて、牛馬に草も飼はず、永劫滅免の地である(東作誌)。

クワウジンカウー「荒神講」 伯耆西伯郡大高村大字岡成の、荒神講は閏年の二月二日から五日に及ぶ村の大饗宴である。之には老人、壯年、青年、幼年の四種類と男女の別があり、都合八組の荒神講が出来て、其各々が宿を定めて材料を持寄り、趣向を凝らして打興じるのである(民俗學四ノ四)。

クワウジンサマ 「荒神様」 上州綿打村地方では、十一月六日、十六日、廿六日の三日を、オカマ様の留守隠居と云つて、各家とも荒神様へ牡丹餅を拵へて上げる。そして子供が出来る様に祈る。此日は夜業なしで早く寝る。即ち性的行事である(民俗學二ノ一一)。

【参考文獻】

荒神様起考 (米澤 義弘) 郷土趣味三ノ二
クワサウセヌトチ 「火葬せぬ土地」 安藝忠海町と備後

世羅郡西大田村大字賀茂は絶えて火葬をしない。元三次侯の所領に係り、曾て侯の病を神に祈る事があつて、永く火葬をすまじき由を神に誓つた故と云ひ傳へてゐる(藝藩通志卷四)。

クワシユ 「畫指」 支那から我國へ輸入したもので、奈良朝から行はれた立證方法で、人指に墨を塗り押捺したものである。

【参考文獻】

我國の畫指 (黑板 勝美) 法學協會雜誌三七ノ三
クワジユゼメ 「果樹責」 ナリキリを見よ。

クワセキデンセツ 「化石傳説」 屍骸を發掘したのが化石傳説の起原だと考へてゐる。従つて各地に多く存してゐる。猶「望夫石傳説」を参照せよ。

岩代大沼郡野尻村の美女峠に、昔平家の落人の眼指知親と云ふ夫婦の者が住んでゐたが、鎌倉方の詮議が厳しく身の置き所がない爲め夫婦共自害を遂げた。すると夫婦が忽ち石と化し今も二つ石が存してゐる(同郡誌)。

武蔵都筑郡田奈村大字長津田にある大石權現社は、在原業平を祭り、神體は石で其大きさは人の容に同じ位

である。業平が東國へ下向し死して石に化したのだと云ふ(新編武蔵風土記稿卷八八)。

神武帝の大和を御平定後、彌彦の神は大和を立つて越後寺泊町に下り、越の賊を平げ開拓に盡された。大和に残された妃は夫の神を慕ひ寺泊近くまで辿り着いたが、夫の神は未だ業成らずとて、山に姿を匿し樵夫に他言を禁じ、口外せば化石にすると告げた。後樵夫は妃との禁を破り遂に化石した。寺泊町野積のお宮に此化石が残つてゐる(傳説の越後と佐渡)。

豊後直入郡都野村黒嶽の麓に女郎地と云ふがあり、其附近に小社がある。之は平家の滅亡の時、一人の女禰が此村に遁れ住つてゐたが、或日黒嶽で武士に捕へられ責殺されて石に化した。此石に觸れると大雨が降り、他に移せば自然に元に歸ると云ふ(豊後傳説集)。

天草嶋美人岩は、昔景行帝が船で北上なされた時、姫の妊娠に氣遣はれ御所浦の漁村にお預けになつた。其地が姫ノ浦である。姫は都戀し父戀しと泣續けられ遂に岩と化した。其岩を美人岩と云ふ(天草島民俗誌)。

【参考文獻】

老女化石譚 (柳田 國男) 郷土研究四ノ五

岩代耶麻郡岩月村字上田

耶麻郡誌

磐城石城郡夏井村大字藤間

石城郡誌

上野利根郡新治村大字新巻

上野志五

尾張知多郡馬場村

尾張志

安藝賀茂郡西高屋村大字中嶋

賀茂郡誌

加賀能美郡白峰村大字桑嶋

能美郡誌

播州明石郡林崎村

同郷土誌

クワンオンノゼニカリ 「觀音の錢借」

觀音に詣て散錢

を借る人が多い。此錢初め二百錢借りて返す時は倍の四百錢にするのである。昔大阪の人が觀音の錢二百錢借りて商賣の元手とし大儲して八千貫の利益を得たとの事である。専ら關西に行はれる(譯海六)。

クワンカケサクラ 「棺掛櫻」 京都市外嵯峨清涼寺に近き、八宗論池の側に棺掛櫻と云ふがある。傳に嵯峨上皇が崩御の時、御遺詔により御棺を此樹上に掛けたと云ふ(山州名跡志卷八)。

クワンジツノフクムカヒ 「元日の福迎」 播磨では大晦日の夜は遅く迄、僅に雨戸を開いて置くが、之は福神の入り来る爲である。又元日は朝早く雨戸を開かせない。又朝祝とて歳徳神を祭り、雑煮を食ひ終る迄は

内室の掃除は決してしない。之は福の神を掃き出さない爲である(赤磐郡誌)。

【参考文献】

元日の福神迎へ (出口 米吉) 人類學雜誌
丹後國の上人の話 今昔物語卷一五
丹後善甲寺上人 沙石集
京都の元日 日次紀事
南都の正月 西鶴胸算用

クワンジヤウノマツ (勸請松) 大和生駒郡富郷村大字三井の伽藍では、明治迄は牛玉加持を行つたが、其作法は入口に松を植え周圍に注連繩を張り、清淨の結果となし、其中で壯嚴の祈禱をしたものである。今残つてゐる勸請松は四百年前のものである。正月に門松を立てるのは之に倣したもの云ふ(教育畫報九ノ一)。岩代南會津郡大宮村大字山口の高旗山に入幡木がある。頼義が東下の時、山上に入幡を勸請した折の松と云ふ(相生集卷三)。播磨明石郡伊川谷村大字前開の小字太山に太山寺がある。仁王門の外にカンテウの松と云ふがある(西攝大觀)。

クワンダチ (願断) 越後地方では、昔新田開發など何か大願を企てる者は、先づ己が好むものを生涯食へないとか、又は愛する草木を作らぬとか、日頃信仰する神佛へ祈願する。之を願断と云ひ各地に其例が多い。(越後風俗志六輯)。

クンキヲカミニマツル (軍器を神に祀る) 下野田沼町大字栃本の根古屋神社の神體は、鎧一領を釘付の櫃に納れたものである。之は藤原秀卿が龍宮より將來した十種神寶の一なる室丸の鎧である。後に心經の腹巻と云ふた。治承中秀卿の後裔足利忠綱が、宇治川先陣の時に奇瑞があつて以來神靈と崇め、避來矢權現と祀り其後今の名に改めた(安蘇郡誌)。按に、避來矢は平石で石神體ではあるまいか。

クンナイフシツノシンシヨク (郡内不出の神職) 信州諏訪明神の社の大祝は、諏訪郡内から出てはならぬ事に垂跡以來の流例となつてゐる。白河院の御宇に大祝爲仲が上洛しやうとした處、一ノ鳥居前から郡の境の大田切に至る迄に乘馬七匹が斃れ、又美濃の蕤田村に至つて自害した(諏訪大明神繪詞卷上)。

ケ

ケイセイセキ (傾城石) 豊前築上郡東上村と厚井村との境の山上に傾城石がある。京都の美妓が情夫を慕つて此處に来て變死して石と化した。此石は小兒でも男子なれば動き女子ならば動かぬ(同郡志卷二)。按に、大磯の虎子石と同系の傳説である。

ケイセイツカ (傾城塚) 攝津嶋上郡神崎村に傾城塚がある。所傳に法然が配流の時、同所の遊女五人が法然より法を聞き投身した。其屍を埋めた塚と云ふ(攝陽群談卷九)。傾城塚は各地にある。

ケイセイヌマ (傾城沼) 越後蒲原郡日出谷村白山社相殿は地主神である。俚傳に昔此村の長太が商用で鎌倉に行き、同地の傾城と知り合ひ、此村に伴ひ歸つたが後疎くなりしを女が恨み、琵琶沼の邊に鏡七面を遺して投身した。里人が憐み遺骸を取收めた。然るに怨靈が長太の家に祟つたので相殿に祭つた。琵琶沼は一名傾城沼とも云ふ(新編會津風土記卷四)。

ケイソクザン (鷄足山) 常陸茨城郡片庭村鷄足山の山

ケイセイセキケガハリチザウ

頂にある、大石の面に鷄の趾が鮮に數多付いてゐる。此山を一に佛の山と云ふのは怪巖奇石佛像鬼形をなしてゐる爲である(新編常陸國誌卷五)。

ケイメイデンセツ (鷄鳴傳説) 我國の神々は鷄が鳴くと、人界を距つて天界に昇るのを常とした。此理由から鷄鳴傳説は生れたのである。例へば越後石地町に岩の掛橋と呼ぶがある。昔羅石明神が越後と佐渡との間を連接せんとて、或夜、多數の眷屬を使役して橋懸の工事中、天邪鬼が鷄鳴を眞似たので、明神も眷屬も姿を隠し橋は出来ずに終つた。岩の懸橋は其一部だと云ふ(日本傳説集)。そして斯うした傳説が一段と發展すると、鷄を飼はぬ村となるのである。

【参考文献】
弘前市八郎沼 津輕口碑集
佐渡 眞野村 傳説の越後と佐渡
河内磯長御陵 日本傳説集
大和生駒郡南生村 大和の傳説
紀州西牟婁郡富土橋 郷土研究一ノ五
ケガハリチザウ (毛髮地藏) 尾張愛知郡嶋山村の古厩山地蔵寺は、昔熊坂長範こゝに住み、常に馬を盗んで

来て既に繋いだ所で、此地蔵尊に祈れば必ず毛色が變つた(尾張名所圖繪卷五)。

ケガヨケノフ 「怪我除符」 天保の頃迄は大體の者は、搦拍搦授(此文字ジャクコウジャクカクと讀む)の四字を書いて懐中してゐた。之を不例の文又は怪我除の符と名付る。聞説源頼朝鶴ヶ岡八幡宮の境内で、鶴の翅に此四字を金の小牌に韋して放された(越後風俗志第三輯)。

ケガレヲコノムハカ 「汚れを好む墓」 上總殖生郡蔵持村字平藏組に土橋平藏の墓がある。平藏は敗戦し此窟窟に入つて自刃した。此墓は衆庶に見られるのを忌み、常に荆棘で陰蔽して置く、風邪に犯された者は、之を脱して掃除して墓石を露はし、治れば又元の如く隠匿する(上總町村誌卷五)。

ケサクデンセツ 「蹴裂傳説」 信州安曇郡の一ノ宮に穂高神社がある。蛇が神のお使だとして神社の祭典には、神官が二十一日間水垢離をとつて身を淨め、穂高岳へ登つて蛇を見つけて歸社し盛大な祭典を営む。そして氏子には必ず一人づつ腋の下に鱗のある者が生れると云ふ。それは昔安曇と筑摩の地に涉り大湖水のあつた

頃、穂高見命が湖の主の娘犀龍との間に白龍太郎と呼ぶ子を儲け、犀龍は命が湖水を乾して此地に安曇族の郷土を創め度い希望を知り、或日白龍太郎を乗せて蛇體となり風雲を起し、隘路を蹴破り湖水を北海に導いた。それが爲に湖底であつた松本、安曇の兩平野が現はれた(山の傳説)。因に、斯うした蹴裂傳説は各地にあり、如何にするも載録しきれぬので、此問題に特に興味を有する者は参考文献に由らねたい。

【参考文献】

- 蹴裂傳説と古代の開墾術 (中山太郎) 民族四ノ三
- 上野吾妻郡吾妻山の切腹 上毛傳説雜記四
- 甲府の穴切神と蹴裂明神 (山中共古) 日本傳説集
- 近州犬上郡姉川の由來 淡海温故錄三
- 京都市外嵐山の蹴裂神 日本書紀傳一〇
- 越前三國町銚子口の由來 同名蹟考一二
- 肥後山鹿郡茂賀浦の傳説 肥後國志一一
- 薩摩出水郡迫門の由來 三國名勝圖繪一
- ケシヤウチザウ 「化粧地藏」 相模足柄上郡弘西寺村に化粧地藏がある。祈願する者は必ず白粉或は胡粉を以て佛面を塗る。又堂前の坂を化粧坂と云ふ(新編相模

風土記卷二〇。

ゲダウ 「外道」 犬神の別名である。藝備長防の賤民は犬神と云ふ外道を持てゐて、少しの恨みがあると犬神を人に憑くとあるのでも知れる(本朝故事因縁集三)。

ケタガミ 「氣多神」 ケタは析なるべしと云ふが、古く我國では鮭をケタと云つた事がある。氣多神は鮭を祀つたのが起原ではあるまいか。

【参考文献】

氣多神考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇

ゲチヨゲナンノイチ 「下女下男の市」 下關市から北へ十二里程の瀧部村には、昔から下女下男の市がある。二百年以前に始まつたもので、春秋二季の大市と、毎月一日十日二十日の例市が開かれ、近在から雇ふ人と雇はれる人が出て来て、相談して纏まれば契約書を作り、其場から連れ歸り或は後日出直す。中には夫婦一軒の家に雇はれやうとする者もある。期限は二月二日より八月二日、八月二日より二月二日迄とする(大阪朝日新聞、大正四、八、一一)。

ケツエキノゾクシン 「血液俗信」 血を生命の源泉と考へた古代民族は、之を尊ぶと同時に之を恐れてゐた。

従つて之に關する種々なる俗信が生じたのである。

播磨風土記讀容郡の條に、大神の妹有二柱が各々競て國を占める時、妹玉津姫命は生鹿を捕り、其腹を割きて稻を其血に種ると、一夜の間に苗を生じた。即ち取て之を殖えた云々。同書賀毛郡雪潤里の條に、丹生津彦神、法太の川尻を雲潤の方へ越えんとせし時、大水神は、吾は穴ノ血を以て田作る故にとて辭退した(以上。標注古風土記本意譯)。

沖繩の村々では疫病が流行すると、村の出入口に注連繩を張るが、其繩は豚の血に浸す(ひるぎの二葉)。沖繩八重山では、現今でも九死の大病人に山羊の生血を飲ませる。それは山羊の四肢を縛つて身動きの出來ぬやうにし、山刀で喉笛を掻切り其小孔へ竹管を挿入して病人に吸はせる。山羊は血液を吸はれるに従つて衰へ行き、反對に瀕死の病人は全癒する(神社協會雜誌二二の五)。按に、一種の輸血法で、内地人が鼈ノ血を飲むのと同じである。

【参考文献】

- 農業と血液 (ネフスキー) 土俗と傳説一ノ一
- ケツカイセキ 「結界石」 信州更級郡の冠着山に比丘尼

石があり、昔は婦人は此石より奥へは登る事を禁じて
ゐた(郷土研究三ノ二)。

ケツケイ〔月経〕 血忌の俗信として、産穢と共に古く
から廣く行はれたものである。倭尊が宮寶姫に對し、
「おすひの裾に月立ちにけり」と諷はれ、之が爲に尊
は伊吹山で苦戦されたとある(熱田縁起)。資料は多き
に過ぎ採録しかねるので、一題一件を原則とした。

初潮祝 濱松市外曳馬村附近では昔は、女子に初潮が
あると、隣家は米二三合を袋に入れて其家に贈り「初
花が咲いてお目出度うござります」と祝詞を述べたも
のである。其女子は月水の度毎に小屋へ這入て日を
送る習慣があつた(土のいろ一ノ三)。河内でも初めて
月経を知つた時は家内でお祝をする(中河内郡誌)。八
丈嶋では月経をタビと云ふ。初潮の時はタビ祝とて村
中の青年が芋酒一升なり、里芋一籠なり持ち寄つて祝
ふのである。つまり娘が一人前になつた事を村中に披
露するのである。婦人は月経中は旅小屋に入つて謹慎
する(旅からす)。因に、東京市の故實を尙ぶ商家には
今に此風がある。

月経と神詣 筑前宗像神社の氏子は、死血の汚穢を忌

む事が甚だしく、婦人が月の障りのある時は、細民に
至る迄も別居して火を共にせず、十二日を経ねば竈の
祭りをせず又神に詣でぬ(筑前舊志略卷下)。此事は今
も各地に行はれてゐる。

月経と農事 三河では田を植初める日をサビラキと云
ひ、正月の門松又はニンホの著へを取出し、田植飯と
て米麥赤小豆稗などを一つに飯に炊き、田に男女が集
り食ひ、残りは川に流して家には持歸らぬ。田植には
月水の女を忌む(三州吉田領風俗答状)。西讃岐では、
始て田を植る月をサイケ又はサヒラキと云ふ。此日月
水ある女は更に田の中に入らしめぬ(西讃府志)。

月経と別火 駿河志太郡地方では婦人月経中、煮焼食
事をする所を「ひま屋」と云ふ。席二三枚の小屋で同
火を忌む爲である(同郡誌)。遠州では婦人が月経にな
れば「他屋」と云つて、別室に居て別火で食事をする。
一國が皆同じ風俗である。火を吟味する事が格別であ
る(譚海九)。若狭三方郡山東村丹生では、婦人の月経
ある時、又は出産の際は、村外に構へた小屋に住はし
めた。之を産屋(ウブヤ)と云ふ(同郡誌)。

月経の禁厭 攝津豊崎町豊崎神社の森の松の葉を、女

中が懐中して旅立つ時「浪花津に咲くや此の花」と上
の句を讀めば何時迄も月水ない。又「今を春べ」の下
の句を讀めば忽ち月水がある(浪花のながめ五)。東京
市では生小豆一粒を一日とし、之を呑めば月水を中止
すと云ふ。

月経傳説 三河白山の十一面觀音は金佛である。山下
の盜賊が之を盗まうとして數人で來たが動かぬ。此事
を老婆が聞き、奇特ある靈佛には若い女の月水の附た
脚布を佛の頭上からかければよいと語る。盜賊は斯う
して今度は安々と麓へ下したが、俄に震動して盜賊の
一村が淵となつた(三河雀卷四)。

月経と不縁 下總結城郡總上村岩田某の妻お蓮は、結
婚當日に不淨の身となつた。同村では昔からの迷信で
結婚當夜不淨の女は不縁となると言傳へてゐるのでお
蓮は氣にしてゐたが、四ヶ月後夫から突然離縁されて
逆上し、夜中に裁縫用の鋏で夫の咽喉を刺し全治二週
間の傷を負はせた(大阪朝日新聞大正一一、六、二九)。

ケツリカケ〔削り掛〕 古は堂上にも行はれたが、今で
は草深い土地でなければ、見られぬやうになつた。土
地により花とも粟稗などとも云ひ、木も常滑木、

樫など一定せぬ。アイマのイナウと同系の物と云ふ説
もある。

東京市世田ヶ谷區大藏では、正月十五日に竹を割つて
元に接骨木をさし門邊に立てる。百姓に問へば粟稗
ほの形だと云ふ。之は江戸の削り掛の代用である(向
岡閑話)。

伊豆伊東附近の村落では、正月十四日を十四日年越と
て藪玉を作り、更に十四日花とて削り掛を軒にかけ疫
癘を祓ふ呪とする。削り
掛はマメの木又は萩で房
状にした自製である。翌
十五日之を取去り屋内に
保存し其年の煤拂きの日
に爐を焚き初めるとき用ゐる(伊東及附近)。



甲府善光寺本堂にて正月七日寅ノ刻に、柳の長さ三尺
許りの削り掛け棒を僧侶が持出て、參詣群集の間に投
ず、之を金剛杖と云ふ。貴賤争つて之を奪ひ合ひ、拾
ふ者を佛縁があるとて人が羨む(裏見寒話卷八)。
長岡領にては勝軍木を削り、正月十四日に門戸に懸て
二十日に取去る(越後長岡領風俗閑話)。